

令和2年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」調査研究事業

令和2年度  
障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式  
調査研究事業

報 告 書

令和3（2021）年 3月

一般財団法人 日本総合研究所



# 目 次

序章 事業実施概要 .....	1
1. 「令和元年度 『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」結果の集計、分析.....	3
(1) 事業の実施目的.....	3
(2) 事業概要.....	3
2. 検討の実施体制 .....	5
第Ⅰ部 「令和元年度 『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」結果の集計、分析.....	7
1. 調査の概要.....	9
2. 結果要旨 .....	11
3. 調査結果（単純集計） .....	13
(1) 養護者による障害者虐待についての対応状況等 .....	13
(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等.....	22
(2)－1 市区町村における対応状況等.....	22
(2)－2 都道府県における対応状況等.....	24
(2)－3 障害者虐待の事実が認められた事例について .....	26
(3) 使用者による障害者虐待についての対応状況等 .....	32
(4) 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等.....	32
(5) 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について .....	34
4. 調査結果（詳細分析） .....	41
(1) 相談・通報件数に関する分析.....	41
(2) 養護者虐待事案の詳細分析 .....	45
(3) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待事案の分析 .....	57
5. 障害者のセルフネグレクトに関する特別調査.....	73
6. 重篤事例対応を行った自治体に対するヒアリング調査.....	75
第Ⅱ部 「施設従事者虐待における再発防止」に着目した アンケート調査及びヒアリング調査の結果の集計・分析 .....	83
7. 「施設従事者虐待における再発防止」に着目したアンケート調査及びヒアリング調査 .....	85
参考資料1 障害者虐待の都道府県別経年比較 .....	103
参考資料2 障害者虐待の経年比較.....	120
参考資料3 平成27年度～令和元年度の5ヶ年の調査結果を用いた集計 .....	136





# 序章 事業実施概要



## 1. 「令和元年度『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」結果の集計、分析

### (1) 事業の実施目的

平成 24 年 10 月 1 日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」または「障害者虐待防止法」という。）が施行された。「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）（平成 12 年 11 月施行）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）（平成 13 年 10 月施行）」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）（平成 18 年 4 月施行）」に次いで成立した同法は、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備を背景としつつ、先行する上記虐待の他法と比べ、下記の点をはじめとして、虐待の防止についてより明確な姿勢を打ち出しているとも言えるものである。

- ①障害者に対する虐待行為の禁止を広く規定（法第 3 条）
- ②使用者による障害者虐待（「以下「使用者虐待」という。）の防止に関する規定（法第 2 条第 8 項、第 21 条、第 28 条）
- ③就学する障害者等に対する虐待の防止に関する規定（法第 29 条、第 30 条、第 31 条）
- ④正当な理由のない身体拘束を身体的虐待とともに禁止（法第 2 条第 6 項第 1 号イ、第 7 項第 1 号、第 8 項第 1 号）
- ⑤市町村虐待防止センター、都道府県権利擁護センターの設置義務（法第 32-39 条）

本事業では、厚生労働省が実施している「令和元年度『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」（以下「障害者虐待対応状況調査」という。）や自治体ヒアリング調査等をもとにした分析等により、障害者虐待の未然防止や再発防止等に向けて、今後有効と思われる取組の視点や留意点等の提案を行うことを目的として実施した。

### (2) 事業概要

#### ①調査結果の集計、分析

令和元年度「障害者虐待対応状況調査」の集計、都道府県への照会作業を行い、最終結果を取りまとめた。

なお、本報告書で掲載している調査結果は、令和 2 年 3 月 26 日に厚生労働省より公表された「令和元年度『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」の【参考資料 5】と同一の内容である。

あわせて、法施行から毎年度実施している同調査の 8 年分の結果の経年比較、5 年分の養護者による障害者虐待（「以下「養護者虐待」という。）、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（「以下「施設従事者虐待」という。）の事例をもとにした詳細分析を行った。

#### ②重篤事例対応を行った自治体に対するヒアリング調査

障害者虐待における死亡事例や傷害事件となったような重篤な事例の未然防止、再発防止に

向けて、効果的な取組や体制等、現状における課題を聞き取り、今後必要な対応策を検討することを目的に、令和元年度「障害者虐待対応状況調査」で施設従事者虐待に関して障害事件等となった事例等を計上した自治体、法人・事業所に対して、事例概要、虐待発生後の対応、その後の再発防止に向けた取組等に関するヒアリング調査を実施した。

### ③「施設従事者虐待における再発防止」に着目したアンケート調査及びヒアリング調査の結果の集計・分析

障害者虐待防止法では「虐待再発防止」に向けた対応は規定されていない。しかし、平成29年度、平成30年度の「障害者虐待対応状況調査」結果をみると、施設従事者虐待において過去にも虐待があった施設の事例は、平成29年度で17.7%、平成30年度で26.0%と一定程度確認されている（図表1）。

『市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き』（令和2年10月、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室、9p、以下「国手引き」という。）では、「障害者虐待防止と対応の目的」を「障害者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援すること」としている。障害者虐待の未然防止に加え、再発防止に向けた取組の積み重ねが、障害者の尊厳の尊重や安心した生活を送ることができる支援に資すると考えると、再発防止に向けた取組の重要性は高いといえる。

そこで、「施設従事者虐待における再発防止」に着目し、①法人・事業所による自助努力に加え、②法人・事業所に対し、自治体や自立支援協議会等、第三者による改善支援もなされた事例（「施設従事者虐待改善事例」）の収集を通じて、その取組内容や工夫、課題等の聞きとり及び整理を通じて、他自治体や他の法人・事業所に参考となる情報や課題等のとりまとめを行うことを目的に、①アンケート調査及び②①の結果をふまえたヒアリング調査を実施した。

#### 施設従事者虐待における虐待判断件数、過去に虐待が認められた施設数、構成割合<sup>1</sup>

	虐待判断件数 (施設数)	過去に虐待が認められた施設数	構成割合
	(A)	(B)	(B)/(A)
平成29年度	464	82	17.7%
平成30年度	592	154	26.0%

出典：平成30年度及び令和元年度の「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究について」調査研究事業報告書をもとに作成

<sup>1</sup> 同調査において、施設従事者虐待における「過去に虐待が認められた施設数」の設問が新設されたのは平成29年度調査であるため、平成29年度以降の調査結果をもとに集計を行った。



## 2. 検討の実施体制

本事業では、「令和2年度 障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」に係る検討委員会を設置し、令和元年度「障害者虐待対応状況調査」結果の集計、分析を行うとともに、障害者虐待防止の実効性を高めるための有効な方策に関する検討を行った。

本事業の委員会メンバー及び開催日程、議題等は以下のとおりである。

### 令和2年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」に係る検討委員会 委員

※五十音順、敬称略

氏名	所属
大村 美保	筑波大学 人間系 障害科学域 助教
◎小山 聡子	日本女子大学 人間社会学部長 社会福祉学科 教授
曾根 直樹	日本社会事業大学 福祉マネジメント研究科（専門職大学院）准教授
谷口 泰司	関西福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授
野村 政子	東都大学 ヒューマンケア学部 看護学科 准教授

(◎委員長)

#### 【事務局】

一般財団法人 日本総合研究所

### 令和2年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」に係る検討委員会

#### 開催日、議題

開催日	議題
第1回検討委員会 令和2年8月21日	(1) 昨年度調査結果の報告と本年度調査研究の概要について (2) ヒアリング調査に向けた検討 (3) その他
第2回検討委員会 令和2年10月27日	(1) 「令和元年度 障害者虐待対応状況調査」の状況 (2) 重篤事例（特に死亡事例）に関する自治体ヒアリング調査について (3) 「施設従事者虐待改善事例」アンケート調査の現状報告 (4) その他
第3回検討委員会 令和3年1月26日	(1) 「令和元年度 障害者虐待対応状況調査」集計報告（速報版） (2) 重篤事例ヒアリング調査（特に死亡事例）の報告 (3) 「施設従事者虐待改善事例」の経過報告（アンケート調査、ヒアリング調査） (4) その他
第4回検討委員会 令和3年3月16日	(1) 「令和元年度 障害者虐待対応状況調査」について (2) 重篤事例ヒアリング調査（特に死亡事例）について（とりまとめ） (3) 「施設従事者虐待改善事例」（アンケート調査、ヒアリング調査）について（とりまとめ）



第 I 部 「令和元年度 『障害者虐待の防止、障害者の養護者に  
対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」

結果の集計、分析



## 1. 調査の概要

### (1) 調査目的

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「法」という。)の施行(平成24年10月1日)を受けて、令和元年度(平成31年4月1日～令和2年3月31日)における障害者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

### (2) 調査方法

全国1,741市区町村及び47都道府県を対象に、令和元年度中(平成31年4月1日～令和2年3月31日)に相談・通報(本人による届出を含む。以下同じ。)があった障害者虐待に関する事例について、主として以下の項目で構成される調査を行った。

#### ○市区町村対象の調査

1. 養護者による障害者虐待
  - (1) 相談・通報件数及び相談・通報者
  - (2) 事実確認の状況と結果
  - (3) 虐待行為の種類と程度
  - (4) 被虐待者等の状況
  - (5) 虐待への対応策
  - (6) 死亡事例
2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
  - (1) 相談・通報件数及び相談・通報者
  - (2) 事実確認の状況と結果
3. 使用者による障害者虐待
  - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等
  - (1) 相談・通報件数及び相談内容に該当する機関
5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況

#### ○都道府県対象の調査

1. 市区町村からの報告件数
2. 都道府県が直接受け付けた相談・通報件数
3. 1及び2における具体的内容(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待)虐待があった施設等の種別、虐待行為の種類、被虐待者等の状況、行政の対応等
4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等
5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況
6. 虐待等による死亡事例の状況(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待)

## 【用語解説】

「養護者」とは、

- ・ 障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者

「障害者福祉施設従事者等」とは、

- ・ 「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」の業務に従事する者

「障害者福祉施設」とは、

- ・ 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定するのぞみの園

「障害福祉サービス事業等」とは、

- ・ 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

「使用者」とは、

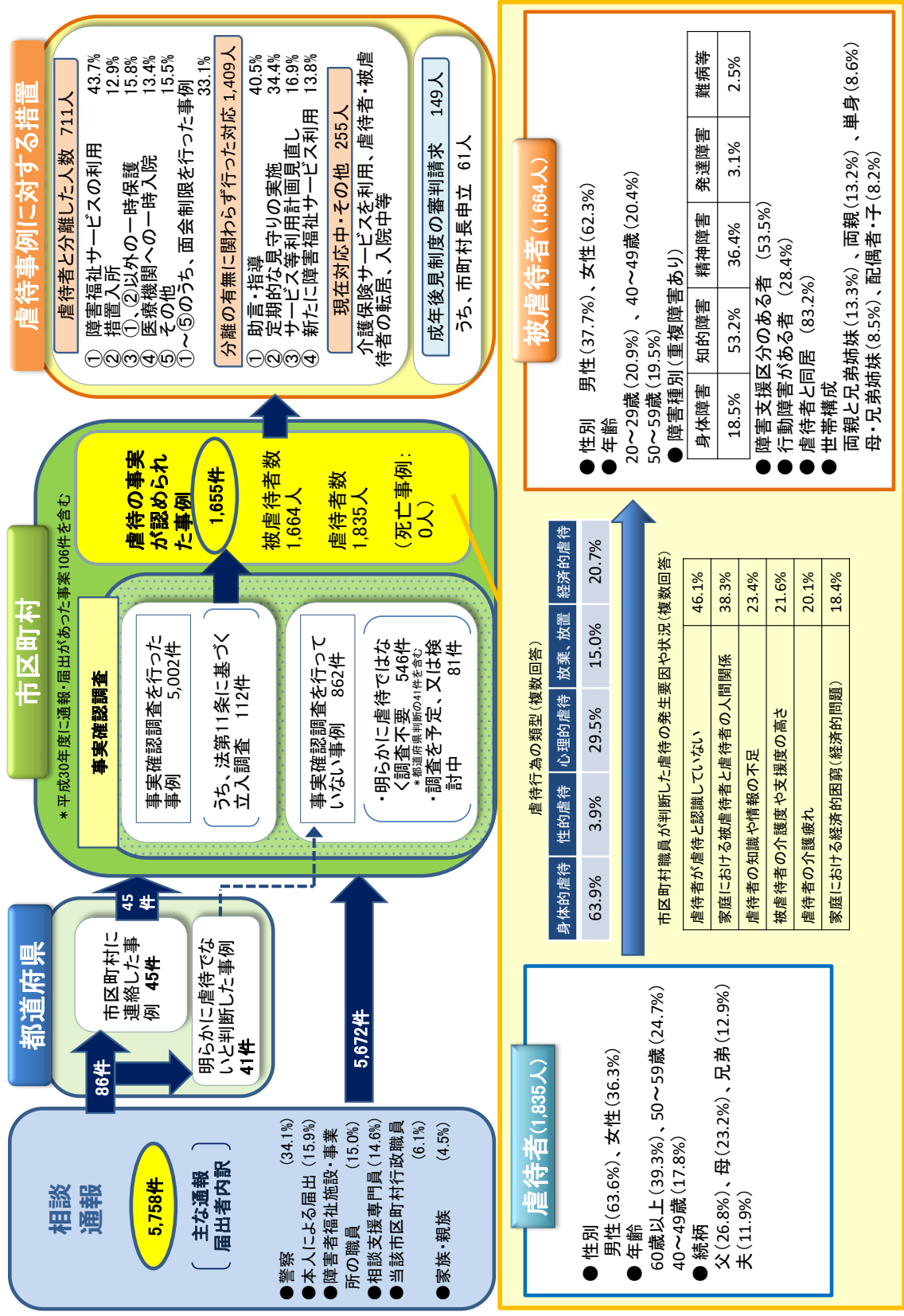
- ・ 障害者を雇用する事業主、又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

## 【留意事項】

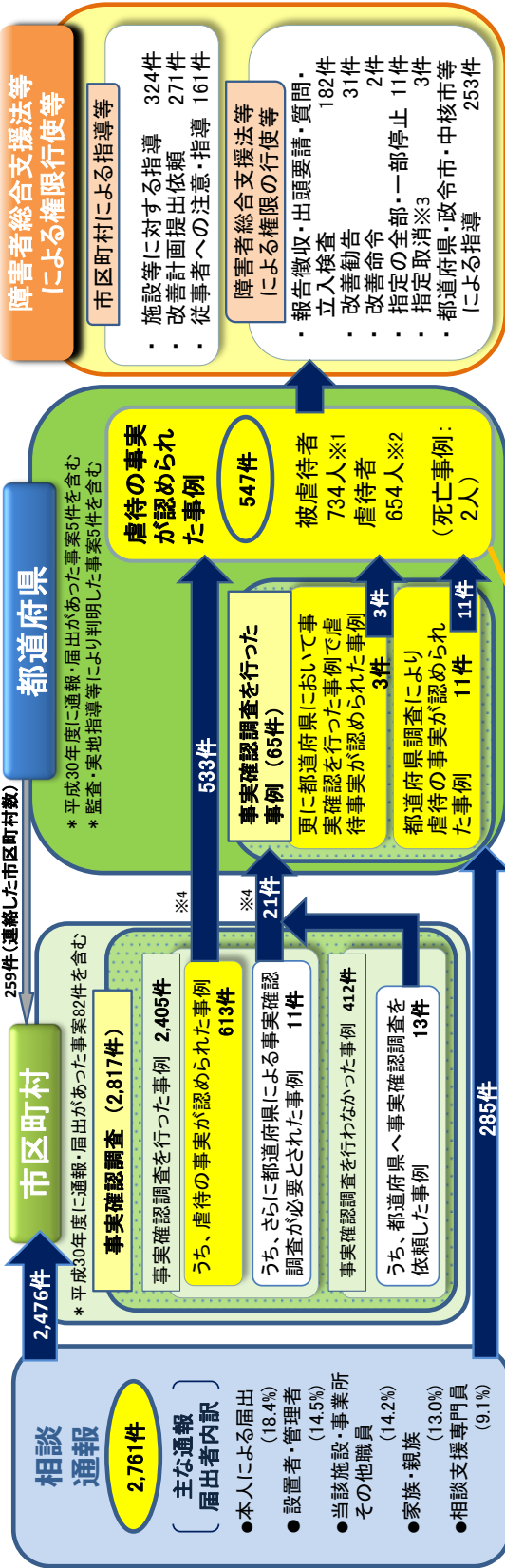
構成割合（％）は四捨五入しているため、内訳の合計が100%に合わない場合がある。

令和元年度 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞

参考資料3



# 令和元年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞



### 虐待者 (654人)

- 性別 男性 (68.0%)、女性 (32.0%)
- 年齢 50～59歳 (19.1%)、60歳以上 (16.5%)、30～39歳 (14.1%)
- 職種 生活支援員 (42.0%)、その他従事者 (9.0%)、世話人 (7.6%)、サービス管理責任者 (7.3%)、管理者 (7.2%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	59.8%
職員のストレスや感情コントロールの問題	55.3%
倫理観や理念の欠如	53.6%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	16.2%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	24.2%

### 虐待行為の類型 (複数回答)

身体的虐待	52.7%	性的虐待	13.2%	心理的虐待	40.0%	放棄、放置	7.3%	経済的虐待	9.9%
-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	------	-------	------

障害者虐待が認められた事業所種別

障害者支援施設	160	福祉総合	
居宅介護	16	29.3%	
重度訪問介護	11	2.9%	
同行支援	1	0.2%	
行動援護	2	0.4%	
療養介護	14	2.6%	
生活介護	68	12.4%	
短期入所	20	3.7%	
重度障害者等包括支援	1	0.2%	
自立訓練	1	0.2%	
障害者支援	5	0.9%	
認知症対応型共同生活介護	22	4.0%	
認知症対応型共同生活介護	47	8.6%	
共同生活援助	30	16.3%	
一般生活支援事業所及び特定相談支援事業所	5	0.9%	
移動支援事業	8	1.5%	
地域活動支援センター等経営する事業	5	0.9%	
福祉ホーームを経営する事業	1	0.2%	
児童発達支援	5	0.9%	
放課後等デイサービス	64	11.7%	
児童相談所	1	0.2%	
合計	547	100.0%	

### 被害待者 (734人)

- 性別 男性 (61.0%)、女性 (39.0%)
- 年齢 ~19歳 (19.1%)、20～29歳 (18.7%)、40～49歳 (18.5%)、30～39歳 (16.8%)
- 障害種別 (重複障害あり) 身体障害 21.3%、知的障害 78.7%、精神障害 11.7%、発達障害 3.7%、難病等 1.2%
- 障害支援区分のある者 (72.9%)
- 行動障害がある者 (37.5%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被害待障害者が特定できなかった等の44件を除く533件が対象。  
 ※2 施設全体による虐待のため被害待者が特定できなかった17件を除く530件が対象。  
 ※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置関連区画や不正請求等の違反行為等を理由として行っているもの。  
 ※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。



### 3. 調査結果（単純集計）

#### （1）養護者による障害者虐待についての対応状況等

##### 1）相談・通報件数（表1）

令和元年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた養護者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、5,758件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が5,672件、都道府県が受け付けた件数が86件であった。

表1 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	349	東京都	349	滋賀県	153	香川県	48
青森県	27	神奈川県	221	京都府	82	愛媛県	32
岩手県	21	新潟県	143	大阪府	1,241	高知県	26
宮城県	110	富山県	52	兵庫県	244	福岡県	169
秋田県	21	石川県	59	奈良県	39	佐賀県	21
山形県	21	福井県	54	和歌山県	31	長崎県	50
福島県	59	山梨県	32	鳥取県	30	熊本県	60
茨城県	68	長野県	94	島根県	25	大分県	48
栃木県	36	岐阜県	60	岡山県	82	宮崎県	38
群馬県	47	静岡県	129	広島県	123	鹿児島県	43
埼玉県	265	愛知県	452	山口県	23	沖縄県	123
千葉県	288	三重県	58	徳島県	12	合計	5,758

##### 2）相談・通報・届出者（表2-1、表2-2）

「警察」が34.1%と最も高く、次いで「本人による届出」が15.9%、「施設・事業所の職員」が15.0%、「相談支援専門員」が14.6%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数5,758件に対する割合を記載している。

表2-1 相談・通報・届出者（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設・事業所の職員	虐待者自身	警察
件数	913	259	134	24	198	41	843	863	17	1,964
構成割合	15.9%	4.5%	2.3%	0.4%	3.4%	0.7%	14.6%	15.0%	0.3%	34.1%

	当該市区町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計
件数	350	103	16	232	47	6,004
構成割合	6.1%	1.8%	0.3%	4.0%	0.8%	-

（注）構成割合は、相談・通報件数5,758件に対するもの

表 2-2 本人による届出の内訳

	主たる障害が身体障害の者	主たる障害が知的障害の者	主たる障害が精神障害の者	主たる障害が発達障害の者	主たる障害が難病の者	主たる障害がその他の者	主たる障害は不明の者	合計
件数	132	231	495	31	5	1	18	913
構成割合	14.5%	25.3%	54.2%	3.4%	0.5%	0.1%	2.0%	100.0%

(注) 構成割合は、本人による届出件数913件に対するもの

### 3) 事実確認の状況 (表 3、表 4)

市区町村の対応状況をみると、市区町村又は都道府県において受け付けた相談・通報 5,758 件と昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例 106 件を加えた 5,864 件のうち「事実確認調査を行った」が 5,002 件 (85.3%)、「事実確認調査を行っていない」が 862 件 (14.7%：都道府県において明らかに虐待でないと判断した事例 41 件を含む) であった。

事実確認調査を行った事例のうち、法第 11 条に基づく「立入調査を行った事例」は 112 件 (2.2%) であった。

法第 11 条に基づく立入調査以外の実事確認調査のうち、「訪問調査による事実確認を行った事例」が 2,424 件 (49.6%)、「訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 2,466 件 (50.4%) であった。

事実確認を行っていない事例 862 件の内訳は、「(都道府県又は市区町村において) 相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 546 件 (63.3%) であった。

表 3 事実確認の実施状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	5,002	85.3%
立入調査(法第11条)以外の方法により事実確認調査を行った事例	4,890	(97.8%)
訪問調査により事実確認を行った事例	2,424	[49.6%]
訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	2,466	[50.4%]
法第11条に基づく立入調査により事実確認を行った事例	112	(2.2%)
(立入調査のうち)警察が同行した事例	30	[26.8%]
(立入調査のうち)警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	[0.0%]
(立入調査のうち)警察に援助要請はせず、市区町村単独で実施した事例	82	[73.2%]
事実確認調査を行っていない事例	862	14.7%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	546	(63.3%)
相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	81	(9.4%)
他部署等への引継ぎ	235	(27.3%)
合計	5,864	100.0%

(注) 構成割合は、相談・通報件数5,758件と、前年度市区町村が検討中とした事例106件を加えた5,864件に対するもの。

相談・通報・届出を受けてから事実確認を行うまでの日数は、「0日(当日)」、「1日(翌日)」、「2日」までを合わせ 48 時間以内に事実確認を行った割合は 65.9%であった。一方、事実確認を行うまでに 3 日以上の日数を要した割合は 34.1%であった。

表 4 事実確認を行うまでの日数

	0日(当日)	1日(翌日)	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21~27日	28日以上	合計
件数	2,252	751	295	683	527	188	79	227	5,002
構成割合	45.0%	15.0%	5.9%	13.7%	10.5%	3.8%	1.6%	4.5%	100.0%

(注) 構成割合は、事実確認調査を行った事例5,002件に対するもの。

#### 4) 事実確認調査の結果 (表 5、表 6)

事実確認調査の結果、市区町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（以下、虐待判断事例という。）の件数は1,655件であり、事実確認調査を行った件数の33.1%を占めた。

表 5 事実確認調査の結果

	件数	構成割合
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	1,655	33.1%
虐待ではないと判断した事例	2,305	46.1%
虐待の判断に至らなかった事例	1,042	20.8%
合計	5,002	100.0%

(注)構成割合は、事実確認調査を行った件数5,002件に対するもの。

表 6 都道府県別にみた養護者による障害者虐待判断事例件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	51	東京都	117	滋賀県	65	香川県	13
青森県	7	神奈川県	97	京都府	40	愛媛県	6
岩手県	4	新潟県	28	大阪府	188	高知県	4
宮城県	53	富山県	18	兵庫県	72	福岡県	42
秋田県	8	石川県	26	奈良県	13	佐賀県	9
山形県	9	福井県	16	和歌山県	10	長崎県	25
福島県	29	山梨県	11	鳥取県	13	熊本県	15
茨城県	21	長野県	44	島根県	8	大分県	4
栃木県	15	岐阜県	15	岡山県	36	宮崎県	10
群馬県	12	静岡県	55	広島県	28	鹿児島県	20
埼玉県	85	愛知県	119	山口県	8	沖縄県	50
千葉県	110	三重県	23	徳島県	3	合計	1,655

以下、虐待判断事例件数1,655件を対象に、虐待行為の種類や程度、被虐待者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

#### 5) 虐待行為の種類と程度 (表 7-1、表 7-2、表 7-3、表 7-4)

##### ア. 虐待行為の種類

虐待行為の種類では、「身体的虐待」が63.9%と最も多く、次いで「心理的虐待」が29.5%、「経済的虐待」が20.7%、「放棄、放置」が15.0%、「性的虐待」が3.9%であった。なお、「身体的虐待」のうち「身体拘束」を含むものは32件であった。

被虐待者の性別にみると、男性に比べ女性では「身体的虐待」や「性的虐待」の割合が高く、逆に男性では「経済的虐待」や「放棄、放置」の割合が高い。

※1件の事例に対し、複数の虐待行為の種類がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例件数1,655件と一致しない。

表 7-1 虐待行為の種類 (複数回答)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	1,057	65	488	248	342	2,200
構成割合	63.9%	3.9%	29.5%	15.0%	20.7%	-

(注)構成割合は、虐待判断事例件数1,655件に対するもの。

表 7-2 被虐待者の性別にみた虐待行為の類型（複数回答）

			身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
被虐待者の性別	男性	件数	376	5	176	129	154	840
		構成割合	59.9%	0.8%	28.0%	20.5%	24.5%	-
	女性	件数	681	60	312	119	188	1,360
		構成割合	65.7%	5.8%	30.1%	11.5%	18.1%	-

(注)構成割合は、被虐待者数(男性628人、女性1,036人)に対するもの。

#### イ. 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度

虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度をみると、「軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）」が 55.0%、「中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）」が 32.0%、「重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）」が 13.0%を占めた。

表 7-3 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度

	件数	構成割合
軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）	1,209	55.0%
中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）	704	32.0%
重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）	287	13.0%
合計	2,200	100.0%

(注)構成割合は、虐待行為の合計件数に対するもの。

#### ウ. 経済的虐待の内容

経済的虐待の内容は、「障害年金」が 79.5%、「その他」が 38.0%を占めている。

※1件の事例に対し、複数の経済的虐待行為の内容がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は経済的虐待判断事例件数 342件と一致しない。

表 7-4 経済的虐待の内容（複数回答）

	障害年金	老齢年金	遺族年金	その他	合計
件数	272	4	2	130	408
構成割合	79.5%	1.2%	0.6%	38.0%	-

(注)構成割合は、経済的虐待が認められた事例件数342件に対するもの。

### 6) 被虐待者の状況

1件の事例に対し被虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数 1,655件に対し被虐待者数は 1,664人であった。以下、被虐待者の属性等について情報を整理した。

#### ア. 被虐待者の性別及び年齢（表 8、表 9）

性別では「女性」が 62.3%、「男性」が 37.7%と、「女性」が全体の 6割強を占めていた。年齢階級別では「20～29歳」が 20.9%、「40～49歳」が 20.4%と多く、次いで「50～59歳」が 19.5%であった。

表 8 被虐待者の性別

	男性	女性	合計
人数	628	1,036	1,664
構成割合	37.7%	62.3%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,664人に対するもの。

表9 被虐待者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	151	348	297	339	325	160	42	2	1,664
構成割合	9.1%	20.9%	17.8%	20.4%	19.5%	9.6%	2.5%	0.1%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,664人に対するもの。

イ. 被虐待者の障害種別 (表10)

被虐待者の障害種別では、「知的障害」が53.2%と最も多く、次いで「精神障害」が36.4%、「身体障害」が18.5%であった。

※1人の被虐待者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待者数1,664人と一致しない。

表10 被虐待者の障害種別 (複数回答)

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	合計
人数	308	886	606	51	41	1,892
構成割合	18.5%	53.2%	36.4%	3.1%	2.5%	-

(注)構成割合は、被虐待者数1,664人に対するもの。

ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害 (表11、表12)

被虐待者1,664人のうち、障害支援区分のある者が全体の53.5%、障害支援区分がない者は45.4%であった。区分がある者のうち「区分3」が全体の12.9%と最も多く、次いで「区分2」が11.7%であった。

また、行動障害がある者が全体の28.4%を占めていた。

表11 被虐待者の障害支援区分がある者の支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	25	195	215	187	129	140	755	18	1,664
構成割合	1.5%	11.7%	12.9%	11.2%	7.8%	8.4%	45.4%	1.1%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,664人に対するもの。

表12 被虐待者の行動障害の有無

	強い行動障害がある※	認定調査を受けては いないが、強い行動障害 がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
人数	215	27	231	1,137	54	1,664
構成割合	12.9%	1.6%	13.9%	68.3%	3.2%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,664人に対するもの。

※障害支援区分3、行動関連項目10点以上(または障害程度区分3、行動関連項目8点以上)。

エ. 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況 (表13)

被虐待者で障害福祉サービス等を利用している者のうち、「障害者総合支援法上のサービス」を利用している者が59.9%と最も多く、「自立支援医療」が25.2%であった。サービスの利用がない者は23.1%であった。

※1人の被虐待者が複数のサービスを利用する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待者数1,664人と一致しない。

表 13 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）

	障害者総合支援法上のサービス	児童福祉法上のサービス	自立支援医療	地域生活支援事業のサービス	市区町村・都道府県が実施する事業	その他	利用なし	不明	合計
人数	996	24	419	210	43	54	384	8	2,138
構成割合	59.9%	1.4%	25.2%	12.6%	2.6%	3.2%	23.1%	0.5%	-

(注)構成割合は、被虐待者数1,664人に対するもの。

#### オ. 虐待者との同居・別居の状況（表 14）

「虐待者と同居」が 83.2%を占めている状況であった。

表 14 虐待者との同居・別居の状況

	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	1,385	257	21	1	1,664
構成割合	83.2%	15.4%	1.3%	0.1%	-

(注)構成割合は、被虐待者数1,664人に対するもの。

#### カ. 被虐待者を含む世帯構成（表 15）

「両親・兄弟姉妹」と同居する者が 13.3%、「両親」世帯が 13.2%、「単身」世帯が 8.6%であった。両親あるいはどちらかの親と同居する者は、全体の 50.2%を占めていた。

表 15 被虐待者を含む世帯構成

	単身	配偶者	配偶者・子	両親	両親・兄弟姉妹	父	父・兄弟姉妹	母
件数	143	122	136	220	222	89	51	112
構成割合	8.6%	7.3%	8.2%	13.2%	13.3%	5.3%	3.1%	6.7%

	母・兄弟姉妹	兄弟姉妹	子	その他	不明	合計
件数	142	99	64	263	1	1,664
構成割合	8.5%	5.9%	3.8%	15.8%	0.1%	-

(注)構成割合は、被虐待者数1,664人に対するもの。

### 7) 虐待者の状況

1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数 1,655 件に対し虐待者数は 1,835 人であった。以下、虐待者の属性等について情報を整理した。

#### ア. 虐待者の性別及び年齢（表 16、表 17）

虐待者の性別では、「男性」が 63.6%、「女性」が 36.3%と、「男性」が全体の 6 割程度を占めていた。年齢別階級では、「60 歳以上」が 39.3%と最も多く、次いで「50～59 歳」が 24.7%、「40～49 歳」が 17.8%の順であった。50 歳以上の虐待者が全体の 6 割強を占めていた。

表 16 虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	1,167	666	2	1,835
構成割合	63.6%	36.3%	0.1%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数1,835人に対するもの。

表 17 虐待者の年齢

	～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	8	100	167	326	453	721	60	1,835
構成割合	0.4%	5.4%	9.1%	17.8%	24.7%	39.3%	3.3%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数1,835人に対するもの。

### イ. 被虐待者からみた虐待者の続柄 (表 18)

被虐待者からみた虐待者の続柄は、「父」が26.8%と最も多く、次いで「母」23.2%、「兄弟」12.9%、「夫」11.9%、「姉妹」5.8%、「息子」3.6%、「妻」2.0%、「娘」1.8%の順であった。

表 18 被虐待者からみた虐待者の続柄

	父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)
人数	492	426	219	37	66	33	1	4
構成割合	26.8%	23.2%	11.9%	2.0%	3.6%	1.8%	0.1%	0.2%

	兄弟	姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計
人数	237	107	12	6	194	1	1,835
構成割合	12.9%	5.8%	0.7%	0.3%	10.6%	0.1%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数1,835人に対するもの。

## 8) 虐待の発生要因等

### ア. 虐待の発生要因や状況 (複数回答) (表 19-1、表 19-2)

市区町村等職員が判断した虐待者側の要因では、「虐待者が虐待と認識していない」が46.1%で最も多く、次いで「虐待者の知識や情報の不足」が23.4%となっている。

一方、被虐待者側の要因としては「被虐待者の介護度や支援度の高さ」が21.6%で最も多く、「被虐待者の行動障害」も14.1%を占めている。

家庭環境の要因としては、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」が38.3%で最も高いが、「家庭における経済的困窮 (経済的問題)」も18.4%を占めている。

表 19-1 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況 (複数回答)

	虐待者側の要因							
	虐待者の介護疲れ	虐待者の知識や情報の不足	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	虐待者が虐待と認識していない	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	虐待者側のその他の要因
人数	334	389	141	275	144	767	247	161
構成割合	20.1%	23.4%	8.5%	16.5%	8.7%	46.1%	14.8%	9.7%

表 19-2 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況（複数回答）

	被虐待者側の要因			家庭環境の要因			
	被虐待者の介護度や支援度の高さ	被虐待者の行動障害	被虐待者側のその他の要因	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	家庭における経済的困窮(経済的問題)	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	家庭におけるその他の要因
人数	360	235	186	638	307	240	93
構成割合	21.6%	14.1%	11.2%	38.3%	18.4%	14.4%	5.6%

(注)構成割合は、被虐待者数1,664人に対するもの。

#### イ. 過去の虐待の有無（表 20）

被虐待者のうち、「虐待兆候は把握されていなかった」割合が全体の5割強を占めていた。一方、「過去に虐待と判断されていた」割合は10.6%、「虐待と判断はされていないが虐待兆候の把握があった」割合は22.0%であった。

表 20 過去の虐待の有無

	過去に虐待と判断されていた	虐待と判断はされていないが虐待兆候の把握があった	虐待兆候は把握されていなかった	不明	合計
人数	176	366	896	226	1,664
構成割合	10.6%	22.0%	53.8%	13.6%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,664人に対するもの。

### 9) 虐待への対応策

#### ア. 分離の有無（表 21）

虐待への対応として、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数」は711人（42.7%）であった。一方、「被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数（一度も分離していない）」は698人（41.9%）であった。

表 21 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	構成割合
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数	711	42.7%
被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数(一度も分離していない被虐待者数)	698	41.9%
現在対応について検討・調整中の被虐待者数	83	5.0%
その他	172	10.3%
合計	1,664	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,664人に対するもの。

#### イ. 分離の有無に関わらず行った対応の内訳（表 22）

分離の有無に関わらず行った対応は、「養護者に対する助言・指導」が40.5%と最も多く、「再発防止のための定期的な見守りの実施」が34.4%、「既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」が16.9%、「被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用」が13.8%、「被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用」が4.7%であった。



表 22 分離の有無に関わらず行った対応の内訳（複数回答）

	人数	構成割合
養護者に対する助言・指導(介護負担軽減等のための事業参加に至った事例を除く)	570	40.5%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	14	1.0%
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	195	13.8%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	238	16.9%
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	66	4.7%
再発防止のための定期的な見守りの実施	484	34.4%
その他	33	2.3%
合計	1,600	-

(注) 構成割合は、分離を行った被虐待者数711人と分離を行っていない被虐待者数698人の1,409人に対するもの。

#### ウ. 分離を行っていない事例における対応の内訳（表 23）

イ. のうち、分離を行った事例における対応は、「契約による障害福祉サービスの利用」が 43.7%と最も多く、次いで「利用契約又は措置以外の方法による一時保護」が 15.8%、「医療機関への一時入院」が 13.4%、「身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が 12.9%の順であった。

また、分離を行った事例のうち面会制限を行った事例は 33.1%であったが、「やむを得ない事由等による措置」を行った被虐待者 92 人のうち 59 人（64.1%）に面会制限が行われていた。

表 23 分離を行った事例における対応の内訳（表 23）

	人数	構成割合
契約による障害福祉サービスの利用	311	43.7%
身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	92	12.9%
利用契約又は措置以外の方法による一時保護	112	15.8%
医療機関への一時入院	95	13.4%
その他	110	15.5%
合計	711	100.0%
分離を行った事例のうち、面会制限を行った事例	235	33.1%

(注) 構成割合は、分離を行った被虐待者数711人に対するもの。

#### エ. 成年後見制度等に関する対応

成年後見制度については「利用開始済み」が 108 人、「利用手続き中」が 41 人であり、これらを合わせた 149 人のうち、市町村長申立の事例は 61 人（40.9%）を占めていた。

また、「日常生活自立支援事業の利用」は 40 人であった。

#### 10) 虐待等による死亡事例

養護者からの虐待等により被虐待者が死亡した事例は 0 件であった。

(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等

(2) - 1 市区町村における対応状況等

1) 相談・通報件数 (表 24)

令和元年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報件数は、2,761件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が2,476件、都道府県が受け付けた件数が285件であった。

表 24 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	119	東京都	276	滋賀県	83	香川県	46
青森県	22	神奈川県	133	京都府	34	愛媛県	16
岩手県	7	新潟県	33	大阪府	309	高知県	10
宮城県	70	富山県	16	兵庫県	121	福岡県	98
秋田県	22	石川県	31	奈良県	39	佐賀県	18
山形県	14	福井県	24	和歌山県	12	長崎県	45
福島県	17	山梨県	20	鳥取県	32	熊本県	39
茨城県	26	長野県	65	島根県	18	大分県	27
栃木県	38	岐阜県	35	岡山県	30	宮崎県	50
群馬県	57	静岡県	59	広島県	39	鹿児島県	31
埼玉県	118	愛知県	153	山口県	27	沖縄県	45
千葉県	152	三重県	70	徳島県	15	合計	2,761

2) 相談・通報・届出者 (表 25)

「本人による届出」が18.4%と最も多く、次いで「当該施設・事業所\_設置者・管理者」による通報が14.5%、「当該施設・事業所\_その他の職員」による通報が14.2%、「家族・親族」による通報が13.0%であった。また、当該施設・事業所に着目すると、「サービス管理責任者」「サービス提供責任者」「児童発達支援管理責任者」からの通報の合計は3.6%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数2,761件に対する割合を記載している。

表 25 相談・通報・届出者 (複数回答)

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	当該施設・事業所設置者・管理者	当該施設・事業所職員				合計
									サービス管理責任者	サービス提供責任者	児童発達支援管理責任者	その他の職員	
件数	508	359	84	1	34	9	251	399	89	7	2	391	
構成割合	18.4%	13.0%	3.0%	0.0%	1.2%	0.3%	9.1%	14.5%	3.2%	0.3%	0.1%	14.2%	
	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所利用者	当該施設・事業所で受け入れをしている実習生	他の施設・事業所の職員	当該市町村行政職員	警察	運営適正化委員会	居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明(匿名を含む)	合計	
件数	124	36	3	110	148	35	6	4	11	152	184	2,947	
構成割合	4.5%	1.3%	0.1%	4.0%	5.4%	1.3%	0.2%	0.1%	0.4%	5.5%	6.7%	-	

(注)構成割合は、相談・通報件数2,761件に対するもの。

### 3) 市区町村における事実確認の状況 (表 26)

市区町村の対応状況をみると、市区町村において受け付けた相談・通報 2,476 件、都道府県から連絡のあった 259 件及び昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例 82 件の計 2,817 件うち、「事実確認調査を行った」が 2,405 件 (85.4%)、「事実確認調査を行っていない」が 412 件 (14.6%) であった。

市区町村において事実確認調査を行った事例のうち、「虐待の事実が認められた事例」は 613 件 (25.5%) である。また、市区町村において「虐待の事実が認められなかった事例」が 1,162 件 (48.3%)、「虐待の判断に至らなかった事例」が 630 件 (26.2%) であった。

事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が 192 件 (46.6%)、「後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例」が 97 件 (23.5%) であった。また、「都道府県へ事実確認調査を依頼」が 13 件 (3.2%) であった。

表 26 市区町村における事実確認の状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	2,405	85.4%
虐待の事実が認められた事例	613	(25.5%)
虐待の事実が認められなかった事例	1,162	(48.3%)
虐待の事実の判断に至らなかった事例	630	(26.2%)
事実確認調査を行っていない事例	412	14.6%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	192	(46.6%)
後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例(確認中を含む)	97	(23.5%)
都道府県へ事実確認調査を依頼	13	(3.2%)
その他	110	(26.7%)
合計	2,817	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数(市区町村が直接受け付けた件数2,476件、都道府県から市区町村へ連絡された件数259件(同一事例で複数の市区町村に連絡された事例件数を含む)、昨年度、市区町村において検討中だった事例82件)の合計2,817件に対するもの。

### 4) 都道府県への報告 (表 27)

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関して、法第 17 条及び同法施行規則第 2 条の規定により、通報又は届出を受けた市区町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該障害者福祉施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

令和元年度において、市区町村から都道府県へ 637 件の事例について報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が 613 件、「更に都道府県による事実確認を行う必要がある」が 24 件であった。

表 27 市区町村が都道府県へ報告した件数

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	613	96.2%
報告済み	591	(96.4%)
これから報告する	22	(3.6%)
更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例	24	3.8%
市区町村で調査を行ったが虐待の事実の判断に至らず、都道府県に調査を依頼した事例	11	(45.8%)
市区町村で事実確認を行わず、都道府県に調査を依頼した事例	13	(54.2%)
合計	637	100.0%

(注)構成割合は、市区町村が都道府県に報告した件数637件に対するもの。

## (2) - 2 都道府県における対応状況等

### 1) 市区町村からの報告事例 (表 28)

市区町村から都道府県に対して報告された事案件数 (表 27) には、同一事例に対して複数の市区町村が報告した事例も含まれている。この中から同一事例の重複を除いた報告件数は 554 件であった。このうち、「虐待の事実が認められた事例」が 533 件、「更に都道府県において事実の確認を行った・行う必要がある事例」が 21 件であった。

表 28 都道府県が市区町村から受けた報告事例数

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	533	96.2%
更に都道府県において事実の確認を行った・行う必要がある事例	21	3.8%
合計	554	100.0%

(注) 構成割合は、都道府県が報告を受けた事案件数 554 件に対するもの。

なお、虐待の事実が認められた事例 533 件と更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例 21 件において、同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため、表 27 と一致しない。

### 2) 市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例 (表 29)

市区町村から「更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例」として報告された事例 21 件及び昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定または要否を検討中の事例 2 件の計 23 件のうち、18 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 3 件、「虐待ではないと判断した事例」が 3 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 12 件であった。

表 29 市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例への対応

	件数	構成割合
事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	3	13.0%
事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	3	13.0%
事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	12	52.2%
後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例 (現在確認中を含む)	5	21.7%
合計	23	100.0%

(注) 構成割合は、更に都道府県による事実確認を行う必要がある事案件数 21 件に、前年度に「都道府県において事実の確認を行う必要がある事例」において、後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例 (現在確認中を含む) で、該当年度に事実確認を行った事例 2 件を加えた 23 件に対するもの。

### 3) 都道府県が直接把握した事例 (表 30)

市区町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例など 295 件のうち、206 件が市区町村に連絡されていた。残り 89 件のうち 47 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 11 件、「虐待ではないと判断した事例」が 16 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 20 件であった。

表 30 都道府県が直接把握した事例における事実確認の状況及びその結果

		件数	構成割合
直接把握	都道府県が直接、相談・通報・届出を受け付けた事例	285	-
	都道府県が直接受け付けたもので、昨年度から繰越した件数	5	-
	監査・実地指導等により判明した事例	5	-
	計	295	-
都道府県で通報等を受け付け市区町村に連絡した件数		206	69.8%
都道府県が対応した件数		89	30.2%
内訳	事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	11	(12.4%)
	事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	16	(18.0%)
	事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	20	(22.5%)
	後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例(現在確認中を含む)	4	(4.5%)
	事実確認調査を行わなかった事例(通報段階で判断できた)	38	(42.7%)

(注)構成割合は、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例285件、昨年度から繰り越した事例5件、監査・実地指導等により判明した事例5件の計295件に対するもの。

#### 4) 障害者虐待の事実が認められた事例件数(表 31、表 32)

虐待の事実が認められた事例は、市区町村から都道府県へ報告があった事例が 533 件(表 28)、市区町村からの報告を受け、更に都道府県が事実確認を行った事例が 3 件(表 29)、都道府県が直接把握した事例が 11 件(表 30)であり、これらを合わせた総数は、547 件であった。これを都道府県別にみると表 32 のとおりである。

表 31 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待と認められた事例件数

区分	市区町村から都道府県に報告があった事例	市区町村から報告を受け、更に都道府県が事実確認調査を実施して事実確認を行った事例	都道府県が直接把握した事例	合計
件数	533	3	11	547

表 32 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事例の件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	27	東京都	37	滋賀県	16	香川県	1
青森県	10	神奈川県	32	京都府	5	愛媛県	3
岩手県	0	新潟県	7	大阪府	76	高知県	1
宮城県	6	富山県	2	兵庫県	25	福岡県	14
秋田県	10	石川県	7	奈良県	10	佐賀県	2
山形県	5	福井県	5	和歌山県	0	長崎県	18
福島県	8	山梨県	2	鳥取県	2	熊本県	7
茨城県	1	長野県	7	島根県	3	大分県	3
栃木県	15	岐阜県	1	岡山県	2	宮崎県	27
群馬県	12	静岡県	8	広島県	4	鹿児島県	7
埼玉県	22	愛知県	23	山口県	4	沖縄県	14
千葉県	34	三重県	19	徳島県	3	合計	547

(2) - 3 障害者虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた 547 件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待行為の類型、虐待を受けた障害者及び虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況等について集計を行った。

1) 障害者虐待の事実が認められた施設・事業所の種別及び過去の状況 (表 33、表 34)

「障害者支援施設」が 29.3%と最も多く、次いで「共同生活援助」が 16.5%、「生活介護」が 12.4%、「放課後等デイサービス」が 11.7%の順であった。

表 33 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	160	29.3%
居宅介護	16	2.9%
重度訪問介護	11	2.0%
同行援護	1	0.2%
行動援護	2	0.4%
療養介護	14	2.6%
生活介護	68	12.4%
短期入所	20	3.7%
重度障害者等包括支援	1	0.2%
自立訓練	1	0.2%
就労移行支援	5	0.9%
就労継続支援A型	22	4.0%
就労継続支援B型	47	8.6%
共同生活援助	90	16.5%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	5	0.9%
移動支援事業	8	1.5%
地域活動支援センターを経営する事業	5	0.9%
福祉ホームを経営する事業	1	0.2%
児童発達支援	5	0.9%
医療型児童発達支援	0	0.0%
放課後等デイサービス	64	11.7%
保育所等訪問支援	0	0.0%
児童相談支援事業	1	0.2%
合計	547	100.0%

(注1)構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が認められた事例件数547件に対するもの。

(注2)「障害者支援施設」には、「のぞみの園」を含む。

547 施設のうち、障害者虐待防止法施行 (平成 24 年 10 月) 以降において、「虐待が疑われる相談・通報・届出の有無」があった施設は 169 施設等、「虐待の事実が認められた事例」があった施設は 132 施設等、「改善勧告等の措置」があった施設は 24 施設等である。

表 34 施設の過去の状況

	件数	構成割合
障害者虐待防止法施行後の、障害者虐待が疑われる相談・通報・届出の有無	169	30.9%
障害者虐待防止法施行後の、障害者虐待の事実が認められた事例の有無	132	24.1%
障害者虐待防止法施行後の、障害者総合支援法または児童福祉法の規定に基づく「改善勧告、改善命令、指定の効力の全部または一部停止」の措置の有無	24	4.4%

(注1)構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が認められた事例件数547件に対するもの。

## 2) 虐待行為の種類と程度 (表 35-1、表 35-2)

### ア. 虐待行為の種類

虐待行為の種類 (複数回答) は、「身体的虐待」が 52.7%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 40.0%、「性的虐待」が 13.2%であった。なお、「身体的虐待」のうち身体拘束を含むものは 40 件であった。

表 35-1 虐待行為の種類 (複数回答)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	288	72	219	40	54	673
構成割合	52.7%	13.2%	40.0%	7.3%	9.9%	-

(注) 構成割合は、虐待判断事例件数547件に対するもの。

### イ. 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度

虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度をみると、「軽度 (「生命・身体・生活への影響」に相当する行為)」が 64.3%、「中度 (「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為)」が 28.8%、「重度 (「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為)」が 6.8%であった。

表 35-2 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度

	件数	構成割合
軽度 (「生命・身体・生活への影響」に相当する行為)	433	64.3%
中度 (「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為)	194	28.8%
重度 (「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為)	46	6.8%
合計	673	100.0%

## 3) 被虐待者の状況

被虐待者の性別及び年齢、障害種別、障害支援区分、行動障害の有無について、不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待者が特定できなかった等の 14 件を除く 533 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例で被虐待者が複数の場合があるため、533 件の事例に対し被虐待者数は 734 人であった。以下、被虐待者の属性等について整理した。

### ア. 被虐待者の性別及び年齢 (表 36、表 37)

性別については、「男性」が 61.0%、「女性」が 39.0%と、全体の 6 割強が「男性」であった。

年齢については、「～19 歳」が 19.1%と最も多く、次いで「20～29 歳」が 18.7%、「40～49 歳」が 18.5%、「30～39 歳」が 16.8%であった。

表 36 被虐待者の性別

	男性	女性	合計
人数	448	286	734
構成割合	61.0%	39.0%	100.0%

(注) 被虐待者が特定できなかった14件を除く533件の事例を集計。

表 37 被虐待者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	140	137	123	136	101	38	46	13	734
構成割合	19.1%	18.7%	16.8%	18.5%	13.8%	5.2%	6.3%	1.8%	100.0%

(注) 被虐待者が特定できなかった14件を除く533件の事例を集計。

#### イ. 被虐待者の障害種別（表 38）

被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が 78.7%と最も多く、次いで「身体障害」が 21.3%、「精神障害」が 11.7%であった。

※1人の被虐待者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待者数 734 人と一致しない。

表 38 被虐待者の障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	不明	合計
人数	156	578	86	27	9	10	866
構成割合	21.3%	78.7%	11.7%	3.7%	1.2%	1.4%	-

（注）被虐待者が特定できなかった14件を除く533件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者734人に対するもの。

#### ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害（表 39、表 40）

被虐待者 734 人のうち、障害支援区分のある者が 72.9%を占めていた。「区分 6」が全体の 32.4%と最も多く、次いで「区分 5」が 16.2%、「区分 4」が 11.7%であった。また、行動障害がある者が全体の 37.5%を占めていた。

表 39 被虐待者の障害支援区分認定済みの者の支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	6	26	60	86	119	238	142	57	734
構成割合	0.8%	3.5%	8.2%	11.7%	16.2%	32.4%	19.3%	7.8%	100.0%

（注）被虐待者が特定できなかった14件を除く533件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者734人に対するもの。

表 40 被虐待者の行動障害の有無

	強い行動障害がある※	認定調査を受けては ないが、強い行動障害 がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
人数	172	16	87	186	273	734
構成割合	23.4%	2.2%	11.9%	25.3%	37.2%	100.0%

（注）被虐待者が特定できなかった14件を除く533件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者734人に対するもの。

※障害支援区分3、行動関連項目10点以上（または障害程度区分3、行動関連項目8点以上）。

#### 4）虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況

虐待を行った障害者福祉施設従事者等（以下「虐待者」という。）の性別、年齢及び職種について、施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった 17 件を除く 530 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、530 件の事例に対し虐待者数は 654 人であった。

#### ア. 虐待者の性別及び年齢（表 41、表 42）

「男性」が 68.0%、「女性」が 32.0%であった。年齢については、「50～59 歳」が 19.1%と最も多く、次いで「60 歳以上」が 16.5%、「30～39 歳」が 14.1%であった。



表 41 虐待者の性別

	男性	女性	合計
人数	445	209	654
構成割合	68.0%	32.0%	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった17件を除く530件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者654人に対するもの。

表 42 虐待者の年齢

	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	71	92	86	125	108	172	654
構成割合	10.9%	14.1%	13.1%	19.1%	16.5%	26.3%	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった17件を除く530件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者654人に対するもの。

### イ. 虐待者の職種と雇用形態 (表 43-1、表 43-2)

「生活支援員」が42.0%、「その他従事者」が9.0%、「世話人」が7.6%、「サービス管理責任者」が7.3%、「管理者」が7.2%であった。

雇用形態は、「正規職員」が61.6%、「非正規職員」が13.3%、「不明」が25.1%であった。

表 43-1 虐待者の職種

	件数	構成割合
サービス管理責任者	48	7.3%
管理者	47	7.2%
医師	0	0.0%
設置者・経営者	27	4.1%
看護職員	18	2.8%
生活支援員	275	42.0%
理学療法士	2	0.3%
作業療法士	1	0.2%
言語聴覚士	0	0.0%
職業指導員	19	2.9%
就労支援員	2	0.3%
サービス提供責任者	6	0.9%
世話人	50	7.6%
機能訓練指導員	0	0.0%
相談支援専門員	8	1.2%
地域移行支援員	0	0.0%

	件数	構成割合
指導員	20	3.1%
保育士	5	0.8%
児童発達支援管理責任者	15	2.3%
機能訓練担当職員	0	0.0%
児童指導員	24	3.7%
栄養士	0	0.0%
調理員	2	0.3%
訪問支援員	4	0.6%
居宅介護従業者	9	1.4%
重度訪問介護従業者	6	0.9%
行動援護従業者	2	0.3%
同行援護従業者	0	0.0%
その他従事者	59	9.0%
不明	5	0.8%
合計	654	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった17件を除く530件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者654人に対するもの。

表 43-2 虐待者の雇用形態

	件数	構成割合
正規職員	403	61.6%
非正規職員	87	13.3%
不明	164	25.1%
合計	654	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった17件を除く530件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者654人に対するもの。

## 5) 虐待の発生要因と施設・事業所の対応

### ア. 虐待の発生要因（表 44）

市区町村等の職員が判断した虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が 59.8%で最も多く、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」が 55.3%、「倫理観や理念の欠如」が 53.6%であった。

また、組織の課題として「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」や「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」への回答割合も 2 割前後となっている。

表 44 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因（複数回答）

	件数	構成割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	317	59.8%
職員のストレスや感情コントロールの問題	293	55.3%
倫理観や理念の欠如	284	53.6%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	86	16.2%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	128	24.2%

(注)構成割合は、虐待者が特定できなかった17件を除く530件に対するもの。

### イ. 施設・事業所の虐待防止に関する取組（表 45）

虐待が認められた施設等に事実確認調査を行った際に確認した虐待防止に関する取組は、「職員に対する虐待防止に関する研修の実施」割合が 51.0%、「通報義務の履行」割合が 40.0%、「管理者の虐待防止に関する研修受講」割合が 27.6%、「虐待防止委員会の設置」割合が 25.0%であった。

表 45 施設・事業所の虐待防止に関する取組（複数回答）

	件数	構成割合
管理者の虐待防止に関する研修受講	151	27.6%
職員に対する虐待防止に関する研修の実施	279	51.0%
虐待防止委員会の設置	137	25.0%
通報義務の履行	219	40.0%

(注)構成割合は、虐待判断事例数547件に対するもの。

## 6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況（表 46-1、表 46-2、表 46-3）

市区町村又は都道府県が、虐待の事実が認められた事例 547 件のうち、行った対応は次のとおりである。

市区町村による指導等は、「施設・事業所に対する指導」が 324 件、「改善計画の提出依頼」が 271 件、「虐待を行った施設従事者等への注意・指導」が 161 件であった。

表 46-1 市区町村による指導等（複数回答）

	件数	
市区町村による指導等	施設・事業所に対する指導	324
	改善計画の提出依頼	271
	虐待を行った施設従事者等への注意・指導	161

市区町村又は都道府県が、虐待の事実が認められた事例に対して障害者総合支援法又は児童福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、出頭要請、質問、立入検査」が182件、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」が31件、「指定の効力の全部又は一部停止」が11件、「指定取消」が3件であった。その他都道府県等による一般指導は253件であった。

「指定取消」は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行われたものである。

表 46-2 障害者総合支援等の規定による権限の行使等

		件数
障害者総合支援法又は児童福祉法による権限の行使	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	182
	改善勧告	31
	改善勧告に従わない場合の公表	1
	改善命令	2
	指定の効力の全部又は一部停止	11
	指定取消	3
	合計	230
都道府県・指定都市・中核市等による指導	一般指導	253

当該施設等における改善措置（複数回答）としては、市区町村又は都道府県への「改善計画の提出」が433件、「勧告・命令等への対応」が36件であった。

表 46-3 当該施設等における改善措置（複数回答）

		件数
当該施設等における改善措置（複数回答）	施設・事業所等からの改善計画の提出	433
	勧告・命令等への対応	36

(注)「施設・事業所からの改善計画の提出」の件数は、市区町村による改善計画提出依頼を受けての改善計画提出(266件)以外に、都道府県・指定都市・中核市等による一般指導を受けての改善計画提出件数(167件)も含まれる。

## 6) 虐待等による死亡事例

施設従事者からの虐待等により被虐待者が死亡した事例は2件報告された。

1事例目は、「重度訪問介護」で、被虐待者の性別は「男性」、年齢は「35～39歳」、障害種別は「身体障害及び知的障害」の方であった。虐待者は1人、性別は「男性」、職名又は職種は「サービス提供責任者」であった。

2事例目は、「障害者支援施設」で、被虐待者の性別は「男性」、年齢は「45～49歳」、障害種別は「知的障害」の方であった。虐待者は1人、性別は「男性」、職名又は職種は「生活支援員」であった。

### (3) 利用者による障害者虐待についての対応状況等

#### 1) 市区町村・都道府県における相談・通報件数

令和元年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた利用者による障害者虐待に関する相談・通報件数は591件であった。このうち、市区町村が受け付けた件数が377件、都道府県が受け付けた件数が214件であった。

#### 2) 相談・通報・届出者(表47)

「本人による届出」が44.5%、「家族・親族」による通報が9.0%、「相談支援専門員」による通報が5.9%、「障害者福祉施設従事者等」による通報が4.4%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複されているが、上記の割合は相談・通報件数591件に対する割合を記載している。

表47 相談・通報・届出者内訳(複数回答)

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	障害者福祉施設従事者等	就業・生活支援センター
件数	263	53	17	1	6	2	35	26	18
構成割合	44.5%	9.0%	2.9%	0.2%	1.0%	0.3%	5.9%	4.4%	3.0%

	職場の同僚	当該事業者管理者	警察	当該市区町村行政職員	居宅サービス事業者等	その他	不明	合計
件数	19	5	2	39	0	141	20	647
構成割合	3.2%	0.8%	0.3%	6.6%	0.0%	23.9%	3.4%	-

(注)構成割合は、相談・通報件数591件に対するもの。

### (4) 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等

#### 1) 市区町村・都道府県における相談・通報件数

令和元年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待に関する相談・通報件数は357件であった。このうち、市区町村が受け付けた件数が273件、都道府県が受け付けた84件数が件であった。

#### 2) 相談内容に該当する機関(表48)

1)の相談内容に該当する機関は「官公署等」が18.8%、「医療機関」が18.2%、「学校」が7.8%であった。

表48 相談内容に該当する機関

該当機関等	件数	構成割合
保育所等	3	0.8%
学校	28	7.8%
医療機関	65	18.2%
官公署等	67	18.8%
その他	169	47.3%
不明	25	7.0%
合計	357	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数357件に対するもの。

### 3) 相談の対応状況 (表 49)

1) の相談の対応状況として、相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継いだ事例が 127 件であった。このうち、「医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 33 件、「学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 22 件、「官公署等への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 15 件であった。

また、相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署へ引き継がなかった事例が 205 件であった。このうち「官公署等への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等」では、引継がなかった 52 件のうち、「相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介」が 17 件、「虐待が疑われる事例ではないと判断した」が 28 件であった。また、「その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等」では、引継がなかった 115 件のうち、「相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介」が 27 件、「虐待が疑われる事例ではないと判断した」が 62 件であった。

表 49 相談の対応状況

該当機関等	件数	構成割合
相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継いだ事例	127	38.3%
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	2	(1.6%)
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	22	(17.3%)
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	33	(26.0%)
官公署等への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	15	(11.8%)
その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等	55	(43.3%)
相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継がなかった事例	205	61.7%
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	1	(0.5%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	0	(0.0%)
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	0	(0.0%)
当該相談の引継ぎ先がわからなかったため	0	(0.0%)
その他 (対応継続中又は検討中の事例を含む。)	1	(100.0%)
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	6	(2.9%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	4	(66.7%)
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	0	(0.0%)
当該相談の引継ぎ先がわからなかったため	0	(0.0%)
その他 (対応継続中又は検討中の事例を含む。)	2	(33.3%)
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	31	(15.1%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	14	(45.2%)
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	13	(41.9%)
当該相談の引継ぎ先がわからなかったため	0	(0.0%)
その他 (対応継続中又は検討中の事例を含む。)	4	(12.9%)
官公署等への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	52	(25.4%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	17	(32.7%)
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	28	(53.8%)
当該相談の引継ぎ先がわからなかったため	1	(1.9%)
その他 (対応継続中又は検討中の事例を含む。)	6	(11.5%)
その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等	115	(56.1%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	27	(23.5%)
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	62	(53.9%)
当該相談の引継ぎ先がわからなかったため	5	(4.3%)
その他 (対応継続中又は検討中の事例を含む。)	21	(18.3%)
合計	332	100.0%

(注) 構成割合は、相談・通報件数357件から該当機関が不明の25件を除いた332件に対するもの。( )内は各内訳での構成割合。

(5) 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について、令和元年度末の状況を調査した。

1) 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況

ア. 障害者虐待防止センターの設置・運営状況 (表 50)

障害者虐待防止センター (法 32 条) については、市区町村の担当部局のみが直接担当している市区町村は全体の約 8 割、委託のみで行っている市区町村は約 1 割であった。

表 50 市区町村における障害者虐待防止センターの設置状況について (令和元年度末)

			該当
障害者虐待防止センターの 設置状況	直営のみ	市区町村数	1,344
		構成割合	77.4%
	委託のみ	市区町村数	181
		構成割合	10.4%
	直営と委託の両方	市区町村数	212
		構成割合	12.2%

(注) 構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

イ. 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等について (表 51-1~表 51-3)

令和元年度末の市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の項目について回答を求めた。結果を表 51-1 に示す。

表 51-1 市区町村における体制整備等に関する状況（令和元年度末）

		実施済み	未実施	
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	市区町村数	1,404	333	
	構成割合	80.8%	19.2%	
住民への通報義務の周知	市区町村数	1,215	522	
	構成割合	69.9%	30.1%	
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	市区町村数	1,309	428	
	構成割合	75.4%	24.6%	
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	市区町村数	1,226	511	
	構成割合	70.6%	29.4%	
障害者虐待防止について、講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓発活動	市区町村数	769	968	
	構成割合	44.3%	55.7%	
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	市区町村数	886	851	
	構成割合	51.0%	49.0%	
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	市区町村数	639	1,098	
	構成割合	36.8%	63.2%	
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	市区町村数	994	743	
	構成割合	57.2%	42.8%	
うち、ネットワークを障害者総合支援法に基づく協議会の中に位置づけている	市区町村数	561	433	
	構成割合	56.4%	43.6%	
うち、他の虐待防止ネットワーク等との一体的な実施	児童虐待防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	296	698
	構成割合	29.8%	70.2%	
	高齢者虐待防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	435	559
	構成割合	43.8%	56.2%	
	配偶者暴力防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	225	769
	構成割合	22.6%	77.4%	
生活困窮者自立支援事業と連携して実施している	市区町村数	260	734	
構成割合	26.2%	73.8%		
差別解消法による相談窓口と一体的に実施している	市区町村数	543	451	
構成割合	54.6%	45.4%		
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化		市区町村数	991	746
		構成割合	57.1%	42.9%
個別ケース会議における専門職の参加	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	市区町村数	778	959
	構成割合	44.8%	55.2%	
専門職が参加した個別ケース会議の実施		市区町村数	557	1,180
		構成割合	32.1%	67.9%
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議		市区町村数	491	1,246
		構成割合	28.3%	71.7%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整		市区町村数	691	1,046
		構成割合	39.8%	60.2%
緊急時の受け入れのための独自の一時保護のために必要な居室の確保		市区町村数	747	990
		構成割合	43.0%	57.0%
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	マニュアルの作成	市区町村数	677	1,060
	構成割合	39.0%	61.0%	
	業務指針の作成	市区町村数	420	1,317
	構成割合	24.2%	75.8%	
対応フロー図の作成	市区町村数	752	985	
構成割合	43.3%	56.7%		
事例集の作成	市区町村数	105	1,632	
構成割合	6.0%	94.0%		
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない、例えば「保育所等」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付		市区町村数	845	892
		構成割合	48.6%	51.4%
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等との虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	538	1,199
	構成割合	31.0%	69.0%	
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	524	1,213
	構成割合	30.2%	69.8%	
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	395	1,342	
構成割合	22.7%	77.3%		
官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	407	1,330	
構成割合	23.4%	76.6%		
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応		市区町村数	444	1,293
		構成割合	25.6%	74.4%

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

障害者虐待の通報・相談について、「来所、電話、FAX、郵便物等以外の方法での受付の実施」状況について回答を求めたところ、「メールアドレスによる受付」を運用している市区町村は625自治体、「SNSによる受付」を運用している市区町村は8自治体、その他「ホームページでの自由投稿や投書箱」などを行っている市区町村は32自治体であった。

表 51-2 ICT を活用した相談受付への対応（複数回答）

		実施済み	未実施
メールアドレスによる受付	市区町村数	625	1,112
	構成割合	36.0%	64.0%
SNSによる受付	市区町村数	8	1,729
	構成割合	0.5%	99.5%
その他	市区町村数	32	1,705
	構成割合	1.8%	98.2%
その他具体例	ホームページ上でご意見や相談を広く受け付ける町民の声のアカウントで障害者虐待の相談・受付を行っている。		
	ホームページに自由投稿で意見を募集しているため、こちらに通報することも可能。		
	市役所ロビーに設置してある「なんでも投書箱」に投書されたものも対応。		
	市民の声受付サービス(スマイルメール)での受付		

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

「障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保」をしている自治体は1,309自治体（表 51-1）である。

その専門職の職種について回答を求めたところ、「保健師」が862自治体（49.6%）、社会福祉士が887自治体（51.1%）と多かった。

表 51-3 専門的知識又は経験を有する専門職の職種（複数回答）

		実施済み	未実施
保健師	市区町村数	862	875
	構成割合	49.6%	50.4%
社会福祉士	市区町村数	887	850
	構成割合	51.1%	48.9%
精神保健福祉士	市区町村数	546	1,191
	構成割合	31.4%	68.6%
介護福祉士	市区町村数	221	1,516
	構成割合	12.7%	87.3%
社会福祉主事	市区町村数	466	1,271
	構成割合	26.8%	73.2%
相談支援専門員(上記資格者以外で)	市区町村数	316	1,421
	構成割合	18.2%	81.8%
障害福祉や権利擁護分野の経験のある自治体職員OB、児相OB、元教員等	市区町村数	57	1,680
	構成割合	3.3%	96.7%
その他	市区町村数	97	1,640
	構成割合	5.6%	94.4%
その他具体例	看護師、介護支援専門員、保育士、消費生活相談員、人権擁護委員、作業療法士		
	手話通訳士、言語聴覚士、児童指導任用資格、教諭、心理士、福祉用具専門相談員		
	臨床心理士、臨床発達心理士、産業カウンセラー、弁護士、学識者		

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。



## 2) 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況

### ア. 障害者権利擁護センターの設置・運営状況 (表 52)

障害者権利擁護センター（法 36 条）については、都道府県の担当部局のみが直接担当している都道府県は全体の 6 割強、委託のみで行っている都道府県は 2 割強を占めた。

表 52 障害者権利擁護センターの設置状況について（令和元年度末）

			該当
障害者権利擁護センターの 設置状況	直営のみ	都道府県数	30
		構成割合	63.8%
	委託のみ	都道府県数	12
		構成割合	25.5%
	直営と委託の両方	都道府県数	5
		構成割合	10.6%

（注）構成割合は、都道府県数に対するもの。

### イ. 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について（表 53-1～表 53-3）

令和元年度末の都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の項目について回答を求めた。結果を表 53-1 に示す。

表 53-1 都道府県における体制整備等に関する状況（令和元年度末）

		実施済み	未実施
住民への障害者虐待の相談窓口の周知		都道府県数 47	0
		構成割合 100.0%	0.0%
住民への通報義務の周知		都道府県数 45	2
		構成割合 95.7%	4.3%
障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保		都道府県数 33	14
		構成割合 70.2%	29.8%
障害者権利擁護センター等関係者への障害者虐待防止に関する研修		都道府県数 46	1
		構成割合 97.9%	2.1%
研修未受講者の把握	施設・事業所管理者の研修未受講者を把握している	都道府県数 4	43
		構成割合 8.5%	91.5%
未受講者への受講勧奨	施設・事業所単位での研修未受講を把握している	都道府県数 16	31
		構成割合 34.0%	66.0%
伝達研修実施状況の把握	未受講の施設管理者もしくは施設・事業所に個別に受講勧奨している	都道府県数 16	31
		構成割合 34.0%	66.0%
伝達研修実施状況の把握	研修受講後、施設・事業所内での伝達研修の実施有無を把握している	都道府県数 14	33
		構成割合 29.8%	70.2%
障害者虐待防止について、講演会や都道府県広報紙等による、住民への啓発活動		都道府県数 32	15
		構成割合 68.1%	31.9%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知		都道府県数 45	2
		構成割合 95.7%	4.3%
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営		都道府県数 7	40
		構成割合 14.9%	85.1%
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組（新たなネットワーク構築に限らず既存の協議会等の組織、ネットワークを活用している場合も含む。）		都道府県数 30	17
		構成割合 63.8%	36.2%
都道府県警との障害者虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議		都道府県数 28	19
		構成割合 59.6%	40.4%
都道府県労働局との障害者虐待に関する予防、対応手順、連携に関する協議		都道府県数 37	10
		構成割合 78.7%	21.3%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための市区町村、関係機関との事前の調整		都道府県数 14	33
		構成割合 29.8%	70.2%
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者に関する問題及び養護者に対する支援に関する相談対応及び相談を行う機関の紹介等の実施		都道府県数 42	5
		構成割合 89.4%	10.6%
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助等の実施		都道府県数 46	1
		構成割合 97.9%	2.1%
権利擁護センターによる障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報の収集、分析及び提供		都道府県数 36	11
		構成割合 76.6%	23.4%
本調査年度中において、養護者虐待、施設従事者虐待を問わず、重篤事案に対する検証委員会が設置された件数		都道府県数 1	46
		構成割合 2.1%	97.9%
虐待事例の調査、対応、検証等における専門職の参加	虐待事例の調査、対応、検証等に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	都道府県数 23	24
		構成割合 48.9%	51.1%
独自の障害者虐待対応のマニュアル等の作成	専門職が参加した虐待事例の調査、対応、検証等の実施	都道府県数 18	29
		構成割合 38.3%	61.7%
独自の障害者虐待対応のマニュアル等の作成	マニュアルの作成	都道府県数 26	21
		構成割合 55.3%	44.7%
	業務指針の作成	都道府県数 17	30
		構成割合 36.2%	63.8%
独自の障害者虐待対応のマニュアル等の作成	対応フロー図の作成	都道府県数 30	17
		構成割合 63.8%	36.2%
独自の障害者虐待対応のマニュアル等の作成	事例集の作成	都道府県数 15	32
		構成割合 31.9%	68.1%
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない、例えば「保育所等」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付		都道府県数 29	18
		構成割合 61.7%	38.3%
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等との虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数 13	34
		構成割合 27.7%	72.3%
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数 16	31
		構成割合 34.0%	66.0%
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等との虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数 15	32
		構成割合 31.9%	68.1%
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等との虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数 14	33
		構成割合 29.8%	70.2%

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

市区町村と同様に、障害者虐待の通報・相談について、「来所、電話、FAX、郵便物等以外の方法での受付の実施」状況について回答を求めたところ、「メールアドレスによる受付」を運用している都道府県は36自治体、「SNSによる受付」を運用している都道府県はなかった。

表 53-2 ICT を活用した相談受付への対応（複数回答）

		実施済み	未実施
メールアドレスによる受付	都道府県数	36	11
	構成割合	76.6%	23.4%
SNSによる受付	都道府県数	0	47
	構成割合	0.0%	100.0%
その他	都道府県数	0	47
	構成割合	0.0%	100.0%

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

「障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保」をしている都道府県は33自治体（表53-1）である。

その職員の職種について回答を求めたところ、「社会福祉士」が22都道府県（46.8%）、「精神保健福祉士」が13自治体（27.7%）と多かった。

表 53-3 専門的知識又は経験を有する専門職の職種（複数回答）

		実施済み	未実施
保健師	都道府県数	7	40
	構成割合	14.9%	85.1%
社会福祉士	都道府県数	22	25
	構成割合	46.8%	53.2%
精神保健福祉士	都道府県数	13	34
	構成割合	27.7%	72.3%
介護福祉士	都道府県数	4	43
	構成割合	8.5%	91.5%
社会福祉主事	都道府県数	9	38
	構成割合	19.1%	80.9%
相談支援専門員(上記資格者以外で)	都道府県数	4	43
	構成割合	8.5%	91.5%
障害福祉や権利擁護分野の経験のある自治体職員OB、児相OB、元教員等	都道府県数	10	37
	構成割合	21.3%	78.7%
その他	都道府県数	7	40
	構成割合	14.9%	85.1%
その他具体例	保育士、弁護士、医師(精神科)、手話通訳士、公認心理師		

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。



## 4. 調査結果（詳細分析）

### （1）相談・通報件数に関する分析

平成24年度から令和元年度までの調査結果から、市区町村窓口への障害者虐待の相談・通報件数の有無を都道府県別に整理した。

養護者による障害者虐待に関してみると、平成24年度調査以降、毎年ほぼ半数近くの市区町村に相談・通報が寄せられているが、半数は相談・通報件数0件である。8か年（実質は7年半）を通して1件も相談・通報件数がない市区町村は20.4%（354自治体）であった。（表4-3）

施設従事者による障害者虐待の相談・通報件数の有無をみると、例年相談・通報が寄せられている割合は20～30%であり、70%程度の自治体には相談・通報は寄せられていない。8か年を通してみれば、1件も相談・通報がない市区町村は33.4%（580自治体）であった。（表4-4）

使用者による障害者虐待についてみると、市区町村に相談・通報が寄せられた割合は10～15%にとどまっている。8年間で相談・通報が1件もない市区町村は59.7%（1,037自治体）となっている。（表4-5）

令和元年度「障害者虐待対応状況調査」結果を用いて人口規模別に相談・通報件数のない市区町村数をみると、小規模な市区町村ほど障害者虐待に関する相談・通報件数が0件の割合が高い。特に人口5万人未満の市区町村では養護者による障害者虐待の相談・通報件数0件の割合が70.6%、施設従事者による障害者虐待では81.4%を占めていた。（表4-1）

なお、8年間で相談・通報が1件もない市区町村は、人口5万人未満の市区町村に集中していることがわかる。（表4-2）

表4-1 障害者虐待に関する相談・通報件数0件の市区町村数（令和元年度 人口規模別）

人口規模別	自治体数	養護者による障害者虐待 通報0件		施設従事者による障害者虐待 通報0件		使用者による障害者虐待 通報0件	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
5万人未満	1,193	842	70.6%	971	81.4%	1,140	95.6%
5～10万人未満	258	50	19.4%	99	38.4%	208	80.6%
10～30万人未満	202	20	9.9%	32	15.8%	140	69.3%
30万人以上	84	1	1.2%	1	1.2%	49	58.3%
計	1,737	913	52.6%	1,103	63.5%	1,537	88.5%

表4-2 障害者虐待に関する相談・通報件数0件の市区町村数（平成24～令和元年度 人口規模別）

人口規模別	自治体数	養護者による障害者虐待 通報0件		施設従事者による障害者虐待 通報0件		使用者による障害者虐待 通報0件	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
5万人未満	1,193	353	29.6%	567	47.5%	924	77.5%
5～10万人未満	258	1	0.4%	12	4.7%	92	35.7%
10～30万人未満	202	0	0.0%	1	0.5%	21	10.4%
30万人以上	84	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	1,737	354	20.4%	580	33.4%	1,037	59.7%

表 4-3 養護者による障害者虐待相談・通報件数 0 件の市区町村数（都道府県別）

	自治体数	通報0件自治体数									割合(通報0件自治体数/自治体数)								H24～R01通算	
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	通報0件自治体数	割合	
北海道	179	146	135	128	131	134	142	140	139	82%	75%	72%	73%	75%	79%	78%	78%	67	37.4%	
青森県	40	31	30	30	32	33	25	30	26	78%	75%	75%	80%	83%	63%	75%	65%	10	25.0%	
岩手県	33	26	21	21	22	25	23	26	24	79%	64%	64%	67%	76%	70%	79%	73%	8	24.2%	
宮城県	35	18	14	22	22	20	22	18	15	51%	40%	63%	63%	57%	63%	51%	43%	5	14.3%	
秋田県	25	17	18	18	19	15	20	17	17	68%	72%	72%	76%	60%	80%	68%	68%	9	36.0%	
山形県	35	25	26	25	26	26	26	23	27	71%	74%	71%	74%	74%	74%	66%	77%	12	34.3%	
福島県	59	43	44	40	44	41	39	47	41	73%	75%	68%	75%	69%	66%	80%	69%	15	25.4%	
茨城県	44	24	21	23	22	19	24	26	21	55%	48%	52%	50%	43%	55%	59%	48%	4	9.1%	
栃木県	25	14	16	14	14	11	12	17	11	54%	62%	56%	56%	44%	48%	68%	44%	4	16.0%	
群馬県	35	25	26	21	22	27	28	23	26	71%	74%	60%	63%	77%	80%	66%	74%	16	45.7%	
埼玉県	63	30	26	22	26	24	25	23	23	48%	41%	35%	41%	38%	40%	37%	37%	6	9.5%	
千葉県	54	25	23	22	21	22	18	18	22	46%	43%	41%	39%	41%	33%	33%	41%	3	5.6%	
東京都	62	15	16	17	14	20	16	18	18	24%	26%	27%	23%	32%	26%	29%	29%	7	11.3%	
神奈川県	33	11	9	14	9	11	10	10	9	33%	27%	42%	27%	33%	30%	30%	27%	1	3.0%	
新潟県	30	13	12	15	11	14	12	14	11	43%	40%	50%	37%	47%	40%	47%	37%	5	16.7%	
富山県	15	3	6	7	7	10	6	9	5	20%	40%	47%	47%	67%	40%	60%	33%	2	13.3%	
石川県	19	8	5	7	7	7	7	9	7	42%	26%	37%	37%	37%	37%	47%	37%	1	5.3%	
福井県	17	13	8	10	8	8	11	12	8	76%	47%	59%	47%	47%	65%	71%	47%	3	17.6%	
山梨県	27	12	16	16	17	16	18	20	14	44%	59%	59%	63%	59%	67%	74%	52%	6	22.2%	
長野県	77	58	52	60	55	58	52	51	50	75%	68%	78%	71%	75%	68%	66%	65%	30	39.0%	
岐阜県	42	27	31	28	30	31	29	24	21	64%	74%	67%	71%	74%	69%	57%	50%	12	28.6%	
静岡県	35	15	17	16	19	15	18	18	14	43%	49%	46%	54%	43%	51%	51%	40%	7	20.0%	
愛知県	54	22	23	18	14	9	12	7	7	41%	43%	33%	26%	17%	22%	13%	13%	3	5.6%	
三重県	29	16	10	12	17	17	17	16	16	55%	34%	41%	59%	59%	59%	55%	55%	5	17.2%	
滋賀県	19	9	3	5	5	4	3	4	3	47%	16%	26%	26%	21%	16%	21%	16%	0	0.0%	
京都府	26	11	9	8	12	14	15	11	8	42%	35%	31%	46%	54%	58%	42%	31%	4	15.4%	
大阪府	43	8	8	4	1	7	5	6	6	19%	19%	9%	2%	16%	12%	14%	14%	0	0.0%	
兵庫県	41	12	13	14	15	18	10	15	9	29%	32%	34%	37%	44%	24%	37%	22%	1	2.4%	
奈良県	39	30	28	30	31	28	28	31	27	77%	72%	77%	79%	72%	72%	79%	69%	16	41.0%	
和歌山県	30	22	18	23	23	24	23	22	20	73%	60%	77%	77%	80%	77%	73%	67%	10	33.3%	
鳥取県	19	10	7	8	10	10	9	10	13	53%	37%	42%	53%	53%	47%	53%	68%	2	10.5%	
島根県	19	14	10	11	13	17	10	12	11	74%	53%	58%	68%	89%	53%	63%	58%	5	26.3%	
岡山県	27	16	13	15	17	16	17	17	13	59%	48%	56%	63%	59%	63%	63%	48%	8	29.6%	
広島県	23	10	10	3	8	6	9	9	7	43%	43%	13%	35%	26%	39%	39%	30%	0	0.0%	
山口県	19	8	5	7	7	7	9	6	9	42%	26%	37%	37%	37%	47%	32%	47%	1	5.3%	
徳島県	24	15	12	12	14	12	18	15	14	63%	50%	50%	58%	50%	75%	63%	58%	4	16.7%	
香川県	17	12	6	9	9	6	9	4	9	71%	35%	53%	53%	35%	53%	24%	53%	2	11.8%	
愛媛県	20	9	10	8	6	7	9	7	11	45%	50%	40%	30%	35%	45%	35%	55%	1	5.0%	
高知県	30	21	25	23	19	19	21	21	23	70%	83%	77%	63%	63%	70%	70%	77%	7	23.3%	
福岡県	60	33	27	33	32	28	35	29	28	55%	45%	55%	53%	47%	58%	48%	47%	6	10.0%	
佐賀県	20	12	8	11	7	7	8	8	10	60%	40%	55%	35%	35%	40%	40%	50%	1	5.0%	
長崎県	21	8	10	10	8	12	12	13	9	38%	48%	48%	38%	57%	57%	62%	43%	1	4.8%	
熊本県	45	33	30	30	26	30	29	35	31	73%	67%	67%	58%	67%	64%	78%	69%	11	24.4%	
大分県	18	13	8	9	11	13	10	11	11	72%	44%	50%	61%	72%	56%	61%	61%	3	16.7%	
宮崎県	26	15	13	14	15	16	18	12	16	58%	50%	54%	58%	62%	69%	46%	62%	4	15.4%	
鹿児島県	43	27	24	25	32	33	33	34	31	63%	56%	58%	74%	77%	77%	79%	72%	12	27.9%	
沖縄県	41	28	22	25	24	27	25	22	22	68%	54%	61%	59%	66%	61%	54%	54%	14	34.1%	
計	1,737	1,013	924	943	954	974	977	970	913	58%	53%	54%	55%	56%	56%	56%	53%	354	20.4%	

表 4-4 施設従事者による障害者虐待相談・通報件数 0 件の市区町村数（都道府県別）

	自治体数	通報0件自治体数									割合(通報0件自治体数/自治体数)								H24~R01通算	
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	通報0件自治体数	割合	
北海道	179	171	152	156	153	152	153	143	156	96%	85%	87%	85%	85%	85%	80%	87%	100	55.9%	
青森県	40	33	31	33	32	32	35	35	30	83%	78%	83%	80%	80%	88%	88%	75%	20	50.0%	
岩手県	33	31	24	33	28	28	27	29	29	94%	73%	100%	85%	85%	82%	88%	88%	16	48.5%	
宮城県	35	30	32	25	26	31	27	29	25	86%	91%	71%	74%	89%	77%	83%	71%	10	28.6%	
秋田県	25	21	23	20	17	18	23	23	15	84%	92%	80%	68%	72%	92%	92%	60%	8	32.0%	
山形県	35	33	32	28	31	29	32	30	29	94%	91%	80%	89%	83%	91%	86%	83%	19	54.3%	
福島県	59	56	55	55	53	52	51	51	51	95%	93%	93%	90%	88%	86%	86%	86%	35	59.3%	
茨城県	44	36	37	33	34	32	35	34	29	82%	84%	75%	77%	73%	80%	77%	66%	14	31.8%	
栃木県	25	20	22	21	17	16	18	19	13	77%	85%	84%	68%	64%	72%	76%	52%	4	16.0%	
群馬県	35	27	30	28	26	29	26	26	23	77%	86%	80%	74%	83%	74%	74%	66%	17	48.6%	
埼玉県	63	52	49	44	48	33	39	29	22	83%	78%	70%	76%	52%	62%	46%	35%	7	11.1%	
千葉県	54	39	31	34	33	23	27	23	21	72%	57%	63%	61%	43%	50%	43%	39%	8	14.8%	
東京都	62	27	21	23	19	23	19	20	16	44%	34%	37%	31%	37%	31%	32%	26%	10	16.1%	
神奈川県	33	19	16	17	15	15	16	16	17	58%	48%	52%	45%	45%	48%	48%	52%	6	18.2%	
新潟県	30	28	28	27	24	23	25	24	20	93%	93%	90%	80%	77%	83%	80%	67%	13	43.3%	
富山県	15	13	13	12	13	13	11	11	11	87%	87%	80%	87%	87%	73%	73%	73%	5	33.3%	
石川県	19	16	13	12	10	11	11	13	11	84%	68%	63%	53%	58%	58%	68%	58%	4	21.1%	
福井県	17	13	11	12	6	11	8	10	7	76%	65%	71%	35%	65%	47%	59%	41%	1	5.9%	
山梨県	27	22	18	21	22	18	23	20	17	81%	67%	78%	81%	67%	85%	74%	63%	10	37.0%	
長野県	77	68	69	61	63	58	54	57	55	88%	90%	79%	82%	75%	70%	74%	71%	32	41.6%	
岐阜県	42	37	38	36	33	34	31	29	27	88%	90%	86%	79%	81%	74%	69%	64%	16	38.1%	
静岡県	35	26	23	23	24	24	19	22	19	74%	66%	66%	69%	69%	54%	63%	54%	8	22.9%	
愛知県	54	39	28	29	26	28	28	26	24	72%	52%	54%	48%	52%	52%	48%	44%	8	14.8%	
三重県	29	22	17	22	18	21	22	16	15	76%	59%	76%	62%	72%	76%	55%	52%	9	31.0%	
滋賀県	19	13	8	9	6	8	9	7	7	68%	42%	47%	32%	42%	47%	37%	37%	1	5.3%	
京都府	26	20	18	15	14	14	12	13	16	77%	69%	58%	54%	54%	46%	50%	62%	5	19.2%	
大阪府	43	22	17	17	14	10	11	12	14	51%	40%	40%	33%	23%	26%	28%	33%	3	7.0%	
兵庫県	41	25	21	15	24	21	20	17	18	61%	51%	37%	59%	51%	49%	41%	44%	9	22.0%	
奈良県	39	37	32	31	35	34	29	34	28	95%	82%	79%	90%	87%	74%	87%	72%	21	53.8%	
和歌山県	30	24	28	25	24	22	27	24	24	80%	93%	83%	80%	73%	90%	80%	80%	12	40.0%	
鳥取県	19	17	15	15	15	12	11	14	12	89%	79%	79%	79%	63%	58%	74%	63%	7	36.8%	
島根県	19	16	16	12	12	15	11	11	15	84%	84%	63%	63%	79%	58%	58%	79%	6	31.6%	
岡山県	27	22	20	19	14	17	17	21	21	81%	74%	70%	52%	63%	63%	78%	78%	7	25.9%	
広島県	23	17	12	12	9	13	13	13	11	74%	52%	52%	39%	57%	57%	57%	48%	2	8.7%	
山口県	19	14	13	16	13	9	8	10	7	74%	68%	84%	68%	47%	42%	53%	37%	4	21.1%	
徳島県	24	20	19	16	21	19	14	20	17	83%	79%	67%	88%	79%	58%	83%	71%	9	37.5%	
香川県	17	12	12	13	12	9	10	11	12	71%	71%	76%	71%	53%	59%	65%	71%	4	23.5%	
愛媛県	20	15	12	15	11	15	12	13	12	75%	60%	75%	55%	75%	60%	65%	60%	4	20.0%	
高知県	30	27	28	28	24	25	25	23	25	90%	93%	93%	80%	83%	83%	77%	83%	16	53.3%	
福岡県	60	51	41	40	40	46	37	39	37	85%	68%	67%	67%	77%	62%	65%	62%	14	23.3%	
佐賀県	20	15	11	12	15	17	14	16	16	75%	55%	60%	75%	85%	70%	80%	80%	4	20.0%	
長崎県	21	12	12	12	11	12	11	12	9	57%	57%	57%	52%	57%	52%	57%	43%	2	9.5%	
熊本県	45	36	34	37	37	41	34	34	34	80%	76%	82%	82%	91%	76%	76%	76%	20	44.4%	
大分県	18	14	13	14	9	8	14	9	12	78%	72%	78%	50%	44%	78%	50%	67%	2	11.1%	
宮崎県	26	22	17	19	18	19	18	18	13	85%	65%	73%	69%	73%	69%	69%	50%	8	30.8%	
鹿児島県	43	40	38	33	32	34	34	35	34	93%	88%	77%	74%	79%	79%	81%	79%	21	48.8%	
沖縄県	41	38	33	32	31	32	29	24	27	93%	80%	78%	76%	78%	71%	59%	66%	19	46.3%	
計	1,737	1,408	1,283	1,262	1,212	1,206	1,180	1,165	1,103	81%	74%	73%	70%	69%	68%	67%	64%	580	33.4%	

表 4-5 使用者による障害者虐待相談・通報件数 0 件の市区町村数（都道府県別）

	自治体数	通報0件自治体数									割合(通報0件自治体数/自治体数)								H24~R01通算	
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	通報0件自治体数	割合	
北海道	179	171	173	165	171	175	165	171	173	96%	97%	92%	96%	98%	92%	96%	97%	142	79.3%	
青森県	40	38	39	38	38	38	39	40	37	95%	98%	95%	95%	95%	98%	100%	93%	32	80.0%	
岩手県	33	31	29	31	31	30	29	32	33	94%	88%	94%	94%	91%	88%	97%	100%	22	66.7%	
宮城県	35	34	33	30	31	30	32	31	29	97%	94%	86%	89%	86%	91%	89%	83%	20	57.1%	
秋田県	25	24	25	24	24	24	24	24	24	96%	100%	96%	96%	96%	96%	96%	96%	21	84.0%	
山形県	35	34	35	34	34	31	34	35	34	97%	100%	97%	97%	89%	97%	100%	97%	28	80.0%	
福島県	59	55	55	57	57	56	57	59	59	93%	93%	97%	97%	95%	97%	100%	100%	49	83.1%	
茨城県	44	38	38	41	40	42	41	41	43	86%	86%	93%	91%	95%	93%	93%	98%	28	63.6%	
栃木県	25	23	25	24	25	24	25	24	25	92%	100%	96%	100%	96%	100%	96%	100%	20	80.0%	
群馬県	35	32	31	33	30	32	32	29	29	91%	89%	94%	86%	91%	91%	83%	83%	24	68.6%	
埼玉県	63	61	52	55	58	56	59	53	51	97%	83%	87%	92%	89%	94%	84%	81%	32	50.8%	
千葉県	54	44	46	45	42	43	44	40	44	81%	85%	83%	78%	80%	81%	74%	81%	22	40.7%	
東京都	62	37	37	38	41	36	45	41	40	60%	60%	61%	66%	58%	73%	66%	65%	13	21.0%	
神奈川県	33	22	21	23	18	29	24	27	29	67%	64%	70%	55%	88%	73%	82%	88%	12	36.4%	
新潟県	30	29	27	28	29	26	27	27	26	97%	90%	93%	97%	87%	90%	90%	87%	20	66.7%	
富山県	15	15	14	14	14	13	13	15	13	100%	93%	93%	93%	87%	87%	100%	87%	9	60.0%	
石川県	19	15	17	17	15	14	14	14	16	79%	89%	89%	79%	74%	74%	74%	84%	7	36.8%	
福井県	17	14	13	14	12	16	13	12	12	82%	76%	82%	71%	94%	76%	71%	71%	3	17.6%	
山梨県	27	26	26	22	23	22	23	25	27	96%	96%	81%	85%	81%	85%	93%	100%	16	59.3%	
長野県	77	73	72	73	72	76	69	71	71	95%	94%	95%	94%	99%	90%	92%	92%	50	64.9%	
岐阜県	42	40	38	39	38	39	38	40	37	95%	90%	93%	90%	93%	90%	95%	88%	29	69.0%	
静岡県	35	33	27	31	27	28	28	31	30	94%	77%	89%	77%	80%	80%	89%	86%	17	48.6%	
愛知県	54	48	43	39	33	41	40	43	38	89%	80%	72%	61%	76%	74%	80%	70%	20	37.0%	
三重県	29	25	23	25	26	25	25	23	25	86%	79%	86%	90%	86%	86%	79%	86%	17	58.6%	
滋賀県	19	17	18	15	14	16	15	14	15	89%	95%	79%	74%	84%	79%	74%	79%	7	36.8%	
京都府	26	25	24	20	22	23	20	22	22	96%	92%	77%	85%	88%	77%	85%	85%	12	46.2%	
大阪府	43	37	25	30	22	22	26	19	27	86%	58%	70%	51%	51%	60%	44%	63%	5	11.6%	
兵庫県	41	33	30	33	34	32	31	33	35	80%	73%	80%	83%	78%	76%	80%	85%	19	46.3%	
奈良県	39	39	37	37	38	36	37	36	36	100%	95%	95%	97%	92%	95%	92%	92%	30	76.9%	
和歌山県	30	30	30	28	29	26	29	30	29	100%	100%	93%	97%	87%	97%	100%	97%	23	76.7%	
鳥取県	19	17	15	17	16	17	18	17	17	89%	79%	89%	84%	89%	95%	89%	89%	12	63.2%	
島根県	19	15	17	19	17	19	16	18	18	79%	89%	100%	89%	100%	84%	95%	95%	11	57.9%	
岡山県	27	23	24	24	23	22	20	24	24	85%	89%	89%	85%	81%	74%	89%	89%	13	48.1%	
広島県	23	20	19	20	16	16	18	17	20	87%	83%	87%	70%	70%	78%	74%	87%	10	43.5%	
山口県	19	16	18	18	17	14	13	17	19	84%	95%	95%	89%	74%	68%	89%	100%	11	57.9%	
徳島県	24	21	21	20	23	22	19	23	21	88%	88%	83%	96%	92%	79%	96%	88%	14	58.3%	
香川県	17	17	15	16	15	14	14	15	13	100%	88%	94%	88%	82%	82%	88%	76%	5	29.4%	
愛媛県	20	17	19	18	12	19	20	19	20	85%	95%	90%	60%	95%	100%	95%	100%	11	55.0%	
高知県	30	29	29	29	28	29	30	29	29	97%	97%	97%	93%	97%	100%	97%	97%	25	83.3%	
福岡県	60	57	51	57	48	53	54	52	51	95%	85%	95%	80%	88%	90%	87%	85%	32	53.3%	
佐賀県	20	17	18	19	19	19	20	18	20	85%	90%	95%	95%	95%	100%	90%	100%	13	65.0%	
長崎県	21	20	20	16	18	21	18	17	17	95%	95%	76%	86%	100%	86%	81%	81%	12	57.1%	
熊本県	45	41	43	40	41	42	42	39	40	91%	96%	89%	91%	93%	93%	87%	89%	27	60.0%	
大分県	18	16	16	14	16	16	17	16	16	89%	89%	78%	89%	89%	94%	89%	89%	11	61.1%	
宮崎県	26	23	21	24	25	21	22	23	23	88%	81%	92%	96%	81%	85%	88%	88%	18	69.2%	
鹿児島県	43	41	38	39	40	38	40	39	42	95%	88%	91%	93%	88%	93%	91%	98%	32	74.4%	
沖縄県	41	41	39	39	37	39	40	37	38	100%	95%	95%	90%	95%	98%	90%	93%	31	75.6%	
計	1,737	1,574	1,526	1,532	1,499	1,522	1,519	1,522	1,537	91%	88%	88%	86%	88%	87%	88%	88%	1,037	59.7%	



## (2) 養護者虐待事案の詳細分析

令和元年度「障害者虐待対応状況調査」では、養護者による虐待判断事例の件数は1,655件であり、被虐待者数は1,664人であった。ここでは、被虐待者別に収集された個票データを用いて、養護者による虐待判断事例について詳細分析を行った。

※本項では被虐待者の人数を母数とする構成割合を表記しているため、前節（「3. 調査結果（単純集計）」）の構成比とは一致していない。

### 1) 被虐待者の基本属性別分析

#### ①虐待の類型（複数回答）

全体で見れば、身体的虐待が63.5%、性的虐待が3.9%、心理的虐待が29.3%、放棄、放置（ネグレクト）が14.9%、経済的虐待が20.6%の割合である。

#### ア. 身体的虐待

- ・被虐待者の性別にみると、男性に比べ女性が身体的虐待被害に遭った割合が高い（男性59.9%、女性65.7%）。（表4-6）
- ・年代別では、40歳代以下は概ね60%前後、50歳代以上は70%前後の割合を占めている。（表4-6）
- ・障害種別にみると、知的障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて身体的虐待を受けた割合が有意に低い（知的障害あり60.0%、なし67.5%）。なお、身体障害や精神障害、発達障害、難病等の有無では有意差はみられない。（表4-7）
- ・行動障害の有無別にみると、行動障害の有無不明があるものの、強い行動障害がある、もしくは行動障害の程度がそれほど強くない被虐待者の方が身体的虐待を受けた割合が高い傾向がみられた。（表4-8）

☞ 身体的虐待に遭いやすい属性等：女性、行動障害がある

#### イ. 性的虐待

- ・性別にみると、男性に比べ女性が性的虐待に遭った割合が高い（男性0.8%、女性は5.8%）。（表4-6）
- ・性的虐待の被害に遭っている年代は、15～19歳、中学生以下が多いものの、有意差はみられなかった。（表4-6）
- ・障害種別にみると、知的障害のある被虐待者が性的虐待を受けた割合は有意に高くなっている（知的障害あり6.0%、なし1.5%）。逆に、身体障害のある被虐待者や精神障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて性的虐待を受けた割合は有意に低くなっていた（身体障害あり1.0%、なし4.6%、精神障害あり1.8%、なし5.1%）。（表4-7）
- ・行動障害の有無別にみても性的虐待を受けた割合に有意差はみられなかった。（表4-8）

☞ 性的虐待に遭いやすい属性等：女性、知的障害がある

#### ウ. 心理的虐待

- ・心理的虐待の性別にみても、心理的虐待を受けた割合に有意差はみられなかった。（表

4-6)

- ・年代別にみても、心理的虐待を受けた割合に有意差はみられなかった。(表 4-6)
- ・障害種別にみると、精神障害のある被虐待者や発達障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて心理的虐待を受けている割合が有意に高い(精神障害あり 33.5%、なし 26.9%、発達障害あり 51.0%、なし 28.6%)。逆に、知的障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて心理的虐待を受けた割合は有意に低くなっていた。なお、身体障害や難病等の有無では有意差はみられなかった。(表 4-7)
- ・行動障害の有無別にみても心理的虐待を受けた割合に有意差はみられなかった。(表 4-8)

㊦ 心理的虐待に遭いやすい属性等：精神障害（発達障害を除く）や発達障害がある

## エ. 放棄、放置（ネグレクト）

- ・女性に比べ、男性が放棄、放置（ネグレクト）の被害に遭っている割合が高い（男性 20.5%、女性 11.5%）。(表 4-6)
- ・年代別では、15～19 歳の割合が高くなっている。(表 4-6)
- ・障害種別にみると、身体障害のある被虐待者や知的障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて放棄、放置（ネグレクト）を受けた割合が有意に高い（身体障害あり 22.4%、なし 13.2%、知的障害あり 16.6%、なし 13.0%）。逆に、精神障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて放棄、放置（ネグレクト）を受けた割合は有意に低くなっていた（精神障害あり 11.1%、なし 17.1%）。なお、発達障害、難病等の有無では有意差はみられない。(表 4-7)
- ・行動障害の有無別にみると、行動障害の有無不明があるものの、行動障害がないに比べると、行動障害がある方が放棄、放置（ネグレクト）を受けた割合が高い傾向がみられた。(表 4-8)

㊦ 放棄、放置（ネグレクト）に遭いやすい属性等：男性、若者、身体障害や知的障害がある、行動障害がある

## オ. 経済的虐待

- ・被虐待者の性別にみると、女性に比べ男性が経済的虐待に遭った割合が高い（男性 24.5%、女性 18.1%）。(表 4-6)
- ・年代別では、20 歳代以上は 20%前後の割合を占めている。(表 4-6)
- ・障害種別にみると、知的障害の被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて経済的虐待を受けた割合が有意に高い（知的障害あり 24.7%、なし 15.8%）。逆に、精神障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて経済的虐待を受けた割合は有意に低くなっていた（精神障害あり 16.8%、なし 22.7%）。なお、身体障害や発達障害、難病等の有無では有意差はみられなかった。(表 4-7)
- ・行動障害の有無別にみると、有意差はみられるものの、明確な傾向はみられなかった（表 4-8）

㊦ 経済的虐待に遭いやすい属性等：男性、知的障害がある

## ②虐待者の続柄

全体で見れば、虐待者の割合は父親 29.6%、母親 25.6%、兄弟 14.2%、夫 13.2%、その他 11.7%が上位を占めている。

### ア. 被虐待者の性別にみた虐待者

- ・被虐待者が男性の場合、虐待者は父親 37.4%、母親 27.9%、兄弟 16.6%が主な虐待者である。一方、被虐待者が女性の場合には父親 24.8%、母親 24.2%、夫 20.8%となる。(表 4-6)

### イ. 被虐待者の年代別にみた虐待者

- ・被虐待者が未成年～20歳代までの虐待者は母親や父親が中心である。被虐待者の年齢が高くなるに従って兄弟、夫の割合が高まり、50歳代以上になると兄弟や夫のほかに息子の割合も高くなっている。(表 4-6)

### ウ. 障害種別にみた虐待者

- ・身体障害のある被虐待者では、虐待者が息子や娘、姉妹である割合は有意に高い(息子：身体障害あり 5.8%、なし 3.5%、娘：身体障害あり 3.6%、なし 1.6%、姉妹：身体障害あり 8.8%、なし 5.9%)。
- ・知的障害のある被虐待者では、知的障害のない被虐待者に比べ父親や母親から虐待を受けている割合が高い(被虐待者の年齢層が関係)。
- ・精神障害のある被虐待者では、父親や母親から虐待を受けた割合は有意に低く、夫や妻、息子、娘から虐待を受けた割合が高まっている。
- ・発達障害のある被虐待者では、父親から虐待を受けた割合は有意に高い。(表 4-7)

### エ. 行動障害の有無別にみた虐待者

- ・被虐待者に行動障害がある(認定あり・なし)場合には、父親や母親が虐待者となる割合が高い。(表 4-8)

### ③虐待の発生要因

全体で見れば、虐待の発生要因としては「虐待者が虐待と認識していない」の46.1%が最も多く、次いで「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」38.3%、「虐待者の知識や情報の不足」23.4%等が上位を占めている。

#### ア. 被虐待者の性別・年代別にみた虐待発生要因

- ・「虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス」や「虐待者が虐待と認識していない」、「被虐待者の行動障害」において、被虐待者が女性よりも男性の場合で有意に高くなっていた。(表4-6)
- ・「虐待者が虐待と認識していない」では、20歳代、30歳代の割合が高い傾向にある。「家庭における経済的困窮(経済的問題)」では、20歳代の割合が高い傾向にある。(表4-6)

#### イ. 障害種別にみた虐待発生要因

- ・身体障害のある被虐待者では、「虐待者の介護疲れ」や「被虐待者の介護度や支援度の高さ」の割合が高く、「虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態」や「被虐待者の行動障害」の要因は有意に低い。(表4-7)
- ・知的障害のある被虐待者では、「虐待者が虐待と認識していない」や「被虐待者の行動障害」、「家庭における経済的困窮(経済的問題)」、「家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる」等の割合が有意に高くなっており、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」は有意に低かった。(表4-7)
- ・精神障害のある被虐待者では、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」の割合が有意に高く、「虐待者が虐待と認識していない」や「被虐待者の行動障害」、「家庭における経済的困窮(経済的問題)」の割合が有意に低い。(表4-7)

#### ウ. 行動障害の有無別にみた虐待発生要因

- ・被虐待者に行動障害がある(認定あり・なし)場合、「虐待者の介護疲れ」や「虐待者の知識や情報の不足」、「虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス」、「被虐待者の介護度や支援度の高さ」、「被虐待者の行動障害」の割合が有意に高い。(表4-8)

表 4-6 被虐待者の基本属性別有意差分析（その1 性別・年齢別）

	全体	性別			年齢								有意差
		男性	女性	有意差	中学生以下	15～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上		
全体	1664 100%	628 100%	1036 100%		18 100%	133 100%	348 100%	297 100%	339 100%	325 100%	202 100%		
虐待の種類	身体的虐待	1057 63.5%	376 59.9%	681 65.7%	*	12 66.7%	82 61.7%	205 58.9%	172 57.9%	216 63.7%	152 75.2%	**	
	性的虐待	65 3.9%	5 0.8%	60 5.8%	***	2 11.1%	17 12.8%	21 6.0%	15 5.1%	9 2.7%	1 0.3%	0 0.0%	(***)
	心理的虐待	488 29.3%	176 28.0%	312 30.1%		5 27.8%	40 30.1%	95 27.3%	81 27.3%	111 32.7%	103 31.7%	53 26.2%	
	放棄、放置(ネグレクト)	248 14.9%	129 20.5%	119 11.5%	***	2 11.1%	33 24.8%	50 14.4%	35 11.8%	48 14.2%	51 15.7%	28 13.9%	*
	経済的虐待	342 20.6%	154 24.5%	188 18.1%	**	0 0.0%	12 9.0%	79 22.7%	75 25.3%	69 20.4%	69 21.2%	38 18.8%	**
虐待者の続柄	父	492 29.6%	235 37.4%	257 24.8%	***	7 38.9%	57 42.9%	143 41.1%	118 39.7%	108 31.9%	54 16.6%	5 2.5%	***
	母	426 25.6%	175 27.9%	251 24.2%		10 55.6%	62 46.6%	151 43.4%	96 32.3%	67 19.8%	30 9.2%	9 4.5%	***
	夫	219 13.2%	4 0.6%	215 20.8%		0 0.0%	0 0.0%	12 3.4%	30 10.1%	56 16.5%	81 24.9%	40 19.8%	***
	妻	37 2.2%	36 5.7%	1 0.1%		0 0.0%	0 0.0%	3 0.9%	1 0.3%	12 3.5%	10 3.1%	11 5.4%	(***)
	息子	66 4.0%	15 2.4%	50 4.8%	*	0 0.0%	0 0.0%	1 0.3%	0 0.0%	5 1.5%	23 7.1%	35 17.3%	(***)
	娘	33 2.0%	4 0.6%	29 2.8%	**	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.3%	17 5.2%	15 7.4%	(***)
	息子の配偶者(嫁)	1 0.1%	0 0.0%	1 0.1%		0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%	
	娘の配偶者(婿)	4 0.2%	1 0.2%	3 0.3%		0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 2.0%	(***)
	兄弟	237 14.2%	104 16.6%	129 12.5%	*	0 0.0%	6 4.5%	26 7.5%	26 8.8%	59 17.4%	70 21.5%	46 22.8%	***
	姉妹	107 6.4%	42 6.7%	61 5.9%		0 0.0%	1 0.8%	13 3.7%	11 3.7%	27 8.0%	30 9.2%	21 10.4%	(***)
	祖父	12 0.7%	5 0.8%	7 0.7%		2 11.1%	2 1.5%	6 1.7%	2 0.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	(***)
	祖母	6 0.4%	2 0.3%	4 0.4%		0 0.0%	2 1.5%	3 0.9%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
	その他	194 11.7%	65 10.4%	114 11.0%		1 5.6%	9 6.8%	34 9.8%	39 13.1%	31 9.1%	37 11.4%	28 13.9%	
	不明	1 0.06%	0 0.00%	1 0.10%		0 0.00%	1 0.75%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	334 20.1%	122 19.4%	207 20.0%		3 16.7%	20 15.0%	55 15.8%	62 20.9%	67 19.8%	70 21.5%	52 25.7%	
	虐待者の知識や情報の不足	389 23.4%	156 24.8%	225 21.7%		2 11.1%	28 21.1%	77 22.1%	81 27.3%	77 22.7%	67 20.6%	48 23.8%	
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	141 8.5%	49 7.8%	92 8.9%		0 0.0%	7 5.3%	36 10.3%	27 9.1%	29 8.6%	26 8.0%	16 7.9%	
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	275 16.5%	121 19.3%	149 14.4%	**	3 16.7%	19 14.3%	56 16.1%	39 13.1%	54 15.9%	49 15.1%	50 24.8%	*
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	144 8.7%	53 8.4%	90 8.7%		0 0.0%	18 13.5%	29 8.3%	28 9.4%	27 8.0%	26 8.0%	15 7.4%	
	虐待者が虐待と認識していない	767 46.1%	302 48.1%	441 42.6%	*	4 22.2%	58 43.6%	172 49.4%	158 53.2%	145 42.8%	128 39.4%	78 38.6%	***
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	247 14.8%	89 14.2%	157 15.2%		6 33.3%	26 19.5%	53 15.2%	38 12.8%	49 14.5%	50 15.4%	24 11.9%	
	虐待者側のその他の要因	161 9.7%	71 11.3%	89 8.6%		0 0.0%	12 9.0%	27 7.8%	30 10.1%	41 12.1%	32 9.8%	18 8.9%	
被虐待者側の要因	被虐待者の介護度や支援度の高さ	360 21.6%	142 22.6%	218 21.0%		5 27.8%	23 17.3%	66 19.0%	61 20.5%	69 20.4%	75 23.1%	60 29.7%	
	被虐待者の行動障害	235 14.1%	110 17.5%	125 12.1%	**	3 16.7%	22 16.5%	57 16.4%	48 16.2%	45 13.3%	33 10.2%	27 13.4%	
	被虐待者側のその他の要因	186 11.2%	57 9.1%	127 12.3%	*	3 16.7%	7 5.3%	37 10.6%	35 11.8%	40 11.8%	40 12.3%	22 10.9%	
家庭環境	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	638 38.3%	217 34.6%	417 40.3%	*	3 16.7%	58 43.6%	129 37.1%	110 37.0%	124 36.6%	130 40.0%	79 39.1%	
	家庭における経済的困窮(経済的問題)	307 18.4%	123 19.6%	184 17.8%		0 0.0%	14 10.5%	84 24.1%	52 17.5%	62 18.3%	65 20.0%	29 14.4%	**
	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	240 14.4%	100 15.9%	140 13.5%		6 33.3%	19 14.3%	57 16.4%	41 13.8%	40 11.8%	54 16.6%	23 11.4%	
	家庭におけるその他の要因	93 5.6%	38 6.1%	55 5.3%		4 22.2%	11 8.3%	18 5.2%	18 6.1%	22 6.5%	10 3.1%	10 5.0%	(*)

有意差検定  
\*\*\*:p<0.001  
\*\* :p<0.01  
\* :p<0.05

\*有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%の場合には( )で表示

表 4-7 被虐待者の基本属性別有意差分析（その2 障害種別）

	全体	身体障害			知的障害			精神障害(発達障害を除く)			発達障害			難病等			
		該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	
全体	1664 100%	308 100%	1356 100%		886 100%	778 100%		606 100%	1058 100%		51 100%	1613 100%		20 100%	1644 100%		
虐待の種類	身体的虐待	1057 63.5%	204 66.2%	853 62.9%		532 60.0%	525 67.5%	**	403 66.5%	654 61.8%		32 62.7%	1025 63.5%		14 70.0%	1043 63.4%	
	性的虐待	65 3.9%	3 1.0%	62 4.6%	**	53 6.0%	12 1.5%	***	11 1.8%	54 5.1%	***	1 2.0%	64 4.0%		1 5.0%	64 3.9%	
	心理的虐待	488 29.3%	86 27.9%	402 29.6%		216 24.4%	272 35.0%	***	203 33.5%	285 26.9%	**	26 51.0%	462 28.6%	***	11 55.0%	477 29.0%	(*)
	放棄、放置(ネグレクト)	248 14.9%	69 22.4%	179 13.2%	***	147 16.6%	101 13.0%	*	67 11.1%	181 17.1%	***	7 13.7%	241 14.9%		5 25.0%	243 14.8%	
	経済的虐待	342 20.6%	55 17.9%	287 21.2%		219 24.7%	123 15.8%	***	102 16.8%	240 22.7%	**	6 11.8%	336 20.8%		2 10.0%	340 20.7%	
虐待者の続柄	父	492 29.6%	76 24.7%	416 30.7%		301 34.0%	191 24.6%	***	159 26.2%	333 31.5%	*	26 51.0%	466 28.9%	***	3 15.0%	489 29.7%	
	母	426 25.6%	73 23.7%	353 26.0%		301 34.0%	125 16.1%	***	93 15.3%	333 31.5%	***	16 31.4%	410 25.4%		4 20.0%	422 25.7%	
	夫	219 13.2%	50 16.2%	169 12.5%		38 4.3%	181 23.3%	***	135 22.3%	84 7.9%	***	5 9.8%	214 13.3%		6 30.0%	213 13.0%	(*)
	妻	37 2.2%	10 3.2%	27 2.0%		4 0.5%	33 4.2%	***	20 3.3%	17 1.6%	*	1 2.0%	36 2.2%		3 15.0%	34 2.1%	(***)
	息子	66 4.0%	18 5.8%	48 3.5%	*	5 0.6%	61 7.8%	***	41 6.8%	25 2.4%	***	0 0.0%	66 4.1%		0 0.0%	66 4.0%	
	娘	33 2.0%	11 3.6%	22 1.6%	*	5 0.6%	28 3.6%	***	18 3.0%	15 1.4%	*	0 0.0%	33 2.0%		1 5.0%	32 1.9%	
	息子の配偶者(嫁)	1 0.1%	1 0.3%	0 0.0%	(*)	0 0.0%	1 0.1%		0 0.0%	1 0.1%		0 0.0%	1 0.1%		0 0.0%	1 0.1%	
	娘の配偶者(婿)	4 0.2%	2 0.6%	2 0.1%		0 0.0%	4 0.5%	(*)	2 0.3%	2 0.2%		0 0.0%	4 0.2%		0 0.0%	4 0.2%	
	兄弟	237 14.2%	39 12.7%	198 14.6%		127 14.3%	110 14.1%		98 16.2%	139 13.1%		6 11.8%	231 14.3%		1 5.0%	236 14.4%	
	姉妹	107 6.4%	27 8.8%	80 5.9%	*	69 7.8%	38 4.9%	**	19 3.1%	88 8.3%	***	1 2.0%	106 6.6%		1 5.0%	106 6.4%	
	祖父	12 0.7%	2 0.6%	10 0.7%		8 0.9%	4 0.5%		4 0.7%	8 0.8%		0 0.0%	12 0.7%		0 0.0%	12 0.7%	
	祖母	6 0.4%	1 0.3%	5 0.4%		5 0.6%	1 0.1%		1 0.2%	5 0.5%		0 0.0%	6 0.4%		0 0.0%	6 0.4%	
	その他	194 11.7%	25 8.1%	169 12.5%	*	107 12.1%	87 11.2%		61 10.1%	133 12.6%		4 7.8%	190 11.8%		3 15.0%	191 11.6%	
	不明	1 0.06%	0 0.00%	1 0.07%		1 0.11%	0 0.00%		0 0.00%	1 0.09%		0 0.00%	1 0.06%		0 0.00%	1 0.06%	
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	334 20.1%	81 26.3%	253 18.7%	**	177 20.0%	157 20.2%		110 18.2%	224 21.2%		7 13.7%	327 20.3%		9 45.0%	325 19.8%	(**)
	虐待者の知識や情報の不足	389 23.4%	58 18.8%	331 24.4%		204 23.0%	185 23.8%		146 24.1%	243 23.0%		13 25.5%	376 23.3%		4 20.0%	385 23.4%	
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	141 8.5%	27 8.8%	114 8.4%		74 8.4%	67 8.6%		54 8.9%	87 8.2%		3 5.9%	138 8.6%		2 10.0%	139 8.5%	
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	275 16.5%	55 17.9%	220 16.2%		143 16.1%	132 17.0%		98 16.2%	177 16.7%		9 17.6%	266 16.5%		6 30.0%	269 16.4%	
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	144 8.7%	31 10.1%	113 8.3%		88 9.9%	56 7.2%	*	45 7.4%	99 9.4%		1 2.0%	143 8.9%		2 10.0%	142 8.6%	
	虐待者が虐待と認識していない	767 46.1%	132 42.9%	635 46.8%		446 50.3%	321 41.3%	***	244 40.3%	523 49.4%	***	28 54.9%	739 45.8%		11 55.0%	756 46.0%	
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	247 14.8%	32 10.4%	215 15.9%	*	134 15.1%	113 14.5%		96 15.8%	151 14.3%		7 13.7%	240 14.9%		1 5.0%	246 15.0%	
	虐待者側のその他の要因	161 9.7%	38 12.3%	123 9.1%		88 9.9%	73 9.4%		55 9.1%	106 10.0%		4 7.8%	157 9.7%		5 25.0%	156 9.5%	(*)
被虐待者側の要因	被虐待者の介護度や支援度の高さ	360 21.6%	100 32.5%	260 19.2%	***	201 22.7%	159 20.4%		114 18.8%	246 23.3%		7 13.7%	353 21.9%		9 45.0%	351 21.4%	(*)
	被虐待者の行動障害	235 14.1%	30 9.7%	205 15.1%	*	162 18.3%	73 9.4%	***	67 11.1%	168 15.9%	*	9 17.6%	226 14.0%		1 5.0%	234 14.2%	
	被虐待者側のその他の要因	186 11.2%	35 11.4%	151 11.1%		82 9.3%	104 13.4%	*	76 12.5%	110 10.4%		6 11.8%	180 11.2%		5 25.0%	181 11.0%	(*)
家庭環境	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	638 38.3%	115 37.3%	523 38.6%		299 33.7%	339 43.6%	***	263 43.4%	375 35.4%	***	25 49.0%	613 38.0%		9 45.0%	629 38.3%	
	家庭における経済的困窮(経済的問題)	307 18.4%	60 19.5%	247 18.2%		188 21.2%	119 15.3%	***	92 15.2%	215 20.3%	*	4 7.8%	303 18.8%		4 20.0%	303 18.4%	
	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	240 14.4%	41 13.3%	199 14.7%		146 16.5%	94 12.1%	**	73 12.0%	167 15.8%		7 13.7%	233 14.4%		4 20.0%	236 14.4%	
	家庭におけるその他の要因	93 5.6%	14 4.5%	79 5.8%		55 6.2%	38 4.9%		30 5.0%	63 6.0%		4 7.8%	89 5.5%		4 20.0%	89 5.4%	(**)

※有意差: 期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には( )で表示

表 4-8 被虐待者の基本属性別有意差分析（その3 行動障害の有無別）

	全体	行動障害					有意差
		強い行動障害がある(区分3、行動関連項目8点以上)	認定調査を受けてはいるが、①と同程度の行動障害がある	行動障害がある(①、②に該当しない程度の行動障害)	行動障害がない	行動障害の有無不明	
全体	1664 100%	215 100%	27 100%	231 100%	1137 100%	54 100%	
虐待の種類	身体的虐待	1057 63.5%	151 70.2%	14 51.9%	165 71.4%	699 61.5%	28 51.9%**
	性的虐待	65 3.9%	3 1.4%	0 0.0%	7 3.0%	54 4.7%	1 1.9%
	心理的虐待	488 29.3%	48 22.3%	7 25.9%	74 32.0%	347 30.5%	12 22.2%
	放棄、放置(ネグレクト)	248 14.9%	41 19.1%	9 33.3%	37 16.0%	153 13.5%	8 14.8%*
	経済的虐待	342 20.6%	31 14.4%	6 22.2%	38 16.5%	253 22.3%	14 25.9%*
虐待者の続柄	父	492 29.6%	76 35.3%	7 25.9%	88 38.1%	306 26.9%	15 27.8%**
	母	426 25.6%	73 34.0%	7 25.9%	67 29.0%	265 23.3%	14 25.9%*
	夫	219 13.2%	9 4.2%	2 7.4%	25 10.8%	172 15.1%	11 20.4%***
	妻	37 2.2%	0 0.0%	0 0.0%	5 2.2%	31 2.7%	1 1.9%
	息子	66 4.0%	1 0.5%	1 3.7%	6 2.6%	56 4.9%	1 1.9%(*)
	娘	33 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	28 2.5%	5 9.3%***
	息子の配偶者(嫁)	1 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.1%	0 0.0%
	娘の配偶者(婿)	4 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 0.4%	0 0.0%
	兄弟	237 14.2%	36 16.7%	4 14.8%	30 13.0%	157 13.8%	6 11.1%
	姉妹	107 6.4%	16 7.4%	4 14.8%	13 5.6%	65 5.7%	5 9.3%
	祖父	12 0.7%	3 1.4%	0 0.0%	2 0.9%	7 0.6%	0 0.0%
	祖母	6 0.4%	2 0.9%	0 0.0%	0 0.0%	4 0.4%	0 0.0%
	その他	194 11.7%	16 7.4%	5 18.5%	22 9.5%	135 11.9%	1 1.9%*
	不明	1 0.06%	1 0.47%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	334 20.1%	66 30.7%	5 18.5%	68 29.4%	181 15.9%	9 16.7%***
	虐待者の知識や情報の不足	389 23.4%	53 24.7%	10 37.0%	75 32.5%	232 20.4%	11 20.4%***
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	141 8.5%	15 7.0%	1 3.7%	15 6.5%	105 9.2%	5 9.3%
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	275 16.5%	52 24.2%	7 25.9%	56 24.2%	146 12.8%	9 16.7%***
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	144 8.7%	18 8.4%	1 3.7%	26 11.3%	93 8.2%	5 9.3%
	虐待者が虐待と認識していない	767 46.1%	86 40.0%	11 40.7%	100 43.3%	527 46.4%	19 35.2%
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	247 14.8%	28 13.0%	3 11.1%	30 13.0%	178 15.7%	7 13.0%
	虐待者側のその他の要因	161 9.7%	17 7.9%	4 14.8%	19 8.2%	107 9.4%	13 24.1%**
被虐待者側の要因	被虐待者の介護度や支援度の高さ	360 21.6%	65 30.2%	7 25.9%	58 25.1%	221 19.4%	9 16.7%**
	被虐待者の行動障害	235 14.1%	115 53.5%	16 59.3%	89 38.5%	14 1.2%	1 1.9%***
	被虐待者側のその他の要因	186 11.2%	12 5.6%	2 7.4%	19 8.2%	142 12.5%	9 16.7%*
家庭環境	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	638 38.3%	73 34.0%	9 33.3%	92 39.8%	440 38.7%	20 37.0%
	家庭における経済的困窮(経済的問題)	307 18.4%	34 15.8%	4 14.8%	44 19.0%	211 18.6%	14 25.9%
	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	240 14.4%	31 14.4%	4 14.8%	43 18.6%	153 13.5%	9 16.7%
	家庭におけるその他の要因	93 5.6%	10 4.7%	1 3.7%	10 4.3%	69 6.1%	3 5.6%

※有意差：期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には( )で表示

## 2) 重篤ケースの分析

虐待が重篤化した場合、死亡事故につながるおそれもある。令和元年度「障害者虐待対応状況調査」では、養護者による障害者虐待で発生した死亡事故は0件であったが、それ以外でも重篤と考えられるケースが少なからず発生していると考えられる。そのようなケースの特徴や発生要因等を探ることで、早期の発見や適切な被虐待者への支援とともに養護者支援につなげていくことが必要である。

ここでは、令和元年度の養護者による障害者虐待として挙げられた個票データからいくつかの指標を用いて重篤ケースにおける特徴や発生要因の分析を試みた。

なお、重篤ケースに該当するものとして、本分析では下記の該当ケースを想定した。

- ① やむを得ない事由による措置を適用されたケース
- ② 成年後見制度市区町村長申立てがなされたケース
- ③ 虐待の程度が“重度”とされたケース（判断は市区町村担当職員）

### ① 虐待類型

- ・ やむを得ない事由による措置が適用されたケースは身体的虐待ケースの割合が最も高いものの、非適用ケースと比較すると放棄、放置（ネグレクト）と判断されたケースでのやむを得ない事由による措置適用割合が有意に高くなっていた。
- ・ 成年後見制度の市区町村長申立て適用ケースでは経済的虐待と判断されたケースが多い。また、放棄、放置（ネグレクト）と経済的虐待の割合は有意に高く、身体的虐待は有意に低くなっている。
- ・ 虐待程度が重度のケースは身体的虐待が多い。重度のケースと中軽度ケースの割合と比較すると、性的虐待や放棄、放置（ネグレクト）、経済的虐待ケースにおいて重度と判定された割合が有意に高くなっていた。逆に、身体的虐待ケースは有意に低くなっている。

表 4-9 重篤ケースの分析（虐待類型）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数	92	1572		61	1603		242	1422	
	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%	
身体的虐待	件数	55	1002		19	1038	***	116	941	***
	構成比	59.8%	63.7%		31.1%	64.8%		47.9%	66.2%	
性的虐待	件数	6	59		1	64		23	42	***
	構成比	6.5%	3.8%		1.6%	4.0%		9.5%	3.0%	
心理的虐待	件数	27	461		12	476		77	411	
	構成比	29.3%	29.3%		19.7%	29.7%		31.8%	28.9%	
放棄、放置(ネグレクト)	件数	22	226	*	16	232	*	69	179	***
	構成比	23.9%	14.4%		26.2%	14.5%		28.5%	12.6%	
経済的虐待	件数	18	324		38	304	***	72	270	***
	構成比	19.6%	20.6%		62.3%	19.0%		29.8%	19.0%	
虐待程度が重度	件数	21	221	*	24	218	***			
	構成比	22.8%	14.1%		39.3%	13.6%				

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には( )で表示



## ②障害種別

- ・やむを得ない事由による措置が適用されたケースでは、非適用ケースと比べて知的障害のある被虐待者の割合が有意に高くなっていた。他方、精神障害のある被虐待者は有意に低くなっている。
- ・成年後見制度の市区町村長申立て適用ケースでも知的障害のある被虐待者の割合が68.9%を占めており、非適用ケースに比べて有意に高く、精神障害のある被虐待者は有意に低くなっていた。
- ・虐待程度が重度のケースと中軽度のケースでは障害種別による有意差はみられなかった。

表 4-10 重篤ケースの分析（障害種別）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数 構成比	92 100%	1572 100%		61 100%	1603 100%		242 100%	1422 100%	
身体障害	件数 構成比	16 17.4%	292 18.6%		15 24.6%	293 18.3%		51 21.1%	257 18.1%	
知的障害	件数 構成比	68 73.9%	818 52.0%	***	42 68.9%	844 52.7%	*	123 50.8%	763 53.7%	
精神障害(発達障害を除く)	件数 構成比	19 20.7%	587 37.3%	**	14 23.0%	592 36.9%	*	94 38.8%	512 36.0%	
発達障害	件数 構成比	1 1.1%	50 3.2%		0 0.0%	51 3.2%		6 2.5%	45 3.2%	
難病	件数 構成比	2 2.2%	18 1.1%		0 0.0%	20 1.2%		1 0.4%	19 1.3%	
その他	件数 構成比	0 0.0%	21 1.3%		1 1.6%	20 1.2%		5 2.1%	16 1.1%	

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には( )で表示

## ③障害支援区分

- ・やむを得ない事由による措置や成年後見人制度市区町村長申立て、虐待の程度のすべてで統計的有意差は確認できなかった。

表 4-11 重篤ケースの分析（障害支援区分）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数 構成比	92 100%	1572 100%		61 100%	1603 100%		242 100%	1422 100%	
区分1	件数 構成比	3 3.3%	22 1.4%		1 1.6%	24 1.5%		7 2.9%	18 1.3%	
区分2	件数 構成比	9 9.8%	186 11.8%		5 8.2%	190 11.9%		39 16.1%	156 11.0%	
区分3	件数 構成比	8 8.7%	207 13.2%		8 13.1%	207 12.9%		25 10.3%	190 13.4%	
区分4	件数 構成比	14 15.2%	173 11.0%		7 11.5%	180 11.2%	(*)	31 12.8%	156 11.0%	
区分5	件数 構成比	13 14.1%	116 7.4%		7 11.5%	122 7.6%		19 7.9%	110 7.7%	
区分6	件数 構成比	8 8.7%	132 8.4%		13 21.3%	127 7.9%		21 8.7%	119 8.4%	
なし	件数 構成比	37 40.2%	718 45.7%		20 32.8%	735 45.9%		99 40.9%	656 46.1%	

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には( )で表示

#### ④行動障害の有無

- ・やむを得ない事由による措置、虐待の程度については、適用ケースと非適用ケース間で統計的な有意差はみられなかった。
- ・市区町村長申立てでは、非適用ケースと比較すると、強い行動障害がある被虐待者の割合が高いものの、統計的な有意差はみられなかった。

表 4-12 重篤ケースの分析（行動障害の有無）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数 構成比	92 100%	1572 100%		61 100%	1603 100%		242 100%	1422 100%	
強い行動障害がある(区分3、 行動関連項目10点以上)	件数 構成比	20 21.7%	195 12.4%		17 27.9%	198 12.4%		28 11.6%	187 13.2%	
認定調査は受けていないが、強 い行動障害がある	件数 構成比	2 2.2%	25 1.6%		1 1.6%	26 1.6%		6 2.5%	21 1.5%	
行動障害がある	件数 構成比	14 15.2%	217 13.8%		6 9.8%	225 14.0%	(**)	25 10.3%	206 14.5%	
行動障害がない	件数 構成比	55 59.8%	1082 68.8%		34 55.7%	1103 68.8%		176 72.7%	961 67.6%	
行動障害の有無不明	件数 構成比	1 1.1%	53 3.4%		3 4.9%	51 3.2%		7 2.9%	47 3.3%	

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には( )で表示

#### ⑤虐待者の続柄

- ・市区町村長申立て適用ケースでは、非適用ケースと比較すると、夫の割合が有意に低く、兄弟の割合は有意に高くなっている。
- ・やむを得ない事由による措置、虐待の程度については、適用ケースと非適用ケース間で統計的な有意差はみられなかった。

表 4-13 重篤ケースの分析（虐待者の続柄）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数 構成比	92 100%	1572 100%		61 100%	1603 100%		242 100%	1422 100%	
父	件数 構成比	24 26.1%	468 29.8%		14 23.0%	478 29.8%		60 24.8%	432 30.4%	
母	件数 構成比	26 28.3%	400 25.4%		17 27.9%	409 25.5%		58 24.0%	368 25.9%	
夫	件数 構成比	6 6.5%	213 13.5%		0 0.0%	219 13.7%	**	32 13.2%	187 13.2%	
妻	件数 構成比	3 3.3%	34 2.2%		2 3.3%	35 2.2%		5 2.1%	32 2.3%	
息子	件数 構成比	3 3.3%	63 4.0%		1 1.6%	65 4.1%		8 3.3%	57 4.0%	
娘	件数 構成比	1 1.1%	32 2.0%		2 3.3%	31 1.9%		8 3.3%	25 1.8%	
息子の配偶者(嫁)	件数 構成比	0 0.0%	1 0.1%		0 0.0%	1 0.1%		0 0.0%	1 0.1%	
娘の配偶者(婿)	件数 構成比	0 0.0%	4 0.3%		1 1.6%	3 0.2%	(*)	3 1.2%	1 0.1%	(***)
兄弟	件数 構成比	11 12.0%	226 14.4%		18 29.5%	219 13.7%	***	39 16.1%	194 13.6%	
姉妹	件数 構成比	9 9.8%	98 6.2%		8 13.1%	99 6.2%	(*)	19 7.9%	84 5.9%	
祖父	件数 構成比	0 0.0%	12 0.8%		0 0.0%	12 0.7%		1 0.4%	11 0.8%	
祖母	件数 構成比	1 1.1%	5 0.3%		0 0.0%	6 0.4%		1 0.4%	5 0.4%	
その他	件数 構成比	17 18.5%	177 11.3%	*	7 11.5%	187 11.7%		35 14.5%	144 10.1%	

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には( )で表示

## ⑥虐待の発生要因

- ・回答割合として、やむを得ない事由による措置や市区町村長申立てが適用されたケース及び虐待程度が重度のケースでは、非適用ケースあるいは中軽度のケースに比べて、「虐待者が虐待と認識していない」の割合が共通して高くなっており、とくにやむを得ない事由による措置や虐待の程度では統計的な有意差もみられた。
- ・その他にも、やむを得ない事由による措置では「被虐待者の行動障害」や「虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態」の割合が有意に高く、市区町村長申立てが適用されたケースや虐待程度が重度のケースでは、「家庭における経済的困窮（経済的問題）」の割合が有意に高くなっていった。

表 4-14 重篤ケースの分析（虐待の発生要因）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度			
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差	
全体	件数	92	1572		61	1603		242	1422		
	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%		
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	件数 構成比	19 20.7%	315 20.0%	6 9.8%	328 20.5%	*	32 13.2%	297 20.9%	**	
	虐待者の知識や情報の不足	件数 構成比	19 20.7%	370 23.5%	11 18.0%	378 23.6%		51 21.1%	330 23.2%		
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	件数 構成比	7 7.6%	134 8.5%	5 8.2%	136 8.5%		21 8.7%	120 8.4%		
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	件数 構成比	20 21.7%	255 16.2%	5 8.2%	270 16.8%		31 12.8%	239 16.8%		
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	件数 構成比	10 10.9%	134 8.5%	6 9.8%	138 8.6%		23 9.5%	120 8.4%		
	虐待者が虐待と認識していない	件数 構成比	50 54.3%	717 45.6%	*	35 57.4%	732 45.7%		127 52.5%	616 43.3%	*
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	件数 構成比	20 21.7%	227 14.4%	*	8 13.1%	239 14.9%		46 19.0%	200 14.1%	
	虐待者側のその他の要因	件数 構成比	13 14.1%	148 9.4%		10 16.4%	151 9.4%		41 16.9%	119 8.4%	***
	被虐待者側の要因	被虐待者の介護度や支援度の高さ	件数 構成比	20 21.7%	340 21.6%		10 16.4%	350 21.8%		50 20.7%	310 21.8%
被虐待者の行動障害		件数 構成比	23 25.0%	212 13.5%	***	8 13.1%	227 14.2%		33 13.6%	202 14.2%	
被虐待者側のその他の要因		件数 構成比	9 9.8%	177 11.3%		11 18.0%	175 10.9%		31 12.8%	153 10.8%	
家庭環境要因	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	件数 構成比	39 42.4%	599 38.1%		18 29.5%	620 38.7%		92 38.0%	542 38.1%	
	家庭における経済的困窮（経済的問題）	件数 構成比	17 18.5%	290 18.4%		25 41.0%	282 17.6%	***	61 25.2%	246 17.3%	**
	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	件数 構成比	18 19.6%	222 14.1%		11 18.0%	229 14.3%		38 15.7%	202 14.2%	
	家庭におけるその他の要因	件数 構成比	3 3.3%	90 5.7%		4 6.6%	89 5.6%		20 8.3%	73 5.1%	

※有意差：期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には( )で表示

⑦過去の虐待の有無

- ・回答割合として、やむを得ない事由による措置や市区町村長申立てが適用されたケース及び虐待程度が重度のケースでは、非適用ケースあるいは中軽度のケースに比べて、「過去に虐待認定されていた」や「虐待兆候の把握があった」の割合が共通して高くなっており、全て統計的な有意差もみられた。

表 4-15 重篤ケースの分析（過去の虐待の有無）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数	92	1572		61	1603		242	1422	
	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%	
過去に虐待認定されていた	件数	19	157		8	168		29	147	
	構成比	20.7%	10.0%		13.1%	10.5%		12.0%	10.3%	
虐待認定はされていないが虐待兆候の把握があった	件数	24	342		21	345		69	297	
	構成比	26.1%	21.8%	**	34.4%	21.5%	*	28.5%	20.9%	*
虐待兆候は把握されていなかった	件数	38	858		30	866		120	776	
	構成比	41.3%	54.6%		49.2%	54.0%		49.6%	54.6%	
不明	件数	11	215		2	224		24	202	
	構成比	12.0%	13.7%		3.3%	14.0%		9.9%	14.2%	

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には( )で表示

### (3) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待事案の分析

令和元年度「障害者虐待対応状況調査」では、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が認められた事例は547件であり、被虐待者数は734人<sup>\*</sup>であった。ここでは、虐待が発生した施設・事業所種別、虐待好意の類型別、被虐待者の障害種類別に被虐待者や虐待を行った職員の属性、虐待発生要因等の把握を行った。

※不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待者が特定できなかった等の14件を除く533件が対象。

#### 1) 障害者福祉施設・事業所種別にみた障害者虐待の事実が認められた件数

障害者支援施設で虐待の事実が認められた事例は160件であり、そのうち身体的虐待が103件(64.4%)を占めた。共同生活援助では、虐待の事実が認められた事例90件のうち、心理的虐待は36件(40.0%)、身体的虐待は33件(36.7%)であった。

生活介護では虐待の事実が認められた事例は68件であり、身体的虐待が47件(69.1%)であった。

表 4-16 障害者福祉施設・事業所種別にみた障害者虐待の事実が認められた件数

	虐待件数	虐待類型(複数回答)				
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置 (ネグレクト)	経済的虐待
全体	547件 100.0%	288件 52.7%	72件 13.2%	219件 40.0%	40件 7.3%	54件 9.9%
障害者支援施設	160件 100.0%	103件 64.4%	9件 5.6%	50件 31.3%	12件 7.5%	17件 10.6%
居宅介護	16件 100.0%	2件 12.5%	2件 12.5%	6件 37.5%	1件 6.3%	6件 37.5%
重度訪問介護	11件 100.0%	6件 54.5%	0件 0.0%	4件 36.4%	1件 9.1%	3件 27.3%
行動援護	2件 100.0%	1件 50.0%	1件 50.0%	0件 0.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
療養介護	14件 100.0%	6件 42.9%	1件 7.1%	8件 57.1%	1件 7.1%	0件 0.0%
生活介護	68件 100.0%	47件 69.1%	12件 17.6%	17件 25.0%	4件 5.9%	2件 2.9%
短期入所	20件 100.0%	13件 65.0%	3件 15.0%	7件 35.0%	0件 0.0%	1件 5.0%
自立訓練	1件 100.0%	1件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
就労移行支援	5件 100.0%	0件 0.0%	3件 60.0%	3件 60.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
就労継続支援A型	22件 100.0%	3件 13.6%	3件 13.6%	14件 63.6%	2件 9.1%	2件 9.1%
就労継続支援B型	47件 100.0%	16件 34.0%	9件 19.1%	30件 63.8%	3件 6.4%	2件 4.3%
共同生活援助	90件 100.0%	33件 36.7%	13件 14.4%	36件 40.0%	11件 12.2%	16件 17.8%
一般相談支援事業所及び 特定相談支援事業所	5件 100.0%	1件 20.0%	0件 0.0%	2件 40.0%	1件 20.0%	1件 20.0%
移動支援事業	8件 100.0%	6件 75.0%	1件 12.5%	2件 25.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
地域活動支援センターを 経営する事業	5件 100.0%	2件 40.0%	1件 20.0%	4件 80.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
福祉ホームを 経営する事業	1件 100.0%	0件 0.0%	1件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
児童発達支援	5件 100.0%	4件 80.0%	1件 20.0%	2件 40.0%	0件 0.0%	1件 20.0%
放課後等デイサービス	64件 100.0%	40件 62.5%	11件 17.2%	32件 50.0%	4件 6.3%	1件 1.6%
児童相談支援事業	1件 100.0%	1件 100.0%	0件 0.0%	1件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%

【参考 被虐待者の障害種別でみた施設従事者による虐待の事実が認められた件数】

被虐待者の障害種別でどのような虐待を受けているか傾向をみるため、被虐待者数と虐待類型別件数を整理した。

なお、障害者虐待では、1件につき複数の被虐待者がいる場合もあるため、被虐待者数と虐待の事実が認められた件数とは一致していない。また、障害種別及び虐待類型はともに重複する場合があるため正確な分析が困難な面があることから、ここでは傾向の確認のみを行った。

身体障害のある被虐待者は156人であり、虐待行為の類型は身体的虐待が66件、心理的虐待が64件である。

知的障害のある被虐待者は578人であり、虐待行為の類型は身体的虐待が245件、心理的虐待が143件である。

精神障害のある被虐待者は86人であり、虐待行為の件数は心理的虐待が37件、身体的虐待が22件である。

経済的虐待の多くは知的障害のある被虐待者であることが窺える。

参考表 被虐待者の障害種別人数と、施設従事者による虐待行為の類型別虐待の事実が認められた件数

	被虐待者数	虐待件数(複数回答)				
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置 (ネグレクト)	経済的虐待
全体	734人	288件	72件	219件	40件	54件
身体障害	156人	66件	9件	64件	15件	16件
知的障害	578人	245件	52件	143件	28件	40件
精神障害(発達障害を除く)	86人	22件	17件	37件	7件	9件
発達障害	27人	15件	5件	14件	1件	1件
難病等	9人	4件	1件	4件	0件	0件
不明	10人	1件	1件	2件	1件	0件

※障害種別、虐待行為の類型ともに重複カウントしているため、合計には一致しない。

## 2) 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待を受けた被虐待者の属性

### ①性別、年代

#### ア. 障害者福祉施設・事業所種別

障害者支援施設では 224 人の被虐待者がおり、うち男性は 63.8%、女性は 36.2%であった。被虐待者の年代は年齢が高くなるにつれ割合が増加している。

また、共同生活援助の被虐待者 137 人のうち、男性は 48.2%、女性は 51.8%であった。年代は 20 歳代から 40 歳代を中心に幅広い。

放課後等デイサービスの被虐待者 95 人のうち、男性は 73.7%、女性は 26.3%であった。

生活介護では被虐待者 74 人のうち、男性は 70.3%、女性は 29.7%であった。年代は 20 歳代から 40 歳代を中心に幅広い。

表 4-17 障害者福祉施設・事業所種別にみた被虐待者の属性（性別・年代）

単位:人

	計	性別		年代							
		男性	女性	17歳以下	18～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	734	448	286	115	25	137	123	136	101	84	13
	100.0%	61.0%	39.0%	15.7%	3.4%	18.7%	16.8%	18.5%	13.8%	11.4%	1.8%
障害者支援施設	224	143	81	0	5	22	41	48	51	52	4
	100.0%	63.8%	36.2%	0.0%	2.2%	9.8%	18.3%	21.4%	22.8%	23.2%	1.8%
居宅介護	16	10	6	0	0	3	1	6	4	2	0
	100.0%	62.5%	37.5%	0.0%	0.0%	18.8%	6.3%	37.5%	25.0%	12.5%	0.0%
重度訪問介護	12	7	5	1	0	3	2	2	3	1	0
	100.0%	58.3%	41.7%	8.3%	0.0%	25.0%	16.7%	16.7%	25.0%	8.3%	0.0%
行動援護	2	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
療養介護	25	12	13	1	0	4	6	6	4	3	1
	100.0%	48.0%	52.0%	4.0%	0.0%	16.0%	24.0%	24.0%	16.0%	12.0%	4.0%
生活介護	74	52	22	5	6	26	17	12	4	4	0
	100.0%	70.3%	29.7%	6.8%	8.1%	35.1%	23.0%	16.2%	5.4%	5.4%	0.0%
短期入所	26	19	7	2	1	11	8	0	2	2	0
	100.0%	73.1%	26.9%	7.7%	3.8%	42.3%	30.8%	0.0%	7.7%	7.7%	0.0%
自立訓練	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
就労移行支援	5	2	3	0	3	2	0	0	0	0	0
	100.0%	40.0%	60.0%	0.0%	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
就労継続支援A型	22	10	12	0	0	8	4	5	4	1	0
	100.0%	45.5%	54.5%	0.0%	0.0%	36.4%	18.2%	22.7%	18.2%	4.5%	0.0%
就労継続支援B型	57	33	24	0	3	14	9	18	9	3	1
	100.0%	57.9%	42.1%	0.0%	5.3%	24.6%	15.8%	31.6%	15.8%	5.3%	1.8%
共同生活援助	137	66	71	2	5	37	31	33	15	13	1
	100.0%	48.2%	51.8%	1.5%	3.6%	27.0%	22.6%	24.1%	10.9%	9.5%	0.7%
一般相談支援事業所及び 特定相談支援事業所	5	2	3	0	0	2	0	1	2	0	0
	100.0%	40.0%	60.0%	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%	20.0%	40.0%	0.0%	0.0%
移動支援事業	8	7	1	2	0	1	2	2	1	0	0
	100.0%	87.5%	12.5%	25.0%	0.0%	12.5%	25.0%	25.0%	12.5%	0.0%	0.0%
地域活動支援センターを 経営する事業	5	3	2	0	0	1	0	3	1	0	0
	100.0%	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	60.0%	20.0%	0.0%	0.0%
福祉ホームを経営する事業	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
児童発達支援	5	3	2	5	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	60.0%	40.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
放課後等デイサービス	95	70	25	93	2	0	0	0	0	0	0
	100.0%	73.7%	26.3%	97.9%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
児童相談支援事業	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

## イ. 虐待行為の類型別

身体的虐待の被虐待者は、男性割合が75.7%と高く、年齢は17歳以下や40歳代で高い。性的虐待では、女性の被虐待者が80.4%を占めており、年齢は17歳以下～30歳代まで幅広い。

心理的虐待の被虐待者は男性61.2%、女性38.8%。年齢は17歳以下～60歳以上まで幅広い。

放棄・放置（ネグレクト）は男性が70.8%と高く、年齢は40歳代以下が中心。

経済的虐待は男性59.1%、女性40.9%。年齢は40～60歳代が中心である。

表 4-18 虐待行為の類型別にみた被虐待者の属性（性別・年代）

単位:人

	計	性別		年代							
		男性	女性	17歳以下	18～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	734 100.0%	448 61.0%	286 39.0%	115 15.7%	25 3.4%	137 18.7%	123 16.8%	136 18.5%	101 13.8%	84 11.4%	13 1.8%
身体的虐待	371 100.0%	281 75.7%	90 24.3%	81 21.8%	14 3.8%	60 16.2%	68 18.3%	72 19.4%	40 10.8%	33 8.9%	3 0.8%
性的虐待	92 100.0%	18 19.6%	74 80.4%	20 21.7%	9 9.8%	25 27.2%	17 18.5%	9 9.8%	5 5.4%	7 7.6%	0 0.0%
心理的虐待	304 100.0%	186 61.2%	118 38.8%	53 17.4%	6 2.0%	56 18.4%	43 14.1%	68 22.4%	43 14.1%	33 10.9%	2 0.7%
放棄・放置(ネグレクト)	72 100.0%	51 70.8%	21 29.2%	12 16.7%	2 2.8%	11 15.3%	14 19.4%	15 20.8%	7 9.7%	10 13.9%	1 1.4%
経済的虐待	115 100.0%	68 59.1%	47 40.9%	2 1.7%	1 0.9%	20 17.4%	11 9.6%	20 17.4%	36 31.3%	23 20.0%	2 1.7%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

## ウ. 被虐待者の障害種別

性別の特徴をみると、精神障害のある被虐待者は女性の割合が高く、他の障害種別のある被虐待者は男性の割合が高くなっていた。

年齢的な特徴では、身体障害のある被虐待者は40歳代が中心、知的障害や精神障害のある被虐待者は比較的分散している。なお、発達障害のある被虐待者は96.7%が17歳以下であった。

表 4-19 被虐待者の障害種別でみた被虐待者の属性（性別・年代）

単位:人

	計	性別		年代							
		男性	女性	17歳以下	18～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	734 100.0%	448 61.0%	286 39.0%	115 15.7%	25 3.4%	137 18.7%	123 16.8%	136 18.5%	101 13.8%	84 11.4%	13 1.8%
身体障害	205 100.0%	132 64.4%	73 35.6%	27 13.2%	3 1.5%	28 13.7%	30 14.6%	47 22.9%	35 17.1%	35 17.1%	0 0.0%
知的障害	601 100.0%	370 61.6%	231 38.4%	82 13.6%	23 3.8%	125 20.8%	109 18.1%	110 18.3%	88 14.6%	59 9.8%	5 0.8%
精神障害(発達障害を除く)	123 100.0%	57 46.3%	66 53.7%	12 9.8%	5 4.1%	25 20.3%	19 15.4%	32 26.0%	16 13.0%	13 10.6%	1 0.8%
発達障害	30 100.0%	23 76.7%	7 23.3%	29 96.7%	1 3.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
難病等	9 100.0%	5 55.6%	4 44.4%	2 22.2%	1 11.1%	2 22.2%	0 0.0%	2 22.2%	0 0.0%	1 11.1%	1 11.1%
不明	14 100.0%	8 57.1%	6 42.9%	3 21.4%	0 0.0%	1 7.1%	4 28.6%	3 21.4%	0 0.0%	1 7.1%	2 14.3%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。



## ②障害支援区分

### ア. 障害者福祉施設・事業所種別

被虐待者全体では、「区分6」が32.4%を占めているが、「区分4」「区分5」もそれぞれ11.7%、16.2%である。

障害者支援施設では、被虐待者224人のうち「区分6」が117人(52.2%)、「区分5」が51人(22.8%)である。

一方、共同生活援助の被虐待者137人では、「区分2」～「区分6」が中心となっている。

表 4-20 障害者福祉施設・事業所種別にみた被虐待者の属性（障害支援区分）

単位:人

	計	障害支援区分認定状況							
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明
全体	734 100.0%	6 0.8%	26 3.5%	60 8.2%	86 11.7%	119 16.2%	238 32.4%	142 19.3%	57 7.8%
障害者支援施設	224 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.4%	31 13.8%	51 22.8%	117 52.2%	4 1.8%	20 8.9%
居宅介護	16 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 25.0%	2 12.5%	5 31.3%	5 31.3%	0 0.0%	0 0.0%
重度訪問介護	12 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 41.7%	6 50.0%	1 8.3%	0 0.0%
行動援護	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%
療養介護	25 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.0%	22 88.0%	1 4.0%	1 4.0%
生活介護	74 100.0%	1 1.4%	0 0.0%	3 4.1%	12 16.2%	18 24.3%	35 47.3%	5 6.8%	0 0.0%
短期入所	26 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 7.7%	3 11.5%	4 15.4%	13 50.0%	2 7.7%	2 7.7%
自立訓練	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労移行支援	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 80.0%	0 0.0%
就労継続支援A型	22 100.0%	1 4.5%	3 13.6%	1 4.5%	1 4.5%	0 0.0%	0 0.0%	15 68.2%	1 4.5%
就労継続支援B型	57 100.0%	2 3.5%	3 5.3%	15 26.3%	10 17.5%	3 5.3%	0 0.0%	21 36.8%	3 5.3%
共同生活援助	137 100.0%	2 1.5%	19 13.9%	25 18.2%	23 16.8%	31 22.6%	28 20.4%	6 4.4%	3 2.2%
一般相談支援事業所及び 特定相談支援事業所	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 60.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0.0%
移動支援事業	8 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 37.5%	1 12.5%	2 25.0%	1 12.5%	1 12.5%
地域活動支援センターを 経営する事業	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 60.0%	0 0.0%	1 20.0%
福祉ホームを経営する 事業	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
児童発達支援	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 100.0%	0 0.0%
放課後等デイサービス	95 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 2.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.1%	73 76.8%	19 20.0%
児童相談支援事業	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%

## イ. 虐待行為の類型別

虐待行為の類型別に被虐待者の障害支援区分認定状況の特徴をみると、身体的虐待を受けた被虐待者は「区分6」が40.4%を占めており、分布が偏っている。経済的虐待も同様に、「区分6」が35.7%を占めている。

性的虐待や心理的虐待では「なし」の割合が共に24%弱を占めている。

放棄・放置（ネグレクト）では「区分4」～「区分6」の割合が多い。

表 4-21 虐待行為の類型別にみた被虐待者の属性（障害支援区分）

単位:人

	計	障害支援区分認定状況							
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明
全体	734 100.0%	6 0.8%	26 3.5%	60 8.2%	86 11.7%	119 16.2%	238 32.4%	142 19.3%	57 7.8%
身体的虐待	371 100.0%	2 0.5%	2 0.5%	16 4.3%	41 11.1%	62 16.7%	150 40.4%	83 22.4%	15 4.0%
性的虐待	92 100.0%	3 3.3%	7 7.6%	14 15.2%	15 16.3%	11 12.0%	11 12.0%	22 23.9%	9 9.8%
心理的虐待	304 100.0%	2 0.7%	8 2.6%	35 11.5%	37 12.2%	47 15.5%	71 23.4%	72 23.7%	32 10.5%
放棄・放置(ネグレクト)	72 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	9 12.5%	15 20.8%	11 15.3%	20 27.8%	9 12.5%	8 11.1%
経済的虐待	115 100.0%	0 0.0%	11 9.6%	9 7.8%	7 6.1%	20 17.4%	41 35.7%	10 8.7%	17 14.8%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

## ウ. 被虐待者の障害種別

身体障害のある被虐待者は、「区分6」が51.2%を占めており、分布が偏っている。知的障害のある被虐待者も「区分6」の割合が最も高いものの、「なし」の割合も15.0%を占めており、広く分布している。

精神障害のある被虐待者では、「なし」が30.9%で最も高いが、他の障害種別に比べて「区分2」や「区分3」の割合も高くなっている。

表 4-22 被虐待者の障害種別でみた被虐待者の属性（障害支援区分）

単位:人

	計	障害支援区分認定状況							
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明
全体	734 100.0%	6 0.8%	26 3.5%	60 8.2%	86 11.7%	119 16.2%	238 32.4%	142 19.3%	57 7.8%
身体障害	205 100.0%	1 0.5%	3 1.5%	11 5.4%	17 8.3%	34 16.6%	105 51.2%	28 13.7%	6 2.9%
知的障害	601 100.0%	4 0.7%	22 3.7%	46 7.7%	76 12.6%	107 17.8%	211 35.1%	90 15.0%	45 7.5%
精神障害(発達障害を除く)	123 100.0%	4 3.3%	14 11.4%	20 16.3%	21 17.1%	9 7.3%	11 8.9%	38 30.9%	6 4.9%
発達障害	30 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	27 90.0%	3 10.0%
難病等	9 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 11.1%	3 33.3%	1 11.1%	1 11.1%	2 22.2%	1 11.1%
不明	14 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 21.4%	3 21.4%	0 0.0%	2 14.3%	3 21.4%	3 21.4%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

### ③障害種別

#### ア. 障害者福祉施設・事業所種別

施設従事者による障害者虐待では、知的障害のある被虐待者が 78.7%を占めており、障害者支援施設や共同生活援助、生活介護でも同様の傾向がみられる。障害者支援施設では、知的障害のある被虐待者が 90.6%を占めていた。

放課後等デイサービスでは、知的障害のある被虐待者が 66.3%を占めているが、発達障害のある被虐待者も 26.3%であった。

表 4-23 障害者福祉施設・事業所種別にみた被虐待者の属性（障害種別）

単位:人

	計	障害の種類(重複あり)						
		身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害を除く)	発達障害	難病等	その他	不明
全体	734 100.0%	156 21.3%	578 78.7%	86 11.7%	27 3.7%	4 0.5%	5 0.7%	10 1.4%
障害者支援施設	224 100.0%	45 20.1%	203 90.6%	7 3.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.9%	1 0.4%
住宅介護	16 100.0%	9 56.3%	6 37.5%	5 31.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
重度訪問介護	12 100.0%	10 83.3%	7 58.3%	1 8.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
行動援護	2 100.0%	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
療養介護	25 100.0%	22 88.0%	20 80.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 8.0%	0 0.0%	0 0.0%
生活介護	74 100.0%	18 24.3%	69 93.2%	3 4.1%	0 0.0%	1 1.4%	1 1.4%	0 0.0%
短期入所	26 100.0%	8 30.8%	24 92.3%	2 7.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
自立訓練	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労移行支援	5 100.0%	0 0.0%	3 60.0%	3 60.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労継続支援A型	22 100.0%	0 0.0%	7 31.8%	15 68.2%	0 0.0%	1 4.5%	0 0.0%	0 0.0%
就労継続支援B型	57 100.0%	9 15.8%	43 75.4%	11 19.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
共同生活援助	137 100.0%	18 13.1%	107 78.1%	27 19.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.7%
一般相談支援事業所及び 特定相談支援事業所	5 100.0%	1 20.0%	2 40.0%	3 60.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
移動支援事業	8 100.0%	1 12.5%	7 87.5%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
地域活動支援センターを 経営する事業	5 100.0%	3 60.0%	4 80.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
福祉ホームを経営する事 業	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
児童発達支援	5 100.0%	0 0.0%	3 60.0%	1 20.0%	2 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
放課後等デイサービス	95 100.0%	10 10.5%	63 66.3%	6 6.3%	25 26.3%	0 0.0%	2 2.1%	2 2.1%
児童相談支援事業	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

## イ. 虐待行為の類型別

身体的虐待を受けた被虐待者のうち、身体障害のある被虐待者は 24.5%、知的障害のある被虐待者は 85.4%、精神障害のある被虐待者は 7.3%であった。

また、性的虐待を受けた被虐待者のうち、身体障害のある被虐待者は 10.9%、知的障害のある被虐待者は 72.8%、精神障害のある被虐待者は 18.5%を占めていた。

心理的虐待を受けた被虐待者では、身体障害のある被虐待者は 25.0%、知的障害のある被虐待者は 72.8%、精神障害のある被虐待者は 14.5%を占めていた。

放棄・放置（ネグレクト）では、身体障害のある被虐待者は 25.0%、知的障害のある被虐待者は 80.6%、精神障害のある被虐待者は 9.7%を占めていた。

経済的虐待に関しては、知的障害のある被虐待者が 83.5%を占めていた。

表 4-24 虐待行為の類型別にみた被虐待者の属性（障害種別）

単位: 人

	計	障害種別(重複あり)						
		身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害を 除く)	発達障害	難病等	その他	不明
全体	734 100.0%	156 21.3%	578 78.7%	86 11.7%	27 3.7%	4 0.5%	5 0.7%	10 1.4%
身体的虐待	371 100.0%	91 24.5%	317 85.4%	27 7.3%	15 4.0%	1 0.3%	3 0.8%	1 0.3%
性的虐待	92 100.0%	10 10.9%	67 72.8%	17 18.5%	6 6.5%	0 0.0%	1 1.1%	1 1.1%
心理的虐待	304 100.0%	76 25.0%	223 73.4%	44 14.5%	14 4.6%	3 1.0%	2 0.7%	2 0.7%
放棄・放置(ネグレクト)	72 100.0%	18 25.0%	58 80.6%	7 9.7%	1 1.4%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.4%
経済的虐待	115 100.0%	19 16.5%	96 83.5%	11 9.6%	1 0.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

### 3) 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待を行った虐待者の属性

#### ①性別・年代

##### ア. 障害者福祉施設・事業所種別

障害者福祉施設・事業所において虐待を行った従事者等の性別は男性が70%弱であり、この傾向は障害者虐待判断件数の多い障害者支援施設、生活介護、放課後等デイサービスではいずれも同様である。一方、共同生活援助では、女性が53.1%を占めている。

虐待を行った従事者の年代は、全体では比較的均等に分布している。

表4-25 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待者の属性（性別・年代）

単位：人

	計	性別		年代					
		男性	女性	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	654	445	209	71	92	86	125	108	172
	100.0%	68.0%	32.0%	10.9%	14.1%	13.1%	19.1%	16.5%	26.3%
障害者支援施設	200	138	62	28	29	27	38	21	57
	100.0%	69.0%	31.0%	14.0%	14.5%	13.5%	19.0%	10.5%	28.5%
居宅介護	13	9	4	2	4	1	3	1	2
	100.0%	69.2%	30.8%	15.4%	30.8%	7.7%	23.1%	7.7%	15.4%
重度訪問介護	10	6	4	1	2	2	2	0	3
	100.0%	60.0%	40.0%	10.0%	20.0%	20.0%	20.0%	0.0%	30.0%
行動援護	3	1	2	0	0	0	2	0	1
	100.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%	33.3%
療養介護	16	7	9	3	4	3	3	3	0
	100.0%	43.8%	56.3%	18.8%	25.0%	18.8%	18.8%	18.8%	0.0%
生活介護	79	64	15	6	7	10	19	15	22
	100.0%	81.0%	19.0%	7.6%	8.9%	12.7%	24.1%	19.0%	27.8%
短期入所	24	21	3	0	6	3	6	4	5
	100.0%	87.5%	12.5%	0.0%	25.0%	12.5%	25.0%	16.7%	20.8%
自立訓練	1	1	0	0	0	0	1	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
就労移行支援	5	4	1	0	0	2	2	1	0
	100.0%	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%	40.0%	40.0%	20.0%	0.0%
就労継続支援A型	22	11	11	0	1	3	4	5	9
	100.0%	50.0%	50.0%	0.0%	4.5%	13.6%	18.2%	22.7%	40.9%
就労継続支援B型	55	45	10	6	2	6	10	17	14
	100.0%	81.8%	18.2%	10.9%	3.6%	10.9%	18.2%	30.9%	25.5%
共同生活援助	113	53	60	9	17	10	16	29	32
	100.0%	46.9%	53.1%	8.0%	15.0%	8.8%	14.2%	25.7%	28.3%
一般相談支援事業所及び 特定相談支援事業所	5	3	2	0	0	1	0	1	3
	100.0%	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	20.0%	60.0%
移動支援事業	9	9	0	2	1	2	0	1	3
	100.0%	100.0%	0.0%	22.2%	11.1%	22.2%	0.0%	11.1%	33.3%
地域活動支援センターを 経営する事業	7	3	4	0	0	1	1	1	4
	100.0%	42.9%	57.1%	0.0%	0.0%	14.3%	14.3%	14.3%	57.1%
福祉ホームを経営する 事業	1	1	0	0	0	0	0	1	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
児童発達支援	5	5	0	1	1	0	2	0	1
	100.0%	100.0%	0.0%	20.0%	20.0%	0.0%	40.0%	0.0%	20.0%
放課後等デイサービス	76	58	18	11	18	12	15	7	13
	100.0%	76.3%	23.7%	14.5%	23.7%	15.8%	19.7%	9.2%	17.1%
児童相談支援事業	1	0	1	0	0	0	0	0	1
	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

## イ. 虐待行為の類型別

すべての虐待行為の類型で虐待者は男性の割合が高くなっていった。

虐待者の年齢層はすべての年代に分布している。性的虐待では60歳以上が35.2%占めていた。

表 4-26 虐待類型別にみた虐待者の属性（性別・年代）

単位：人

	計	性別		年代					
		男性	女性	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	654 100.0%	445 68.0%	209 32.0%	71 10.9%	92 14.1%	86 13.1%	125 19.1%	108 16.5%	172 26.3%
身体的虐待	354 100.0%	255 72.0%	99 28.0%	52 14.7%	54 15.3%	45 12.7%	61 17.2%	40 11.3%	102 28.8%
性的虐待	71 100.0%	68 95.8%	3 4.2%	8 11.3%	7 9.9%	9 12.7%	16 22.5%	25 35.2%	6 8.5%
心理的虐待	273 100.0%	163 59.7%	110 40.3%	18 6.6%	33 12.1%	39 14.3%	47 17.2%	44 16.1%	92 33.7%
放棄・放置(ネグレクト)	62 100.0%	34 54.8%	28 45.2%	3 4.8%	7 11.3%	5 8.1%	7 11.3%	18 29.0%	22 35.5%
経済的虐待	62 100.0%	41 66.1%	21 33.9%	5 8.1%	17 27.4%	10 16.1%	18 29.0%	6 9.7%	6 9.7%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

## ウ. 被虐待者の障害種別

身体障害や知的障害、精神障害のある被虐待者に虐待を行った職員は男性が6~7割を占めていた。

虐待者の年齢層は比較的すべての年代に均等に分布しており、大きな偏りはみられなかった。

表 4-27 被虐待者の障害種別でみた虐待者の属性（性別・年代）

単位：人

	計	性別		年代					
		男性	女性	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	654 100.0%	445 68.0%	209 32.0%	71 10.9%	92 14.1%	86 13.1%	125 19.1%	108 16.5%	172 26.3%
身体障害	156 100.0%	103 66.0%	53 34.0%	20 12.8%	24 15.4%	28 17.9%	27 17.3%	16 10.3%	41 26.3%
知的障害	491 100.0%	338 68.8%	153 31.2%	56 11.4%	66 13.4%	60 12.2%	103 21.0%	77 15.7%	129 26.3%
精神障害(発達障害を除く)	95 100.0%	59 62.1%	36 37.9%	8 8.4%	10 10.5%	13 13.7%	15 15.8%	22 23.2%	27 28.4%
発達障害	29 100.0%	26 89.7%	3 10.3%	4 13.8%	9 31.0%	5 17.2%	3 10.3%	2 6.9%	6 20.7%
難病等	8 100.0%	6 75.0%	2 25.0%	2 25.0%	1 12.5%	1 12.5%	1 12.5%	1 12.5%	2 25.0%
不明	5 100.0%	2 40.0%	3 60.0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 60.0%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

## ②職種・職位

### ア. 障害者福祉施設・事業所種別

虐待を行った職員の職種・職位は、障害者福祉施設・事業所の種類により違いがある。障害者支援施設や生活介護では「生活支援員」の割合が高く、共に 70%前後を占めていた。

共同生活援助でも「生活支援員」は 21.2%を占めるが「世話人」が 40.7%を占めている。放課後等デイサービスでは「児童指導員」、「児童発達支援管理責任者」、「指導員」の割合が高い。

表 4-28 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待者の属性（職種・職位 その1）

単位：人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その1)									
		サービス管理責任者	管理者	設置者・経営者	看護職員	生活支援員	職業指導員	就労支援員	サービス提供責任者	世話人	相談支援専門員
全体	654 100.0%	48 7.3%	47 7.2%	27 4.1%	18 2.8%	275 42.0%	19 2.9%	2 0.3%	6 0.9%	50 7.6%	8 1.2%
障害者支援施設	198 100.0%	3 1.5%	4 2.0%	1 0.5%	4 2.0%	153 77.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%	2 1.0%
居宅介護	13 100.0%	1 7.7%	1 7.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 7.7%	0 0.0%	0 0.0%
重度訪問介護	10 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 30.0%	0 0.0%	0 0.0%
行動援護	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
療養介護	16 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	11 68.8%	3 18.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
生活介護	79 100.0%	5 6.3%	5 6.3%	3 3.8%	1 1.3%	53 67.1%	1 1.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
短期入所	24 100.0%	0 0.0%	3 12.5%	2 8.3%	2 8.3%	13 54.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.2%	1 4.2%
自立訓練	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労移行支援	5 100.0%	2 40.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労継続支援A型	22 100.0%	5 22.7%	4 18.2%	5 22.7%	0 0.0%	2 9.1%	4 18.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労継続支援B型	55 100.0%	9 16.4%	6 10.9%	2 3.6%	0 0.0%	12 21.8%	12 21.8%	2 3.6%	0 0.0%	1 1.8%	0 0.0%
共同生活援助	113 100.0%	16 14.2%	12 10.6%	3 2.7%	0 0.0%	24 21.2%	1 0.9%	0 0.0%	1 0.9%	46 40.7%	1 0.9%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 80.0%
移動支援事業	9 100.0%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
地域活動支援センターを経営する事業	7 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%	5 71.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
福祉ホームを経営する事業	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
児童発達支援	5 100.0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
放課後等デイサービス	76 100.0%	3 3.9%	9 11.8%	8 10.5%	0 0.0%	1 1.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
児童相談支援事業	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

表 4-28 障害者福祉施設・事業所種別に応じた虐待者の属性（職種・職位 その2）

単位：人

	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その2)										
	計	指導員	保育士	児童発達 支援管理 責任者	児童指導 員	調理員	訪問支援 員	居宅介護 従業者	重度訪問 介護従業 者	その他従 事者	不明
全体	654 100.0%	20 3.1%	5 0.8%	15 2.3%	24 3.7%	2 0.3%	4 0.6%	9 1.4%	6 0.9%	59 9.0%	5 0.8%
障害者支援施設	198 100.0%	3 1.5%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	22 11.1%	2 1.0%
居宅介護	13 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 15.4%	7 53.8%	0 0.0%	1 7.7%	0 0.0%
重度訪問介護	10 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 60.0%	0 0.0%	0 0.0%
行動援護	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
療養介護	16 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 6.3%	0 0.0%
生活介護	79 100.0%	1 1.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 10.1%	1 1.3%
短期入所	24 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.2%	0 0.0%
自立訓練	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労移行支援	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労継続支援A型	22 100.0%	1 4.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.5%
就労継続支援B型	55 100.0%	3 5.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 14.5%	0 0.0%
共同生活援助	113 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	9 8.0%	0 0.0%
一般相談支援事業所及び 特定相談支援事業所	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
移動支援事業	9 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 22.2%	2 22.2%	0 0.0%	3 33.3%	0 0.0%
地域活動支援センターを 経営する事業	7 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%
福祉ホームを経営する 事業	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%
児童発達支援	5 100.0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
放課後等デイサービス	76 100.0%	11 14.5%	3 3.9%	15 19.7%	22 28.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 3.9%	1 1.3%
児童相談支援事業	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%



## イ. 虐待行為の類型別

身体的虐待や性的虐待、心理的虐待では、虐待者は「生活支援員」の割合が最も高い。その他の職種・職位をみると、身体的虐待では「その他従事者」や「管理者」、性的虐待では「その他従事者」や「世話人」、「職業指導員」等、心理的虐待では「世話人」や「サービス管理責任者」の割合が多い。

放棄・放置（ネグレクト）においても「生活支援員」の割合が27.4%と最も高いものの、「世話人」や「管理者」の割合も20%前後を占めている。

経済的虐待では「その他従事者」の割合が25.8%と最も高い。

表 4-29 虐待行為の類型別にみた虐待者の属性（職種・職位）

単位:人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その1)									
		サービス管理責任者	管理者	設置者・経営者	看護職員	生活支援員	職業指導員	就労支援員	サービス提供責任者	世話人	相談支援専門員
全体	654 100.0%	48 7.3%	47 7.2%	27 4.1%	18 2.8%	275 42.0%	19 2.9%	2 0.3%	6 0.9%	50 7.6%	8 1.2%
身体的虐待	354 100.0%	18 5.1%	19 5.4%	13 3.7%	9 2.5%	193 54.5%	5 1.4%	1 0.3%	4 1.1%	10 2.8%	2 0.6%
性的虐待	71 100.0%	8 11.3%	5 7.0%	2 2.8%	0 0.0%	18 25.4%	6 8.5%	0 0.0%	0 0.0%	6 8.5%	0 0.0%
心理的虐待	273 100.0%	23 8.4%	22 8.1%	12 4.4%	12 4.4%	104 38.1%	11 4.0%	2 0.7%	1 0.4%	26 9.5%	4 1.5%
放棄・放置(ネグレクト)	62 100.0%	6 9.7%	12 19.4%	3 4.8%	3 4.8%	17 27.4%	2 3.2%	1 1.6%	0 0.0%	13 21.0%	1 1.6%
経済的虐待	62 100.0%	7 11.3%	7 11.3%	3 4.8%	0 0.0%	10 16.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 3.2%	6 9.7%	1 1.6%

単位:人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その2)									
		指導員	保育士	児童発達支援管理責任者	児童指導員	調理員	訪問支援員	居宅介護従業者	重度訪問介護従業者	その他従事者	不明
全体	654 100.0%	20 3.1%	5 0.8%	15 2.3%	24 3.7%	2 0.3%	4 0.6%	9 1.4%	6 0.9%	59 9.0%	5 0.8%
身体的虐待	354 100.0%	13 3.7%	4 1.1%	9 2.5%	17 4.8%	1 0.3%	2 0.6%	3 0.8%	3 0.8%	25 7.1%	2 0.6%
性的虐待	71 100.0%	4 5.6%	0 0.0%	2 2.8%	4 5.6%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.4%	0 0.0%	11 15.5%	1 1.4%
心理的虐待	273 100.0%	9 3.3%	0 0.0%	8 2.9%	15 5.5%	1 0.4%	0 0.0%	5 1.8%	2 0.7%	11 4.0%	3 1.1%
放棄・放置(ネグレクト)	62 100.0%	1 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	2 3.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%
経済的虐待	62 100.0%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	2 3.2%	3 4.8%	2 3.2%	16 25.8%	1 1.6%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

## ウ. 被虐待者の障害種別

身体障害のある被虐待者に対して虐待を行った職員は、「生活支援員」が43.6%、「その他従事者」が9.0%となっている。

知的障害のある被虐待者に対して虐待を行った職員は、「生活支援員」が47.7%、「その他従事者」が10.6%、「世話人」が6.9%となっている。

精神障害のある被虐待者に対して虐待を行った職員も「生活支援員」が22.1%で最も高いが、「世話人」や「サービス管理責任者」、「管理者」の割合も高い。

表 4-30 被虐待者の障害種別でみた虐待者の属性（職種・職位）

単位:人 単位:人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その1)									
		サービス管理責任者	管理者	設置者・経営者	看護職員	生活支援員	職業指導員	就労支援員	サービス提供責任者	世話人	相談支援専門員
全体	654 100.0%	48 7.3%	47 7.2%	27 4.1%	18 2.8%	275 42.0%	19 2.9%	2 0.3%	6 0.9%	50 7.6%	8 1.2%
身体障害	156 100.0%	7 4.5%	7 4.5%	4 2.6%	11 7.1%	68 43.6%	2 1.3%	0 0.0%	6 3.8%	8 5.1%	2 1.3%
知的障害	491 100.0%	32 6.5%	30 6.1%	15 3.1%	12 2.4%	234 47.7%	17 3.5%	2 0.4%	3 0.6%	34 6.9%	5 1.0%
精神障害(発達障害を除く)	95 100.0%	15 15.8%	14 14.7%	7 7.4%	0 0.0%	21 22.1%	4 4.2%	0 0.0%	0 0.0%	16 16.8%	3 3.2%
発達障害	29 100.0%	1 3.4%	3 10.3%	4 13.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
難病等	8 100.0%	1 12.5%	1 12.5%	0 0.0%	2 25.0%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
不明	5 100.0%	1 20.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

単位:人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その2)									
		指導員	保育士	児童発達支援管理責任者	児童指導員	調理員	訪問支援員	居宅介護従業者	重度訪問介護従業者	その他従事者	不明
全体	654 100.0%	20 3.1%	5 0.8%	15 2.3%	24 3.7%	2 0.3%	4 0.6%	9 1.4%	6 0.9%	59 9.0%	5 0.8%
身体障害	156 100.0%	8 5.1%	1 0.6%	1 0.6%	3 1.9%	0 0.0%	2 1.3%	4 2.6%	5 3.2%	14 9.0%	1 0.6%
知的障害	491 100.0%	14 2.9%	4 0.8%	4 0.8%	17 3.5%	1 0.2%	2 0.4%	3 0.6%	4 0.8%	52 10.6%	3 0.6%
精神障害(発達障害を除く)	95 100.0%	0 0.0%	2 2.1%	2 2.1%	1 1.1%	1 1.1%	0 0.0%	4 4.2%	0 0.0%	3 3.2%	1 1.1%
発達障害	29 100.0%	2 6.9%	1 3.4%	8 27.6%	9 31.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.4%	0 0.0%
難病等	8 100.0%	2 25.0%	0 0.0%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
不明	5 100.0%	1 20.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

### ③虐待の発生要因

#### ア. 障害者福祉施設・事業所種別

虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「倫理観や理念の欠如」などが挙げられている。

障害者支援施設や共同生活援助、生活介護、放課後デイサービスにおいても、「教育・知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「倫理観や理念の欠如」となっている。

表 4-31 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待の発生要因

単位:人

	計	虐待の発生要因(複数回答)				
		教育・知識・介護技術等に関する問題	職員のストレスや感情コントロールの問題	倫理観や理念の欠如	虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ
全体	654 100.0%	317 48.5%	293 44.8%	284 43.4%	86 13.1%	128 19.6%
障害者支援施設	200 100.0%	79 39.5%	101 50.5%	85 42.5%	26 13.0%	43 21.5%
居宅介護	13 100.0%	8 61.5%	4 30.8%	10 76.9%	0 0.0%	6 46.2%
重度訪問介護	10 100.0%	3 30.0%	0 0.0%	1 10.0%	1 10.0%	0 0.0%
行動援護	3 100.0%	2 66.7%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%
療養介護	16 100.0%	3 18.8%	8 50.0%	7 43.8%	2 12.5%	1 6.3%
生活介護	79 100.0%	45 57.0%	37 46.8%	31 39.2%	11 13.9%	16 20.3%
短期入所	24 100.0%	12 50.0%	12 50.0%	10 41.7%	2 8.3%	5 20.8%
自立訓練	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%
就労移行支援	5 100.0%	3 60.0%	2 40.0%	3 60.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労継続支援A型	22 100.0%	14 63.6%	10 45.5%	7 31.8%	7 31.8%	6 27.3%
就労継続支援B型	55 100.0%	27 49.1%	28 50.9%	20 36.4%	7 12.7%	4 7.3%
共同生活援助	113 100.0%	59 52.2%	39 34.5%	54 47.8%	16 14.2%	23 20.4%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	5 100.0%	2 40.0%	1 20.0%	3 60.0%	1 20.0%	0 0.0%
移動支援事業	9 100.0%	5 55.6%	3 33.3%	3 33.3%	1 11.1%	1 11.1%
地域活動支援センターを 経営する事業	7 100.0%	2 28.6%	3 42.9%	4 57.1%	0 0.0%	1 14.3%
福祉ホームを経営する事業	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
児童発達支援	5 100.0%	3 60.0%	3 60.0%	2 40.0%	1 20.0%	1 20.0%
放課後等デイサービス	76 100.0%	46 60.5%	32 42.1%	34 44.7%	10 13.2%	12 15.8%
児童相談支援事業	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

## イ. 虐待行為の類型別

虐待行為の類型別に発生要因をみると、身体的虐待や心理的虐待、放棄・放置（ネグレクト）では「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も高いが、性的虐待や経済的虐待では「倫理観や理念の欠如」が最も高い要因として挙げられていた。

表 4-32 虐待行為の類型別にみた虐待の発生要因

単位:人

	計	虐待の発生要因(複数回答)				
		教育・知識・介護技術等に関する問題	職員のストレスや感情コントロールの問題	倫理観や理念の欠如	虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ
全体	654 100.0%	317 48.5%	293 44.8%	284 43.4%	86 13.1%	128 19.6%
身体的虐待	354 100.0%	191 54.0%	183 51.7%	125 35.3%	47 13.3%	78 22.0%
性的虐待	71 100.0%	24 33.8%	28 39.4%	61 85.9%	3 4.2%	13 18.3%
心理的虐待	273 100.0%	143 52.4%	132 48.4%	103 37.7%	55 20.1%	52 19.0%
放棄・放置(ネグレクト)	62 100.0%	31 50.0%	18 29.0%	22 35.5%	16 25.8%	18 29.0%
経済的虐待	62 100.0%	10 16.1%	9 14.5%	43 69.4%	9 14.5%	9 14.5%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

## ウ. 被虐待者の障害種別

身体障害、知的障害、精神障害とも、「教育・知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「倫理観や理念の欠如」が高くなっている。

表 4-33 被虐待者の障害種別でみた虐待の発生要因

単位:人

	計	虐待の発生要因(複数回答)				
		教育・知識・介護技術等に関する問題	職員のストレスや感情コントロールの問題	倫理観や理念の欠如	虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ
全体	654 100.0%	317 48.5%	293 44.8%	284 43.4%	86 13.1%	128 19.6%
身体障害	156 100.0%	70 44.9%	66 42.3%	72 46.2%	21 13.5%	30 19.2%
知的障害	491 100.0%	241 49.1%	226 46.0%	218 44.4%	64 13.0%	103 21.0%
精神障害(発達障害を除く)	95 100.0%	47 49.5%	34 35.8%	45 47.4%	11 11.6%	11 11.6%
発達障害	29 100.0%	19 65.5%	12 41.4%	9 31.0%	4 13.8%	4 13.8%
難病等	8 0.0%	5 62.5%	4 50.0%	5 62.5%	0 0.0%	1 12.5%
不明	5 100.0%	1 20.0%	2 40.0%	4 80.0%	2 40.0%	2 40.0%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

## 5. 障害者のセルフネグレクトに関する特別調査

### (1) 調査実施概要

障害者のセルフネグレクトに関する実態や対応状況を把握するため、平成 29 年度より「障害者虐待対応状況調査」の調査票に特別調査票を追加し調査を行っている。なお、セルフネグレクトの定義はまだ固まったものがないため、各部署でセルフネグレクトに該当すると判断した事例を調査対象とした。

### (2) 調査結果

令和元年度中に、障害者のセルフネグレクトに関する相談を受け付けた市区町村は 43 あり、相談件数は 95 件であることがわかった。

また、相談件数 95 件のうち、相談を受け付けた部署で対応した件数（関係部署・機関と連携した対応も含む）は 94 件であり、相談件数のほとんどを担当部署で対応（関係部署・機関と連携した対応も含む）している。

表 5-1 障害者のセルフネグレクトに関する相談件数と対応状況

		件数	構成割合
回答市区町村数		43	-
障害者のセルフネグレクトに関連する相談件数		95	100%
対応状況	貴部署または障害者虐待防止センターで対応した件数 （関係部署・機関と連携して対応した事例も含む）	94	99%
	他部署・他機関に引き継いだ件数	1	1%
	その他	0	0%

## <事例の抜粋（架空事例）>

- ・男性（60代／精神障害の疑いあり）。市職員がゴミ屋敷の空き家と思われていた家屋から出てきた男性と出会う。食事は市外に住む知人が週に1度玄関先に置いていくのみ。電気・水道・ガス等のライフラインは全て止まっているが、生活保護等の支援を受けることは拒否。「貯金がある」「俺は弁護士だ」といった事実ではない発言も見受けられる。半年間、当課や相談支援事業所、訪問看護等の職員が定期的に訪問するが、生活保護申請・病院受診については拒否。半年後、知人が男性を説得し、生活保護申請と病院受診を開始。
- ・男性（50代／精神障害（手帳なし、自立支援医療のみ）／単身世帯）。訪問看護サービス事業所からの相談によりセルフネグレクトを把握。本人は肝硬変等の病状悪化が進み、立ち上がるのも困難なほどの状態にも関わらず医療受診を拒否しアルコールを多飲。アルコール依存症専門医療機関からの指示で訪問看護が定期的に入っており、かろうじて社会との関係性を確保し続けている。今後、訪問看護だけでは対応困難となる可能性が高く、当課もセルフネグレクトとして介入開始。当課の保健師が訪問したが、健康状態はかなり悪く入院を説得中。
- ・女性（40代／知的障害／単身世帯）。母親と二人暮らしであったが母親が亡くなった後は、外部との関係を断絶し、電気・ガス・水道・電話が全て止まってしまっている。それでも頑なに外部との関係を持つとせず、当課職員、保健所職員が訪問しても会話自体を拒否、本人とは全く連絡が取れない。唯一の親族である姉（他県在住）をキーパーソンとし、生活必需品等を購入している近所の商店の協力も得て、本人の安否確認を継続している。
- ・男性（40代／知的障害、てんかん／母、弟（本人とのかかわりを拒否）と同居）。社会福祉協議会から当課に、母から本人への虐待相談連絡が入る。同日コアメンバー会議を実施し調査開始。訪問看護ステーションによると、現在は本人の精神症状が悪く、暴れて拒否を示すなど、ケアを安全に受けられない状況とのこと。医師に入院の必要性を判断してもらうよう伝えているが母から回答がない。通院先のクリニックによると、本人の外出拒否が強く、現在は母が代理受診しており、本人の状況を長い間診察できていないとのこと。入院には、警察の介入も含め精神科医が強制入院させる方法しかないが、以前入院した病院で強力な鎮静剤を投与され、本人は入院に不信感を持っているとのこと。母へ連絡し、次回通院時に同行の許可を得る。2日後、母と市担当者でクリニックへ通院同行。医師より、入院を促す。入院に対する母の反応としては、「以前の病院を退院した後から本人がより外出しはがらなくなってしまった。本人も入院を嫌がっている。」「退院後、家の中で暴れることも増え、昔のように養護できない。」「入院費用が払えるか心配。」とのこと。コアメンバー会議を開催。母が自発的な放置・放任しているのではなく、本人拒否、経済的な課題から十分な支援を行うことが困難な状況であるため虐待認定はせず、ケース対応として支援していくこととなる。ケース会議や自宅訪問を重ね、現在は本人へ往診を進めている状況。

## 6. 重篤事例対応を行った自治体に対するヒアリング調査

### 6-1. 調査実施概要

#### (1) 調査実施目的

障害者虐待における死亡事例や傷害事件となったような重篤な事例（以下「重篤事例」という。）の未然防止、再発防止に向けて、効果的な取組や体制等、現状における課題を聞き取り、今後必要な対応策を検討することを目的に、令和元年度「障害者虐待対応状況調査」で施設従事者虐待において重篤事例を計上した自治体、法人・事業所に対して、事例概要、虐待発生後の対応、その後の再発防止に向けた取組等に関するヒアリング調査を実施する。

#### (2) 調査対象

令和元年度「障害者虐待対応状況調査」で、施設従事者虐待における重篤事例を計上した自治体及び虐待が発生した法人・事業所（合計2事例）

※上記自治体、法人・事業所及び事例概要に関しては、自治体名、法人名及び事例の特定を避けるため、本報告書では非公表とする。

※令和元年度「障害者虐待対応状況調査」で、養護者虐待で死亡事例や傷害事件となった重篤事例を計上した自治体は0件だった。

#### (3) 調査実施時期

令和3年1月

#### (4) 調査実施方法

今回のヒアリング調査のために作成した回答シートへの記入及びヒアリング調査前の返送を依頼。ヒアリング調査当日は、その回答に基づいて聞き取りを行った。また、新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、オンラインシステムにて調査を実施した。

#### (5) 主な聞き取り内容

##### ①死亡事例の概要

- ・死亡事例の概要

##### ②法人・事業所に関する概要

- ・法人・事業所、虐待者の概要、被虐待者の概要
- ・法人・事業所が考える、当該虐待の発生要因
- ・法人・事業所が行った再発防止の取組

##### ③回答自治体に関する概要

- ・回答自治体における虐待対応体制、対応の流れ  
(相談・通報受理～再発防止に向けた取組)
- ・回答自治体が考える、当該虐待の発生要因
- ・回答自治体が行った再発防止の取組（当該法人・事業所、管内の事業所に対して）
- ・事業所規模やサービス形態別に考える施設従事者虐待の防止体制や取組等を実行する難しさ、自治体にできること（再発防止への関与を含む）
- ・刑事事件になった事例の、虐待対応の難しさ（情報収集、聞きとり、要因分析等）
- ・施設従事者虐待の防止に向けた、国、都道府県への期待等

## 6-2. 調査結果のまとめ（ヒアリング調査結果から得られた示唆をもとにした、施設従事者虐待の防止・対応におけるモデル事例の提示）

本事業では、重篤事例の未然防止、再発防止に向けて、効果的な取組や体制等、現状における課題を聞き取り、今後必要な対応策を検討することを目的に、令和元年度「障害者虐待対応状況調査」で施設従事者虐待において重篤事例を計上した自治体に対して、事例概要、虐待発生後の対応、その後の再発防止に向けた取組等に関するヒアリング調査を実施した（合計2事例）。

今回のヒアリング調査対象2事例の共通点は以下である。

- ・回答自治体が事業所に対する指導監査権限を有している自治体（指導監査権限自治体<sup>2</sup>）だった。
- ・夜間、早朝等、職員が少ない時間帯に発生した事例だった。
- ・傷害事件等となり警察が関与した。等

「令和元年度 障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式 調査研究事業 報告書（令和2（2020）年3月、一般財団法人 日本総合研究所）」（以下「令和元年度報告書」という。）でも、当年度にヒアリング調査を実施した複数事例の共通点として「夜間、早朝等、職員が少ない時間帯で発生した事例」と同様の記載がなされている（「令和元年度報告書」p. 76）。

本報告書における「障害者虐待の事実が認められた施設・事業所の種別」<sup>3</sup>をみても、「障害者支援施設（のぞみの園を含む）」は29.3%、「共同生活援助」16.5%の他に、訪問系や日中活動系のサービスの合計も約1割ある（「居宅介護」2.9%、「重度訪問介護」2.0%、「療養介護」2.6%、「短期入所」3.7%）。

今回のヒアリング調査結果からは、施設従事者虐待の防止（再発防止を含む。以下同じ。）の推進には、上記時間帯のサービスを利用する障害者の生命や生活の安全確保とともに、職員配置やチームケア体制の構築等への目配せも不可欠であることの重要性を確認できた。

そのため、本稿では、本調査を通じて得られた示唆をもとにモデル事例を作成し、施設従事者虐待の防止や対応を効果的に進めるうえでの留意点等を提示する。

特に重視するのは以下の点である。

### ①自治体・法人共通：

＜最も重要な認識：被虐待者の生命・安全の確保が第一＞

ア. 「虐待の判断」と「施設・事業所による指導等を通じた虐待防止」の切り分け

イ. 「虐待発生の要因」を探る際の着眼点の拡大

ウ. 事実確認の手段：見守りカメラ（防犯カメラ）の設置・導入の検討

### ②法人・事業所：法人・事業所による「虐待事例の受け止め」と、そのプロセスを経た「再発防止策の検討」

<sup>2</sup> 指導監査権限自治体：都道府県、指定都市、中核市、権限が委譲された自治体

<sup>3</sup> 本報告書 p. 26 参照



(1) 重篤事例対応における施設従事者虐待の防止や対応を効果的に進めるうえでのモデル事例

【事例概要（創作事例）】

- ・A：被虐待者、女性、50歳代
- ・B：被虐待者Aが利用する共同生活援助（法人を含む。以下「グループホーム」という。）
- ・C：虐待者、男性、被虐待者Aが利用するグループホームBの職員
- ・D県E市：被虐待者Aの支給決定自治体
- ・F県G市：グループホームBの指導監査権限自治体、施設所在地自治体

【事件発生・虐待者の逮捕】

20××年 11/2	○虐待者Cは被虐待者Aの腹部を複数回殴った傷害罪の疑いで警察に逮捕された。また、警察により証拠書類が押収された（1年後、執行猶予付きの有罪判決を受ける）。
------------	---

【事実確認調査、実地指導・改善勧告】

11/4	○E市、G市は報道で事件を知るとともに、G市は、グループホームBの管理者から、死亡事故の発生及び虐待者Cが警察で事情聴取を受けている連絡を受けた。
11/4、5、8、16（指導監査）	○G市は障害者総合支援法第48条にもとづく指導監査を実施（代表者、管理者、職員、他の利用者からの聞き取り）。E市も同行して障害者虐待防止法にもとづく事実確認を行い、情報の整理、共有を行った。確認された主な事項は以下のとおり。 <b>【運営法人の課題】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営層が、虐待者Cに勤務シフトが偏っていることを把握していながら、本人が断らなかったからと問題視していなかった。</li> </ul> <b>【組織運営上の課題（組織マネジメント、職員育成）】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熟練職員への業務負担の偏りをフォローする体制が未構築、業務仕分けが未実施だった。</li> <li>・利用者ごとの介護手順の共有化がなされていない。</li> <li>・事故報告の対応マニュアルや苦情処理簿、様式が未整備だった。</li> <li>・新人職員や経験年数の短い職員に対する教育機会が不十分だった。</li> </ul> <b>【組織運営上の課題（虐待防止）】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害特性や支援技術等に関する教育機会が不十分だった。</li> <li>・虐待防止につながる取組や体制に関する教育機会が不十分だった。</li> <li>・通報義務に関する教育機会が不十分だった。</li> <li>・虐待防止委員会や虐待防止マニュアル、虐待防止チェックリストが未整備だった。</li> </ul> <b>【その他】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・E市が支給決定を行ったA以外の者に対する虐待行為は確認できなかった。</li> <li>・E市以外の他自治体が支給決定を行った利用者に対する職員Cからの虐待行為は確認できなかった。</li> <li>・なお、事実確認調査日時点では、警察にほとんどの関係書類が押収されていたことから、書類による確認は実施できなかった（後日実施）。</li> </ul>
12/16	○G市が指導監査の結果通知書、改善勧告書を送付。
12/26	○E市において虐待の判断を行った（Aに関する診断書、G市による事業所運営の問題点をもとに）。 ○E市からF県に17条報告を提出した。また、G市とも虐待の判断根拠を共有した。

【再発防止に向けた取組】

20××年 1/7～2/10	<p>○グループホーム B（法人を含む）は改善勧告をふまえて、以下の取組を開始し、G 市に改善計画書を提出した。しかし、実効性に欠ける点が多かったことから G 市において虐待発生要因の分析や再発防止策の検討に関する助言、働きかけを繰り返し行った。</p> <p>【運営法人の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営層による、職員の勤務状況や勤務の偏りのチェック、調整の指示を行う。</li> </ul> <p>【組織運営上の課題（組織マネジメント、職員育成）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チームケア体制の構築に向けた、業務仕分けの実施</li> <li>・利用者ごとの介護手順の整理、共有化</li> <li>・事故報告の対応マニュアルや苦情処理簿、様式の整備、共有化</li> </ul> <p>【組織運営上の課題（虐待防止）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対する研修の実施（障害特性や支援技術、虐待防止、通報義務、強度行動障害への支援、アンガーマネジメント、アセスメント等）</li> <li>・虐待防止委員会や虐待防止マニュアル、虐待防止チェックリストの整備</li> <li>・虐待防止管理者の設置</li> <li>・支援内容に関する職員ミーティングの開催（月 1 回）</li> </ul> <p>○G 市から、グループホーム B（法人を含む）に対し、障害者虐待防止センターで実施している研修の受講を勧奨した。</p>
1/20	<p>○G 市が管内事業所に対する集団指導を実施。本件をふまえた一層の注意喚起を行った。</p> <p>○F 県においても、管内の事業所に対する注意喚起文書を発出。</p>
8 月	<p>○G 市はグループホーム B（法人を含む）に対する実地指導の時期を早めて、事業所を訪問した。職員の勤務状況や研修の実施状況、虐待防止マニュアル等の確認、職員や利用者からの聞き取りを行い、改善状況を確認した。</p>

(2) ヒアリング調査を通じて得られた示唆

①自治体・法人共通：

ア. 「虐待の判断」と「施設・事業所による指導等を通じた虐待防止」の切り分け

施設従事者虐待対応の場合、各支援対象に対する支援の実施主体や役割が異なることから、調整や情報共有、連携や協力の難しさが生じていることが懸念される。

「令和元年度報告書」では、支給決定自治体と指導監査権限自治体が異なっているケースが一定数あることを踏まえ（都道府県を超えるケースもあり）、施設従事者虐待に関して、障害者虐待防止法が、市町村や都道府県に求めている対応を整理している（次頁表。「令和元年度報告書」p. 79 に掲載されている表をもとに作成）。

次頁表からいえるのは以下のことである。

- ・施設従事者虐待対応に関係する自治体すべてがまず念頭に置くべきは「被虐待者の生命・生活の安全の確保」という目的である。
- ・そのうえで各自治の役割の違いを踏まえて的確に対応し、同時に他自治体と連携を進めていくことが求められる。ここでいう「役割の違い」とは以下のとおりである。
  - －支給決定自治体：「相談・通報・届出を受けた個別事案への対応」
  - －指導監査権限自治体：「虐待が発生した法人・事業所における被害の拡大防止等」及

び「管内他法人・事業所における虐待防止」（以下「施設・事業所による指導等を通じた虐待防止」という。）

こうした整理を踏まえて、あるべき連携について想定すれば、支給決定自治体が都道府県を超えたり、複数の支給決定自治体に関係したりして事実確認調査の調整に時間を要する場合でも、指導監査権限自治体により「施設・事業所による指導等を通じた虐待防止」がなされ、迅速な対応が期待できる。

以上のことから、指導監査権限自治体には「施設・事業所による指導等を通じた虐待防止」という目的達成のために、迅速な指導監査への切り替えや、関係自治体との情報共有や連携、協力をを行うことが期待される。

施設従事者虐待対応におけるモデル事例を通じた各自治体の役割等の整理（参考）

	目的	役割	対応	根拠法等
支給決定自治体	・被虐待者の生命・生活の安全の確保 （全関係自治体に共通）	・相談・通報・届出を受けた個別事案への対応	・被虐待者の保護のための措置 ・支給決定の変更等	・障害者虐待防止法
指導監査権限自治体		・虐待が発生した法人・事業所に対する対応 ・管内法人・事業所に対する、施設従事者虐待防止に関する周知・徹底の実施	・当該法人・事業所における権限行使 ・当該法人・事業所の改善状況の確認 ・当該法人・事業所に関する情報の整理 ・当該法人・事業所の再発防止に関する取組の支援 ・管内自治体及び法人・事業所に対する、施設従事者虐待防止に関する周知・徹底の取組の実施	・障害者総合支援法 ・各施設・事業所に関する設備、運営、人員配置に関する基準等
施設所在地自治体		・支給決定自治体及び指導監査権限自治体が行う対応への協力	・支給決定自治体が不明または支給決定自治体の確認や特定に時間を要する場合、虐待が疑われる者の安否確認、事実確認調査の実施 ・確認した結果の、支給決定自治体への引継ぎ ・支給決定自治体及び指導監査権限自治体に対する当該法人・事業所に関する情報提供 ・当該法人・事業所に関する情報の整理	・「国手引き」

※複数に該当する自治体は、それぞれ該当する役割を担うことを想定している。

※「令和元年度 障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式 調査研究事業 報告書（令和2（2020）年3月、一般財団法人 日本総合研究所）」p.79をもとに作成。

## イ. 「虐待発生の要因」を探る際の着眼点の拡大

「国手引き」では「障害者虐待防止と対応の目的」を「障害者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援すること」としている（「国手引き」p.9）。上記の目的を実現するには「虐待発生の要因」も重層的な観点から確認する必要がある。それは、「虐待発生の要因分析」を行う理由として、以下を考えるためである。

- ・再発防止に向けた取組主体の明確化
  - 法人・事業所だけで解決できない問題もある（人手不足、夜勤体制構築等）
  - 法人・事業所が取り組める問題もある（研修体制の構築、虐待防止委員会の設置等）
- ・再発防止に向けて取り組む項目の優先順位付け
  - すべて一度に取り組めるわけではない（タイミングや費用、人材育成等）

そのため、今回のヒアリング調査でも、虐待の発生要因として着目する必要があると考える項目を、モデル事例同様に複数に分けて（「運営法人の課題」、「組織運営上の課題（組織マネジメント、職員育成）」、「組織運営上の課題（虐待防止）」、「虐待者が抱える課題」）、どこに問題があったと考えるかという回答を依頼した。その結果、時間をかけてでも、可能な限り正確に虐待の発生要因を明らかにしようと努力を重ねた自治体及び法人からは、共通して「運営法人の課題」や「組織運営上の課題」が挙げられていた。そして、当該自治体や法人はそれらの課題解決に向けて取組を重ね、効果をあげていることを聞きとっている（法人：「夜勤体制の強化に取り組んだことで『夜勤者同士のフォロー体制や、休憩時間が採りやすくなった』という効果を感じている」）。

以上のことから、今回のヒアリング調査対象2事例から、施設従事者虐待の発生要因を探る着眼点を拡大することの重要性を学ぶことができる。

例年の「障害者虐待対応状況調査」結果では、「虐待の発生要因」として虐待者個人の問題に焦点を当てた項目の割合が5割を超えており、組織風土に着目した回答が2割前後となっている<sup>4</sup>。今後、多くの自治体が、当報告書におけるモデル事例を参考に、虐待防止策を検討するうえで「運営法人の課題」や「組織運営上の課題」に着目する有効性に目を向けることを期待したい。

## ウ. 事実確認の手段：見守りカメラ（防犯カメラ）の設置・導入の検討

今回のヒアリング調査対象2事例では、虐待防止や事実の解明を目的とした見守りカメラ（防犯カメラ）の設置・導入に関する意見が聞かれた。

---

<sup>4</sup> 本報告書 p. 30 参照

## 【自治体の意見】

施設従事者等虐待の調査に入っても、お互いの言い分が異なり、虐待事実の有無の判断に至らないケースが多い。利用者（目撃者）が知的障害者等の場合、証言の信ぴょう性が十分でない場合も多く、虐待の判断に当たっては客観的な証拠の確保が欠かせない。

そこで、虐待があったとされる時間帯の動画があれば、事実関係の把握には有効だと考えられるが、現在の指定基準では、記録用・確認用カメラの設置義務はない。

利用者のプライバシー確保や、外部への流出事故については細心の注意を払う必要があるのは大前提として、設置基準による見守りカメラ（防犯カメラ）の導入の制度化（+補助制度）に向けて検討していただきたい。（まずは施設内の共用スペースから）

見守りカメラ（防犯カメラ）があることで、他人の目があるのと同様の効果があることから、虐待行為の牽制・抑止効果が期待できる。

また、動画により、誰が見ても明らかな正確な記録が保全できれば、利用者のみならず従業者を守る側面もあることから、関係者の理解は得られやすいと考える。

## 【法人の意見】

賛否両論あると思うが、今回の事例を機に防犯カメラの増設、設置場所の見直しを行った。そのことで、今まで原因がわからなかったことがわかるようになった。利用者がけがをした場合、想像できないような理由で転んだこともわかるようになった。第三者に説明するときに納得してもらいやすい。

利用者がけがをしたとき、保護者や第三者から「なぜ？」と聞かれることが多いのだが、理由がわからず、答えられないことが多かった。そうすると、きちんとみてくれていなかったのかと言われる。客観的な証拠がないと、信頼関係はすぐ崩れてしまう。見守りカメラ（防犯カメラ）に対して様々な意見があることは理解しているが、やはり何が起こったかを説明できるツールとして、見守りカメラ（防犯カメラ）は有効だと思う。

本事業の検討委員会においても、プライバシーの保護や情報流出防止策等をはじめ、運用規定や技術等、検討すべき課題は多いものの、自ら訴えや発言することが難しい障害者にとって見守りカメラ（防犯カメラ）は「代弁者」の役割を担うことから、映像利用に関する積極的な意義があることを認識する重要性も指摘された。

夜間帯や自宅を含めて個室でのサービスを利用するサービス種別の利用割合が約 3 割<sup>5</sup>あることを踏まえると、事実の把握を通じて、利用者の生命や身体の安全確保とともに職員の立場も守るツールという観点からの虐待防止策として、新たな問題提起がなされたといえる。

## ②法人・事業所：法人・事業所による「虐待事例の受け止め」と、そのプロセスを経た「再発防止策の検討」

「施設従事者虐待の再発防止」に向けた取組として「知識を積むこと」、「他法人・事業所の取組から学ぶこと」、「一職員、一事業所で抱え込まず、話しやすい環境・組織づくり」等が有効であることがうかがえる。こうした取組は「虐待のあった法人・事業所における障害者虐待の未然防止、再発防止」として有効であることが繰り返し指摘されている。（「令和元年度報告書」p. 81）。

今回のヒアリング調査協力 2 法人における再発防止策としても、研修の実施、強化に取り組んでいた。研修を実施したことによる効果は「令和元年度報告書」（p. 80）にも記載されており、法人・事業所による継続的な取組が期待される。

<sup>5</sup> 第 6 回障害福祉サービス等報酬改定チーム\_参考資料「障害福祉分野の最近の動向」\_「障害福祉サービス等におけるサービス種類別にみた総費用額及び構成割合」 p.6 参照

一方、法人・事業所によるさらなる再発防止策として期待したいことは、施設・事業所全職員による「虐待事例の受け止め」と、そのプロセスを経た「再発防止策の検討」である。

さまざまな職種や経験年数の職員が当該事例に向き合い、不安や口に出しにくかったことを自由に話し合う機会を通じて、自分たちの組織の問題点を改善するためにはどうしたらいいかを自分たちで考えることこそが、真の意味で、全職員が納得できる再発防止策となると考える。

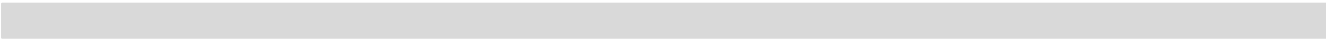

こうした負の感情や出来事を受容し、向き合うことの心理的抵抗感は非常に大きい。しかし、その目的は「誰かを責めること」ではなく、「全職員が誇りを持って働ける職場環境や理想とするサービスの質を自分たちでつくること」である。

令和4年度から設置が義務化された虐待防止委員会に求められる役割は「虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等」とされている<sup>6</sup>ことから、多くの法人・事業所が、外部の専門家等第三者の力を借りること等を通じて、上記の取組が促進されることを期待したい。

あわせて、小規模事業所や開設から間もない法人・事業所が虐待防止委員会を設置したり、自ら再発防止策を検討することは負荷が大きいことが推測される。そのため、モデル事例と同様に、指導監査権限自治体による、法人・事業所の規模に合わせた支援がなされることを望みたい（例：法人・事業所取り組む再発防止策の検討に関する助言や研修への受講勧奨等）

---

<sup>6</sup> 「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」（令和3年2月4日、第24回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」\_資料1）



第Ⅱ部 「施設従事者虐待における再発防止」に着目した  
アンケート調査及びヒアリング調査の結果の集計・分析





## 7. 「施設従事者虐待における再発防止」に着目したアンケート調査及びヒアリング調査

### 7-1. 調査目的

障害者虐待防止法では「虐待再発防止」に向けた対応は規定されていない。しかし、平成29年度、平成30年度の「障害者虐待対応状況調査」結果をみると、施設従事者虐待において過去にも虐待があった施設の事例は、平成29年度で17.7%、平成30年度で26.0%と一定程度確認されている<sup>7</sup>。

「国手引き」では、「障害者虐待防止と対応の目的」を「障害者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援すること」としている。障害者虐待の未然防止に加え、再発防止に向けた取組の積み重ねが、障害者の尊厳の尊重や安心した生活を送ることができる支援に資すると考えると、再発防止に向けた取組の重要性は高いといえる。

そこで、「施設従事者虐待における再発防止」に着目し、①法人・事業所による自助努力に加え、②法人・事業所に対し、自治体や自立支援協議会等、第三者による改善支援もなされた事例（「施設従事者虐待改善事例」）の収集を通じて、その取組内容や工夫、課題等の聞きとり及び整理を通じて、他自治体や他の法人・事業所に参考となる情報や課題等のとりまとめを行うことを目的に、①アンケート調査及び②①の結果をふまえたヒアリング調査を実施した。

### 7-2. アンケート調査

#### 7-2-1. アンケート調査実施概要

##### (1) 調査対象

合計 94 自治体（46 都道府県、48 指定都市・中核市）

※メールアドレス不明等による発送不可自治体：13（1 都道府県、12 指定都市・中核市）

##### (2) 調査期間

令和2年10月～11月

##### (3) 調査手法

発送、回収ともメールで実施（回収専用のメールアドレスを設定）

##### (4) 主な調査項目（市町村、都道府県向け調査票ともに共通）

問0 回答者基礎情報

問1 法施行から令和元年度までの施設従事者虐待の事実が認められた事案件数、再発防止の取組が奏功していると考えられる件数（⇒あれば問5を回答）

問2 施設従事者虐待が発生した障害者福祉施設等に対する取組や仕組み

問3 施設従事者虐待の法人・事業所における再発防止を進めるうえでの課題

問4 施設従事者虐待の再発防止に向けて【自由回答】

問5 「施設従事者虐待再発防止に向けた取組」の概要について

##### (5) 回収状況

合計 59 自治体からの回答となった（29 都道府県、30 指定都市・中核市）。

<sup>7</sup> 本報告書 p. 4 参照

## 7-2-2. アンケート調査結果概要

### (1) 回収状況（自治体基礎情報）

アンケート調査の回答数は、29 都道府県、30 指定都市・中核市の合計 59 自治体であった。回収率はそれぞれ 63%。（表 7-1）。

表 7-1 障害者虐待対応状況調査の回収状況

	回答数	配布数※	回収率
都道府県	29	46	63%
指定都市・中核市	30	48	63%
合計	59	94	63%

※メールアドレス不明、担当者の変更等により配布できなかった自治体を除く配布数

回答部署における、障害者福祉施設・事業所への指導監査権限の有無は表 7-2 のとおりである。

表 7-2 指導監査権限の有無

	回答数			割合		
	計	都道府県	指定都市・中核市	計	都道府県	指定都市・中核市
① 同じ課	32	15	17	54%	52%	57%
② 別の課	26	13	13	44%	45%	43%
無回答	1	1	0	2%	3%	0%
合計	59	29	30	100%	100%	100%

## (2) 施設従事者虐待の事実が認められた事案件数、奏功事例件数

○全体（計）でみると、回答自治体 59 のうち、法施行から令和元年度までの施設従事者虐待の事実が認められた事案が「①あり」と回答した自治体は 58 自治体（98%）。（表 7-3）

表 7-3 施設従事者虐待の事実が認められた事案件数

	回答数			割合		
	計	都道府県	指定都市・中核市	計	都道府県	指定都市・中核市
① あり	58	29	29	98%	100%	97%
② なし	1	0	1	2%	0%	3%
③ 不明	0	0	0	0%	0%	0%
無回答	0	0	0	0%	0%	0%
合計	59	29	30	100%	100%	100%
（①ありの場合）虐待事例件数						
件	1,567	1,186	381			

○再発防止の取組が奏功していると考える事例が「①あり」と回答した自治体は、全体（計）でみると 18 自治体（31%）。うち、都道府県では 5 自治体（17%）、指定都市・中核市では 13 自治体（43%）。（表 7-4）

表 7-4 再発防止の取組が奏功していると考えられる事例

	回答数			割合		
	計	都道府県	指定都市・中核市	計	都道府県	指定都市・中核市
① あり	18	5	13	31%	17%	43%
② なし	4	2	2	7%	7%	7%
③ 不明	35	22	13	59%	76%	43%
無回答	2	0	2	3%	0%	7%
合計	59	29	30	100%	100%	100%
（①ありの場合）奏功事例件数						
件	174	41	133			

(3) 施設従事者虐待が発生した障害者福祉施設等に対する取組や仕組み

1) 施設従事者虐待に対する指導や権限行使にあたって行っている取組や仕組み

- 「施設従事者虐待に対する指導や権限行使にあたって行っている取組や仕組み（複数回答）」としては、全体（計）で見ると、「③改善計画の提出要請」が88%、次いで「④改善状況の報告要請」が76%。（表7-5）

表7-5 施設従事者虐待に対する指導や権限行使にあたって行っている取組や仕組み(複数回答)

	回答数			割合		
	計	都道府県	指定都市・中核市	計	都道府県	指定都市・中核市
① 虐待の発生要因分析(を一緒に行う)	24	12	12	41%	41%	41%
② 虐待の発生要因に応じた改善内容の検討、助言	39	16	23	67%	55%	79%
③ 改善計画の提出要請	51	23	28	88%	79%	97%
④ 改善状況の報告要請	44	21	23	76%	72%	79%
⑤ 管理者、経営層を事業に関与させない指導	2	1	1	3%	3%	3%
⑥ 検証委員会の設置要請(勧告)	5	3	2	9%	10%	7%
⑦ 検証報告書の作成にあたっての助言	9	3	6	16%	10%	21%
⑧ 検証報告書の内容確認	9	3	6	16%	10%	21%
⑧ 検証報告書の公表要請(勧告)	1	1	0	2%	3%	0%
⑨ 自治体等が実施する研修への受講勧奨	36	21	15	62%	72%	52%
⑩ その他	6	2	4	10%	7%	14%
⑪ 行っていない	0	0	0	0%	0%	0%
有効回答自治体数	58	29	29			
無回答	1	0	1			
回答自治体数	59	29	30			

『指導や権限行使にあたって行っている取組や仕組み:⑩その他』の具体的内容	
・市町村と合同での入念な聞き取り調査	都道府県
・改善状況報告書の提出を受けた際に内容を精査し、 <u>改善状況が不十分な場合は不足点を指摘し、改善状況報告書の再提出を求めている。</u>	指定都市
・施設内や法人内での虐待防止の研修を実施してもらうよう <u>推奨している。</u>	指定都市
・県の担当部署と情報を共有し連携を図っている。	指定都市
・面接調査で事実確認を行うとともに、個別支援計画等の資料作成状況を確認し、 <u>不適切な管理がされている場合は、指導監査担当課に情報提供を行う。</u>	中核市

※下線は事務局により付記。

## 2) 再発防止や改善状況の確認、改善支援を目的に行っている取組や仕組み

- 「再発防止や改善状況の確認、改善支援を目的に行っている取組や仕組み（複数回答）」としては、全体（計）で見ると、「③当該施設・事業所を訪問しての、施設環境、職員態度、利用者の様子等の確認」が65%、次いで「④当該施設・事業所を訪問しての、職員や利用者からの聞きとり」が58%。（表7-6）

表7-6 再発防止や改善状況の確認、改善支援を目的に行っている取組や仕組み（複数回答）

	回答数			割合		
	計	都道府県	指定都市・中核市	計	都道府県	指定都市・中核市
① 虐待の発生要因の改善に向けたコンサルテーションの実施または専門機関等の派遣	1	1	0	2%	3%	0%
② 当該施設・事業所が開催する検証委員会や虐待防止委員会への(貴自治体関係者の)出席、同席	4	4	0	7%	14%	0%
③ 当該施設・事業所を訪問しての、施設環境、職員態度、利用者の様子等の確認	37	18	19	65%	62%	68%
④ 当該施設・事業所を訪問しての、職員や利用者からの聞きとり	33	16	17	58%	55%	61%
⑤ 自治体等が実施する研修への受講状況の確認	27	18	9	47%	62%	32%
⑥ 事故、苦情の内容・頻度の確認	27	13	14	47%	45%	50%
⑦ 当該施設・事業所が実施する研修企画内容、実施方法等に関する助言	14	8	6	25%	28%	21%
⑧ 当該施設・事業所が実施する研修や学習会等への講師派遣や講師派遣制度の紹介	5	4	1	9%	14%	4%
⑧ 当該施設・事業所が実施する研修や会議等への同席、見学	3	2	1	5%	7%	4%
⑨ 他の障害者福祉施設等による取組の紹介や情報提供	11	6	5	19%	21%	18%
⑩ 他の障害者福祉施設等との交流、自立支援協議会への参加等のつなぎ、紹介	5	2	3	9%	7%	11%
⑪ その他	8	4	4	14%	14%	14%
⑫ 行っていない	5	2	3	9%	7%	11%
有効回答自治体数	57	29	28			
無回答	2	0	2			
回答自治体数	59	29	30			

『再発防止や改善状況の確認、改善支援を目的に行っている取組や仕組み：⑪その他』の 具体的内容	
・障害者福祉施設の従事者や管理者等に対し、障害者の虐待防止や権利擁護についての理解を深めるための研修を実施している。	都道府県
・当該施設・事業所を県庁へ呼び出し、管理者や職員からの聞きとり。	都道府県
・ <u>実地指導</u> を所管する課内別担当と情報を共有し、適時、 <u>実地指導</u> を行い改善状況等の確認を行っている。	都道府県
・改善状況報告書の提出要請。	指定都市
・管理者や責任者を呼び出し聞き取り。	中核市

※下線は事務局により付記。

#### (4) 施設従事者虐待の再発防止を進めるうえでの課題

- 「施設従事者虐待の再発防止を進めるうえでの課題（複数回答）」としては、「⑦何を  
もって改善されたと判断できるかの検討が難しい」が73%、次いで「①虐待の判断  
に十分な情報を得ることが難しい」が64%、「②虐待の発生要因を明らかにすること  
が難しい」が46%。（表7-7）

表7-7 施設従事者虐待の再発防止を進めるうえでの課題（複数回答）

	回答数			割合		
	計	都道府県	指定都市・ 中核市	計	都道府県	指定都市・ 中核市
① 虐待の判断に十分な情報を得ることが難しい	38	16	22	64%	55%	73%
② 虐待の発生要因を明らかにすることが難しい	27	11	16	46%	38%	53%
③ 虐待の発生要因に応じた改善指導内容の検討が難しい	26	13	13	44%	45%	43%
④ 施設・事業所種別に応じた改善指導内容の検討が難しい	16	11	5	27%	38%	17%
⑤ 改善計画書の内容に関する助言が難しい	10	7	3	17%	24%	10%
⑥ 改善状況を確認する根拠がない	15	7	8	25%	24%	27%
⑦ 何をもち改善されたと判断できるかの検討が難しい	43	20	23	73%	69%	77%
⑧ 当該施設・事業所の再発防止に参考となるような取組等に関する情報が少ない	19	9	10	32%	31%	33%
⑨ 当該施設・事業所の改善に協力してくれる法人・施設が少ない	4	3	1	7%	10%	3%
⑩ 複数の支給決定市町村が関係する場合、連携、調整、情報共有等が難しい	14	9	5	24%	31%	17%
⑪ 都道府県との連携、調整、情報共有等が難しい	2	0	2	3%	0%	7%
⑫ その他	5	1	4	8%	3%	13%
⑬ 特になし	2	0	2	3%	0%	7%
有効回答自治体数	59	29	30			
無回答	0	0	0			
回答自治体数	59	29	30			

『施設従事者虐待の再発防止を進めるうえでの課題：⑫その他』の具体的内容		
・そもそも、ある行為が虐待にあたるのか否かの判断が難しい。「障がい者虐待」の概念が広すぎて、ある行為が虐待に当たるかどうかの判断も人によって様々。 <u>虐待認定された事例が、仮にどのような対応であれば虐待とはならなかったかの検証がなされていないので、事後の教訓として生かされていない。</u>		都道府県
・繰り返し虐待が発生している事業所がある。市及び委託の虐待防止センターと研修や指導を行っているものの改善されない。そもそも人件費率が低く、職員の意識が低いことが根本の問題として提起されている。施設建設費の借入金の返済もあるため、状況の改善が困難。		中核市
・虐待事案が発生した時は施設の管理者も再発防止に取り組み、従事者もともに再発防止に取り組むが、年月を経るにつけ、その取り組みが形骸化する傾向にある。		中核市
・障害者福祉に関して独自の観点を持つ事業者もあり、虐待の事実を否定、または助言や指導に対して拒否的な場合がある。		中核市
・施設が取り組んでいる虐待防止のための研修内容について確認できない。 (誰がどのように行っているのか、研修内容が適切か等)		指定都市

※下線は事務局により付記。

(5) 施設従事者虐待の再発防止に向けて【自由回答】

『施設従事者虐待の再発防止に向けて』の具体的内容 1/2	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族内での児童虐待と同様に、支援者の問題(時間的・物理的・精神的余裕がない)と支援を受ける側(障害特性、生育歴・愛着障害、問題行動等)に要因があり、加害者にもサポートが必要であることを念頭に対策を考える必要がある。</li> </ul>	都道府県
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者虐待について理解のない虐待者への対応が課題となっている(とくに施設の代表者など上の立場の者)。</li> <li>・虐待事例の主な発生要因が人材不足や知識不足(人手が足りないため知識のない職員を雇う)である場合が多く、同じ法人が同サービス種別の事業所を新規で開設し、そこでも虐待事案が発生しているような事例が見受けられる。こうした法人に対し、新規の指定申請の手続きを一旦停止できるよう、法令上に規定することについての検討が必要と考える。</li> </ul>	都道府県
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者虐待防止法を所管する厚労省に、虐待に関する個別のワンストップ相談窓口を設けたらよいと思う。</li> </ul>	都道府県
<ul style="list-style-type: none"> <li>・処遇等の問題で人材確保が難しく慢性的に人手不足であることが、強度行動障害の処遇等でトラブルが発生しやすいことの背景となっている。</li> </ul>	都道府県
<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待を発生させるのは従事者であるが、自治体が指導できる対象はあくまで事業所であるため、虐待を起こした従事者が事案発生後に退職し、別な事業所へ再就職した場合などは再発防止の働きかけを及ぼすことが難しい。</li> </ul>	指定都市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待発生要因のひとつとなっている施設等職員の過大な負担を軽減できる(精神的にゆとりが持てる)取り組みが必要だと感じる。※複数支援を基本とできるような手厚い人員基準を実現できる報酬体系の見直し、慢性的な人員不足を解消するための処遇改善など。</li> </ul>	指定都市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所施設の施設従事者による虐待の事実確認の調査においては、入所施設の利用者は知的障害の方が多いため、被害状況を当人に尋ねても事実を確認することが難しい。また、虐待行為が個室で行われた場合には、怪我をした状況がわからないことも多く、施設従事者の証言に頼った調査にならざるを得ないため、事故なのか虐待行為があったのか判断できない。しかしながら、行政職員が施設を訪れて施設従事者に対して聞き取り調査を行うこと自体が再発防止の効果があると考えます。</li> <li>・障害者施設等において各施設の取り組みや行政の指導も重要である。しかし根幹の部分として、直接処遇に関わる従事者は基礎資格を有していない場合が多く、就労する施設等の上司や業務を指導する職員の意識やスキルが反映されやすい。支援技術も然り。その行為が虐待にあたることも理解していない場合がある。障害者施設等で働く場合、知識や技術を習得するために公的なシステムの構築が必要であり、またそのような人材にふさわしい待遇も検討すべきであると考えます。そのように環境を整えることで施設従事者にも心身のゆとりができ、社会全体で障害者の虐待防止に繋がっていくと考えます。</li> </ul>	指定都市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設での従業者による虐待の再発を防止するためには、当該法人・施設内で自浄作用を働かせることが不可欠と考え、指導しているところであるが、組織内で従業員の虐待防止に係る意識を日々徹底し続けてもらうことが難しいと感じている。</li> </ul>	中核市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市では今年度新たに虐待防止に関するアンケート調査を行った。調査報告書について事業所に周知するとともに、風通しの良い事業所を実現するため、市や基幹相談支援センターによる訪問(事前連絡なし)等を行う予定。</li> </ul>	中核市

『施設従事者虐待の再発防止に向けて』の具体的内容 2/2	
・日頃から、利用者に対し丁寧な説明や言葉かけが大事。また、複数の施設従事者が利用者とかかわることで、利用者の訴え先を複数作っておくことが必要。	中核市
・施設の職員の確保が難しく、支援スキルの低下や職員の負担増による時間的制約が生じ、支援に支障が出てしまうケースがある。職員のスキル向上と、スキルのある職員を確保する体制づくりが重要と考える。	中核市
・施設従事者虐待の対応について、本市では、初動の事実確認の方法として、市による直接の現地調査を行う場合と、該当施設による内部調査を依頼する場合があるが、調査のスピード感や虐待判断の観点で調査に限界を感じることもある。より効果的な取り組みを実施されている自治体があれば参考にしたい。	中核市
・知的・精神障害者を支援している支援員は、組織的な支援がなければストレスを爆発させてしまうことがある。風通しのよい組織にすることが再発防止につながる。	中核市



### 7-3. ヒアリング調査

#### 7-3-1. ヒアリング調査実施概要

##### (1) 調査対象

先に実施したアンケート調査における以下の回答についてより深く聞き取りを行い、他自治体や他法人・事業所にとって参考になると考えられる取組や仕組み等の整理を行うことを想定し、2自治体（指定都市1、中核市1）にヒアリング調査への協力を依頼した。

##### 【他自治体や他の障害者福祉施設等に参考となると考えられる取組や考え方等】

選定の視点	他自治体や他の障害者福祉施設等に参考となると考えられる取組や考え方等
①障害者福祉施設等の指導監査権限をもつ部署と同一／別部署か	<ul style="list-style-type: none"><li>・定例の指導監査によらない根拠や方法でも、施設等の改善状況の確認（モニタリング）が可能であること。</li><li>・例：指導監査部署との情報共有、指導監査への同席等</li></ul>
②自治体における、指導や権限行使にあたって行っている取組や仕組み（特に、以下の取組を「実施」している自治体） <ul style="list-style-type: none"><li>・虐待の発生要因分析</li><li>・虐待の発生要因に応じた改善内容の検討、助言</li><li>・検証委員会の設置要請（勧告）</li><li>・検証報告書の作成にあたっての助言</li><li>・検証報告書の内容確認</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・方針：再発防止への自治体としての関わり、考え方</li><li>・例：上記方針を実現するための体制、仕組み、根拠（指導監査部署と同一の組織、専門職の配置、訪問できる根拠の整理等）</li></ul>
③自治体における、法人・事業所の再発防止や改善状況の確認、改善支援を目的に行っている取組や仕組み（特に、以下の取組を「実施」している自治体） <ul style="list-style-type: none"><li>・当該施設・事業所を訪問しての、施設環境、職員態度、利用者の様子等の確認</li><li>・当該施設・事業所を訪問しての、職員や利用者からの聞きとり</li><li>・当該施設・事業所が実施する研修企画内容、実施方法等に関する助言</li><li>・当該施設・事業所が実施する研修や会議等への同席、見学</li><li>・他の障害者福祉施設等による取組の紹介や情報提供</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・改善状況の確認を目的とした施設への訪問：訪問して改善状況を確認することの重要性（施設から早い段階で相談が寄せられるような関係の構築、サービスの質の向上等）</li><li>・参考になる取組例の紹介</li></ul>

##### (2) 調査期間

令和3年1月

##### (3) 調査手法

今回のヒアリング調査のために作成した回答シートへの記入及びヒアリング調査前の返送を依頼。ヒアリング調査当日は、その回答に基づいて、オンラインまたは電話での聞き取りを行った。

(4) 主な調査項目（市町村、都道府県向け調査票ともに共通）

- ①障害者福祉施設等の指導監査権限をもつ部署と同一／別部署か
- ②自治体における、指導や権限行使にあたって行っている取組や仕組み
- ③自治体における、法人・事業所の再発防止や改善状況の確認、改善支援を目的に行っている取組や仕組み
- ④自治体が、法人・事業所の再発防止に関わることの効果

## 7-3-2. ヒアリング調査結果概要

### (1) A市（指定都市）

#### 1) A市における、障害者虐待防止を進めるうえでの体制

○障害者福祉施設等の指導監査権限をもつ部署と同一／別部署か	・ 同一部署
○体制、人数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5名。(施設指導の権限主幹、係長)、サービス担当係員2名、障害者虐待相談員(医療職)1名が担当)</li> <li>・ 他、通報の内容により虐待防止センターや関係課・警察・弁護士会等とも連携する。</li> <li>・ コアメンバー会議についても同様。</li> </ul>

#### 2) A市における、指導や権限行使にあたって行っている取組や仕組み

##### ○虐待の発生要因分析（を一緒に行う）

##### ○虐待の発生要因に応じた改善内容の検討、助言

- ・ 受理した相談・通報のうち、内部で緊急性が高いと協議した事例については、早期の段階から行政が介入し、事実の解明や分析の方向性を示す。
- ・ 「内部で緊急性が高いと協議した事例」の例：被虐待者の状況がわからない場合、過去に虐待疑いの通報があった施設・事業所の場合等。そのような事例は、年間の相談・通報件数全体の2～3割程度。
- ・ それ以外の事案については、行政による事実確認調査、発生要因の分析とは別に、施設・事業所自ら、事実確認調査、発生要因の分析等を報告書にまとめて提出するよう指導している。
- ・ 上記のような対応をする理由：
  - － 報告書の作成を通じて、施設・事業所自ら、問題の発生要因と向き合い、改善に向けた人権、虐待防止に対する認識の定着に繋がる。
  - － 提出された報告書をもとに、施設・事業所が相談・通報事案をどのように捉え、どのように対応しているのかを確認する。また経営層、管理者、職員、利用者等、立場や障害特性、関係性等によって捉え方に差があったり、施設・事業所が見落としていることがある。経営方針および施設・事業所の独自性等が起因するものにも目を向けるよう、指導助言を行うことができると考えている。
- ・ 施設・事業所自ら、問題の発生要因と向き合うことが難しい未熟な法人や、向き合い方が不十分な法人に対しては、初めから行政と一緒に虐待の発生要因分析を行う。

3) A市における、法人・事業所の再発防止や改善状況の確認、改善支援を目的に行っている取組や仕組み

○当該施設・事業所を訪問しての、施設環境、職員態度、利用者の様子等の確認

○当該施設・事業所を訪問しての、職員や利用者からの聞きとり

○当該施設・事業所が実施する研修企画内容、実施方法等に関する助言

- ・当該施設・事業所から提出された改善報告書の内容で障害者虐待防止に対する習熟度を確認し、未熟である場合には更に助言を行う。当該施設・事業所の理解度によっては再度訪問したり、実地指導において確認を行う。その際には、施設環境や職員や利用者の様子を観察したり聞き取ったりして改善状況を確認する。
- ・各施設・事業所の虐待発生要因に応じた研修企画内容、実施方法等に関する助言を行っている。その際、各施設・事業所が自ら取り組めるよう①日頃の支援方法②虐待防止委員会や窓口の設置③責任者に適格な人材モデル等について、同じサービス種別や同規模の福祉施設の取り組みを紹介している。他、弁護士会が主催する人権擁護や虐待の研修等の情報提供も行っている。

4) 自治体が、法人・事業所の再発防止に関わることの効果

【自治体にとって】

- ・法人・事業所の運営方針や管理体制、人員等を把握した上で、現場の職員の意識改革だけではなく運営面に関する助言や、管理職に対する意識改革に繋がる助言ができる。
- ・虐待や人権意識は、法人・事業所によって捉え方に差があり、職員間でも同様である。現場の職員自身が、この支援方法は問題かもしれないと敏感に感じ取れる職場風土の醸成をサポートしていくことが大きな課題である。そうした意識のある法人・事業所を市内に増やしていくことが、利用者主体の障害福祉サービスの質の向上につながると自負している。

【法人・事業所にとって】

- ・法人・事業所が独自で対応することが困難な場合や判断に迷う場合等の相談先として機能できる。
- ・「法人・事業所が独自で対応することが困難な場合や判断に迷う場合等」の例：被虐待者やその関係者が施設・事業所の説明や対応に納得しない、虐待者が自身の行為を虐待と認識していない、虐待内容を警察等の関係機関に届出するべきかわからない等、相談内容は多岐にわたる。
- ・施設・事業所内で行っている研修や支援方法が適切なのか、自らを振り返る機会となる。

## (2) B市（中核市）

### 1) B市における、障害者虐待防止を進めるうえでの体制

○障害者福祉施設等の指導監査権限をもつ部署と同一／別部署か	・別部署
○体制、人数	・最大7名（障害福祉担当部署、指定権者、基幹センター所長等） ・コアメンバー会議についても同様。

### 2) B市における、指導や権限行使にあたって行っている取組や仕組み

#### ○虐待の発生要因分析（を一緒に行う）

#### ○虐待の発生要因に応じた改善内容の検討、助言

- ・相談・通報を受理したら、障害福祉担当部署が事実確認調査を行うため、施設・事業所を訪問し、聞き取りを行う。国手引きを市で活用しやすいように改良したマニュアルに従い、組織マネジメントの観点、利用者へのアセスメント、人権意識等、職員や利用者への聞き取り、書類の確認等を通じた事実確認調査を行う。
- ・同時に、施設・事業所にも、独自で調査、発生要因の分析と改善計画書の提出を求める。
- ・両社の結果を統合して、総合的に虐待の発生要因を分析する。
- ・上記のような対応をする理由：
  - －個別アセスメントができていないと、利用者が不利益を被る、そのため、組織マネジメントの観点、職員や利用者への聞き取り、書類の確認等を通じて、個別アセスメントができていない理由を探ることが重要という意識が、組織内で共通認識となっている。
  - －さまざまな角度から事実と事実を突き合わせていくと、法人・事業者の認識、利用者の認識、職員の認識、市の認識のどこに差異があるのかがみえてくる。それによって発生要因の分析が可能となり、適切な助言につながると考える。
- ・改善報告書を提出する前に、改善計画がつかれないような事業所がある。その場合、法人の代表者に説明を行い、具体的に先がみえるような計画作成に向けた助言を行っている。
- ・行政だけで対応することが不十分な場合、基幹相談支援センター（NPOに委託）にも関与を依頼する。具体的な支援内容に関しては、現場経験者からの助言のほうがメッセージとして強く響く。

### 3) B市における、法人・事業所の再発防止や改善状況の確認、改善支援を目的に行っている取組や仕組み

#### ○当該施設・事業所を訪問しての、施設環境、職員態度、利用者の様子等の確認

#### ○当該施設・事業所が実施する研修や会議等への同席、見学

- ・本市としては、法人・事業所が自ら虐待を改善のきっかけにしなければならないという認識している。それが大前提で、そこに行政がどれだけサポートできるかという立ち位置と認識している。そのため、サービスの質を高めたり、相談しやすい組織風土、働きやすい勤務環境等を整えるために、基幹相談支援センターや行政が関わることは当然であり、行政としてできることは何かを考えている。
- ・そのために研修を行ったり、訪問して指導したりしている。具体的には、市で行っている出前講座の受講や施設内研修の実施を勧奨している。その研修の場に、基幹相談支援センターや行政も同席させてくださいと依頼している。
- ・令和2年度、市内の全施設・事業所に対して、虐待防止に関するアンケート調査を行った。そこで、虐待に係る現況把握の項目に加えて、風通しの良い施設・事業所の実現に向けた基幹相談支援センターや行政等による事前連絡なしの訪問に係るアンケート項目を設けたところ、ほぼすべての施設・事業所から快諾をえられた。
- ・権利擁護に係る協議会でも、外部の第三者が入ることで風通しがよくなる、よい支援につながるからぜひ来てほしいという意見をいただいている。
- ・こうした仕組みをつくることで、特に指導監査権限がなくても、施設・事業所への事前連絡なしでの訪問を可能にしていく。数年に1回で一巡するという想定でいる。

### 4) 自治体が、法人・事業所の再発防止に関わることの効果

#### 【自治体にとって】

- ・改善計画の作成にあたっては、何度もやりとりを重ね、当該施設・事業所のハード面、ソフト面、職員の質、虐待や人権意識等から、実行可能な内容となるように指導する。事業所によってスタートラインは異なるが、擦り合わせを重ねることによって、その事業所の最低ラインを上げる。その積み重ねにより、市内の事業所の最低ラインをあげることにもなる。
- ・法人・事業所が自ら虐待を改善のきっかけにしなければならないという認識が大前提で、そこに行政がどれだけサポートできるかという認識である。そのため、行政は虐待防止から発生要因の分析、再発防止の各段階で、地域の自立支援協議会や現場経験者等の力も借りながら、直接的、間接的に関わるのが重要と考えている。

#### 【法人・事業所にとって】

- ・虐待を個人的要因に起因していると考える施設・事業所もある。それでは、虐待防止の取組は進まない。その認識が事業所の課題であると気づいてもらうことで、自らの支援内容やサービス提供体制等を振り返る機会となっている。

## 7-4. 「施設従事者虐待における再発防止」に着目した各調査からみえてきたこと

### (1) アンケート調査

- 59自治体の回答を概観すると、回答部署と障害者福祉施設・事業所への指導監査権限部署との異動の有無は約半数であった（同じ部署 54%、別の部署 44%、表 7-2）。そのためか、虐待の発生要因分析や施設・事業所の再発防止に向けた取組への支援は指導監査項目や手法に則って（範囲内で）行われていることがうかがえた（「施設従事者虐待に対する指導や権限行使にあたって行っている取組や仕組み（表 7-5）」（p. 88）及び「再発防止や改善状況の確認、改善支援を目的に行っている取組や仕組み（表 7-6）」（p. 89））。このことから、多くの自治体が、指導監査項目や実地指導により、虐待の発生要因の分析や改善に向けた指導・助言、施設・事業所を訪問しての改善状況の確認等を行っていることが確認できた。
- 回答を自治体区分別でみると、「施設従事者虐待に対する指導や権限行使にあたって行っている取組や仕組み（表 7-5）」では、都道府県と比較して指定都市・中核市の取組割合が高い項目が多く、「再発防止や改善状況の確認、改善支援を目的に行っている取組や仕組み（表 7-6）」では、指定都市・中核市と比較して都道府県の取組割合が高い項目が多いことも確認できた。都道府県、指定都市・中核市が双方の知見や情報等を共有しながら、ともに管内自治体に所在する法人・事業所の再発防止策が進められることを期待したい。
- 一方、「施設従事者虐待の再発防止を進めるうえでの課題」（p. 90）では「改善されたといえる基準や考え方（がない）」（73%）、「虐待の判断に必要な情報収集」（64%）となっており、施設従事者虐待における虐待の判断から再発防止の各対応において、難しさを感じていることが読み取れた。

### (2) ヒアリング調査

- 今回のヒアリング調査協力2自治体からは、多くの自治体にとって参考になると考えられる、「再発防止に取り組むのは法人・事業所」、「その法人・事業所の側面支援と市内事業所の支援の質をあげるのが行政の役割」という明確な基本姿勢を聞くことができた。この考え方をベースに、各自治体が整備している体制や取組を以下に整理する。

#### ア. 組織的に虐待の判断や対応を行う体制の構築

2自治体とも、組織内外に、組織として虐待の判断や対応を行う体制を構築、整備していた。

##### ・組織内：

- －障害者虐待担当部署の上長をはじめ、医療や福祉の専門職も含めた最大7、8名のメンバー構成。
- －複数の職員の視点で確認、すり合わせをすること、確認事項の抜け漏れを防いだり、認識や対応の方向性を一致させたりしていた。
- －組織における意思統一をふまえた対応は、その考え方がメンバー間で共有されることから、若手職員に対するOJTを通じた教育機会にもなっていることがうかがえた。

・組織外：

ーすべてを指定権限のある行政だけが担うのではなく、「施設従事者虐待の再発防止」「虐待を機によい施設・事業所運営をめざす」という目標に向かい、多くの関係者に関与してもらい、仕組みをつくっていた。

（関係者の例）障害者虐待防止センター（委託）、基幹型相談支援センター（委託）、自立支援協議会等、多くの現場経験者（行政以外の機関等）

イ．法人・事業所による再発防止や改善に向けた側面支援



2 自治体とも、法人・事業所による改善計画の作成にあたり、提出された改善計画の内容の確認にとどまらず、各施設・事業所の実態に応じて実行可能な内容となるまで、繰り返し助言を行っていた。

○特に、上記2自治体から学べることは、組織外の関係者の力も活用した仕組みづくりである。本検討委員会においても、運営や支援の知識、スキル等に関しては、現場経験者からの助言やサポートが重要であり、受け手の職員の理解や納得が得られやすい、ひいては、職員の質の向上につながるということが指摘された。

○また、印象的だったのは、市内の全施設・事業所に対するアンケート調査を通じて、風通しのよい施設・事業所の実現に向けて、基幹相談支援センターや行政による、事前連絡なしの訪問に関する仕組みを構築したB自治体の取組である。市町村が作成する障害者計画や障害福祉計画の考え方をベースに、自治体内の施設・事業所における支援の質の向上＝施設従事者虐待防止に関して取り組めることが十分にあるという発想は、多くの市町村にとって参考になると考える。

○多くの自治体が、他自治体の体制や取組、そのおおもとなる考え方を学ぶことを通じて、各自治体内の施設・事業所における支援の質の向上＝施設従事者虐待防止の取組検討につながることを期待したい。





## 参 考 资 料



## 参考資料 1 障害者虐待の都道府県別経年比較

### 1. 障害者虐待における相談・通報件数、虐待判断件数の都道府県別経年比較

#### 1-1 養護者による障害者虐待

##### (1) 「相談通報件数(表1)」と「虐待判断事例件数(表6)」の経年比較

- ・「養護者による障害者虐待」を対象に、平成27年度から令和元年度までの5ヶ年の「相談・通報件数」「虐待判断件数」を都道府県別に整理。
- ・相談・通報件数に対する虐待判断件数の割合を経年比較。

データ ①: 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②: 都道府県別にみた養護者による障害者虐待判断事例件数(表6)

	①相談・通報件数							②虐待判断事例件数							②/①						
	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年平均値	
北海道	356	328	281	296	349	1,610	322.0	89	70	78	84	51	372	74.4	25%	21%	28%	28%	15%	23%	☆
青森県	45	29	45	45	27	191	38.2	13	9	10	20	7	59	11.8	29%	31%	22%	44%	26%	31%	
岩手県	23	15	16	10	21	85	17.0	11	4	6	2	4	27	5.4	48%	27%	38%	20%	19%	32%	
宮城県	70	54	46	90	110	370	74.0	32	25	18	28	53	156	31.2	46%	46%	39%	31%	48%	42%	
秋田県	17	20	17	33	21	108	21.6	14	5	11	9	8	47	9.4	82%	25%	65%	27%	38%	44%	
山形県	26	26	22	34	21	129	25.8	11	8	9	13	9	50	10.0	42%	31%	41%	38%	43%	39%	
福島県	36	64	69	38	59	266	53.2	25	27	29	16	29	126	25.2	69%	42%	42%	42%	49%	47%	※
茨城県	50	60	53	60	68	291	58.2	13	19	16	12	21	81	16.2	26%	32%	30%	20%	31%	28%	
栃木県	24	25	34	26	36	145	29.0	13	11	16	11	15	66	13.2	54%	44%	47%	42%	42%	46%	
群馬県	57	44	54	65	47	267	53.4	13	9	14	15	12	63	12.6	23%	20%	26%	23%	26%	24%	☆
埼玉県	186	187	179	240	265	1,057	211.4	83	91	69	76	85	404	80.8	45%	49%	39%	32%	32%	38%	
千葉県	197	220	282	273	288	1,260	252.0	84	92	133	109	110	528	105.6	43%	42%	47%	40%	38%	42%	
東京都	291	308	346	347	349	1,641	328.2	102	101	106	84	117	510	102.0	35%	33%	31%	24%	34%	31%	
神奈川県	182	196	165	175	221	939	187.8	83	99	93	100	97	472	94.4	46%	51%	56%	57%	44%	50%	※
新潟県	83	74	100	122	143	522	104.4	31	28	39	38	28	164	32.8	37%	38%	39%	31%	20%	31%	
富山県	29	37	36	34	52	188	37.6	9	14	13	8	18	62	12.4	31%	38%	36%	24%	35%	33%	
石川県	43	50	41	40	59	233	46.6	13	19	17	13	26	88	17.6	30%	38%	41%	33%	44%	38%	
福井県	25	28	25	34	54	166	33.2	11	9	7	14	16	57	11.4	44%	32%	28%	41%	30%	34%	
山梨県	34	22	19	22	32	129	25.8	11	9	6	5	11	42	8.4	32%	41%	32%	23%	34%	33%	
長野県	56	72	79	90	94	391	78.2	19	21	36	33	44	153	30.6	34%	29%	46%	37%	47%	39%	
岐阜県	34	27	29	38	60	188	37.6	7	10	6	12	15	50	10.0	21%	37%	21%	32%	25%	27%	
静岡県	79	91	93	107	129	499	99.8	32	29	34	54	55	204	40.8	41%	32%	37%	50%	43%	41%	
愛知県	250	303	339	414	452	1,758	351.6	117	113	147	181	119	677	135.4	47%	37%	43%	44%	26%	39%	
三重県	74	57	53	63	58	305	61.0	19	22	20	26	23	110	22.0	26%	39%	38%	41%	40%	36%	
滋賀県	109	124	146	132	153	664	132.8	48	69	72	71	65	325	65.0	44%	56%	49%	54%	42%	49%	※
京都府	43	53	61	67	82	306	61.2	27	35	40	36	40	178	35.6	63%	66%	66%	54%	49%	58%	※
大阪府	865	908	1,009	1,209	1,241	5,232	1,046.4	257	201	188	166	188	1,000	200.0	30%	22%	19%	14%	15%	19%	☆
兵庫県	197	185	175	233	244	1,034	206.8	52	48	55	83	72	310	62.0	26%	26%	31%	36%	30%	30%	
奈良県	29	45	33	35	39	181	36.2	14	16	16	10	13	69	13.8	48%	36%	48%	29%	33%	38%	
和歌山県	18	28	31	32	31	140	28.0	10	13	10	10	10	53	10.6	56%	46%	32%	31%	32%	38%	
鳥取県	20	22	21	32	30	125	25.0	10	13	6	6	13	48	9.6	50%	59%	29%	19%	43%	38%	
島根県	32	26	34	34	25	151	30.2	18	14	12	10	8	62	12.4	56%	54%	35%	29%	32%	41%	
岡山県	64	56	47	61	82	310	62.0	28	23	19	12	36	118	23.6	44%	41%	40%	20%	44%	38%	
広島県	104	94	94	95	123	510	102.0	30	21	23	26	28	128	25.6	29%	22%	24%	27%	23%	25%	
山口県	54	60	31	51	23	219	43.8	18	11	10	20	8	67	13.4	33%	18%	32%	39%	35%	31%	
徳島県	36	33	8	20	12	109	21.8	10	9	3	4	3	29	5.8	28%	27%	38%	20%	25%	27%	
香川県	35	45	65	79	48	272	54.4	12	18	15	25	13	83	16.6	34%	40%	23%	32%	27%	31%	
愛媛県	56	62	46	49	32	245	49.0	28	28	24	17	6	103	20.6	50%	45%	52%	35%	19%	42%	
高知県	34	30	22	21	26	133	26.6	7	6	4	8	4	29	5.8	21%	20%	18%	38%	15%	22%	☆
福岡県	164	198	130	156	169	817	163.4	46	51	38	42	42	219	43.8	28%	26%	29%	27%	25%	27%	
佐賀県	27	41	21	52	21	162	32.4	8	17	8	9	9	51	10.2	30%	41%	38%	17%	43%	31%	
長崎県	33	35	28	35	50	181	36.2	30	27	8	10	25	100	20.0	91%	77%	29%	29%	50%	55%	※
熊本県	53	56	53	35	60	257	51.4	19	24	16	14	15	88	17.6	36%	43%	30%	40%	25%	34%	
大分県	44	34	31	45	48	202	40.4	9	5	5	2	4	25	5.0	20%	15%	16%	4%	8%	12%	☆
宮崎県	47	43	35	63	38	226	45.2	18	15	13	20	10	76	15.2	38%	35%	37%	32%	26%	34%	
鹿児島県	37	21	31	18	43	150	30.0	13	5	10	7	20	55	11.0	35%	24%	32%	39%	47%	37%	
沖縄県	82	70	74	81	123	430	86.0	26	25	29	41	50	171	34.2	32%	36%	39%	51%	41%	40%	
合計	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	24,794	4,958.8	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	7,955	1,591.0	36%	33%	33%	30%	29%	32%	

凡例 上位5位 ※  
下位5位 ☆

(2) 「相談通報件数(表1)」と「虐待判断事例件数(表6)」、「人口」の整理

・(1)の5ヶ年平均値の「相談・通報件数」、「虐待判断件数」、「相談・通報件数に対する虐待判断件数の割合」と人口10万人あたりの「相談・通報件数」「虐待判断件数」を都道府県別に整理。

(※人口は「住民基本台帳に基づく人口」の平成28年1月1日時点～令和2年度1日時点までの5ヶ年の平均値)

	【再掲】			③人口※ (10万人)	人口(10万人)比				
	①相談・通報 件数	②虐待判断 事例件数	②/①		①/③				
	5ヶ年平均値 (H27～R01)	5ヶ年平均値 (H27～R01)			5ヶ年平均値 (H27～R01)	②/③			
北海道	322.0	74.4	23%	☆	53.4	6.0	※	1.4	
青森県	38.2	11.8	31%		13.1	2.9		0.9	
岩手県	17.0	5.4	32%		12.6	1.3	☆	0.4	☆
宮城県	74.0	31.2	42%		23.1	3.2		1.4	
秋田県	21.6	9.4	44%		10.1	2.1		0.9	
山形県	25.8	10.0	39%		11.1	2.3		0.9	
福島県	53.2	25.2	47%	※	19.2	2.8		1.3	
茨城県	58.2	16.2	28%		29.5	2.0	☆	0.5	☆
栃木県	29.0	13.2	46%		19.8	1.5	☆	0.7	
群馬県	53.4	12.6	24%	☆	19.9	2.7		0.6	☆
埼玉県	211.4	80.8	38%		73.6	2.9		1.1	
千葉県	252.0	105.6	42%		63.0	4.0		1.7	
東京都	328.2	102.0	31%		136.3	2.4		0.7	
神奈川県	187.8	94.4	50%	※	91.7	2.0		1.0	
新潟県	104.4	32.8	31%		22.8	4.6		1.4	
富山県	37.6	12.4	33%		10.7	3.5		1.2	
石川県	46.6	17.6	38%		11.5	4.1		1.5	
福井県	33.2	11.4	34%		7.9	4.2		1.4	
山梨県	25.8	8.4	33%		8.4	3.1		1.0	
長野県	78.2	30.6	39%		21.1	3.7		1.4	
岐阜県	37.6	10.0	27%		20.5	1.8	☆	0.5	☆
静岡県	99.8	40.8	41%		37.4	2.7		1.1	
愛知県	351.6	135.4	39%		75.5	4.7		1.8	※
三重県	61.0	22.0	36%		18.3	3.3		1.2	
滋賀県	132.8	65.0	49%	※	14.2	9.4	※	4.6	※
京都府	61.2	35.6	58%	※	25.6	2.4		1.4	
大阪府	1,046.4	200.0	19%	☆	88.6	11.8	※	2.3	※
兵庫県	206.8	62.0	30%		55.9	3.7		1.1	
奈良県	36.2	13.8	38%		13.7	2.6		1.0	
和歌山県	28.0	10.6	38%		9.7	2.9		1.1	
鳥取県	25.0	9.6	38%		5.7	4.4		1.7	
島根県	30.2	12.4	41%		6.9	4.4		1.8	※
岡山県	62.0	23.6	38%		19.2	3.2		1.2	
広島県	102.0	25.6	25%		28.5	3.6		0.9	
山口県	43.8	13.4	31%		14.0	3.1		1.0	
徳島県	21.8	5.8	27%		7.6	2.9		0.8	
香川県	54.4	16.6	31%		9.9	5.5	※	1.7	
愛媛県	49.0	20.6	42%		13.9	3.5		1.5	
高知県	26.6	5.8	22%	☆	7.2	3.7		0.8	
福岡県	163.4	43.8	27%		51.3	3.2		0.9	
佐賀県	32.4	10.2	31%		8.3	3.9		1.2	
長崎県	36.2	20.0	55%	※	13.8	2.6		1.5	
熊本県	51.4	17.6	34%		17.9	2.9		1.0	
大分県	40.4	5.0	12%	☆	11.7	3.5		0.4	☆
宮崎県	45.2	15.2	34%		11.1	4.1		1.4	
鹿児島県	30.0	11.0	37%		16.6	1.8	☆	0.7	
沖縄県	86.0	34.2	40%		14.7	5.8	※	2.3	※
合計	4,958.8	1,591.0	32%		1,276.5	3.9		1.2	

凡例 上位5位 ※ 下位5位 ☆

人口 データ (10万人)	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年 平均値 (H27～ R01)
	平成28年 1月1日 時点	平成29年 1月1日 時点	平成30年 1月1日 時点	平成31年 1月1日 時点	令和2年 1月1日 時点	
北海道	54.0	53.7	53.4	53.0	52.7	53.4
青森県	13.4	13.2	13.1	12.9	12.8	13.1
岩手県	12.9	12.8	12.6	12.5	12.4	12.6
宮城県	23.2	23.2	23.1	23.0	22.9	23.1
秋田県	10.4	10.3	10.2	10.0	9.9	10.1
山形県	11.3	11.2	11.1	11.0	10.8	11.1
福島県	19.5	19.4	19.2	19.0	18.8	19.2
茨城県	29.7	29.6	29.5	29.4	29.2	29.5
栃木県	20.0	19.9	19.9	19.8	19.7	19.8
群馬県	20.1	20.0	19.9	19.8	19.7	19.9
埼玉県	73.2	73.4	73.6	73.8	73.9	73.6
千葉県	62.7	62.8	63.0	63.1	63.2	63.0
東京都	134.2	135.3	136.4	137.4	138.3	136.3
神奈川県	91.4	91.6	91.7	91.9	92.1	91.7
新潟県	23.2	23.0	22.8	22.6	22.4	22.8
富山県	10.8	10.7	10.7	10.6	10.6	10.7
石川県	11.6	11.5	11.5	11.5	11.4	11.5
福井県	8.0	7.9	7.9	7.9	7.8	7.9
山梨県	8.5	8.4	8.4	8.3	8.3	8.4
長野県	21.4	21.3	21.1	21.0	20.9	21.1
岐阜県	20.8	20.7	20.5	20.4	20.3	20.5
静岡県	37.7	37.6	37.4	37.3	37.1	37.4
愛知県	75.1	75.3	75.5	75.7	75.8	75.5
三重県	18.5	18.4	18.3	18.2	18.1	18.3
滋賀県	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2
京都府	25.7	25.7	25.6	25.6	25.5	25.6
大阪府	88.7	88.6	88.6	88.5	88.5	88.6
兵庫県	56.2	56.1	55.9	55.7	55.5	55.9
奈良県	13.9	13.8	13.7	13.6	13.5	13.7
和歌山県	9.9	9.8	9.8	9.6	9.5	9.7
鳥取県	5.8	5.8	5.7	5.7	5.6	5.7
島根県	7.0	7.0	6.9	6.9	6.8	6.9
岡山県	19.3	19.3	19.2	19.1	19.0	19.2
広島県	28.6	28.6	28.5	28.4	28.3	28.5
山口県	14.2	14.1	14.0	13.8	13.7	14.0
徳島県	7.7	7.6	7.6	7.5	7.4	7.6
香川県	10.0	10.0	9.9	9.9	9.8	9.9
愛媛県	14.2	14.1	13.9	13.8	13.7	13.9
高知県	7.4	7.3	7.3	7.2	7.1	7.2
福岡県	51.2	51.3	51.3	51.3	51.3	51.3
佐賀県	8.4	8.4	8.3	8.3	8.2	8.3
長崎県	14.0	13.9	13.8	13.7	13.5	13.8
熊本県	18.1	18.0	17.9	17.8	17.7	17.9
大分県	11.8	11.8	11.7	11.6	11.5	11.7
宮崎県	11.3	11.2	11.1	11.0	11.0	11.1
鹿児島県	16.8	16.7	16.6	16.4	16.3	16.6
沖縄県	14.6	14.7	14.7	14.8	14.8	14.7
合計	1,280.7	1,279.1	1,277.1	1,274.4	1,271.4	1,276.5

出典:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(総務省)

1-2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

(1) 「相談通報件数(表24)」と「虐待判断事例件数(表32)」の経年比較

- ・「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」を対象に、平成27年度から令和元年度までの5ヶ年の「相談・通報件数」「虐待判断件数」を都道府県別に整理。
- ・相談・通報件数に対する虐待判断件数の割合を経年比較。

データ ①: 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数(表24)

②: 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事例の件数(表32)

	①相談・通報件数								②虐待判断事例件数								②/①					
	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年平均値		
北海道	121	122	128	111	119	601	120.2	12	23	12	20	27	94	18.8	10%	19%	9%	18%	23%	16%		
青森県	25	28	24	26	22	125	25.0	5	2	3	10	10	30	6.0	20%	7%	13%	38%	45%	24%		
岩手県	17	10	8	10	7	52	10.4	1	0	1	6	0	8	1.6	6%	0%	13%	60%	0%	15%		
宮城県	33	23	26	27	70	179	35.8	6	3	5	3	6	23	4.6	18%	13%	19%	11%	9%	13%		
秋田県	13	8	4	6	22	53	10.6	1	1	1	0	10	13	2.6	8%	13%	25%	0%	45%	25%		
山形県	12	11	7	7	14	51	10.2	2	1	1	3	5	12	2.4	17%	9%	14%	43%	36%	24%		
福島県	17	17	15	14	17	80	16.0	3	2	6	5	8	24	4.8	18%	12%	40%	36%	47%	30%		
茨城県	24	21	34	22	26	127	25.4	2	2	3	0	1	8	1.6	8%	10%	9%	0%	4%	6%		
栃木県	21	24	21	20	38	124	24.8	4	6	2	7	15	34	6.8	19%	25%	10%	35%	39%	27%		
群馬県	45	26	42	49	57	219	43.8	9	7	5	14	12	47	9.4	20%	27%	12%	29%	21%	21%		
埼玉県	47	100	127	129	118	521	104.2	14	25	30	30	22	121	24.2	30%	25%	24%	23%	19%	23%		
千葉県	83	132	159	161	152	687	137.4	16	30	36	33	34	149	29.8	19%	23%	23%	20%	22%	22%		
東京都	221	170	227	271	276	1,165	233.0	26	21	25	45	37	154	30.8	12%	12%	11%	17%	13%	13%		
神奈川県	158	103	113	121	133	628	125.6	16	26	32	25	32	131	26.2	10%	25%	28%	21%	24%	21%		
新潟県	15	17	16	22	33	103	20.6	3	4	1	4	7	19	3.8	20%	24%	6%	18%	21%	18%		
富山県	5	12	18	24	16	75	15.0	2	0	5	4	2	13	2.6	40%	0%	28%	17%	13%	17%		
石川県	36	21	39	25	31	152	30.4	3	4	3	5	7	22	4.4	8%	19%	8%	20%	23%	14%		
福井県	24	25	21	22	24	116	23.2	7	8	5	5	5	30	6.0	29%	32%	24%	23%	21%	26%		
山梨県	23	22	12	17	20	94	18.8	3	2	1	3	2	11	2.2	13%	9%	8%	18%	10%	12%		
長野県	32	54	61	59	65	271	54.2	7	6	17	15	7	52	10.4	22%	11%	28%	25%	11%	19%		
岐阜県	24	28	33	42	35	162	32.4	1	0	3	4	1	9	1.8	4%	0%	9%	10%	3%	6%		
静岡県	27	44	39	46	59	215	43.0	9	12	13	11	8	53	10.6	33%	27%	33%	24%	14%	25%		
愛知県	99	105	107	157	153	621	124.2	18	31	32	48	23	152	30.4	18%	30%	30%	31%	15%	24%		
三重県	44	40	41	79	70	274	54.8	4	3	12	21	19	59	11.8	9%	8%	29%	27%	27%	22%		
滋賀県	69	49	46	59	83	306	61.2	18	5	11	21	16	71	14.2	26%	10%	24%	36%	19%	23%		
京都府	34	41	61	61	34	231	46.2	6	10	7	18	5	46	9.2	18%	24%	11%	30%	15%	20%		
大阪府	221	240	267	274	309	1,311	262.2	45	53	59	61	76	294	58.8	20%	22%	22%	22%	25%	22%		
兵庫県	101	104	113	133	121	572	114.4	11	17	31	40	25	124	24.8	11%	16%	27%	30%	21%	22%		
奈良県	21	26	22	34	39	142	28.4	4	1	6	7	10	28	5.6	19%	4%	27%	21%	26%	20%		
和歌山県	19	12	6	15	12	64	12.8	3	0	1	4	0	8	1.6	16%	0%	17%	27%	0%	13%		
鳥取県	26	18	23	18	32	117	23.4	4	3	4	2	2	15	3.0	15%	17%	17%	11%	6%	13%		
島根県	23	8	14	18	18	81	16.2	6	3	4	8	3	24	4.8	26%	38%	29%	44%	17%	30%		
岡山県	34	28	26	34	30	152	30.4	5	7	5	5	2	24	4.8	15%	25%	19%	15%	7%	16%		
広島県	51	50	34	36	39	210	42.0	7	13	8	5	4	37	7.4	14%	26%	24%	14%	10%	18%		
山口県	28	33	37	37	27	162	32.4	3	8	4	6	4	25	5.0	11%	24%	11%	16%	15%	15%		
徳島県	13	12	21	8	15	69	13.8	0	0	4	2	3	9	1.8	0%	0%	19%	25%	20%	13%		
香川県	9	19	34	37	46	145	29.0	5	5	6	6	1	23	4.6	56%	26%	18%	16%	2%	16%		
愛媛県	15	9	20	16	16	76	15.2	3	3	5	5	3	19	3.8	20%	33%	25%	31%	19%	25%		
高知県	20	33	18	24	10	105	21.0	13	7	5	7	1	33	6.6	65%	21%	28%	29%	10%	31%		
福岡県	90	78	102	79	98	447	89.4	6	8	14	17	14	59	11.8	7%	10%	14%	22%	14%	13%		
佐賀県	26	17	17	21	18	99	19.8	1	2	1	6	2	12	2.4	4%	12%	6%	29%	11%	12%		
長崎県	36	29	36	48	45	194	38.8	5	5	8	16	18	52	10.4	14%	17%	22%	33%	40%	27%		
熊本県	39	27	41	48	39	194	38.8	7	6	12	12	7	44	8.8	18%	22%	29%	25%	18%	23%		
大分県	40	39	26	38	27	170	34.0	2	5	1	5	3	16	3.2	5%	13%	4%	13%	11%	9%		
宮崎県	26	23	25	41	50	165	33.0	5	10	5	6	27	53	10.6	19%	43%	20%	15%	54%	32%		
鹿児島県	32	34	26	31	31	154	30.8	4	5	6	4	7	26	5.2	13%	15%	23%	13%	23%	17%		
沖縄県	21	23	37	28	45	154	30.8	2	6	3	8	14	33	6.6	10%	26%	8%	29%	31%	21%		
合計	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	12,015	2,403.0	339	401	464	592	547	2,343	468.6	16%	19%	20%	23%	20%	20%		

凡例 上位5位 ※  
下位5位 ☆

(2) 「相談通報件数 (表 24)」と「虐待判断事例件数 (表 32)」、「人口」の整理

・(1) の5ヶ年平均値の「相談・通報件数」、「虐待判断件数」、「相談・通報件数に対する虐待判断件数の割合」と人口 10 万人あたりの「相談・通報件数」「虐待判断件数」を都道府県別に整理。

(※人口は「住民基本台帳に基づく人口」の平成 28 年 1 月 1 日時点～令和 2 年度 1 日時点までの5ヶ年の平均値 (P31 と同じ))

	【再掲】			③人口※ (10万人)	人口(10万人)比	
	①相談・通報 件数	②虐待判断 事例件数	②/①		①/③	②/③
	5ヶ年平均値 (H27～R01)	5ヶ年平均値 (H27～R01)				
北海道	120.2	18.8	16%	53.4	2.3	0.4
青森県	25.0	6.0	24%	13.1	1.9	0.5
岩手県	10.4	1.6	15%	12.6	0.8	☆ 0.1
宮城県	35.8	4.6	13%	23.1	1.5	0.2
秋田県	10.6	2.6	25%	10.1	1.0	0.3
山形県	10.2	2.4	24%	11.1	0.9	☆ 0.2
福島県	16.0	4.8	30%	19.2	0.8	☆ 0.3
茨城県	25.4	1.6	6%	☆ 29.5	0.9	☆ 0.1
栃木県	24.8	6.8	27%	☆ 19.8	1.3	0.3
群馬県	43.8	9.4	21%	19.9	2.2	0.5
埼玉県	104.2	24.2	23%	73.6	1.4	0.3
千葉県	137.4	29.8	22%	63.0	2.2	0.5
東京都	233.0	30.8	13%	136.3	1.7	0.2
神奈川県	125.6	26.2	21%	91.7	1.4	0.3
新潟県	20.6	3.8	18%	22.8	0.9	☆ 0.2
富山県	15.0	2.6	17%	10.7	1.4	0.2
石川県	30.4	4.4	14%	11.5	2.6	0.4
福井県	23.2	6.0	26%	7.9	2.9	0.8
山梨県	18.8	2.2	12%	☆ 8.4	2.2	0.3
長野県	54.2	10.4	19%	21.1	2.6	0.5
岐阜県	32.4	1.8	6%	☆ 20.5	1.6	0.1
静岡県	43.0	10.6	25%	37.4	1.1	0.3
愛知県	124.2	30.4	24%	75.5	1.6	0.4
三重県	54.8	11.8	22%	18.3	3.0	※ 0.6
滋賀県	61.2	14.2	23%	14.2	4.3	※ 1.0
京都府	46.2	9.2	20%	25.6	1.8	0.4
大阪府	262.2	58.8	22%	88.6	3.0	※ 0.7
兵庫県	114.4	24.8	22%	55.9	2.0	0.4
奈良県	28.4	5.6	20%	13.7	2.1	0.4
和歌山県	12.8	1.6	13%	9.7	1.3	0.2
鳥取県	23.4	3.0	13%	5.7	4.1	※ 0.5
島根県	16.2	4.8	30%	※ 6.9	2.3	0.7
岡山県	30.4	4.8	16%	19.2	1.6	0.3
広島県	42.0	7.4	18%	28.5	1.5	0.3
山口県	32.4	5.0	15%	14.0	2.3	0.4
徳島県	13.8	1.8	13%	7.6	1.8	0.2
香川県	29.0	4.6	16%	9.9	2.9	0.5
愛媛県	15.2	3.8	25%	13.9	1.1	0.3
高知県	21.0	6.6	31%	※ 7.2	2.9	0.9
福岡県	89.4	11.8	13%	51.3	1.7	0.2
佐賀県	19.8	2.4	12%	☆ 8.3	2.4	0.3
長崎県	38.8	10.4	27%	13.8	2.8	0.8
熊本県	38.8	8.8	23%	17.9	2.2	0.5
大分県	34.0	3.2	9%	☆ 11.7	2.9	0.3
宮崎県	33.0	10.6	32%	※ 11.1	3.0	※ 1.0
鹿児島県	30.8	5.2	17%	16.6	1.9	0.3
沖縄県	30.8	6.6	21%	14.7	2.1	0.4
合計	2,403.0	468.6	20%	1,276.5	1.9	0.4

凡例 上位5位 ※ 下位5位 ☆

人口 データ (10万人)	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年 平均値 (H27～ R01)
	平成28年 1月1日 時点	平成29年 1月1日 時点	平成30年 1月1日 時点	平成31年 1月1日 時点	令和2年 1月1日 時点	
北海道	54.0	53.7	53.4	53.0	52.7	53.4
青森県	13.4	13.2	13.1	12.9	12.8	13.1
岩手県	12.9	12.8	12.6	12.5	12.4	12.6
宮城県	23.2	23.2	23.1	23.0	22.9	23.1
秋田県	10.4	10.3	10.2	10.0	9.9	10.1
山形県	11.3	11.2	11.1	11.0	10.8	11.1
福島県	19.5	19.4	19.2	19.0	18.8	19.2
茨城県	29.7	29.6	29.5	29.4	29.2	29.5
栃木県	20.0	19.9	19.9	19.8	19.7	19.8
群馬県	20.1	20.0	19.9	19.8	19.7	19.9
埼玉県	73.2	73.4	73.6	73.8	73.9	73.6
千葉県	62.7	62.8	63.0	63.1	63.2	63.0
東京都	134.2	135.3	136.4	137.4	138.3	136.3
神奈川県	91.4	91.6	91.7	91.9	92.1	91.7
新潟県	23.2	23.0	22.8	22.6	22.4	22.8
富山県	10.8	10.7	10.7	10.6	10.6	10.7
石川県	11.6	11.5	11.5	11.5	11.4	11.5
福井県	8.0	7.9	7.9	7.9	7.8	7.9
山梨県	8.5	8.4	8.4	8.3	8.3	8.4
長野県	21.4	21.3	21.1	21.0	20.9	21.1
岐阜県	20.8	20.7	20.5	20.4	20.3	20.5
静岡県	37.7	37.6	37.4	37.3	37.1	37.4
愛知県	75.1	75.3	75.5	75.7	75.8	75.5
三重県	18.5	18.4	18.3	18.2	18.1	18.3
滋賀県	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2
京都府	25.7	25.7	25.6	25.6	25.5	25.6
大阪府	88.7	88.6	88.6	88.5	88.5	88.6
兵庫県	56.2	56.1	55.9	55.7	55.5	55.9
奈良県	13.9	13.8	13.7	13.6	13.5	13.7
和歌山県	9.9	9.8	9.8	9.6	9.5	9.7
鳥取県	5.8	5.8	5.7	5.7	5.6	5.7
島根県	7.0	7.0	6.9	6.9	6.8	6.9
岡山県	19.3	19.3	19.2	19.1	19.0	19.2
広島県	28.6	28.6	28.5	28.4	28.3	28.5
山口県	14.2	14.1	14.0	13.8	13.7	14.0
徳島県	7.7	7.6	7.6	7.5	7.4	7.6
香川県	10.0	10.0	9.9	9.9	9.8	9.9
愛媛県	14.2	14.1	13.9	13.8	13.7	13.9
高知県	7.4	7.3	7.3	7.2	7.1	7.2
福岡県	51.2	51.3	51.3	51.3	51.3	51.3
佐賀県	8.4	8.4	8.3	8.3	8.2	8.3
長崎県	14.0	13.9	13.8	13.7	13.5	13.8
熊本県	18.1	18.0	17.9	17.8	17.7	17.9
大分県	11.8	11.8	11.7	11.6	11.5	11.7
宮崎県	11.3	11.2	11.1	11.0	11.0	11.1
鹿児島県	16.8	16.7	16.6	16.4	16.3	16.6
沖縄県	14.6	14.7	14.7	14.8	14.8	14.7
合計	1,280.7	1,279.1	1,277.1	1,274.4	1,271.4	1,276.5

出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(総務省)

## 2. 障害者虐待における相談・通報件数、事実確認調査の実施状況の都道府県別経年比較

### 2-1 養護者による障害者虐待

#### (1) 「相談通報件数」と「事実確認調査を行った事例」の経年比較

データ ①: 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②: 【事実確認の実施状況】事実確認調査を行った事例(表3)

	①相談・通報件数							②事実確認調査件数							②/①					
	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年 平均値
北海道	356	328	281	296	349	1,610	322.0	320	282	240	272	311	1,425	285.0	90%	86%	85%	92%	89%	89%
青森県	45	29	45	45	27	191	38.2	44	23	33	36	21	157	31.4	98%	79%	73%	80%	78%	82%
岩手県	23	15	16	10	21	85	17.0	23	12	14	9	15	73	14.6	100%	80%	88%	90%	71%	86%
宮城県	70	54	46	90	110	370	74.0	59	48	42	85	91	325	65.0	84%	89%	91%	94%	83%	88%
秋田県	17	20	17	33	21	108	21.6	18	18	13	23	14	86	17.2	106%	90%	76%	70%	67%	80%
山形県	26	26	22	34	21	129	25.8	25	24	21	28	19	117	23.4	96%	92%	95%	82%	90%	91%
福島県	36	64	69	38	59	266	53.2	36	59	67	38	58	258	51.6	100%	92%	97%	100%	98%	97%
茨城県	50	60	53	60	68	291	58.2	46	50	37	44	44	221	44.2	92%	83%	70%	73%	65%	76% ☆
栃木県	24	25	34	26	36	145	29.0	23	25	34	25	35	142	28.4	96%	100%	100%	96%	97%	98% ※
群馬県	57	44	54	65	47	267	53.4	48	37	38	49	37	209	41.8	84%	84%	70%	75%	79%	78% ☆
埼玉県	186	187	179	240	265	1,057	211.4	188	182	172	218	224	984	196.8	101%	97%	96%	91%	85%	93%
千葉県	197	220	282	273	288	1,260	252.0	173	190	230	231	242	1,066	213.2	88%	86%	82%	85%	84%	85%
東京都	291	308	346	347	349	1,641	328.2	255	261	298	288	286	1,388	277.6	88%	85%	86%	83%	82%	85%
神奈川県	182	196	165	175	221	939	187.8	152	173	158	175	204	862	172.4	84%	88%	96%	100%	92%	92%
新潟県	83	74	100	122	143	522	104.4	75	72	95	118	123	483	96.6	90%	97%	95%	97%	86%	93%
富山県	29	37	36	34	52	188	37.6	24	29	27	22	42	144	28.8	83%	78%	75%	65%	81%	77% ☆
石川県	43	50	41	40	59	233	46.6	42	46	40	38	57	223	44.6	98%	92%	98%	95%	97%	96%
福井県	25	28	25	34	54	166	33.2	23	26	26	34	53	162	32.4	92%	93%	104%	100%	98%	98% ※
山梨県	34	22	19	22	32	129	25.8	30	20	18	12	24	104	20.8	88%	91%	95%	55%	75%	81%
長野県	56	72	79	90	94	391	78.2	53	64	73	72	88	350	70.0	95%	89%	92%	80%	94%	90%
岐阜県	34	27	29	38	60	188	37.6	30	27	23	36	53	169	33.8	88%	100%	79%	95%	88%	90%
静岡県	79	91	93	107	129	499	99.8	75	83	83	98	120	459	91.8	95%	91%	89%	92%	93%	92%
愛知県	250	303	339	414	452	1,758	351.6	221	276	310	358	391	1,556	311.2	88%	91%	91%	86%	87%	89%
三重県	74	57	53	63	58	305	61.0	46	57	52	63	50	268	53.6	62%	100%	98%	100%	86%	88%
滋賀県	109	124	146	132	153	664	132.8	86	119	138	145	123	611	122.2	79%	96%	95%	110%	80%	92%
京都府	43	53	61	67	82	306	61.2	42	52	57	61	80	292	58.4	98%	98%	93%	91%	98%	95%
大阪府	865	908	1,009	1,209	1,241	5,232	1,046.4	718	623	695	1,033	1,102	4,171	834.2	83%	69%	69%	85%	89%	80%
兵庫県	197	185	175	233	244	1,034	206.8	141	148	147	210	198	844	168.8	72%	80%	84%	90%	81%	82%
奈良県	29	45	33	35	39	181	36.2	27	39	30	31	35	162	32.4	93%	87%	91%	89%	90%	90%
和歌山県	18	28	31	32	31	140	28.0	13	23	25	29	29	119	23.8	72%	82%	81%	91%	94%	85%
鳥取県	20	22	21	32	30	125	25.0	18	20	19	30	29	116	23.2	90%	91%	90%	94%	97%	93%
島根県	32	26	34	34	25	151	30.2	33	21	29	29	24	136	27.2	103%	81%	85%	85%	96%	90%
岡山県	64	56	47	61	82	310	62.0	48	39	45	39	90	261	52.2	75%	70%	96%	64%	110%	84%
広島県	104	94	94	95	123	510	102.0	85	78	75	86	101	425	85.0	82%	83%	80%	91%	82%	83%
山口県	54	60	31	51	23	219	43.8	50	51	33	45	27	206	41.2	93%	85%	106%	88%	117%	94%
徳島県	36	33	8	20	12	109	21.8	24	26	8	17	11	86	17.2	67%	79%	100%	85%	92%	79%
香川県	35	45	65	79	48	272	54.4	29	38	58	66	46	237	47.4	83%	84%	89%	84%	96%	87%
愛媛県	56	62	46	49	32	245	49.0	54	50	40	43	26	213	42.6	96%	81%	87%	88%	81%	87%
高知県	34	30	22	21	26	133	26.6	28	25	21	19	15	108	21.6	82%	83%	95%	90%	58%	81%
福岡県	164	198	130	156	169	817	163.4	135	136	114	144	151	680	136.0	82%	69%	88%	92%	89%	83%
佐賀県	27	41	21	52	21	162	32.4	25	43	21	50	20	159	31.8	93%	105%	100%	96%	95%	98% ※
長崎県	33	35	28	35	50	181	36.2	43	36	26	29	57	191	38.2	130%	103%	93%	83%	114%	106% ※
熊本県	53	56	53	35	60	257	51.4	38	43	38	25	42	186	37.2	72%	77%	72%	71%	70%	72% ☆
大分県	44	34	31	45	48	202	40.4	25	14	13	13	19	84	16.8	57%	41%	42%	29%	40%	42% ☆
宮崎県	47	43	35	63	38	226	45.2	50	43	36	56	35	220	44.0	106%	100%	103%	89%	92%	97% ※
鹿児島県	37	21	31	18	43	150	30.0	34	21	29	20	37	141	28.2	92%	100%	94%	111%	86%	94%
沖縄県	82	70	74	81	123	430	86.0	68	76	69	75	103	391	78.2	83%	109%	93%	93%	84%	91%
合計	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	24,794	4,958.8	3,843	3,848	3,910	4,667	5,002	21,270	4,254.0	86%	84%	84%	88%	87%	86%

凡例 上位5位 ※  
下位5位 ☆

※事実確認調査を行った事例件数には、前年度に相談通報を受付け、調査を繰越していた件数も含まれるため、100%を超える場合がある。

ア.「相談通報件数」と「事実確認調査を行った事例のうち、法第11条に基づく立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例」の比較

データ ①: 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②:【事実確認の実施状況】事実確認調査を行った事例のうち、立入調査(法第11条)以外の方法により事実確認調査を行った事例(表3)

	①相談・通報件数							②立入調査以外の方法での事実確認調査件数							②/①					
	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年平均値
北海道	356	328	281	296	349	1,610	322.0	316	279	229	266	309	1,399	279.8	89%	85%	81%	90%	89%	87%
青森県	45	29	45	45	27	191	38.2	44	23	30	36	19	152	30.4	98%	79%	67%	80%	70%	80%
岩手県	23	15	16	10	21	85	17.0	23	12	13	9	12	69	13.8	100%	80%	81%	90%	57%	81%
宮城県	70	54	46	90	110	370	74.0	58	47	40	82	87	314	62.8	83%	87%	87%	91%	79%	85%
秋田県	17	20	17	33	21	108	21.6	18	17	12	22	14	83	16.6	106%	85%	71%	67%	67%	77%
山形県	26	26	22	34	21	129	25.8	25	24	21	28	19	117	23.4	96%	92%	95%	82%	90%	91%
福島県	36	64	69	38	59	266	53.2	34	56	67	30	53	240	48.0	94%	88%	97%	79%	90%	90%
茨城県	50	60	53	60	68	291	58.2	44	49	35	40	41	209	41.8	88%	82%	66%	67%	60%	72%
栃木県	24	25	34	26	36	145	29.0	22	20	26	22	31	121	24.2	92%	80%	76%	85%	86%	83%
群馬県	57	44	54	65	47	267	53.4	47	37	38	49	36	207	41.4	82%	84%	70%	75%	77%	78%
埼玉県	186	187	179	240	265	1,057	211.4	183	161	163	211	219	937	187.4	98%	86%	91%	88%	83%	89%
千葉県	197	220	282	273	288	1,260	252.0	169	182	227	229	241	1,048	209.6	86%	83%	80%	84%	84%	83%
東京都	291	308	346	347	349	1,641	328.2	253	256	293	280	276	1,358	271.6	87%	83%	85%	81%	79%	83%
神奈川県	182	196	165	175	221	939	187.8	149	171	155	175	203	853	170.6	82%	87%	94%	100%	92%	91%
新潟県	83	74	100	122	143	522	104.4	75	71	93	118	122	479	95.8	90%	96%	93%	97%	85%	92%
富山県	29	37	36	34	52	188	37.6	21	29	24	22	42	138	27.6	72%	78%	67%	65%	81%	73%
石川県	43	50	41	40	59	233	46.6	41	46	37	29	50	203	40.6	95%	92%	90%	73%	85%	87%
福井県	25	28	25	34	54	166	33.2	23	26	26	31	50	156	31.2	92%	93%	104%	91%	93%	94%
山梨県	34	22	19	22	32	129	25.8	30	20	18	10	24	102	20.4	88%	91%	95%	45%	75%	79%
長野県	56	72	79	90	94	391	78.2	50	64	72	67	81	334	66.8	89%	89%	91%	74%	86%	85%
岐阜県	34	27	29	38	60	188	37.6	30	24	23	34	46	157	31.4	88%	89%	79%	89%	77%	84%
静岡県	79	91	93	107	129	499	99.8	75	82	83	97	119	456	91.2	95%	90%	89%	91%	92%	91%
愛知県	250	303	339	414	452	1,758	351.6	220	269	298	346	389	1,522	304.4	88%	89%	88%	84%	86%	87%
三重県	74	57	53	63	58	305	61.0	44	56	52	53	49	254	50.8	59%	98%	98%	84%	84%	83%
滋賀県	109	124	146	132	153	664	132.8	86	119	138	145	123	611	122.2	79%	96%	95%	110%	80%	92%
京都府	43	53	61	67	82	306	61.2	41	52	57	61	75	286	57.2	95%	98%	93%	91%	91%	93%
大阪府	865	908	1,009	1,209	1,241	5,232	1,046.4	714	621	693	1,033	1,099	4,160	832.0	83%	68%	69%	85%	89%	80%
兵庫県	197	185	175	233	244	1,034	206.8	141	148	142	208	194	833	166.6	72%	80%	81%	89%	80%	81%
奈良県	29	45	33	35	39	181	36.2	22	34	22	31	34	143	28.6	76%	76%	67%	89%	87%	79%
和歌山県	18	28	31	32	31	140	28.0	12	22	25	27	27	113	22.6	67%	79%	81%	84%	87%	81%
鳥取県	20	22	21	32	30	125	25.0	14	17	18	28	24	101	20.2	70%	77%	86%	88%	80%	81%
島根県	32	26	34	34	25	151	30.2	33	21	29	27	23	133	26.6	103%	81%	85%	79%	92%	88%
岡山県	64	56	47	61	82	310	62.0	45	39	45	38	89	256	51.2	70%	70%	96%	62%	109%	83%
広島県	104	94	94	95	123	510	102.0	85	76	74	86	101	422	84.4	82%	81%	79%	91%	82%	83%
山口県	54	60	31	51	23	219	43.8	50	51	33	45	27	206	41.2	93%	85%	106%	88%	117%	94%
徳島県	36	33	8	20	12	109	21.8	23	24	8	17	11	83	16.6	64%	73%	100%	85%	92%	76%
香川県	35	45	65	79	48	272	54.4	28	37	57	66	45	233	46.6	80%	82%	88%	84%	94%	86%
愛媛県	56	62	46	49	32	245	49.0	54	50	39	41	26	210	42.0	96%	81%	85%	84%	81%	86%
高知県	34	30	22	21	26	133	26.6	28	25	21	19	14	107	21.4	82%	83%	95%	90%	54%	80%
福岡県	164	198	130	156	169	817	163.4	134	134	114	143	147	672	134.4	82%	68%	88%	92%	87%	82%
佐賀県	27	41	21	52	21	162	32.4	25	43	21	50	20	159	31.8	93%	105%	100%	96%	95%	98%
長崎県	33	35	28	35	50	181	36.2	43	34	26	28	56	187	37.4	130%	97%	93%	80%	112%	103%
熊本県	53	56	53	35	60	257	51.4	38	43	37	24	38	180	36.0	72%	77%	70%	69%	63%	70%
大分県	44	34	31	45	48	202	40.4	24	14	13	13	18	82	16.4	55%	41%	42%	29%	38%	41%
宮崎県	47	43	35	63	38	226	45.2	49	43	36	54	35	217	43.4	104%	100%	103%	86%	92%	96%
鹿児島県	37	21	31	18	43	150	30.0	33	21	28	18	36	136	27.2	89%	100%	90%	100%	84%	91%
沖縄県	82	70	74	81	123	430	86.0	67	75	62	70	96	370	74.0	82%	107%	84%	86%	78%	86%
合計	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	24,794	4,958.8	3,783	3,764	3,813	4,558	4,890	20,808	4,161.6	85%	82%	82%	85%	85%	84%

凡例 上位5位 ※  
下位5位 ☆

※事実確認調査を行った事例件数には、前年度に相談通報を受付け、調査を繰越していた件数も含まれる場合がある。



ア-1. 「相談通報件数」と「事実確認調査を行った事例のうち、訪問調査により事実確認調査を行った事例」の比較

データ ①: 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②:【事実確認の実施状況】事実確認調査を行った事例のうち、訪問調査により事実確認を行った事例(表3)

	①相談・通報件数							②訪問調査による事実確認件数							②/①						
	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年平均値	
北海道	356	328	281	296	349	1,610	322.0	71	51	84	67	84	357	71.4	20%	16%	30%	23%	24%	22%	☆
青森県	45	29	45	45	27	191	38.2	17	19	16	31	14	97	19.4	38%	66%	36%	69%	52%	51%	
岩手県	23	15	16	10	21	85	17.0	14	7	8	7	4	40	8.0	61%	47%	50%	70%	19%	47%	
宮城県	70	54	46	90	110	370	74.0	36	29	23	34	26	148	29.6	51%	54%	50%	38%	24%	40%	
秋田県	17	20	17	33	21	108	21.6	9	11	6	6	5	37	7.4	53%	55%	35%	18%	24%	34%	☆
山形県	26	26	22	34	21	129	25.8	11	9	12	16	12	60	12.0	42%	35%	55%	47%	57%	47%	
福島県	36	64	69	38	59	266	53.2	27	34	38	22	40	161	32.2	75%	53%	55%	58%	68%	61%	
茨城県	50	60	53	60	68	291	58.2	23	24	23	31	21	122	24.4	46%	40%	43%	52%	31%	42%	
栃木県	24	25	34	26	36	145	29.0	15	14	17	13	26	85	17.0	63%	56%	50%	50%	72%	59%	
群馬県	57	44	54	65	47	267	53.4	30	25	23	29	26	133	26.6	53%	57%	43%	45%	55%	50%	
埼玉県	186	187	179	240	265	1,057	211.4	108	100	89	127	96	520	104.0	58%	53%	50%	53%	36%	49%	
千葉県	197	220	282	273	288	1,260	252.0	97	116	118	135	165	631	126.2	49%	53%	42%	49%	57%	50%	
東京都	291	308	346	347	349	1,641	328.2	136	140	147	162	149	734	146.8	47%	45%	42%	47%	43%	45%	
神奈川県	182	196	165	175	221	939	187.8	73	82	78	106	108	447	89.4	40%	42%	47%	61%	49%	48%	
新潟県	83	74	100	122	143	522	104.4	57	46	44	87	65	299	59.8	69%	62%	44%	71%	45%	57%	
富山県	29	37	36	34	52	188	37.6	15	17	14	13	24	83	16.6	52%	46%	39%	38%	46%	44%	
石川県	43	50	41	40	59	233	46.6	28	36	26	13	32	135	27.0	65%	72%	63%	33%	54%	58%	
福井県	25	28	25	34	54	166	33.2	14	18	18	24	39	113	22.6	56%	64%	72%	71%	72%	68%	※
山梨県	34	22	19	22	32	129	25.8	17	15	10	7	17	66	13.2	50%	68%	53%	32%	53%	51%	
長野県	56	72	79	90	94	391	78.2	30	35	49	52	63	229	45.8	54%	49%	62%	58%	67%	59%	
岐阜県	34	27	29	38	60	188	37.6	14	14	8	12	22	70	14.0	41%	52%	28%	32%	37%	37%	
静岡県	79	91	93	107	129	499	99.8	40	51	50	67	66	274	54.8	51%	56%	54%	63%	51%	55%	
愛知県	250	303	339	414	452	1,758	351.6	109	136	144	212	197	798	159.6	44%	45%	42%	51%	44%	45%	
三重県	74	57	53	63	58	305	61.0	34	48	40	41	30	193	38.6	46%	84%	75%	65%	52%	63%	※
滋賀県	109	124	146	132	153	664	132.8	76	101	105	109	99	490	98.0	70%	81%	72%	83%	65%	74%	※
京都府	43	53	61	67	82	306	61.2	24	33	35	33	48	173	34.6	56%	62%	57%	49%	59%	57%	
大阪府	865	908	1,009	1,209	1,241	5,232	1,046.4	397	380	278	345	334	1,734	346.8	46%	42%	28%	29%	27%	33%	☆
兵庫県	197	185	175	233	244	1,034	206.8	90	97	90	117	109	503	100.6	46%	52%	51%	50%	45%	49%	
奈良県	29	45	33	35	39	181	36.2	9	15	10	12	15	61	12.2	31%	33%	30%	34%	38%	34%	☆
和歌山県	18	28	31	32	31	140	28.0	4	15	18	7	12	56	11.2	22%	54%	58%	22%	39%	40%	
鳥取県	20	22	21	32	30	125	25.0	5	9	12	19	14	59	11.8	25%	41%	57%	59%	47%	47%	
島根県	32	26	34	34	25	151	30.2	15	11	19	19	18	82	16.4	47%	42%	56%	56%	72%	54%	
岡山県	64	56	47	61	82	310	62.0	23	17	16	11	42	109	21.8	36%	30%	34%	18%	51%	35%	
広島県	104	94	94	95	123	510	102.0	30	41	24	42	52	189	37.8	29%	44%	26%	44%	42%	37%	
山口県	54	60	31	51	23	219	43.8	38	30	23	28	15	134	26.8	70%	50%	74%	55%	65%	61%	
徳島県	36	33	8	20	12	109	21.8	10	13	2	10	4	39	7.8	28%	39%	25%	50%	33%	36%	
香川県	35	45	65	79	48	272	54.4	9	29	39	55	35	167	33.4	26%	64%	60%	70%	73%	61%	
愛媛県	56	62	46	49	32	245	49.0	32	35	25	20	15	127	25.4	57%	56%	54%	41%	47%	52%	
高知県	34	30	22	21	26	133	26.6	21	17	16	17	10	81	16.2	62%	57%	73%	81%	38%	61%	
福岡県	164	198	130	156	169	817	163.4	87	85	58	75	103	408	81.6	53%	43%	45%	48%	61%	50%	
佐賀県	27	41	21	52	21	162	32.4	17	30	13	30	9	99	19.8	63%	73%	62%	58%	43%	61%	
長崎県	33	35	28	35	50	181	36.2	32	29	17	17	42	137	27.4	97%	83%	61%	49%	84%	76%	※
熊本県	53	56	53	35	60	257	51.4	20	30	25	13	20	108	21.6	38%	54%	47%	37%	33%	42%	
大分県	44	34	31	45	48	202	40.4	13	7	5	6	4	35	7.0	30%	21%	16%	13%	8%	17%	☆
宮崎県	47	43	35	63	38	226	45.2	34	36	35	42	24	171	34.2	72%	84%	100%	67%	63%	76%	※
鹿児島県	37	21	31	18	43	150	30.0	15	13	14	9	23	74	14.8	41%	62%	45%	50%	53%	49%	
沖縄県	82	70	74	81	123	430	86.0	43	48	41	39	46	217	43.4	52%	69%	55%	48%	37%	50%	
合計	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	24,794	4,958.8	2,069	2,198	2,005	2,389	2,424	11,085	2,217.0	46%	48%	43%	45%	42%	45%	

凡例 上位5位 ※  
下位5位 ☆

※事実確認調査を行った事例件数には、前年度に相談通報を受付け、調査を繰越していた件数も含まれる場合がある。

ア-2. 「相談通報件数」と「事実確認調査を行った事例のうち、訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例」の比較

データ ①: 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②: 【事実確認の実施状況】事実確認調査を行った事例のうち、訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例(表3)

	①相談・通報件数							②情報収集のみで事実確認件数							②/①						
	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年平均値	
北海道	356	328	281	296	349	1,610	322.0	245	228	145	199	225	1,042	208.4	69%	70%	52%	67%	64%	65%	※
青森県	45	29	45	45	27	191	38.2	27	4	14	5	5	55	11.0	60%	14%	31%	11%	19%	29%	
岩手県	23	15	16	10	21	85	17.0	9	5	5	2	8	29	5.8	39%	33%	31%	20%	38%	34%	
宮城県	70	54	46	90	110	370	74.0	22	18	17	48	61	166	33.2	31%	33%	37%	53%	55%	45%	
秋田県	17	20	17	33	21	108	21.6	9	6	6	16	9	46	9.2	53%	30%	35%	48%	43%	43%	
山形県	26	26	22	34	21	129	25.8	14	15	9	12	7	57	11.4	54%	58%	41%	35%	33%	44%	
福島県	36	64	69	38	59	266	53.2	7	22	29	8	13	79	15.8	19%	34%	42%	21%	22%	30%	
茨城県	50	60	53	60	68	291	58.2	21	25	12	9	20	87	17.4	42%	42%	23%	15%	29%	30%	
栃木県	24	25	34	26	36	145	29.0	7	6	9	9	5	36	7.2	29%	24%	26%	35%	14%	25%	
群馬県	57	44	54	65	47	267	53.4	17	12	15	20	10	74	14.8	30%	27%	28%	31%	21%	28%	
埼玉県	186	187	179	240	265	1,057	211.4	75	61	74	84	123	417	83.4	40%	33%	41%	35%	46%	39%	
千葉県	197	220	282	273	288	1,260	252.0	72	66	109	94	76	417	83.4	37%	30%	39%	34%	26%	33%	
東京都	291	308	346	347	349	1,641	328.2	117	116	146	118	127	624	124.8	40%	38%	42%	34%	36%	38%	
神奈川県	182	196	165	175	221	939	187.8	76	89	77	69	95	406	81.2	42%	45%	47%	39%	43%	43%	
新潟県	83	74	100	122	143	522	104.4	18	25	49	31	57	180	36.0	22%	34%	49%	25%	40%	34%	
富山県	29	37	36	34	52	188	37.6	6	12	10	9	18	55	11.0	21%	32%	28%	26%	35%	29%	
石川県	43	50	41	40	59	233	46.6	13	10	11	16	18	68	13.6	30%	20%	27%	40%	31%	29%	
福井県	25	28	25	34	54	166	33.2	9	8	8	7	11	43	8.6	36%	29%	32%	21%	20%	26%	
山梨県	34	22	19	22	32	129	25.8	13	5	8	3	7	36	7.2	38%	23%	42%	14%	22%	28%	
長野県	56	72	79	90	94	391	78.2	20	29	23	15	18	105	21.0	36%	40%	29%	17%	19%	27%	
岐阜県	34	27	29	38	60	188	37.6	16	10	15	22	24	87	17.4	47%	37%	52%	58%	40%	46%	※
静岡県	79	91	93	107	129	499	99.8	35	31	33	30	53	182	36.4	44%	34%	35%	28%	41%	36%	
愛知県	250	303	339	414	452	1,758	351.6	111	133	154	134	192	724	144.8	44%	44%	45%	32%	42%	41%	
三重県	74	57	53	63	58	305	61.0	10	8	12	12	19	61	12.2	14%	14%	23%	19%	33%	20%	☆
滋賀県	109	124	146	132	153	664	132.8	10	18	33	36	24	121	24.2	9%	15%	23%	27%	16%	18%	☆
京都府	43	53	61	67	82	306	61.2	17	19	22	28	27	113	22.6	40%	36%	36%	42%	33%	37%	
大阪府	865	908	1,009	1,209	1,241	5,232	1,046.4	317	241	415	688	765	2,426	485.2	37%	27%	41%	57%	62%	46%	※
兵庫県	197	185	175	233	244	1,034	206.8	51	51	52	91	85	330	66.0	26%	28%	30%	39%	35%	32%	
奈良県	29	45	33	35	39	181	36.2	13	19	12	19	19	82	16.4	45%	42%	36%	54%	49%	45%	
和歌山県	18	28	31	32	31	140	28.0	8	7	7	20	15	57	11.4	44%	25%	23%	63%	48%	41%	
鳥取県	20	22	21	32	30	125	25.0	9	8	6	9	10	42	8.4	45%	36%	29%	28%	33%	34%	
島根県	32	26	34	34	25	151	30.2	18	10	10	8	5	51	10.2	56%	38%	29%	24%	20%	34%	
岡山県	64	56	47	61	82	310	62.0	22	22	29	27	47	147	29.4	34%	39%	62%	44%	57%	47%	※
広島県	104	94	94	95	123	510	102.0	55	35	50	44	49	233	46.6	53%	37%	53%	46%	40%	46%	※
山口県	54	60	31	51	23	219	43.8	12	21	10	17	12	72	14.4	22%	35%	32%	33%	52%	33%	
徳島県	36	33	8	20	12	109	21.8	13	11	6	7	7	44	8.8	36%	33%	75%	35%	58%	40%	
香川県	35	45	65	79	48	272	54.4	19	8	18	11	10	66	13.2	54%	18%	28%	14%	21%	24%	
愛媛県	56	62	46	49	32	245	49.0	22	15	14	21	11	83	16.6	39%	24%	30%	43%	34%	34%	
高知県	34	30	22	21	26	133	26.6	7	8	5	2	4	26	5.2	21%	27%	23%	10%	15%	20%	☆
福岡県	164	198	130	156	169	817	163.4	47	49	56	68	44	264	52.8	29%	25%	43%	44%	26%	32%	
佐賀県	27	41	21	52	21	162	32.4	8	13	8	20	11	60	12.0	30%	32%	38%	38%	52%	37%	
長崎県	33	35	28	35	50	181	36.2	11	5	9	11	14	50	10.0	33%	14%	32%	31%	28%	28%	
熊本県	53	56	53	35	60	257	51.4	18	13	12	11	18	72	14.4	34%	23%	23%	31%	30%	28%	
大分県	44	34	31	45	48	202	40.4	11	7	8	7	14	47	9.4	25%	21%	26%	16%	29%	23%	☆
宮崎県	47	43	35	63	38	226	45.2	15	7	1	12	11	46	9.2	32%	16%	3%	19%	29%	20%	☆
鹿児島県	37	21	31	18	43	150	30.0	18	8	14	9	13	62	12.4	49%	38%	45%	50%	30%	41%	
沖縄県	82	70	74	81	123	430	86.0	24	27	21	31	50	153	30.6	29%	39%	28%	38%	41%	36%	
合計	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	24,794	4,958.8	1,714	1,566	1,808	2,169	2,466	9,723	1,944.6	39%	34%	39%	41%	43%	39%	

凡例 上位5位 ※  
下位5位 ☆

※事実確認調査を行った事例件数には、前年度に相談通報を受付け、調査を繰越していた件数も含まれる場合がある。

(2) 「相談通報件数」と「事実確認調査を行っていない事例」の経年比較

データ ①: 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②: 【事実確認の実施状況】事実確認調査を行っていない事例(表3)

	①相談・通報件数							②事実確認調査を行っていない件数							②/①					
	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年平均値
北海道	356	328	281	296	349	1,610	322.0	37	51	46	28	39	201	40.2	10%	16%	16%	9%	11%	12%
青森県	45	29	45	45	27	191	38.2	2	7	12	8	6	35	7.0	4%	24%	27%	18%	22%	18%
岩手県	23	15	16	10	21	85	17.0	0	4	2	1	6	13	2.6	0%	27%	13%	10%	29%	15%
宮城県	70	54	46	90	110	370	74.0	11	6	5	6	19	47	9.4	16%	11%	11%	7%	17%	13%
秋田県	17	20	17	33	21	108	21.6	2	2	4	10	7	25	5.0	12%	10%	24%	30%	33%	23%
山形県	26	26	22	34	21	129	25.8	1	3	1	6	3	14	2.8	4%	12%	5%	18%	14%	11%
福島県	36	64	69	38	59	266	53.2	0	6	3	2	2	13	2.6	0%	9%	4%	5%	3%	5%
茨城県	50	60	53	60	68	291	58.2	4	11	17	16	27	75	15.0	8%	18%	32%	27%	40%	26%
栃木県	24	25	34	26	36	145	29.0	1	0	1	0	2	4	0.8	4%	0%	3%	0%	6%	3%
群馬県	57	44	54	65	47	267	53.4	11	8	16	16	12	63	12.6	19%	18%	30%	25%	26%	24%
埼玉県	186	187	179	240	265	1,057	211.4	27	19	19	28	45	138	27.6	15%	10%	11%	12%	17%	13%
千葉県	197	220	282	273	288	1,260	252.0	27	39	60	57	55	238	47.6	14%	18%	21%	21%	19%	19%
東京都	291	308	346	347	349	1,641	328.2	44	56	54	65	69	288	57.6	15%	18%	16%	19%	20%	18%
神奈川県	182	196	165	175	221	939	187.8	33	33	15	8	18	107	21.4	18%	17%	9%	5%	8%	11%
新潟県	83	74	100	122	143	522	104.4	9	6	5	6	24	50	10.0	11%	8%	5%	5%	17%	10%
富山県	29	37	36	34	52	188	37.6	5	8	9	12	10	44	8.8	17%	22%	25%	35%	19%	23%
石川県	43	50	41	40	59	233	46.6	1	4	3	2	2	12	2.4	2%	8%	7%	5%	3%	5%
福井県	25	28	25	34	54	166	33.2	2	2	0	0	5	9	1.8	8%	7%	0%	0%	9%	5%
山梨県	34	22	19	22	32	129	25.8	8	2	1	10	8	29	5.8	24%	9%	5%	45%	25%	22%
長野県	56	72	79	90	94	391	78.2	3	11	6	17	6	43	8.6	5%	15%	8%	19%	6%	11%
岐阜県	34	27	29	38	60	188	37.6	11	4	8	4	9	36	7.2	32%	15%	28%	11%	15%	19%
静岡県	79	91	93	107	129	499	99.8	6	8	15	10	9	48	9.6	8%	9%	16%	9%	7%	10%
愛知県	250	303	339	414	452	1,758	351.6	32	27	36	66	64	225	45.0	13%	9%	11%	16%	14%	13%
三重県	74	57	53	63	58	305	61.0	30	7	3	7	8	55	11.0	41%	12%	6%	11%	14%	18%
滋賀県	109	124	146	132	153	664	132.8	24	6	9	5	30	74	14.8	22%	5%	6%	4%	20%	11%
京都府	43	53	61	67	82	306	61.2	2	4	6	7	4	23	4.6	5%	8%	10%	10%	5%	8%
大阪府	865	908	1,009	1,209	1,241	5,232	1,046.4	155	286	316	188	140	1,085	217.0	18%	31%	31%	16%	11%	21%
兵庫県	197	185	175	233	244	1,034	206.8	60	39	33	24	51	207	41.4	30%	21%	19%	10%	21%	20%
奈良県	29	45	33	35	39	181	36.2	2	7	4	4	4	21	4.2	7%	16%	12%	11%	10%	12%
和歌山県	18	28	31	32	31	140	28.0	5	5	6	3	2	21	4.2	28%	18%	19%	9%	6%	15%
鳥取県	20	22	21	32	30	125	25.0	2	2	2	4	5	15	3.0	10%	9%	10%	13%	17%	12%
島根県	32	26	34	34	25	151	30.2	3	5	5	7	2	22	4.4	9%	19%	15%	21%	8%	15%
岡山県	64	56	47	61	82	310	62.0	16	19	5	24	9	73	14.6	25%	34%	11%	39%	11%	24%
広島県	104	94	94	95	123	510	102.0	23	16	20	9	22	90	18.0	22%	17%	21%	9%	18%	18%
山口県	54	60	31	51	23	219	43.8	4	13	1	6	0	24	4.8	7%	22%	3%	12%	0%	11%
徳島県	36	33	8	20	12	109	21.8	14	7	1	3	2	27	5.4	39%	21%	13%	15%	17%	25%
香川県	35	45	65	79	48	272	54.4	6	14	10	14	3	47	9.4	17%	31%	15%	18%	6%	17%
愛媛県	56	62	46	49	32	245	49.0	2	14	6	6	9	37	7.4	4%	23%	13%	12%	28%	15%
高知県	34	30	22	21	26	133	26.6	6	5	1	2	11	25	5.0	18%	17%	5%	10%	42%	19%
福岡県	164	198	130	156	169	817	163.4	34	67	17	14	21	153	30.6	21%	34%	13%	9%	12%	19%
佐賀県	27	41	21	52	21	162	32.4	5	2	1	2	2	12	2.4	19%	5%	5%	4%	10%	7%
長崎県	33	35	28	35	50	181	36.2	2	5	4	10	9	30	6.0	6%	14%	14%	29%	18%	17%
熊本県	53	56	53	35	60	257	51.4	15	18	16	10	21	80	16.0	28%	32%	30%	29%	35%	31%
大分県	44	34	31	45	48	202	40.4	19	20	18	32	29	118	23.6	43%	59%	58%	71%	60%	58%
宮崎県	47	43	35	63	38	226	45.2	9	8	5	8	4	34	6.8	19%	19%	14%	13%	11%	15%
鹿児島県	37	21	31	18	43	150	30.0	3	0	3	1	6	13	2.6	8%	0%	10%	6%	14%	9%
沖縄県	82	70	74	81	123	430	86.0	22	2	6	8	21	59	11.8	27%	3%	8%	10%	17%	14%
合計	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	24,794	4,958.8	740	888	836	776	862	4,102	820.4	17%	19%	18%	15%	15%	17%

凡例 上位5位 ※  
下位5位 ☆

※事実確認調査を行っていない事例件数には、前年度に相談通報を受付け、調査を繰越していた件数も含まれる場合がある。

※事実確認調査を行っていない事例件数には、後日調査を予定または要否の検討中の件数も含まれる。

ア。「相談通報件数」と「事実確認調査を行っていない事例のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」の比較

データ ①：都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②：【事実確認の実施状況】事実確認調査を行っていない事例のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例(表3)

	①相談・通報件数							②調査不要と判断した件数							②/①					
	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年平均値
北海道	356	328	281	296	349	1,610	322.0	27	22	25	12	14	100	20.0	8%	7%	9%	4%	4%	6%
青森県	45	29	45	45	27	191	38.2	0	7	12	8	5	32	6.4	0%	24%	27%	18%	19%	17% ※
岩手県	23	15	16	10	21	85	17.0	0	4	2	0	6	12	2.4	0%	27%	13%	0%	29%	14%
宮城県	70	54	46	90	110	370	74.0	4	4	3	5	16	32	6.4	6%	7%	7%	6%	15%	9%
秋田県	17	20	17	33	21	108	21.6	0	0	1	7	1	9	1.8	0%	0%	6%	21%	5%	8%
山形県	26	26	22	34	21	129	25.8	0	3	1	3	0	7	1.4	0%	12%	5%	9%	0%	5%
福島県	36	64	69	38	59	266	53.2	0	2	2	1	1	6	1.2	0%	3%	3%	3%	2%	2% ☆
茨城県	50	60	53	60	68	291	58.2	2	4	12	11	17	46	9.2	4%	7%	23%	18%	25%	16%
栃木県	24	25	34	26	36	145	29.0	1	0	1	0	2	4	0.8	4%	0%	3%	0%	6%	3%
群馬県	57	44	54	65	47	267	53.4	8	5	9	8	4	34	6.8	14%	11%	17%	12%	9%	13%
埼玉県	186	187	179	240	265	1,057	211.4	8	9	8	11	21	57	11.4	4%	5%	4%	5%	8%	5%
千葉県	197	220	282	273	288	1,260	252.0	14	16	37	29	26	122	24.4	7%	7%	13%	11%	9%	10%
東京都	291	308	346	347	349	1,641	328.2	26	32	23	32	40	153	30.6	9%	10%	7%	9%	11%	9%
神奈川県	182	196	165	175	221	939	187.8	27	24	11	7	11	80	16.0	15%	12%	7%	4%	5%	9%
新潟県	83	74	100	122	143	522	104.4	3	1	1	4	20	29	5.8	4%	1%	1%	3%	14%	6%
富山県	29	37	36	34	52	188	37.6	4	5	3	11	7	30	6.0	14%	14%	8%	32%	13%	16%
石川県	43	50	41	40	59	233	46.6	1	2	1	2	2	8	1.6	2%	4%	2%	5%	3%	3%
福井県	25	28	25	34	54	166	33.2	2	0	0	0	2	4	0.8	8%	0%	0%	0%	4%	2% ☆
山梨県	34	22	19	22	32	129	25.8	8	1	1	7	5	22	4.4	24%	5%	5%	32%	16%	17% ※
長野県	56	72	79	90	94	391	78.2	3	8	6	13	3	33	6.6	5%	11%	8%	14%	3%	8%
岐阜県	34	27	29	38	60	188	37.6	6	4	5	3	8	26	5.2	18%	15%	17%	8%	13%	14%
静岡県	79	91	93	107	129	499	99.8	4	0	13	7	7	31	6.2	5%	0%	14%	7%	5%	6%
愛知県	250	303	339	414	452	1,758	351.6	22	20	33	59	49	183	36.6	9%	7%	10%	14%	11%	10%
三重県	74	57	53	63	58	305	61.0	24	2	2	6	7	41	8.2	32%	4%	4%	10%	12%	13%
滋賀県	109	124	146	132	153	664	132.8	15	3	5	3	20	46	9.2	14%	2%	3%	2%	13%	7%
京都府	43	53	61	67	82	306	61.2	0	2	2	1	3	8	1.6	0%	4%	3%	1%	4%	3% ☆
大阪府	865	908	1,009	1,209	1,241	5,232	1,046.4	137	235	209	89	80	750	150.0	16%	26%	21%	7%	6%	14%
兵庫県	197	185	175	233	244	1,034	206.8	52	26	31	17	42	168	33.6	26%	14%	18%	7%	17%	16% ※
奈良県	29	45	33	35	39	181	36.2	0	4	4	3	1	12	2.4	0%	9%	12%	9%	3%	7%
和歌山県	18	28	31	32	31	140	28.0	1	3	6	1	1	12	2.4	6%	11%	19%	3%	3%	9%
鳥取県	20	22	21	32	30	125	25.0	1	0	0	1	5	7	1.4	5%	0%	0%	3%	17%	6%
島根県	32	26	34	34	25	151	30.2	3	4	1	5	1	14	2.8	9%	15%	3%	15%	4%	9%
岡山県	64	56	47	61	82	310	62.0	13	17	2	13	5	50	10.0	20%	30%	4%	21%	6%	16%
広島県	104	94	94	95	123	510	102.0	11	9	15	6	14	55	11.0	11%	10%	16%	6%	11%	11%
山口県	54	60	31	51	23	219	43.8	0	10	0	1	0	11	2.2	0%	17%	0%	2%	0%	5%
徳島県	36	33	8	20	12	109	21.8	7	4	1	2	1	15	3.0	19%	12%	13%	10%	8%	14%
香川県	35	45	65	79	48	272	54.4	3	11	2	5	2	23	4.6	9%	24%	3%	6%	4%	8%
愛媛県	56	62	46	49	32	245	49.0	1	14	5	5	8	33	6.6	2%	23%	11%	10%	25%	13%
高知県	34	30	22	21	26	133	26.6	5	4	1	1	10	21	4.2	15%	13%	5%	5%	38%	16%
福岡県	164	198	130	156	169	817	163.4	24	43	13	11	11	102	20.4	15%	22%	10%	7%	7%	12%
佐賀県	27	41	21	52	21	162	32.4	0	0	1	1	1	3	0.6	0%	0%	5%	2%	5%	2% ☆
長崎県	33	35	28	35	50	181	36.2	2	2	1	9	7	21	4.2	6%	6%	4%	26%	14%	12%
熊本県	53	56	53	35	60	257	51.4	9	16	10	4	16	55	11.0	17%	29%	19%	11%	27%	21% ※
大分県	44	34	31	45	48	202	40.4	16	8	12	20	29	85	17.0	36%	24%	39%	44%	60%	42% ※
宮崎県	47	43	35	63	38	226	45.2	2	1	2	2	3	10	2.0	4%	2%	6%	3%	8%	4%
鹿児島県	37	21	31	18	43	150	30.0	0	0	2	0	2	4	0.8	0%	0%	6%	0%	5%	3% ☆
沖縄県	82	70	74	81	123	430	86.0	9	0	3	6	10	28	5.6	11%	0%	4%	7%	8%	7%
合計	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	24,794	4,958.8	505	591	540	452	546	2,634	526.8	11%	13%	12%	8%	9%	11%

凡例 上位5位 ※  
下位5位 ☆

※事実確認調査を行っていない事例件数には、前年度に相談通報を受付け、調査を繰越していた件数も含まれる場合がある。

イ.「相談通報件数」と「事実確認調査を行っていない事例のうち、他部署等への引継ぎ」の比較

データ ①: 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②:【事実確認の実施状況】事実確認調査を行っていない事例のうち、他部署等への引継ぎ(表3)

	①相談・通報件数							②他部署への引継ぎ件数							②/①					
	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年 平均値
北海道	356	328	281	296	349	1,610	322.0	7	27	18	16	22	90	18.0	2%	8%	6%	5%	6%	6%
青森県	45	29	45	45	27	191	38.2	1	0	0	0	1	2	0.4	2%	0%	0%	0%	4%	1%
岩手県	23	15	16	10	21	85	17.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0%	0%	0%	0%	0%	0%
宮城県	70	54	46	90	110	370	74.0	7	1	2	1	3	14	2.8	10%	2%	4%	1%	3%	4%
秋田県	17	20	17	33	21	108	21.6	0	1	3	3	6	13	2.6	0%	5%	18%	9%	29%	12%
山形県	26	26	22	34	21	129	25.8	1	0	0	2	3	6	1.2	4%	0%	0%	6%	14%	5%
福島県	36	64	69	38	59	266	53.2	0	1	0	1	1	3	0.6	0%	2%	0%	3%	2%	1%
茨城県	50	60	53	60	68	291	58.2	2	5	5	3	9	24	4.8	4%	8%	9%	5%	13%	8%
栃木県	24	25	34	26	36	145	29.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0%	0%	0%	0%	0%	0%
群馬県	57	44	54	65	47	267	53.4	3	2	7	8	8	28	5.6	5%	5%	13%	12%	17%	10%
埼玉県	186	187	179	240	265	1,057	211.4	5	0	11	14	21	51	10.2	3%	0%	6%	6%	8%	5%
千葉県	197	220	282	273	288	1,260	252.0	4	15	9	19	15	62	12.4	2%	7%	3%	7%	5%	5%
東京都	291	308	346	347	349	1,641	328.2	10	16	24	26	19	95	19.0	3%	5%	7%	7%	5%	6%
神奈川県	182	196	165	175	221	939	187.8	0	0	2	1	4	7	1.4	0%	0%	1%	1%	2%	1%
新潟県	83	74	100	122	143	522	104.4	1	2	2	1	3	9	1.8	1%	3%	2%	1%	2%	2%
富山県	29	37	36	34	52	188	37.6	1	3	4	0	3	11	2.2	3%	8%	11%	0%	6%	6%
石川県	43	50	41	40	59	233	46.6	0	0	0	0	0	0	0.0	0%	0%	0%	0%	0%	0%
福井県	25	28	25	34	54	166	33.2	0	0	0	0	1	1	0.2	0%	0%	0%	0%	2%	1%
山梨県	34	22	19	22	32	129	25.8	0	1	0	2	2	5	1.0	0%	5%	0%	9%	6%	4%
長野県	56	72	79	90	94	391	78.2	0	1	0	2	3	6	1.2	0%	1%	0%	2%	3%	2%
岐阜県	34	27	29	38	60	188	37.6	4	0	2	1	1	8	1.6	12%	0%	7%	3%	2%	4%
静岡県	79	91	93	107	129	499	99.8	2	2	1	3	0	8	1.6	3%	2%	1%	3%	0%	2%
愛知県	250	303	339	414	452	1,758	351.6	3	6	2	5	8	24	4.8	1%	2%	1%	1%	2%	1%
三重県	74	57	53	63	58	305	61.0	4	4	0	1	0	9	1.8	5%	7%	0%	2%	0%	3%
滋賀県	109	124	146	132	153	664	132.8	4	1	1	0	0	6	1.2	4%	1%	1%	0%	0%	1%
京都府	43	53	61	67	82	306	61.2	0	1	0	4	0	5	1.0	0%	2%	0%	6%	0%	2%
大阪府	865	908	1,009	1,209	1,241	5,232	1,046.4	17	50	94	98	55	314	62.8	2%	6%	9%	8%	4%	6%
兵庫県	197	185	175	233	244	1,034	206.8	5	7	0	6	5	23	4.6	3%	4%	0%	3%	2%	2%
奈良県	29	45	33	35	39	181	36.2	2	3	0	1	1	7	1.4	7%	7%	0%	3%	3%	4%
和歌山県	18	28	31	32	31	140	28.0	4	2	0	2	1	9	1.8	22%	7%	0%	6%	3%	6%
鳥取県	20	22	21	32	30	125	25.0	1	2	1	3	0	7	1.4	5%	9%	5%	9%	0%	6%
島根県	32	26	34	34	25	151	30.2	0	1	1	2	1	5	1.0	0%	4%	3%	6%	4%	3%
岡山県	64	56	47	61	82	310	62.0	3	1	0	10	4	18	3.6	5%	2%	0%	16%	5%	6%
広島県	104	94	94	95	123	510	102.0	7	7	4	3	7	28	5.6	7%	7%	4%	3%	6%	5%
山口県	54	60	31	51	23	219	43.8	0	0	1	2	0	3	0.6	0%	0%	3%	4%	0%	1%
徳島県	36	33	8	20	12	109	21.8	4	1	0	1	1	7	1.4	11%	3%	0%	5%	8%	6%
香川県	35	45	65	79	48	272	54.4	2	2	7	7	1	19	3.8	6%	4%	11%	9%	2%	7%
愛媛県	56	62	46	49	32	245	49.0	0	0	1	1	0	2	0.4	0%	0%	2%	2%	0%	1%
高知県	34	30	22	21	26	133	26.6	1	1	0	0	1	3	0.6	3%	3%	0%	0%	4%	2%
福岡県	164	198	130	156	169	817	163.4	4	20	4	1	8	37	7.4	2%	10%	3%	1%	5%	5%
佐賀県	27	41	21	52	21	162	32.4	1	0	0	0	0	1	0.2	4%	0%	0%	0%	0%	1%
長崎県	33	35	28	35	50	181	36.2	0	1	3	0	1	5	1.0	0%	3%	11%	0%	2%	3%
熊本県	53	56	53	35	60	257	51.4	2	1	6	5	5	19	3.8	4%	2%	11%	14%	8%	7%
大分県	44	34	31	45	48	202	40.4	2	12	6	12	0	32	6.4	5%	35%	19%	27%	0%	16%
宮崎県	47	43	35	63	38	226	45.2	0	2	1	5	1	9	1.8	0%	5%	3%	8%	3%	4%
鹿児島県	37	21	31	18	43	150	30.0	2	0	0	0	3	5	1.0	5%	0%	0%	0%	7%	3%
沖縄県	82	70	74	81	123	430	86.0	8	0	0	1	7	16	3.2	10%	0%	0%	1%	6%	4%
合計	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	24,794	4,958.8	124	202	222	273	235	1,056	211.2	3%	4%	5%	5%	4%	4%

凡例 上位5位 ※  
下位5位 ☆

※事実確認調査を行っていない事例件数には、前年度に相談通報を受付け、調査を繰越していた件数も含まれる場合がある。

## 2-2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

### (1) 「相談通報件数」と「事実確認調査を行った事例件数」の経年比較

データ ①：都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数(表24)

②：【市区町村における事実確認の状況】事実確認調査を行った事例(表26)

	①相談・通報件数								②事実確認調査件数								②/①					
	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年 平均値		
北海道	121	122	128	111	119	601	120.2	92	112	98	105	118	525	105.0	76%	92%	77%	95%	99%	87%		
青森県	25	28	24	26	22	125	25.0	19	20	13	24	25	101	20.2	76%	71%	54%	92%	114%	81%		
岩手県	17	10	8	10	7	52	10.4	12	5	7	8	5	37	7.4	71%	50%	88%	80%	71%	71%		
宮城県	33	23	26	27	70	179	35.8	24	19	21	12	32	108	21.6	73%	83%	81%	44%	46%	60%		
秋田県	13	8	4	6	22	53	10.6	13	7	3	3	24	50	10.0	100%	88%	75%	50%	109%	94%		
山形県	12	11	7	7	14	51	10.2	9	5	5	7	12	38	7.6	75%	45%	71%	100%	86%	75%		
福島県	17	17	15	14	17	80	16.0	13	13	14	14	17	71	14.2	76%	78%	93%	100%	100%	89%		
茨城県	24	21	34	22	26	127	25.4	17	13	16	17	19	82	16.4	71%	62%	47%	77%	73%	65%		
栃木県	21	24	21	20	38	124	24.8	20	22	15	17	33	107	21.4	95%	92%	71%	85%	87%	86%		
群馬県	45	26	42	49	57	219	43.8	42	23	34	45	48	192	38.4	93%	88%	81%	92%	84%	88%		
埼玉県	47	100	127	129	118	521	104.2	52	94	113	124	109	492	98.4	111%	94%	89%	96%	92%	94%		
千葉県	83	132	159	161	152	687	137.4	60	105	125	161	121	572	114.4	72%	80%	79%	100%	80%	83%		
東京都	221	170	227	271	276	1,165	233.0	194	134	190	223	252	993	198.6	88%	79%	84%	82%	91%	85%		
神奈川県	158	103	113	121	133	628	125.6	106	90	93	110	124	523	104.6	67%	87%	82%	91%	93%	83%		
新潟県	15	17	16	22	33	103	20.6	12	19	14	16	47	108	21.6	80%	112%	88%	73%	142%	105%		
富山県	5	12	18	24	16	75	15.0	5	9	12	18	11	55	11.0	100%	75%	67%	75%	69%	73%		
石川県	36	21	39	25	31	152	30.4	35	22	35	22	38	152	30.4	97%	105%	90%	88%	123%	100%		
福井県	24	25	21	22	24	116	23.2	22	22	20	22	23	109	21.8	92%	88%	95%	100%	96%	94%		
山梨県	23	22	12	17	20	94	18.8	13	15	9	13	15	65	13.0	57%	68%	75%	76%	75%	69%		
長野県	32	54	61	59	65	271	54.2	30	42	67	49	47	235	47.0	94%	78%	110%	83%	72%	87%		
岐阜県	24	28	33	42	35	162	32.4	17	17	19	26	22	101	20.2	71%	61%	58%	62%	63%	62%		
静岡県	27	44	39	46	59	215	43.0	22	39	38	40	36	175	35.0	81%	89%	97%	87%	61%	81%		
愛知県	99	105	107	157	153	621	124.2	90	100	95	137	151	573	114.6	91%	95%	89%	87%	99%	92%		
三重県	44	40	41	79	70	274	54.8	39	35	37	79	63	253	50.6	89%	88%	90%	100%	90%	92%		
滋賀県	69	49	46	59	83	306	61.2	58	41	49	61	53	262	52.4	84%	84%	107%	103%	64%	86%		
京都府	34	41	61	61	34	231	46.2	29	41	53	68	37	228	45.6	85%	100%	87%	111%	109%	99%		
大阪府	221	240	267	274	309	1,311	262.2	207	233	223	239	314	1,216	243.2	94%	97%	84%	87%	102%	93%		
兵庫県	101	104	113	133	121	572	114.4	62	65	82	111	119	439	87.8	61%	62%	73%	83%	98%	77%		
奈良県	21	26	22	34	39	142	28.4	15	16	21	32	33	117	23.4	71%	62%	95%	94%	85%	82%		
和歌山県	19	12	6	15	12	64	12.8	21	11	3	10	9	54	10.8	111%	92%	50%	67%	75%	84%		
鳥取県	26	18	23	18	32	117	23.4	22	15	21	9	19	86	17.2	85%	83%	91%	50%	59%	74%		
島根県	23	8	14	18	18	81	16.2	21	11	15	15	17	79	15.8	91%	138%	107%	83%	94%	98%		
岡山県	34	28	26	34	30	152	30.4	27	26	23	24	21	121	24.2	79%	93%	88%	71%	70%	80%		
広島県	51	50	34	36	39	210	42.0	29	36	27	29	27	148	29.6	57%	72%	79%	81%	69%	70%		
山口県	28	33	37	37	27	162	32.4	23	31	39	34	29	156	31.2	82%	94%	105%	92%	107%	96%		
徳島県	13	12	21	8	15	69	13.8	12	10	20	6	11	59	11.8	92%	83%	95%	75%	73%	86%		
香川県	9	19	34	37	46	145	29.0	7	13	30	33	43	126	25.2	78%	68%	88%	89%	93%	87%		
愛媛県	15	9	20	16	16	76	15.2	14	5	20	16	16	71	14.2	93%	56%	100%	100%	100%	93%		
高知県	20	33	18	24	10	105	21.0	19	28	17	20	5	89	17.8	95%	85%	94%	83%	50%	85%		
福岡県	90	78	102	79	98	447	89.4	44	54	58	70	66	292	58.4	49%	69%	57%	89%	67%	65%		
佐賀県	26	17	17	21	18	99	19.8	8	2	9	7	5	31	6.2	31%	12%	53%	33%	28%	31%		
長崎県	36	29	36	48	45	194	38.8	16	19	27	35	35	132	26.4	44%	68%	75%	73%	78%	68%		
熊本県	39	27	41	48	39	194	38.8	28	9	32	29	24	122	24.4	72%	33%	78%	60%	62%	63%		
大分県	40	39	26	38	27	170	34.0	27	17	10	26	18	98	19.6	68%	44%	38%	68%	67%	58%		
宮崎県	26	23	25	41	50	165	33.0	25	21	23	31	49	149	29.8	96%	91%	92%	76%	98%	90%		
鹿児島県	32	34	26	31	31	154	30.8	26	32	26	25	25	134	26.8	81%	94%	100%	81%	81%	87%		
沖縄県	21	23	37	28	45	154	30.8	14	24	31	22	38	129	25.8	67%	104%	84%	79%	84%	84%		
合計	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	12,015	2,403.0	1,712	1,742	1,952	2,244	2,405	10,055	2,011.0	79%	82%	82%	86%	87%	84%		

凡例 上位5位 ※  
下位5位 ☆

※事実確認調査を行った事例件数には、県から市町村に連絡された件数や前年度に相談通報を受け、調査を繰越していた件数も含まれるため、100%を超える場合がある。

※①相談通報件数は「市町村」が受付けた件数と「都道府県」が受付けた件数の合計値である。他方、②は「市町村が事実確認調査を行った」件数であり、都道府県が受け付けて「都道府県が事実確認調査を行った」件数は含まれていないため、割合に関しては留意する必要がある。

※特に「都道府県が事実確認調査を行った」件数が多い「佐賀県(5ヶ年合計で54件)」「長崎県(5ヶ年合計で32件)」「熊本県(5ヶ年合計で36件)」は計算の都合上、割合が低くなっている。(次頁以降も同様)

ア.「相談通報件数」と「事実確認調査を行った事例のうち、虐待の事実が認められた事例」の比較

データ ①: 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数(表24)

②:【市区町村における事実確認の状況】事実確認調査を行った事例のうち、虐待の事実が認められた事例(表26)

	①相談・通報件数							②虐待が認められた事例							②/①					
	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年平均値
北海道	121	122	128	111	119	601	120.2	12	24	13	20	26	95	19.0	10%	20%	10%	18%	22%	16%
青森県	25	28	24	26	22	125	25.0	5	2	3	11	10	31	6.2	20%	7%	13%	42%	45%	25%
岩手県	17	10	8	10	7	52	10.4	1	0	1	6	0	8	1.6	6%	0%	13%	60%	0%	15%
宮城県	33	23	26	27	70	179	35.8	6	1	7	5	12	31	6.2	18%	4%	27%	19%	17%	17%
秋田県	13	8	4	6	22	53	10.6	1	0	1	0	6	8	1.6	8%	0%	25%	0%	27%	15%
山形県	12	11	7	7	14	51	10.2	2	1	1	3	5	12	2.4	17%	9%	14%	43%	36%	24%
福島県	17	17	15	14	17	80	16.0	2	2	5	6	8	23	4.6	12%	12%	33%	43%	47%	29%※
茨城県	24	21	34	22	26	127	25.4	2	0	1	0	1	4	0.8	8%	0%	3%	0%	4%	3%☆
栃木県	21	24	21	20	38	124	24.8	4	4	1	5	11	25	5.0	19%	17%	5%	25%	29%	20%
群馬県	45	26	42	49	57	219	43.8	10	7	6	13	13	49	9.8	22%	27%	14%	27%	23%	22%
埼玉県	47	100	127	129	118	521	104.2	13	25	32	38	27	135	27.0	28%	25%	25%	29%	23%	26%
千葉県	83	132	159	161	152	687	137.4	14	38	39	50	38	179	35.8	17%	29%	25%	31%	25%	26%
東京都	221	170	227	271	276	1,165	233.0	40	43	47	68	53	251	50.2	18%	25%	21%	25%	19%	22%
神奈川県	158	103	113	121	133	628	125.6	15	29	32	27	35	138	27.6	9%	28%	28%	22%	26%	22%
新潟県	15	17	16	22	33	103	20.6	6	5	1	5	8	25	5.0	40%	29%	6%	23%	24%	24%
富山県	5	12	18	24	16	75	15.0	2	0	6	4	6	18	3.6	40%	0%	33%	17%	38%	24%
石川県	36	21	39	25	31	152	30.4	4	4	3	6	10	27	5.4	11%	19%	8%	24%	32%	18%
福井県	24	25	21	22	24	116	23.2	5	7	5	4	4	25	5.0	21%	28%	24%	18%	17%	22%
山梨県	23	22	12	17	20	94	18.8	4	3	1	3	2	13	2.6	17%	14%	8%	18%	10%	14%
長野県	32	54	61	59	65	271	54.2	7	6	20	18	7	58	11.6	22%	11%	33%	31%	11%	21%
岐阜県	24	28	33	42	35	162	32.4	1	2	3	6	1	13	2.6	4%	7%	9%	14%	3%	8%☆
静岡県	27	44	39	46	59	215	43.0	5	11	14	11	6	47	9.4	19%	25%	36%	24%	10%	22%
愛知県	99	105	107	157	153	621	124.2	17	30	31	48	41	167	33.4	17%	29%	29%	31%	27%	27%
三重県	44	40	41	79	70	274	54.8	9	3	18	24	18	72	14.4	20%	8%	44%	30%	26%	26%
滋賀県	69	49	46	59	83	306	61.2	21	5	16	28	17	87	17.4	30%	10%	35%	47%	20%	28%※
京都府	34	41	61	61	34	231	46.2	12	10	6	20	6	54	10.8	35%	24%	10%	33%	18%	23%
大阪府	221	240	267	274	309	1,311	262.2	49	59	62	67	86	323	64.6	22%	25%	23%	24%	28%	25%
兵庫県	101	104	113	133	121	572	114.4	12	13	26	39	30	120	24.0	12%	13%	23%	29%	25%	21%
奈良県	21	26	22	34	39	142	28.4	4	1	8	7	10	30	6.0	19%	4%	36%	21%	26%	21%
和歌山県	19	12	6	15	12	64	12.8	2	0	1	4	0	7	1.4	11%	0%	17%	27%	0%	11%
鳥取県	26	18	23	18	32	117	23.4	4	5	5	6	3	23	4.6	15%	28%	22%	33%	9%	20%
島根県	23	8	14	18	18	81	16.2	6	4	4	8	3	25	5.0	26%	50%	29%	44%	17%	31%※
岡山県	34	28	26	34	30	152	30.4	5	7	6	5	3	26	5.2	15%	25%	23%	15%	10%	17%
広島県	51	50	34	36	39	210	42.0	6	13	8	5	4	36	7.2	12%	26%	24%	14%	10%	17%
山口県	28	33	37	37	27	162	32.4	3	8	7	7	4	29	5.8	11%	24%	19%	19%	15%	18%
徳島県	13	12	21	8	15	69	13.8	1	0	3	1	2	7	1.4	8%	0%	14%	13%	13%	10%☆
香川県	9	19	34	37	46	145	29.0	4	4	2	6	1	17	3.4	44%	21%	6%	16%	2%	12%
愛媛県	15	9	20	16	16	76	15.2	3	1	3	5	3	15	3.0	20%	11%	15%	31%	19%	20%
高知県	20	33	18	24	10	105	21.0	12	7	6	8	1	34	6.8	60%	21%	33%	33%	10%	32%※
福岡県	90	78	102	79	98	447	89.4	8	7	16	18	18	67	13.4	9%	9%	16%	23%	18%	15%
佐賀県	26	17	17	21	18	99	19.8	1	1	2	1	1	6	1.2	4%	6%	12%	5%	6%	6%☆
長崎県	36	29	36	48	45	194	38.8	3	4	7	18	16	48	9.6	8%	14%	19%	38%	36%	25%
熊本県	39	27	41	48	39	194	38.8	3	2	8	10	4	27	5.4	8%	7%	20%	21%	10%	14%
大分県	40	39	26	38	27	170	34.0	2	5	1	5	4	17	3.4	5%	13%	4%	13%	15%	10%☆
宮崎県	26	23	25	41	50	165	33.0	5	7	5	6	27	50	10.0	19%	30%	20%	15%	54%	30%※
鹿児島県	32	34	26	31	31	154	30.8	4	5	6	4	7	26	5.2	13%	15%	23%	13%	23%	17%
沖縄県	21	23	37	28	45	154	30.8	2	6	3	13	15	39	7.8	10%	26%	8%	46%	33%	25%
合計	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	12,015	2,403.0	359	421	502	672	613	2,567	513.4	17%	20%	21%	26%	22%	21%

凡例 上位5位 ※  
下位5位 ☆

※事実確認調査を行った事例件数には、県から市町村に連絡された件数や前年度に相談通報を受け、調査を繰越していた件数も含まれる場合がある。

※市区町村における事実確認調査は、同一事例に対して複数の市区町村が事実確認調査を実施した事例も含まれている。

また、虐待の事実が認められた際に他の都道府県に報告する場合があるため、「参講師料 1 1-2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」の虐待判断事例件数と異なる場合がある。

イ.「相談通報件数」と「事実確認調査を行った事例のうち、虐待の事実が認められなかった事例」の比較

データ ①：都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数(表24)

②：【市区町村における事実確認の状況】事実確認調査を行った事例のうち、虐待の事実が認められなかった事例(表26)

	①相談・通報件数								②虐待が認められなかった事例								②/①					
	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年平均値		
北海道	121	122	128	111	119	601	120.2	46	54	34	41	31	206	41.2	38%	44%	27%	37%	26%	34%		
青森県	25	28	24	26	22	125	25.0	7	6	6	9	11	39	7.8	28%	21%	25%	35%	50%	31%		
岩手県	17	10	8	10	7	52	10.4	6	1	5	2	4	18	3.6	35%	10%	63%	20%	57%	35%		
宮城県	33	23	26	27	70	179	35.8	5	17	8	1	15	46	9.2	15%	74%	31%	4%	21%	26%		
秋田県	13	8	4	6	22	53	10.6	5	2	0	2	7	16	3.2	38%	25%	0%	33%	32%	30%		
山形県	12	11	7	7	14	51	10.2	1	1	3	3	5	13	2.6	8%	9%	43%	43%	36%	25%		
福島県	17	17	15	14	17	80	16.0	9	7	8	7	7	38	7.6	53%	41%	53%	50%	41%	48%		
茨城県	24	21	34	22	26	127	25.4	7	7	9	6	6	35	7.0	29%	33%	26%	27%	23%	28%		
栃木県	21	24	21	20	38	124	24.8	13	14	10	10	14	61	12.2	62%	58%	48%	50%	37%	49%		
群馬県	45	26	42	49	57	219	43.8	15	9	21	17	19	81	16.2	33%	35%	50%	35%	33%	37%		
埼玉県	47	100	127	129	118	521	104.2	20	52	43	53	45	213	42.6	43%	52%	34%	41%	38%	41%		
千葉県	83	132	159	161	152	687	137.4	29	39	46	62	54	230	46.0	35%	30%	29%	39%	36%	33%		
東京都	221	170	227	271	276	1,165	233.0	85	50	81	81	125	422	84.4	38%	29%	36%	30%	45%	36%		
神奈川県	158	103	113	121	133	628	125.6	53	37	41	62	51	244	48.8	34%	36%	36%	51%	38%	39%		
新潟県	15	17	16	22	33	103	20.6	3	8	6	7	34	58	11.6	20%	47%	38%	32%	103%	56% ※		
富山県	5	12	18	24	16	75	15.0	1	9	4	14	4	32	6.4	20%	75%	22%	58%	25%	43%		
石川県	36	21	39	25	31	152	30.4	27	15	15	5	12	74	14.8	75%	71%	38%	20%	39%	49%		
福井県	24	25	21	22	24	116	23.2	16	13	9	14	14	66	13.2	67%	52%	43%	64%	58%	57% ※		
山梨県	23	22	12	17	20	94	18.8	3	10	3	7	6	29	5.8	13%	45%	25%	41%	30%	31%		
長野県	32	54	61	59	65	271	54.2	17	28	26	17	27	115	23.0	53%	52%	43%	29%	42%	42%		
岐阜県	24	28	33	42	35	162	32.4	8	8	12	19	10	57	11.4	33%	29%	36%	45%	29%	35%		
静岡県	27	44	39	46	59	215	43.0	9	11	12	11	21	64	12.8	33%	25%	31%	24%	36%	30%		
愛知県	99	105	107	157	153	621	124.2	40	60	41	60	88	289	57.8	40%	57%	38%	38%	58%	47%		
三重県	44	40	41	79	70	274	54.8	23	25	13	40	38	139	27.8	52%	63%	32%	51%	54%	51%		
滋賀県	69	49	46	59	83	306	61.2	28	19	29	25	22	123	24.6	41%	39%	63%	42%	27%	40%		
京都府	34	41	61	61	34	231	46.2	12	28	32	28	20	120	24.0	35%	68%	52%	46%	59%	52% ※		
大阪府	221	240	267	274	309	1,311	262.2	122	129	138	149	191	729	145.8	55%	54%	52%	54%	62%	56% ※		
兵庫県	101	104	113	133	122	573	114.6	28	34	25	50	74	211	42.2	28%	33%	22%	38%	61%	37%		
奈良県	21	26	22	34	39	142	28.4	5	8	6	11	11	41	8.2	24%	31%	27%	32%	28%	29%		
和歌山県	19	12	6	15	12	64	12.8	8	2	0	2	2	14	2.8	42%	17%	0%	13%	17%	22% ☆		
鳥取県	26	18	23	18	32	117	23.4	7	5	11	3	12	38	7.6	27%	28%	48%	17%	38%	32%		
島根県	23	8	14	18	18	81	16.2	13	6	6	2	10	37	7.4	57%	75%	43%	11%	56%	46%		
岡山県	34	28	26	34	30	152	30.4	14	8	8	3	6	39	7.8	41%	29%	31%	9%	20%	26%		
広島県	51	50	34	36	39	210	42.0	10	7	8	13	11	49	9.8	20%	14%	24%	36%	28%	23% ☆		
山口県	28	33	37	37	27	162	32.4	13	18	22	21	20	94	18.8	46%	55%	59%	57%	74%	58% ※		
徳島県	13	12	21	8	15	69	13.8	5	4	7	2	2	20	4.0	38%	33%	33%	25%	13%	29%		
香川県	9	19	34	37	46	145	29.0	0	4	17	14	25	60	12.0	0%	21%	50%	38%	54%	41%		
愛媛県	15	9	20	16	16	76	15.2	8	1	7	11	11	38	7.6	53%	11%	35%	69%	69%	50%		
高知県	20	33	18	24	10	105	21.0	7	5	6	6	3	27	5.4	35%	15%	33%	25%	30%	26%		
福岡県	90	78	102	79	98	447	89.4	26	30	25	33	31	145	29.0	29%	38%	25%	42%	32%	32%		
佐賀県	26	17	17	21	18	99	19.8	5	0	1	3	1	10	2.0	19%	0%	6%	14%	6%	10% ☆		
長崎県	36	29	36	48	45	194	38.8	5	6	4	8	6	29	5.8	14%	21%	11%	17%	13%	15% ☆		
熊本県	39	27	41	48	39	194	38.8	8	4	18	10	8	48	9.6	21%	15%	44%	21%	21%	25%		
大分県	40	39	26	38	27	170	34.0	17	5	7	16	12	57	11.4	43%	13%	27%	42%	44%	34%		
宮崎県	26	23	25	41	50	165	33.0	14	9	10	21	8	62	12.4	54%	39%	40%	51%	16%	38%		
鹿児島県	32	34	26	31	31	154	30.8	20	13	9	7	12	61	12.2	63%	38%	35%	23%	39%	40%		
沖縄県	21	23	37	28	45	154	30.8	4	3	10	3	16	36	7.2	19%	13%	27%	11%	36%	23% ☆		
合計	2,160	2,115	2,374	2,605	2,762	12,016	2,403.2	827	831	862	991	1,162	4,673	934.6	38%	39%	36%	38%	42%	39%		

凡例 上位5位 ※  
下位5位 ☆

※事実確認調査を行った事例件数には、県から市町村に連絡された件数や前年度に相談通報を受け、調査を繰越していた件数も含まれる場合がある。



ウ。「相談通報件数」と「事実確認調査を行った事例のうち、虐待の事実の判断に至らなかった事例」の比較

データ ①：都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数(表24)

②：【市区町村における事実確認の状況】事実確認調査を行った事例のうち、虐待の事実の判断に至らなかった事例(表26)

	①相談・通報件数							②虐待の判断に至らなかった事例							②/①						
	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年平均値	
北海道	121	122	128	111	119	601	120.2	34	34	51	44	61	224	44.8	28%	28%	40%	40%	51%	37%	※
青森県	25	28	24	26	22	125	25.0	7	12	4	4	4	31	6.2	28%	43%	17%	15%	18%	25%	
岩手県	17	10	8	10	7	52	10.4	5	4	1	0	1	11	2.2	29%	40%	13%	0%	14%	21%	
宮城県	33	23	26	27	70	179	35.8	13	1	6	6	5	31	6.2	39%	4%	23%	22%	7%	17%	
秋田県	13	8	4	6	22	53	10.6	7	5	2	1	11	26	5.2	54%	63%	50%	17%	50%	49%	※
山形県	12	11	7	7	14	51	10.2	6	3	1	1	2	13	2.6	50%	27%	14%	14%	14%	25%	
福島県	17	17	15	14	17	80	16.0	2	4	1	1	2	10	2.0	12%	24%	7%	7%	12%	13%	☆
茨城県	24	21	34	22	26	127	25.4	8	6	6	11	12	43	8.6	33%	29%	18%	50%	46%	34%	
栃木県	21	24	21	20	38	124	24.8	3	4	4	2	8	21	4.2	14%	17%	19%	10%	21%	17%	
群馬県	45	26	42	49	57	219	43.8	17	7	7	15	16	62	12.4	38%	27%	17%	31%	28%	28%	
埼玉県	47	100	127	129	118	521	104.2	19	17	38	33	37	144	28.8	40%	17%	30%	26%	31%	28%	
千葉県	83	132	159	161	152	687	137.4	17	28	40	49	29	163	32.6	20%	21%	25%	30%	19%	24%	
東京都	221	170	227	271	276	1,165	233.0	69	41	62	74	74	320	64.0	31%	24%	27%	27%	27%	27%	
神奈川県	158	103	113	121	133	628	125.6	38	24	20	21	38	141	28.2	24%	23%	18%	17%	29%	22%	
新潟県	15	17	16	22	33	103	20.6	3	6	7	4	5	25	5.0	20%	35%	44%	18%	15%	24%	
富山県	5	12	18	24	16	75	15.0	2	0	2	0	1	5	1.0	40%	0%	11%	0%	6%	7%	☆
石川県	36	21	39	25	31	152	30.4	4	3	17	11	16	51	10.2	11%	14%	44%	44%	52%	34%	
福井県	24	25	21	22	24	116	23.2	1	2	6	4	5	18	3.6	4%	8%	29%	18%	21%	16%	
山梨県	23	22	12	17	20	94	18.8	6	2	5	3	7	23	4.6	26%	9%	42%	18%	35%	24%	
長野県	32	54	61	59	65	271	54.2	6	8	21	14	13	62	12.4	19%	15%	34%	24%	20%	23%	
岐阜県	24	28	33	42	35	162	32.4	8	7	4	1	11	31	6.2	33%	25%	12%	2%	31%	19%	
静岡県	27	44	39	46	59	215	43.0	8	17	12	18	9	64	12.8	30%	39%	31%	39%	15%	30%	
愛知県	99	105	107	157	153	621	124.2	33	10	23	29	22	117	23.4	33%	10%	21%	18%	14%	19%	
三重県	44	40	41	79	70	274	54.8	7	7	6	15	7	42	8.4	16%	18%	15%	19%	10%	15%	
滋賀県	69	49	46	59	83	306	61.2	9	17	4	8	14	52	10.4	13%	35%	9%	14%	17%	17%	
京都府	34	41	61	61	34	231	46.2	5	3	15	20	11	54	10.8	15%	7%	25%	33%	32%	23%	
大阪府	221	240	267	274	309	1,311	262.2	36	45	23	23	37	164	32.8	16%	19%	9%	8%	12%	13%	☆
兵庫県	101	104	113	133	122	573	114.6	22	18	31	22	15	108	21.6	22%	17%	27%	17%	12%	19%	
奈良県	21	26	22	34	39	142	28.4	6	7	7	14	12	46	9.2	29%	27%	32%	41%	31%	32%	
和歌山県	19	12	6	15	12	64	12.8	11	9	2	4	7	33	6.6	58%	75%	33%	27%	58%	52%	※
鳥取県	26	18	23	18	32	117	23.4	11	5	5	0	4	25	5.0	42%	28%	22%	0%	13%	21%	
島根県	23	8	14	18	18	81	16.2	2	1	5	5	4	17	3.4	9%	13%	36%	28%	22%	21%	
岡山県	34	28	26	34	30	152	30.4	8	11	9	16	12	56	11.2	24%	39%	35%	47%	40%	37%	※
広島県	51	50	34	36	39	210	42.0	13	16	11	11	12	63	12.6	25%	32%	32%	31%	31%	30%	
山口県	28	33	37	37	27	162	32.4	7	5	10	6	5	33	6.6	25%	15%	27%	16%	19%	20%	
徳島県	13	12	21	8	15	69	13.8	6	6	10	3	7	32	6.4	46%	50%	48%	38%	47%	46%	※
香川県	9	19	34	37	46	145	29.0	3	5	11	13	17	49	9.8	33%	26%	32%	35%	37%	34%	
愛媛県	15	9	20	16	16	76	15.2	3	3	10	0	2	18	3.6	20%	33%	50%	0%	13%	24%	
高知県	20	33	18	24	10	105	21.0	0	16	5	6	1	28	5.6	0%	48%	28%	25%	10%	27%	
福岡県	90	78	102	79	98	447	89.4	10	17	17	19	17	80	16.0	11%	22%	17%	24%	17%	18%	
佐賀県	26	17	17	21	18	99	19.8	2	1	6	3	3	15	3.0	8%	6%	35%	14%	17%	15%	☆
長崎県	36	29	36	48	45	194	38.8	8	9	16	9	13	55	11.0	22%	31%	44%	19%	29%	28%	
熊本県	39	27	41	48	39	194	38.8	17	3	6	9	12	47	9.4	44%	11%	15%	19%	31%	24%	
大分県	40	39	26	38	27	170	34.0	8	7	2	5	2	24	4.8	20%	18%	8%	13%	7%	14%	☆
宮崎県	26	23	25	41	50	165	33.0	6	5	8	4	14	37	7.4	23%	22%	32%	10%	28%	22%	
鹿児島県	32	34	26	31	31	154	30.8	2	14	11	14	6	47	9.4	6%	41%	42%	45%	19%	31%	
沖縄県	21	23	37	28	45	154	30.8	8	15	18	6	7	54	10.8	38%	65%	49%	21%	16%	35%	
合計	2,160	2,115	2,374	2,605	2,762	12,016	2,403.2	526	490	588	581	630	2,815	563.0	24%	23%	25%	22%	23%	23%	

凡例 上位5位 ※  
下位5位 ☆

※事実確認調査を行った事例件数には、県から市町村に連絡された件数や前年度に相談通報を受け、調査を繰越していた件数も含まれる場合がある。

(2) 「相談通報件数」と「事実確認調査を行っていない事例件数」の経年比較

データ ①: 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数(表24)

②: 【市区町村における事実確認の状況】事実確認調査を行っていない事例(表26)

	①相談・通報件数							②事実確認調査を行っていない件数							②/①						
	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年平均値	
北海道	121	122	128	111	119	601	120.2	29	14	33	14	7	97	19.4	24%	11%	26%	13%	6%	16%	
青森県	25	28	24	26	22	125	25.0	3	6	14	6	1	30	6.0	12%	21%	58%	23%	5%	24%	
岩手県	17	10	8	10	7	52	10.4	3	2	2	0	0	7	1.4	18%	20%	25%	0%	0%	13%	
宮城県	33	23	26	27	70	179	35.8	5	2	5	16	37	65	13.0	15%	9%	19%	59%	53%	36%	
秋田県	13	8	4	6	22	53	10.6	2	1	0	3	0	6	1.2	15%	13%	0%	50%	0%	11%	
山形県	12	11	7	7	14	51	10.2	1	2	1	0	2	6	1.2	8%	18%	14%	0%	14%	12%	
福島県	17	17	15	14	17	80	16.0	3	3	0	0	0	6	1.2	18%	18%	0%	0%	0%	8%	
茨城県	24	21	34	22	26	127	25.4	3	2	10	5	7	27	5.4	13%	10%	29%	23%	27%	21%	
栃木県	21	24	21	20	38	124	24.8	1	1	3	3	3	11	2.2	5%	4%	14%	15%	8%	9%	
群馬県	45	26	42	49	57	219	43.8	5	4	7	4	9	29	5.8	11%	15%	17%	8%	16%	13%	
埼玉県	47	100	127	129	118	521	104.2	2	6	11	11	17	47	9.4	4%	6%	9%	9%	14%	9%	
千葉県	83	132	159	161	152	687	137.4	24	28	48	31	33	164	32.8	29%	21%	30%	19%	22%	24%	
東京都	221	170	227	271	276	1,165	233.0	40	40	51	68	41	240	48.0	18%	24%	22%	25%	15%	21%	
神奈川県	158	103	113	121	133	628	125.6	56	20	16	11	10	113	22.6	35%	19%	14%	9%	8%	18%	
新潟県	15	17	16	22	33	103	20.6	2	0	2	4	3	11	2.2	13%	0%	13%	18%	9%	11%	
富山県	5	12	18	24	16	75	15.0	0	1	4	1	2	8	1.6	0%	8%	22%	4%	13%	11%	
石川県	36	21	39	25	31	152	30.4	6	2	4	3	3	18	3.6	17%	10%	10%	12%	10%	12%	
福井県	24	25	21	22	24	116	23.2	2	3	1	1	1	8	1.6	8%	12%	5%	5%	4%	7%	
山梨県	23	22	12	17	20	94	18.8	8	1	0	3	2	14	2.8	35%	5%	0%	18%	10%	15%	
長野県	32	54	61	59	65	271	54.2	1	5	2	5	11	24	4.8	3%	9%	3%	8%	17%	9%	
岐阜県	24	28	33	42	35	162	32.4	4	3	1	3	3	14	2.8	17%	11%	3%	7%	9%	9%	
静岡県	27	44	39	46	59	215	43.0	5	7	2	6	19	39	7.8	19%	16%	5%	13%	32%	18%	
愛知県	99	105	107	157	153	621	124.2	9	5	13	20	4	51	10.2	9%	5%	12%	13%	3%	8%	
三重県	44	40	41	79	70	274	54.8	5	4	5	1	10	25	5.0	11%	10%	12%	1%	14%	9%	
滋賀県	69	49	46	59	83	306	61.2	11	8	3	0	30	52	10.4	16%	16%	7%	0%	36%	17%	
京都府	34	41	61	61	34	231	46.2	6	3	5	3	1	18	3.6	18%	7%	8%	5%	3%	8%	
大阪府	221	240	267	274	309	1,311	262.2	24	21	53	45	27	170	34.0	11%	9%	20%	16%	9%	13%	
兵庫県	101	104	113	133	122	573	114.6	37	62	36	28	6	169	33.8	37%	60%	32%	21%	5%	29%	
奈良県	21	26	22	34	39	142	28.4	2	7	1	2	4	16	3.2	10%	27%	5%	6%	10%	11%	
和歌山県	19	12	6	15	12	64	12.8	2	3	3	4	1	13	2.6	11%	25%	50%	27%	8%	20%	
鳥取県	26	18	23	18	32	117	23.4	6	6	3	8	13	36	7.2	23%	33%	13%	44%	41%	31%	
島根県	23	8	14	18	18	81	16.2	2	4	2	3	3	14	2.8	9%	50%	14%	17%	17%	17%	
岡山県	34	28	26	34	30	152	30.4	5	2	3	10	8	28	5.6	15%	7%	12%	29%	27%	18%	
広島県	51	50	34	36	39	210	42.0	19	12	7	8	12	58	11.6	37%	24%	21%	22%	31%	28%	
山口県	28	33	37	37	27	162	32.4	6	5	5	5	2	23	4.6	21%	15%	14%	14%	7%	14%	
徳島県	13	12	21	8	15	69	13.8	1	1	1	2	4	9	1.8	8%	8%	5%	25%	27%	13%	
香川県	9	19	34	37	46	145	29.0	0	0	1	5	3	9	1.8	0%	0%	3%	14%	7%	6%	
愛媛県	15	9	20	16	16	76	15.2	1	2	0	0	0	3	0.6	7%	22%	0%	0%	0%	4%	
高知県	20	33	18	24	10	105	21.0	1	5	1	4	5	16	3.2	5%	15%	6%	17%	50%	15%	
福岡県	90	78	102	79	98	447	89.4	43	25	48	19	29	164	32.8	48%	32%	47%	24%	30%	37%	
佐賀県	26	17	17	21	18	99	19.8	3	1	0	2	0	6	1.2	12%	6%	0%	10%	0%	6%	
長崎県	36	29	36	48	45	194	38.8	8	9	5	6	5	33	6.6	22%	31%	14%	13%	11%	17%	
熊本県	39	27	41	48	39	194	38.8	9	11	4	6	7	37	7.4	23%	41%	10%	13%	18%	19%	
大分県	40	39	26	38	27	170	34.0	13	21	14	12	9	69	13.8	33%	54%	54%	32%	33%	41%	
宮崎県	26	23	25	41	50	165	33.0	2	4	4	11	3	24	4.8	8%	17%	16%	27%	6%	15%	
鹿児島県	32	34	26	31	31	154	30.8	2	2	3	5	6	18	3.6	6%	6%	12%	16%	19%	12%	
沖縄県	21	23	37	28	45	154	30.8	6	1	5	5	9	26	5.2	29%	4%	14%	18%	20%	17%	
合計	2,160	2,115	2,374	2,605	2,762	12,016	2,403.2	428	377	442	412	412	2,071	414.2	20%	18%	19%	16%	15%	17%	

凡例 上位5位 ※  
下位5位 ☆

※事実確認調査を行っていない事例件数には、県から市町村に連絡された件数や前年度に相談通報を受け、調査を繰越していた件数も含まれる場合がある。

※事実確認調査を行っていない事例件数には、後日調査を予定または要否の検討中の件数や都道府県へ事実確認調査を依頼した件数も含まれる。

◆「相談通報件数」と「事実確認調査を行っていない事例のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」の比較

データ ①：都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数(表24)

②：【市区町村における事実確認の状況】事実確認調査を行っていない事例のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例(表26)

	①相談・通報件数							②調査不要と判断した件数							②/①					
	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年平均値
北海道	121	122	128	111	119	601	120.2	15	4	24	4	4	51	10.2	12%	3%	19%	4%	3%	8%
青森県	25	28	24	26	22	125	25.0	1	4	9	2	0	16	3.2	4%	14%	38%	8%	0%	13%
岩手県	17	10	8	10	7	52	10.4	3	0	2	0	0	5	1.0	18%	0%	25%	0%	0%	10%
宮城県	33	23	26	27	70	179	35.8	4	0	0	12	26	42	8.4	12%	0%	0%	44%	37%	23% ※
秋田県	13	8	4	6	22	53	10.6	1	0	0	1	0	2	0.4	8%	0%	0%	17%	0%	4%
山形県	12	11	7	7	14	51	10.2	0	1	1	0	1	3	0.6	0%	9%	14%	0%	7%	6%
福島県	17	17	15	14	17	80	16.0	3	2	0	0	0	5	1.0	18%	12%	0%	0%	0%	6%
茨城県	24	21	34	22	26	127	25.4	1	0	2	0	2	5	1.0	4%	0%	6%	0%	8%	4%
栃木県	21	24	21	20	38	124	24.8	0	0	1	2	1	4	0.8	0%	0%	5%	10%	3%	3%
群馬県	45	26	42	49	57	219	43.8	3	3	7	2	5	20	4.0	7%	12%	17%	4%	9%	9%
埼玉県	47	100	127	129	118	521	104.2	0	0	4	2	5	11	2.2	0%	0%	3%	2%	4%	2% ☆
千葉県	83	132	159	161	152	687	137.4	9	7	11	14	7	48	9.6	11%	5%	7%	9%	5%	7%
東京都	221	170	227	271	276	1,165	233.0	29	15	27	37	13	121	24.2	13%	9%	12%	14%	5%	10%
神奈川県	158	103	113	121	133	628	125.6	44	17	8	8	5	82	16.4	28%	17%	7%	7%	4%	13%
新潟県	15	17	16	22	33	103	20.6	1	0	0	3	2	6	1.2	7%	0%	0%	14%	6%	6%
富山県	5	12	18	24	16	75	15.0	0	1	2	0	2	5	1.0	0%	8%	11%	0%	13%	7%
石川県	36	21	39	25	31	152	30.4	0	1	1	0	2	4	0.8	0%	5%	3%	0%	6%	3%
福井県	24	25	21	22	24	116	23.2	0	0	0	1	0	1	0.2	0%	0%	0%	5%	0%	1% ☆
山梨県	23	22	12	17	20	94	18.8	8	1	0	2	0	11	2.2	35%	5%	0%	12%	0%	12%
長野県	32	54	61	59	65	271	54.2	1	4	2	4	2	13	2.6	3%	7%	3%	7%	3%	5%
岐阜県	24	28	33	42	35	162	32.4	3	1	0	2	0	6	1.2	13%	4%	0%	5%	0%	4%
静岡県	27	44	39	46	59	215	43.0	2	6	1	3	17	29	5.8	7%	14%	3%	7%	29%	13% ※
愛知県	99	105	107	157	153	621	124.2	3	4	7	13	2	29	5.8	3%	4%	7%	8%	1%	5%
三重県	44	40	41	79	70	274	54.8	0	1	2	0	3	6	1.2	0%	3%	5%	0%	4%	2%
滋賀県	69	49	46	59	83	306	61.2	4	0	0	0	16	20	4.0	6%	0%	0%	0%	19%	7%
京都府	34	41	61	61	34	231	46.2	1	2	0	2	0	5	1.0	3%	5%	0%	3%	0%	2% ☆
大阪府	221	240	267	274	309	1,311	262.2	8	9	20	9	6	52	10.4	4%	4%	7%	3%	2%	4%
兵庫県	101	104	113	133	122	573	114.6	13	7	26	21	4	71	14.2	13%	7%	23%	16%	3%	12%
奈良県	21	26	22	34	39	142	28.4	0	1	1	1	1	4	0.8	0%	4%	5%	3%	3%	3%
和歌山県	19	12	6	15	12	64	12.8	0	2	2	0	0	4	0.8	0%	17%	33%	0%	0%	6%
鳥取県	26	18	23	18	32	117	23.4	5	2	1	1	13	22	4.4	19%	11%	4%	6%	41%	19% ※
島根県	23	8	14	18	18	81	16.2	0	3	1	1	2	7	1.4	0%	38%	7%	6%	11%	9%
岡山県	34	28	26	34	30	152	30.4	5	1	2	7	4	19	3.8	15%	4%	8%	21%	13%	13%
広島県	51	50	34	36	39	210	42.0	3	7	6	5	5	26	5.2	6%	14%	18%	14%	13%	12%
山口県	28	33	37	37	27	162	32.4	1	1	1	1	1	5	1.0	4%	3%	3%	3%	4%	3%
徳島県	13	12	21	8	15	69	13.8	1	0	0	0	0	1	0.2	8%	0%	0%	0%	0%	1% ☆
香川県	9	19	34	37	46	145	29.0	0	0	1	5	3	9	1.8	0%	0%	3%	14%	7%	6%
愛媛県	15	9	20	16	16	76	15.2	0	2	0	0	0	2	0.4	0%	22%	0%	0%	0%	3%
高知県	20	33	18	24	10	105	21.0	1	4	0	0	0	5	1.0	5%	12%	0%	0%	0%	5%
福岡県	90	78	102	79	98	447	89.4	32	11	27	14	19	103	20.6	36%	14%	26%	18%	19%	23% ※
佐賀県	26	17	17	21	18	99	19.8	2	0	0	1	0	3	0.6	8%	0%	0%	5%	0%	3%
長崎県	36	29	36	48	45	194	38.8	0	7	1	3	2	13	2.6	0%	24%	3%	6%	4%	7%
熊本県	39	27	41	48	39	194	38.8	3	1	2	2	4	12	2.4	8%	4%	5%	4%	10%	6%
大分県	40	39	26	38	27	170	34.0	13	19	14	12	8	66	13.2	33%	49%	54%	32%	30%	39% ※
宮崎県	26	23	25	41	50	165	33.0	0	1	1	4	1	7	1.4	0%	4%	4%	10%	2%	4%
鹿児島県	32	34	26	31	31	154	30.8	0	0	0	1	0	1	0.2	0%	0%	0%	3%	0%	1% ☆
沖縄県	21	23	37	28	45	154	30.8	0	0	1	0	4	5	1.0	0%	0%	3%	0%	9%	3%
合計	2,160	2,115	2,374	2,605	2,762	12,016	2,403.2	223	152	218	202	192	987	197.4	10%	7%	9%	8%	7%	8%

凡例 上位5位 ※  
下位5位 ☆

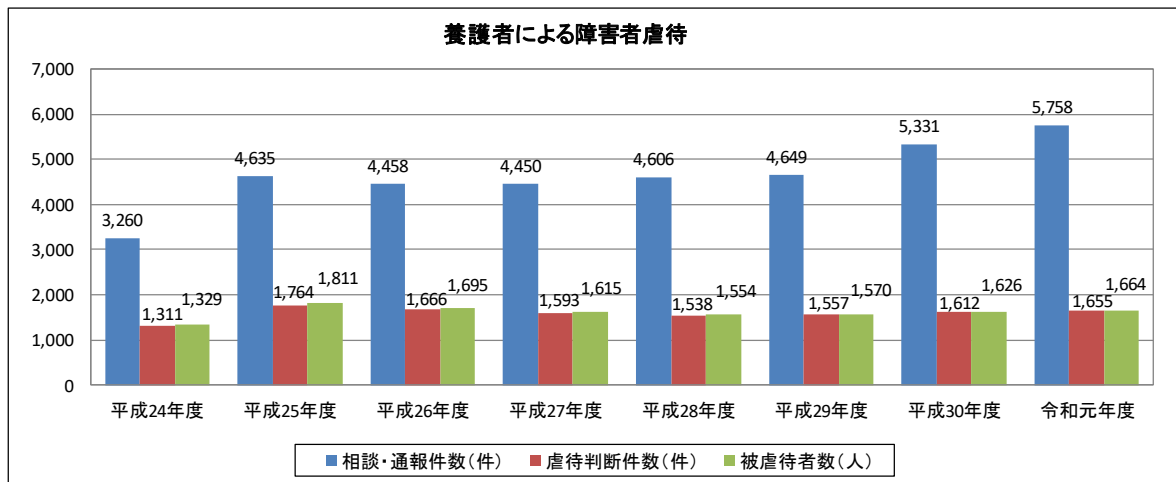
※事実確認調査を行っていない事例件数には、県から市町村に連絡された件数や前年度に相談通報を受け、調査を繰越していた件数も含まれる場合がある。

## 参考資料2 障害者虐待の経年比較

### 1. 養護者による障害者虐待

#### (1) 相談・通報件数、虐待判断件数、被虐待者数等の推移

養護者	平成							令和
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664



(2) 都道府県別相談・通報件数、虐待判断件数の推移

	養護者虐待・相談・通報対応件数										平成30年度、令和元年度の比較			養護者虐待：認定件数										平成30年度、令和元年度の比較		
	平成(年度)								令和	増減数	増減率	平成(年度)								令和	増減数	増減率				
	24	25	26	27	28	29	30	元	24			25	26	27	28	29	30	元								
北海道	110	213	270	356	328	281	296	349	53	118%	34	73	69	89	70	78	84	51	-33	61%						
青森県	20	23	27	45	29	45	45	27	-18	60%	6	6	5	13	9	10	20	7	-13	35%						
岩手県	14	18	26	23	15	16	10	21	11	210%	6	8	11	11	4	6	2	4	2	200%						
宮城県	43	80	48	70	54	46	90	110	20	122%	19	30	27	32	25	18	28	53	25	189%						
秋田県	13	15	23	17	20	17	33	21	-12	64%	8	9	12	14	5	11	9	8	-1	89%						
山形県	23	31	34	26	26	22	34	21	-13	62%	11	12	14	11	8	9	13	9	-4	69%						
福島県	37	35	44	36	64	69	38	59	21	155%	20	18	25	25	27	29	16	29	13	181%						
茨城県	39	63	66	50	60	53	60	68	8	113%	9	21	31	13	19	16	12	21	9	175%						
栃木県	26	19	22	24	25	34	26	36	10	138%	10	10	5	13	11	16	11	15	4	136%						
群馬県	91	100	81	57	44	54	65	47	-18	72%	14	24	18	13	9	14	15	12	-3	80%						
埼玉県	128	152	165	186	187	179	240	265	25	110%	55	65	77	83	91	69	76	85	9	112%						
千葉県	137	250	184	197	220	282	273	288	15	105%	60	82	67	84	92	133	109	110	1	101%						
東京都	236	300	306	291	308	346	347	349	2	101%	93	110	110	102	101	106	84	117	33	139%						
神奈川県	236	347	258	182	196	165	175	221	46	126%	91	114	99	83	99	93	100	97	-3	97%						
新潟県	86	80	59	83	74	100	122	143	21	117%	49	43	37	31	28	39	38	28	-10	74%						
富山県	40	36	28	29	37	36	34	52	18	153%	15	10	7	9	14	13	8	18	10	225%						
石川県	35	44	59	43	50	41	40	59	19	148%	18	16	19	13	19	17	13	26	13	200%						
福井県	23	31	22	25	28	25	34	54	20	159%	2	14	7	11	9	7	14	16	2	114%						
山梨県	39	36	24	34	22	19	22	32	10	145%	14	14	7	11	9	6	5	11	6	220%						
長野県	61	78	58	56	72	79	90	94	4	104%	19	31	35	19	21	36	33	44	11	133%						
岐阜県	48	34	42	34	27	29	38	60	22	158%	10	17	13	7	10	6	12	15	3	125%						
静岡県	84	128	113	79	91	93	107	129	22	121%	32	55	47	32	29	34	54	55	1	102%						
愛知県	154	224	216	250	303	339	414	452	38	109%	87	129	102	117	113	147	181	119	-62	66%						
三重県	51	82	72	74	57	53	63	58	-5	92%	11	24	34	19	22	20	26	23	-3	88%						
滋賀県	77	124	120	109	124	146	132	153	21	116%	37	51	56	48	69	72	71	65	-6	92%						
京都府	65	72	72	43	53	61	67	82	15	122%	32	54	39	27	35	40	36	40	4	111%						
大阪府	429	722	770	865	908	1009	1209	1241	32	103%	199	297	272	257	201	188	166	188	22	113%						
兵庫県	133	123	179	197	185	175	233	244	11	105%	48	34	47	52	48	55	83	72	-11	87%						
奈良県	29	31	33	29	45	33	35	39	4	111%	20	12	12	14	16	16	10	13	3	130%						
和歌山県	18	33	34	18	28	31	32	31	-1	97%	5	12	13	10	13	10	10	10	0	100%						
鳥取県	23	33	28	20	22	21	32	30	-2	94%	14	11	16	10	13	6	6	13	7	217%						
島根県	36	32	38	32	26	34	34	25	-9	74%	20	20	20	18	14	12	10	8	-2	80%						
岡山県	59	100	63	64	56	47	61	82	21	134%	23	31	28	28	23	19	12	36	24	300%						
広島県	93	148	120	104	94	94	95	123	28	129%	33	37	26	30	21	23	26	28	2	108%						
山口県	40	45	39	54	60	31	51	23	-28	45%	15	16	16	18	11	10	20	8	-12	40%						
徳島県	24	26	29	36	33	8	20	12	-8	60%	7	10	8	10	9	3	4	3	-1	75%						
香川県	22	38	38	35	45	65	79	48	-31	61%	6	12	14	12	18	15	25	13	-12	52%						
愛媛県	31	43	72	56	62	46	49	32	-17	65%	11	12	39	28	28	24	17	6	-11	35%						
高知県	27	24	30	34	30	22	21	26	5	124%	8	5	8	7	6	4	8	4	-4	50%						
福岡県	82	187	170	164	198	130	156	169	13	108%	36	60	45	46	51	38	42	42	0	100%						
佐賀県	35	48	32	27	41	21	52	21	-31	40%	5	13	4	8	17	8	9	9	0	100%						
長崎県	46	44	37	33	35	28	35	50	15	143%	21	22	23	30	27	8	10	25	15	250%						
熊本県	33	49	45	53	56	53	35	60	25	171%	16	13	18	19	24	16	14	15	1	107%						
大分県	29	54	36	44	34	31	45	48	3	107%	11	12	9	9	5	5	2	4	2	200%						
宮崎県	43	60	65	47	43	35	63	38	-25	60%	8	21	18	18	15	13	20	10	-10	50%						
鹿児島県	47	53	71	37	21	31	18	43	25	239%	9	16	19	13	5	10	7	20	13	286%						
沖縄県	65	127	90	82	70	74	81	123	42	152%	34	58	38	26	25	29	41	50	9	122%						
合計	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	—	—	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	—	—						

増加(件数)	
1	北海道 53
2	神奈川県 46
3	沖縄県 42
4	愛知県 38
5	大阪府 32

減少(件数)	
1	香川県 -31
2	福岡県 -31
3	山口県 -28
4	宮崎県 -25
5	青森県 -18
5	群馬県 -18

増加(件数)	
1	東京都 33
2	宮城県 25
3	岡山県 24
4	大阪府 22
5	長崎県 15

減少(件数)	
1	愛知県 -62
2	北海道 -33
3	青森県 -13
4	山口県 -12
4	香川県 -12

(3) 相談・通報・届出者別にみた相談・通報件数の推移（複数回答）

	件数										構成割合									
	平成								令和	差	平成								令和	差
	24	25	26	27	28	29	30	元	R01-H30	24	25	26	27	28	29	30	元	R01-H30		
本人による届出	884	1,153	956	948	980	857	914	913	-1	27.1%	24.9%	21.4%	21.3%	21.3%	18.4%	17.1%	15.9%	-1.3%		
家族・親族	280	332	267	279	252	190	215	259	44	8.6%	7.2%	6.0%	6.3%	5.5%	4.1%	4.0%	4.5%	-0.1%		
近隣住民・知人	173	246	174	140	144	121	140	134	-6	5.3%	5.3%	3.9%	3.1%	3.1%	2.6%	2.6%	2.3%	0.0%		
民生委員	66	53	43	30	13	26	18	24	6	2.0%	1.1%	1.0%	0.7%	0.3%	0.6%	0.3%	0.4%	-0.2%		
医療機関関係者	166	223	182	210	174	214	190	198	8	5.1%	4.8%	4.1%	4.7%	3.8%	4.6%	3.6%	3.4%	-1.0%		
教職員	31	51	40	43	42	38	41	41	0	1.0%	1.1%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.0%		
相談支援専門員・ 障害福祉施設従事者等	894	1,280	1,330	-	-	-	-	-	-	27.4%	27.6%	29.8%	-	-	-	-	-	-		
相談支援専門員	-	-	-	654	709	767	821	843	22	-	-	-	14.7%	15.4%	16.5%	15.4%	14.6%	-1.1%		
施設・事業所の職員	-	-	-	784	726	670	830	863	33	-	-	-	17.6%	15.8%	14.4%	15.6%	15.0%	1.2%		
虐待者自身	32	25	30	32	27	22	27	17	-10	1.0%	0.5%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.3%	0.0%		
警察	354	679	819	965	1,138	1,312	1,695	1,964	269	10.9%	14.6%	18.4%	21.7%	24.7%	28.2%	31.8%	34.1%	3.6%		
当該市区町村行政職員	250	334	351	353	306	293	344	350	6	7.7%	7.2%	7.9%	7.9%	6.6%	6.3%	6.5%	6.1%	0.2%		
介護保険法に基づく居宅サ- ビス事業等従事者等	-	-	121	132	116	134	110	103	-7	-	-	2.7%	3.0%	2.5%	2.9%	2.1%	1.8%	-0.8%		
成年後見人等	-	-	-	18	15	21	19	16	-3	-	-	-	0.4%	0.3%	0.5%	0.4%	0.3%	-0.1%		
その他	212	315	230	178	216	216	186	232	46	6.5%	6.8%	5.2%	4.0%	4.7%	4.6%	3.5%	4.0%	-1.2%		
不明	80	90	51	40	61	34	29	47	18	2.5%	1.9%	1.1%	0.9%	1.3%	0.7%	0.5%	0.8%	-0.2%		
合計	3,422	4,781	4,594	4,806	4,919	4,915	5,579	6,004	425	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

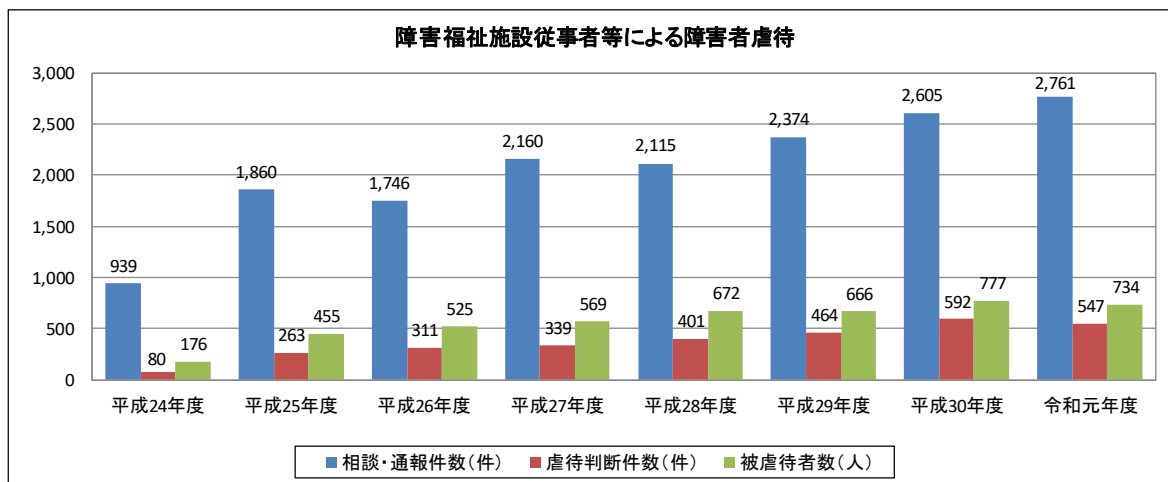
※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

平成27年度:4,450件 平成24年度:3,260件 平成25年度:4,635件 平成26年度:4,458件 平成28年度:4,606件  
平成29年度:4,649件 平成30年度:5,331件 令和元年度:5,758件

## 2. 障害者福祉施設従事者による障害者虐待

### (1) 相談通報件数、虐待判断件数、被虐待者数等の推移

障害福祉従事者	平成							令和
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547
被虐待者数(人)	176	455	525	569	672	666	777	734



(2) 都道府県別相談・通報件数、虐待判断件数の推移

	施設従事者虐待:相談・通報対応件数									平成30年度、令和元年度の比較			施設従事者虐待:認定件数									平成30年度、令和元年度の比較		
	平成(年度)								令和	増減数	増減率	平成(年度)								令和	増減数	増減率		
	24	25	26	27	28	29	30	元	24			25	26	27	28	29	30	元						
北海道	39	80	71	121	122	128	111	119	8	107%	2	7	9	12	23	12	20	27	7	135%				
青森県	17	23	23	25	28	24	26	22	-4	85%	0	3	3	5	2	3	10	10	0	100%				
岩手県	4	14	4	17	10	8	10	7	-3	70%	1	0	0	1	0	1	6	0	-6	0%				
宮城県	12	19	35	33	23	26	27	70	43	259%	3	4	9	6	3	5	3	6	3	200%				
秋田県	5	4	11	13	8	4	6	22	16	367%	1	1	2	1	1	1	0	10	10	-				
山形県	7	7	12	12	11	7	7	14	7	200%	0	1	5	2	1	1	3	5	2	167%				
福島県	3	6	13	17	17	15	14	17	3	121%	1	1	2	3	2	6	5	8	3	160%				
茨城県	13	15	22	24	21	34	22	26	4	118%	2	1	3	2	2	3	0	1	1	-				
栃木県	9	11	7	21	24	21	20	38	18	190%	2	1	0	4	6	2	7	15	8	214%				
群馬県	15	14	33	45	26	42	49	57	8	116%	2	6	10	9	7	5	14	12	-2	86%				
埼玉県	23	34	49	47	100	127	129	118	-11	91%	3	3	9	14	25	30	30	22	-8	73%				
千葉県	37	104	77	83	132	159	161	152	-9	94%	3	19	20	16	30	36	33	34	1	103%				
東京都	85	169	197	221	170	227	271	276	5	102%	7	17	26	26	21	25	45	37	-8	82%				
神奈川県	103	388	201	158	103	113	121	133	12	110%	8	29	15	16	26	32	25	32	7	128%				
新潟県	7	10	5	15	17	16	22	33	11	150%	0	0	1	3	4	1	4	7	3	175%				
富山県	2	2	10	5	12	18	24	16	-8	67%	0	0	1	2	0	5	4	2	-2	50%				
石川県	8	16	20	36	21	39	25	31	6	124%	2	2	2	3	4	3	5	7	2	140%				
福井県	12	24	8	24	25	21	22	24	2	109%	0	8	5	7	8	5	5	5	0	100%				
山梨県	7	18	11	23	22	12	17	20	3	118%	0	3	1	3	2	1	3	2	-1	67%				
長野県	25	32	37	32	54	61	59	65	6	110%	3	7	6	7	6	17	15	7	-8	47%				
岐阜県	8	10	21	24	28	33	42	35	-7	83%	0	1	0	1	0	3	4	1	-3	25%				
静岡県	19	38	32	27	44	39	46	59	13	128%	3	13	7	9	12	13	11	8	-3	73%				
愛知県	31	79	75	99	105	107	157	153	-4	97%	5	15	16	18	31	32	48	23	-25	48%				
三重県	19	33	27	44	40	41	79	70	-9	89%	1	5	4	4	3	12	21	19	-2	90%				
滋賀県	23	17	35	69	49	46	59	83	24	141%	1	5	9	18	5	11	21	16	-5	76%				
京都府	18	26	23	34	41	61	61	34	-27	56%	4	4	9	6	10	7	18	5	-13	28%				
大阪府	89	152	147	221	240	267	274	309	35	113%	5	22	27	45	53	59	61	76	15	125%				
兵庫県	44	63	93	101	104	113	133	121	-12	91%	3	9	18	11	17	31	40	25	-15	63%				
奈良県	9	12	14	21	26	22	34	39	5	115%	1	2	2	4	1	6	7	10	3	143%				
和歌山県	11	9	22	19	12	6	15	12	-3	80%	2	3	5	3	0	1	4	0	-4	0%				
鳥取県	10	11	21	26	18	23	18	32	14	178%	1	4	2	4	3	4	2	2	0	100%				
島根県	9	20	21	23	8	14	18	18	0	100%	1	5	9	6	3	4	8	3	-5	38%				
岡山県	20	39	25	34	28	26	34	30	-4	88%	3	4	5	5	7	5	5	2	-3	40%				
広島県	29	57	37	51	50	34	36	39	3	108%	1	10	9	7	13	8	5	4	-1	80%				
山口県	9	23	10	28	33	37	37	27	-10	73%	0	4	1	3	8	4	6	4	-2	67%				
徳島県	11	17	28	13	12	21	8	15	7	188%	0	0	5	0	0	4	2	3	1	150%				
香川県	7	17	22	9	19	34	37	46	9	124%	0	1	1	5	5	6	6	1	-5	17%				
愛媛県	10	21	9	15	9	20	16	16	0	100%	0	3	1	3	3	5	5	3	-2	60%				
高知県	8	9	7	20	33	18	24	10	-14	42%	0	3	1	13	7	5	7	1	-6	14%				
福岡県	32	60	73	90	78	102	79	98	19	124%	1	4	7	6	8	14	17	14	-3	82%				
佐賀県	12	21	15	26	17	17	21	18	-3	86%	1	4	5	1	2	1	6	2	-4	33%				
長崎県	21	21	38	36	29	36	48	45	-3	94%	0	6	14	5	5	8	16	18	2	113%				
熊本県	14	29	24	39	27	41	48	39	-9	81%	2	7	5	7	6	12	12	7	-5	58%				
大分県	11	16	14	40	39	26	38	27	-11	71%	1	0	1	2	5	1	5	3	-2	60%				
宮崎県	12	15	15	26	23	25	41	50	9	122%	2	5	10	5	10	5	6	27	21	450%				
鹿児島県	11	32	28	32	34	26	31	31	0	100%	2	7	1	4	5	6	4	7	3	175%				
沖縄県	9	23	24	21	23	37	28	45	17	161%	0	4	8	2	6	3	8	14	6	175%				
合計	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	-	-	80	263	311	339	401	464	592	547	-	-				

増加(件数)	
1	宮城県 43
2	大阪府 35
3	滋賀県 24
4	福岡県 19
5	栃木県 18

減少(件数)	
1	京都府 -27
2	高知県 -14
3	兵庫県 -12
4	埼玉県 -11
4	大分県 -11

増加(件数)	
1	宮崎県 21
2	大阪府 15
3	秋田県 10
4	栃木県 8
5	北海道 7
5	神奈川県 7

減少(件数)	
1	愛知県 -25
2	兵庫県 -15
3	京都府 -13
4	埼玉県 -8
4	東京都 -8
4	長野県 -8



(3) 相談・通報・届出者別にみた相談・通報件数の推移（複数回答）

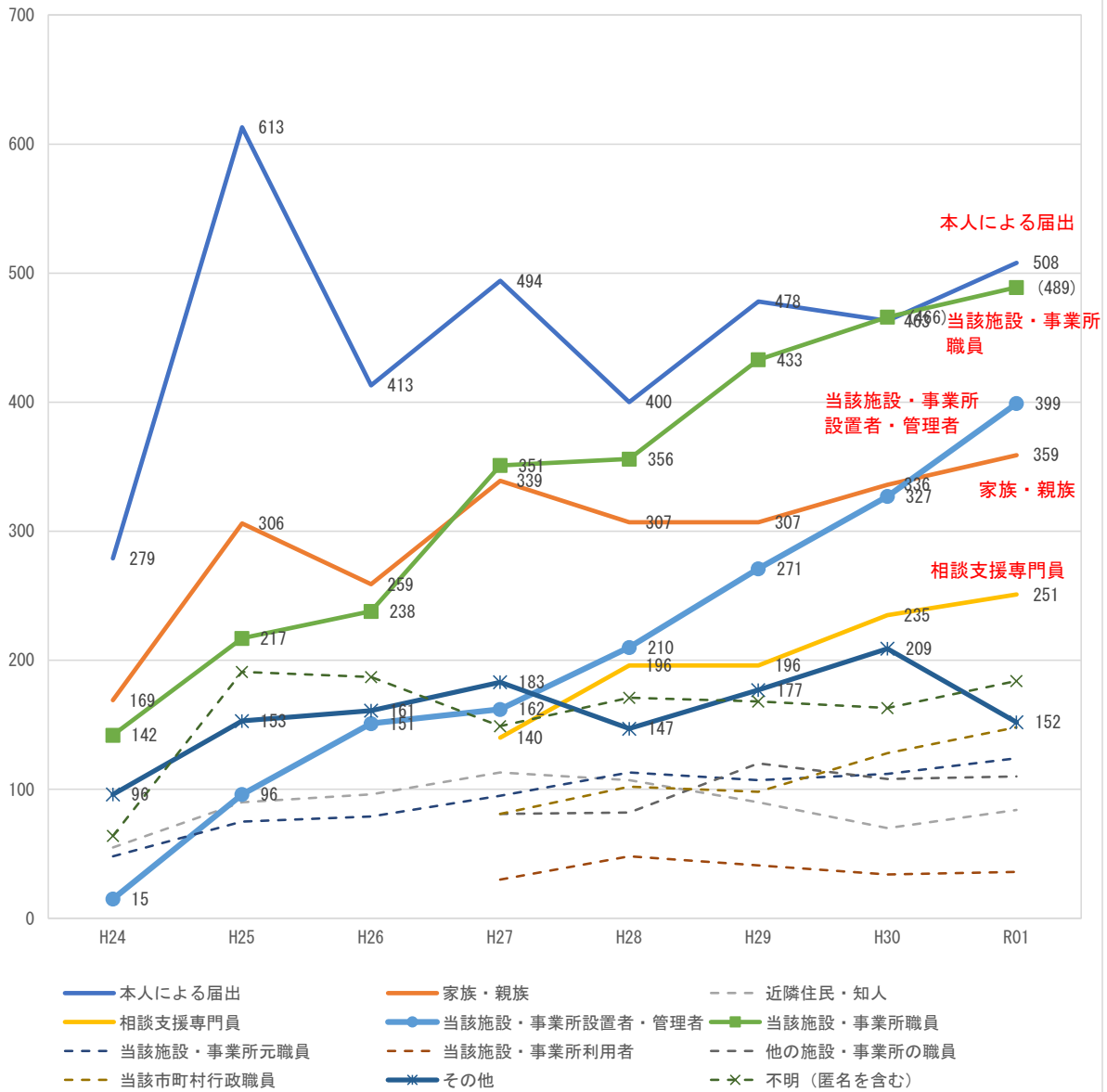
	件数										構成割合									
	平成								令和	差	平成								令和	差
	24	25	26	27	28	29	30	元	R01-H30	24	25	26	27	28	29	30	元	R01-H30		
本人による届出	279	613	413	494	400	478	463	508	45	29.7%	33.0%	23.7%	22.9%	18.9%	20.1%	17.8%	18.4%	0.6%		
家族・親族	169	306	259	339	307	307	336	359	23	18.0%	16.5%	14.8%	15.7%	14.5%	12.9%	12.9%	13.0%	0.1%		
近隣住民・知人	55	90	96	113	107	90	70	84	14	5.9%	4.8%	5.5%	5.2%	5.1%	3.8%	2.7%	3.0%	0.4%		
民生委員	2	1	2	4	1	0	1	1	0	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
医療機関関係者	8	18	16	25	16	28	33	34	1	0.9%	1.0%	0.9%	1.2%	0.8%	1.2%	1.3%	1.2%	0.0%		
教職員	2	4	3	10	6	4	9	9	0	0.2%	0.2%	0.2%	0.5%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.0%		
相談支援専門員・障害福祉施設従事者等	106	156	203	-	-	-	-	-	-	11.3%	8.4%	11.6%	-	-	-	-	-	-		
相談支援専門員	-	-	-	140	196	196	235	251	16	-	-	-	6.5%	9.3%	8.3%	9.0%	9.1%	0.1%		
当該施設・事業所設置者・管理者	15	96	151	162	210	271	327	399	72	1.6%	5.2%	8.6%	7.5%	9.9%	11.4%	12.6%	14.5%	1.9%		
当該施設・事業所職員	142	217	238	351	356	433	(488)	(489)	(23)	15.1%	11.7%	13.6%	16.3%	16.8%	18.2%	17.9%	17.7%	-0.2%		
当該施設・事業所サービス管理責任者	-	-	-	-	-	-	86	89	-	-	-	-	-	-	-	-	3.2%	-		
当該施設・事業所サービス提供責任者	-	-	-	-	-	-	21	7	-	-	-	-	-	-	-	-	0.3%	-		
当該施設・事業所児童発達支援管理責任者	-	-	-	-	-	-	15	2	-	-	-	-	-	-	-	-	0.1%	-		
その他の当該施設・事業所職員	-	-	-	-	-	-	344	391	-	-	-	-	-	-	-	-	14.2%	-		
当該施設・事業所元職員	48	75	79	95	113	107	112	124	12	5.1%	4.0%	4.5%	4.4%	5.3%	4.5%	4.3%	4.5%	0.2%		
当該施設・事業所利用者	-	-	-	30	48	41	34	36	2	-	-	-	1.4%	2.3%	1.7%	1.3%	1.3%	0.0%		
当該施設・事業所で受け入れをしている実習生	-	-	-	3	9	3	1	3	2	-	-	-	0.1%	0.4%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%		
他の施設・事業所の職員	-	-	-	81	82	120	108	110	2	-	-	-	3.8%	3.9%	5.1%	4.1%	4.0%	-0.2%		
当該市町村行政職員	-	-	-	81	102	98	128	148	20	-	-	-	3.8%	4.8%	4.1%	4.9%	5.4%	0.4%		
警察	21	17	19	25	17	46	29	35	6	2.2%	0.9%	1.1%	1.2%	0.8%	1.9%	1.1%	1.3%	0.2%		
運営適正化委員会	6	9	12	8	8	6	5	6	1	0.6%	0.5%	0.7%	0.4%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.0%		
居宅サービス事業等従事者等	-	-	3	10	4	4	6	4	-2	-	-	0.2%	0.5%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	-0.1%		
成年後見人等	-	-	-	8	6	9	9	11	2	-	-	-	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.1%		
その他	96	153	161	183	147	177	209	152	-57	0	0	0	8.5%	7.0%	7.5%	8.0%	5.5%	-2.5%		
不明（匿名を含む）	64	191	187	149	171	168	163	184	21	0	0	0	6.9%	8.1%	7.1%	6.3%	6.7%	0.4%		
合計	1,013	1,946	1,842	2,311	2,306	2,586	2,744	2,947	203	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

平成24年度：939件 平成25年度：1,860件 平成26年度：1,746件 平成27年度：2,160件 平成28年度：2,115件

平成29年度：2,374件 平成30年度：2,605件 令和元年度：2,761件

(人) 施設従事者虐待：相談・通報・届出者（複数回答） ※件数の多い相談者のみ



(4) 施設・事業所種別にみた従事者による障害者虐待判断件数の推移

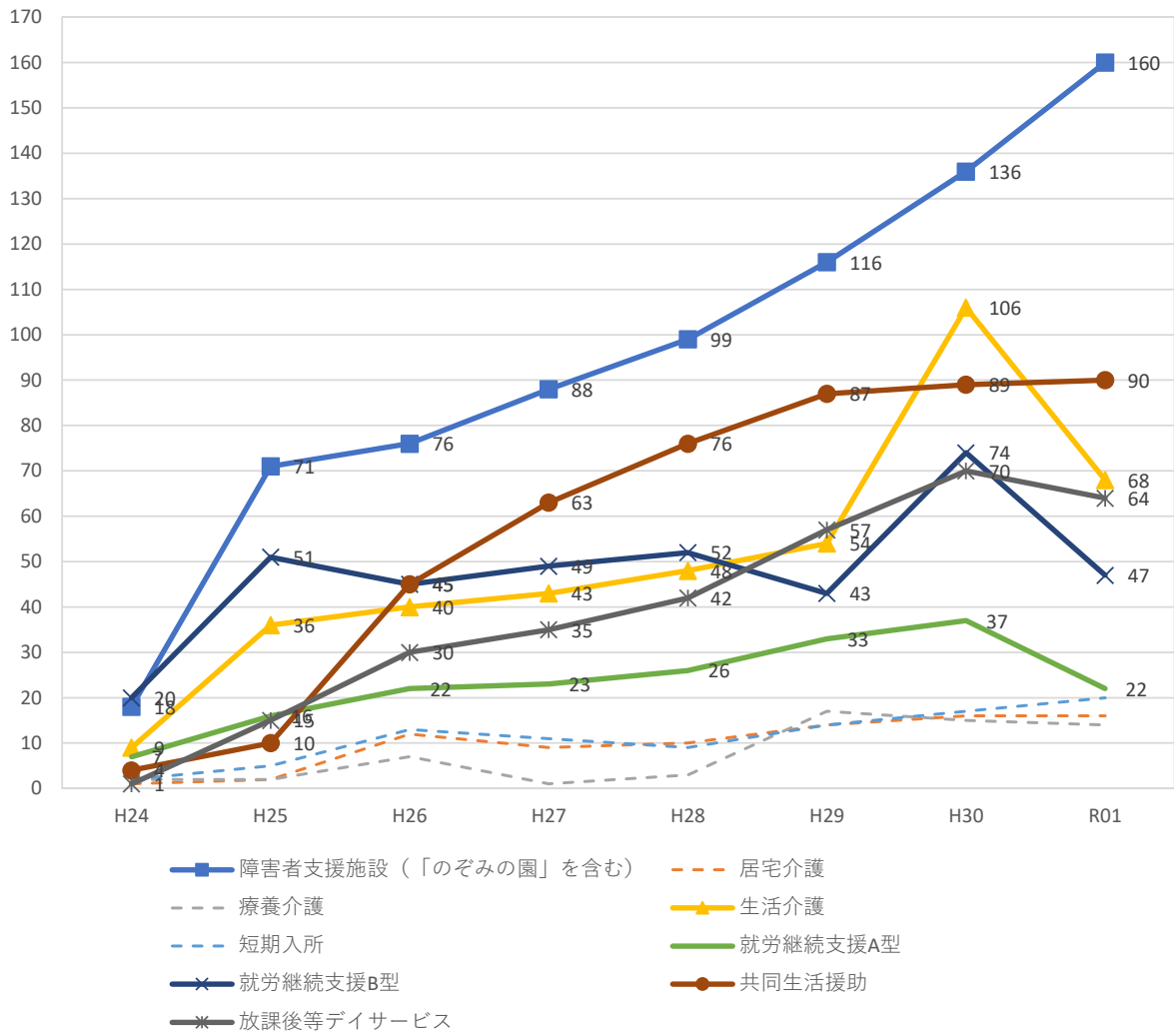
	件数										構成割合									
	平成								令和 元	差 R01- H30	平成								令和 元	差 R01- H30
	24	25	26	27	28	29	30	24			25	26	27	28	29	30				
障害者支援施設(「のぞみの園」を含む)	18	71	76	88	99	116	136	160	24	22.5%	27.0%	24.4%	26.0%	24.7%	25.0%	23.0%	29.3%	6.3%		
居宅介護	1	2	12	9	10	14	16	16	0	1.3%	0.8%	3.9%	2.7%	2.5%	3.0%	2.7%	2.9%	0.2%		
重度訪問介護	0	2	1	3	4	6	6	11	5	0.0%	0.8%	0.3%	0.9%	1.0%	1.3%	1.0%	2.0%	1.0%		
同行援護	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%		
行動援護	0	1	0	0	1	0	1	2	1	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.2%	0.4%	0.2%		
療養介護	2	2	7	1	3	17	15	14	-1	2.5%	0.8%	2.3%	0.3%	0.7%	3.7%	2.5%	2.6%	0.0%		
生活介護	9	36	40	43	48	54	106	68	-38	11.3%	13.7%	12.9%	12.7%	12.0%	11.6%	17.9%	12.4%	-5.5%		
短期入所	2	5	13	11	9	14	17	20	3	2.5%	1.9%	4.2%	3.2%	2.2%	3.0%	2.9%	3.7%	0.8%		
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%		
自立訓練	0	1	3	1	2	4	2	1	-1	0.0%	0.4%	1.0%	0.3%	0.5%	0.9%	0.3%	0.2%	-0.2%		
就労移行支援	1	4	4	5	7	7	4	5	1	1.3%	1.5%	1.3%	1.5%	1.7%	1.5%	0.7%	0.9%	0.2%		
就労継続支援A型	7	16	22	23	26	33	37	22	-15	8.8%	6.1%	7.1%	6.8%	6.5%	7.1%	6.3%	4.0%	-2.2%		
就労継続支援B型	20	51	45	49	52	43	74	47	-27	25.0%	19.4%	14.5%	14.5%	13.0%	9.3%	12.5%	8.6%	-3.9%		
共同生活介護	10	35	-	-	-	-	-	-	-	12.5%	13.3%	-	-	-	-	-	-	-		
共同生活援助	4	10	45	63	76	87	89	90	1	5.0%	3.8%	14.5%	18.6%	19.0%	18.8%	15.0%	16.5%	1.4%		
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	0	0	1	1	2	0	2	5	3	0.0%	0.0%	0.3%	0.3%	0.5%	0.0%	0.3%	0.9%	0.6%		
移動支援事業	0	3	3	2	8	3	4	8	4	0.0%	1.1%	1.0%	0.6%	2.0%	0.6%	0.7%	1.5%	0.8%		
地域活動支援センターを運営する事業	3	6	6	2	6	7	7	5	-2	3.8%	2.3%	1.9%	0.6%	1.5%	1.5%	1.2%	0.9%	-0.3%		
福祉ホームを運営する事業	1	0	1	0	0	0	1	1	0	1.3%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	0.0%		
児童発達支援	1	3	2	2	4	2	4	5	1	1.3%	1.1%	0.6%	0.6%	1.0%	0.4%	0.7%	0.9%	0.2%		
医療型児童発達支援	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
放課後等デイサービス	1	15	30	35	42	57	70	64	-6	1.3%	5.7%	9.6%	10.3%	10.5%	12.3%	11.8%	11.7%	-0.1%		
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
児童相談支援事業(障害児相談支援事業)	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	0.0%		
合計	80	263	311	339	401	464	592	547	-45	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

※構成割合は、虐待判断件数に対するもの。

平成24年度:80件 平成25年度:263件 平成26年度:311件 平成27年度:339件 平成28年度:401件

平成29年度:464件 平成30年度:592件 令和元年度:547件

施設従事者虐待：施設・事業所種別 ※件数の多い施設・事業所のみ



(5) 職種別にみた虐待者数の推移

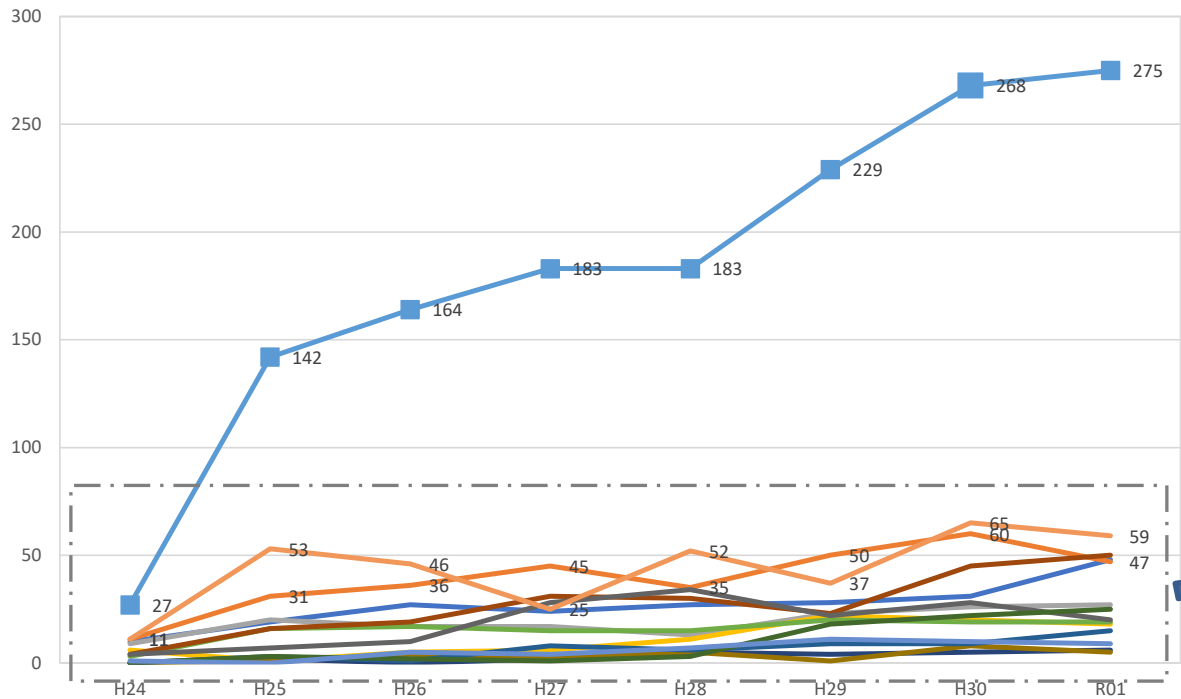
	件数										構成割合									
	平成								令和	差	平成								令和	差
	24	25	26	27	28	29	30	元	R01-H30	24	25	26	27	28	29	30	元	R01-H30		
サービス管理責任者	10	19	27	24	27	28	31	48	17	11.5%	5.8%	7.5%	5.8%	5.9%	5.4%	4.9%	7.3%	2.4%		
管理者	11	31	36	45	35	50	60	47	-13	12.6%	9.5%	10.1%	10.9%	7.7%	9.7%	9.5%	7.2%	-2.3%		
設置者・経営者	9	20	17	17	13	23	26	27	1	10.3%	6.2%	4.7%	4.1%	2.9%	4.4%	4.1%	4.1%	0.0%		
医師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
看護職員	6	1	5	6	11	22	20	18	-2	6.9%	0.3%	1.4%	1.5%	2.4%	4.2%	3.2%	2.8%	-0.4%		
生活支援員	27	142	164	183	183	229	268	275	7	31.0%	43.7%	45.8%	44.5%	40.1%	44.2%	42.3%	42.0%	-0.2%		
理学療法士	0	1	0	0	0	0	0	2	2	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.3%		
作業療法士	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%		
言語聴覚士	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
職業指導員	3	16	17	15	15	20	19	19	0	3.4%	4.9%	4.7%	3.6%	3.3%	3.9%	3.0%	2.9%	-0.1%		
就労支援員	1	2	3	6	4	5	6	2	-4	1.1%	0.6%	0.8%	1.5%	0.9%	1.0%	0.9%	0.3%	-0.6%		
サービス提供責任者	0	2	0	2	5	4	5	6	1	0.0%	0.6%	0.0%	0.5%	1.1%	0.8%	0.8%	0.9%	0.1%		
世話人	4	16	19	31	30	23	45	50	5	4.6%	4.9%	5.3%	7.5%	6.6%	4.4%	7.1%	7.6%	0.5%		
機能訓練指導員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
相談支援専門員	0	0	0	3	2	0	2	8	6	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.4%	0.0%	0.3%	1.2%	0.9%		
介護福祉士	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-		
地域移行支援員	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
指導員	4	7	10	28	34	22	28	20	-8	4.6%	2.2%	2.8%	6.8%	7.5%	4.2%	4.4%	3.1%	-1.4%		
保育士	0	1	4	2	5	1	8	5	-3	0.0%	0.3%	1.1%	0.5%	1.1%	0.2%	1.3%	0.8%	-0.5%		
児童発達支援管理責任者	0	3	1	8	6	9	9	15	6	0.0%	0.9%	0.3%	1.9%	1.3%	1.7%	1.4%	2.3%	0.9%		
機能訓練担当職員	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
児童指導員	0	3	2	1	3	18	22	24	2	0.0%	0.9%	0.6%	0.2%	0.7%	3.5%	3.5%	3.7%	0.2%		
栄養士	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
調理員	0	1	0	0	0	1	1	2	1	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.1%		
訪問支援員	0	3	0	4	1	1	1	4	3	-	-	-	1.0%	0.2%	0.2%	0.2%	0.6%	0.5%		
居宅介護従業者(居宅介護従事者)	1	0	5	4	7	11	10	9	-1	1.1%	0.0%	1.4%	1.0%	1.5%	2.1%	1.6%	1.4%	-0.2%		
重度訪問介護従業者(重度訪問介護従事者)	0	2	0	2	3	4	3	6	3	0.0%	0.6%	0.0%	0.5%	0.7%	0.8%	0.5%	0.9%	0.4%		
行動援護従業者(行動援護従事者)	0	1	0	1	7	0	0	2	2	0.0%	0.3%	0.0%	0.2%	1.5%	0.0%	0.0%	0.3%	0.3%		
同行援護従業者	-	-	-	0	2	0	0	0	0	-	-	-	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
その他従事者	11	53	46	25	52	37	65	59	-6	12.6%	16.3%	12.8%	6.1%	11.4%	7.1%	10.3%	9.0%	-1.2%		
不明	-	-	-	3	11	10	5	5	0	-	-	-	0.7%	2.4%	1.9%	0.8%	0.8%	0.0%		
合計	87	325	358	411	456	518	634	654	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

※構成割合は、虐待者が特定された人数に対するもの。

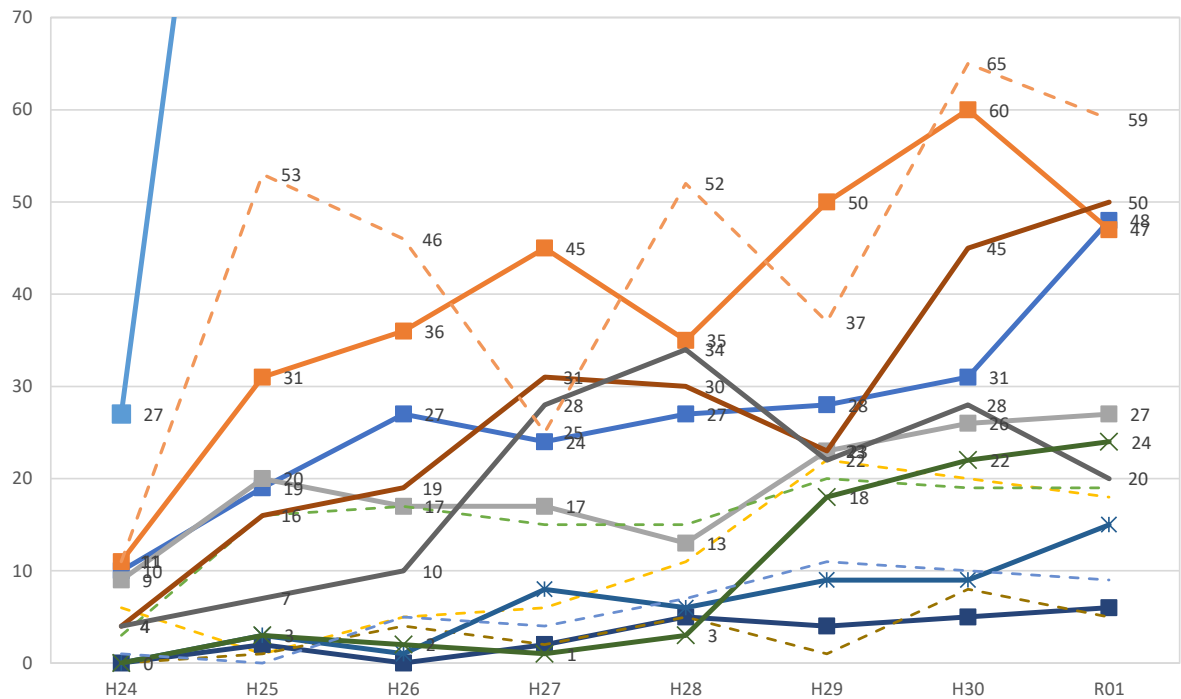
平成24年度:87人 平成25年度:325人 平成26年度:358人 平成27年度:411人 平成28年度:456人

平成29年度:518人 平成29年度:634人 令和元年度:654人

施設従事者虐待：虐待者の職種 ※件数の多い職種のみ



施設従事者虐待：虐待者の職種 ※件数の多い職種のみ 拡大



- サービス管理責任者
- 管理者
- 設置者・経営者
- 看護職員
- 生活支援員
- 職業指導員
- サービス提供責任者
- 世話人
- 指導員
- 保育士
- 児童発達支援管理責任者
- 児童指導員
- 居宅介護従業者（居宅介護従事者）
- その他従事者

(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

①市区町村による指導等の実施状況（経年比較）

(件数)

		平成							令和	差
		24	25	26	27	28	29	30	元	R01-H30
市区町村による指導等	施設・事業所に対する指導	38	142	187	231	283	292	389	324	-65
	改善計画の提出依頼	21	100	127	156	179	228	309	271	-38
	虐待を行った施設従事者等への注意・指導	28	65	67	126	134	116	175	161	-14

②障害者総合支援等の規定による権限行使等（経年比較）

(件数)

		平成							令和	差
		24	25	26	27	28	29	30	元	R01-H30
障害者総合支援法又は児童福祉法による権限の行使	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	56	151	188	180	184	186	191	182	-9
	改善勧告	10	25	33	60	45	37	38	31	-7
	公表	0	0	0	2	1	2	1	1	0
	改善命令	0	0	6	0	1	0	1	2	1
	指定の効力の全部・一部停止	0	4	8	4	3	5	8	11	3
	指定取消	0	0	0	3	7	1	3	3	0
	合計	66	180	235	249	241	231	242	230	-12
都道府県・指定・中核市等による指導	一般指導	52	162	163	211	190	189	266	253	-13

③当該施設等における改善措置の取組状況（経年比較、複数回答）

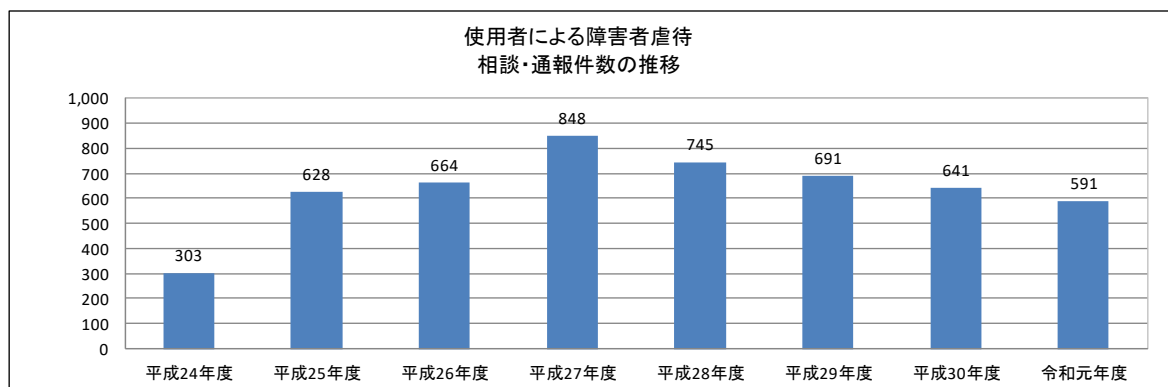
(件数)

		平成							令和	差
		24	25	26	27	28	29	30	元	R01-H30
当該施設等における改善措置	施設・事業所等からの改善計画の提出	54	216	250	319	286	359	469	433	-36
	勧告・命令等への対応	7	31	46	48	46	21	29	36	7

### 3. 使用者による障害者虐待

#### (1) 相談・通報件数の推移

使用者虐待	平成							令和
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
相談・通報件数 (件)	303	628	664	848	745	691	641	591



#### (2) 相談・通報・届出者の経年比較（複数回答）

	件数									構成割合										
	平成								令和	差	平成								令和	差
	24	25	26	27	28	29	30	元	R01-H30	24	25	26	27	28	29	30	元	R01-H30		
本人による届出	145	302	232	305	263	273	260	263	3	47.9%	48.1%	34.9%	36.0%	35.4%	39.5%	40.6%	44.5%	3.9%		
家族・親族	48	83	89	89	75	77	63	53	-10	15.8%	13.2%	13.4%	10.5%	10.1%	11.1%	9.8%	9.0%	-0.9%		
近隣住民・知人	31	22	22	20	18	23	18	17	-1	10.2%	3.5%	3.3%	2.4%	2.4%	3.3%	2.8%	2.9%	0.1%		
民生委員	2	1	1	1	0	0	0	1	1	0.7%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%		
医療機関関係者	3	2	4	3	3	5	5	6	1	1.0%	0.3%	0.6%	0.4%	0.4%	0.7%	0.8%	1.0%	0.2%		
教職員	1	6	3	1	2	1	0	2	2	0.3%	1.0%	0.5%	0.1%	0.3%	0.1%	0.0%	0.3%	0.3%		
相談支援専門員・障害福祉施設従事者等	36	63	77	77	59	92	68	61	-7	11.9%	10.0%	11.6%	9.1%	7.9%	13.3%	10.6%	10.3%	-0.3%		
就業・生活支援センター	-	-	-	-	16	15	10	18	8	-	-	-	-	2.2%	2.2%	1.6%	3.0%	1.5%		
職場の同僚	20	24	18	32	35	25	19	19	0	6.6%	3.8%	2.7%	3.8%	4.7%	3.6%	3.0%	3.2%	0.3%		
当該事業所管理者	2	2	7	6	7	4	5	5	0	0.7%	0.3%	1.1%	0.7%	0.9%	0.6%	0.8%	0.8%	0.1%		
警察	4	5	3	11	3	10	4	2	-2	1.3%	0.8%	0.5%	1.3%	0.4%	1.4%	0.6%	0.3%	-0.3%		
当該市区町村行政職員	7	14	14	28	18	19	24	39	15	2.3%	2.2%	4.5%	3.3%	2.4%	2.7%	3.7%	6.6%	2.9%		
居宅サービス事業等従事者等	-	-	1	2	0	0	1	0	-1	-	-	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	-0.2%		
その他	39	129	199	290	253	149	174	141	-33	12.9%	20.5%	64.0%	34.2%	34.1%	21.6%	27.1%	23.9%	-3.3%		
不明	23	24	22	24	36	20	9	20	11	7.6%	3.8%	7.1%	2.8%	4.8%	2.9%	1.4%	3.4%	2.0%		
合計	361	677	692	889	788	713	660	647	-13	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

平成24年度:303件 平成25年度:628件 平成26年度:664件 平成27年度:848件 平成28年度:745件

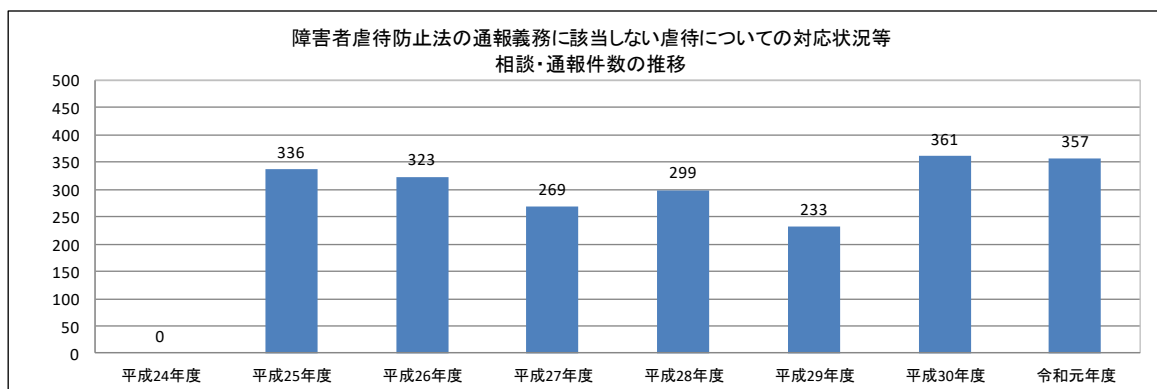
平成29年度:691件 平成30年度:641件 令和元年度:591件



#### 4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等

##### (1) 相談・通報件数の推移

障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等	平成							令和
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
相談・通報件数(件)	-	336	323	269	299	233	361	357



##### (2) 該当機関別にみた相談・通報件数の推移

	件数										構成割合									
	平成								令和	差 R01- H30	平成								令和	差 R01- H30
	24	25	26	27	28	29	30	元	24		25	26	27	28	29	30	元			
保育所等	-	8	2	1	6	1	4	3	-1	-	2.4%	0.6%	0.4%	2.0%	0.4%	1.1%	0.8%	-0.3%		
学校	-	40	30	19	26	24	32	28	-4	-	11.9%	9.3%	7.1%	8.7%	10.3%	8.9%	7.8%	-1.0%		
医療機関	-	88	80	80	65	68	68	65	-3	-	26.2%	24.8%	29.7%	21.7%	29.2%	18.8%	18.2%	-0.6%		
官公署	-	37	40	36	20	32	81	67	-14	-	11.0%	12.4%	13.4%	6.7%	13.7%	22.4%	18.8%	-3.7%		
その他	-	145	152	114	145	99	162	169	7	-	43.2%	47.1%	42.4%	48.5%	42.5%	44.9%	47.3%	2.5%		
不明	-	18	19	19	37	9	14	25	11	-	5.4%	5.9%	7.1%	12.4%	3.9%	3.9%	7.0%	3.1%		
合計	-	336	323	269	299	233	361	357	-4	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-		

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

平成25年度:336件 平成26年度:323件 平成27年度:269件 平成28年度:299件  
平成29年度:233件 平成30年度:361件 令和元年度:357件

5. 体制整備状況

(1) 市区町村

【障害者虐待防止センターの設置状況】

			平成							令和 元	差 R01- H30
			24	25	26	27	28	29	30		
障害者虐待防止センターの設置状況	直営のみ	市町村数	1,443	1,375	1,370	1,362	1,360	1,356	1,348	1,344	-4
		構成割合	83.0%	79.1%	78.9%	78.4%	78.3%	78.1%	77.6%	77.4%	-0.2%
	委託のみ	市町村数	113	146	154	163	170	169	178	181	3
		構成割合	6.5%	8.4%	8.9%	9.4%	9.8%	9.7%	10.2%	10.4%	0.2%
直営と委託の両方	市町村数	182	217	213	212	207	211	211	212	1	
	構成割合	10.5%	12.5%	12.2%	12.2%	11.9%	12.1%	12.1%	12.2%	0.1%	

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため、平成24年度、平成25年度の母数は1,738。平成26年度以降の母数は1,737。

【市区町村における体制整備等に関する状況 経年比較 ※「実施済み」のみ】

			平成							令和 元	差 R01- H30
			24	25	26	27	28	29	30		
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	市町村数	1,509	1,326	1,441	1,434	1,422	1,397	1,399	1,404	5	
	構成割合	86.8%	76.3%	83.0%	82.6%	81.9%	80.4%	80.5%	80.8%	0.3%	
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	市町村数	493	552	592	576	595	1,214	1,262	1,309	47	
	構成割合	28.4%	31.8%	34.1%	33.2%	34.3%	69.9%	72.7%	75.4%	2.7%	
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	市町村数	1,250	1,235	1,256	1,253	1,260	1,238	1,258	1,226	-32	
	構成割合	71.9%	71.1%	72.3%	72.1%	72.5%	71.3%	72.4%	70.6%	-1.8%	
障害者虐待防止について、講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓発活動	市町村数	1,118	986	898	895	875	814	781	769	-12	
	構成割合	64.3%	56.7%	51.7%	51.5%	50.4%	46.9%	45.0%	44.3%	-0.7%	
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	市町村数	980	952	937	948	952	879	883	886	3	
	構成割合	56.4%	54.8%	53.9%	54.6%	54.8%	50.6%	50.8%	51.0%	0.2%	
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	市町村数	—	524	568	629	657	639	626	639	13	
	構成割合	—	30.1%	32.7%	36.2%	37.8%	36.8%	36.0%	36.8%	0.7%	
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	市町村数	770	833	879	918	962	981	981	994	13	
	構成割合	44.3%	47.9%	50.6%	52.8%	55.4%	56.5%	56.5%	57.2%	0.7%	
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市町村数	751	830	879	905	922	923	947	991	44	
	構成割合	43.2%	47.8%	50.6%	52.1%	53.1%	53.1%	54.5%	57.1%	2.5%	
個別ケース会議における専門職の参加	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	市町村数	—	548	645	667	733	751	763	778	15
	構成割合	—	31.5%	37.1%	38.4%	42.2%	43.2%	43.9%	44.8%	0.9%	
専門職が参加した個別ケース会議の実施	市町村数	—	365	423	474	513	536	549	557	8	
	構成割合	—	21.0%	24.4%	27.3%	29.5%	30.9%	31.6%	32.1%	0.5%	
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議	市町村数	549	550	550	535	547	521	505	491	-14	
	構成割合	31.6%	31.6%	31.7%	30.8%	31.5%	30.0%	29.1%	28.3%	-0.8%	
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	市町村数	800	799	789	776	742	704	704	691	-13	
	構成割合	46.0%	46.0%	45.4%	44.7%	42.7%	40.5%	40.5%	39.8%	-0.7%	
虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言	市町村数	656	779	848	917	—	—	—	—	—	
	構成割合	37.7%	44.8%	48.8%	52.8%	—	—	—	—	—	
緊急時の受け入れのための独自の一時保護のために必要な居室の確保	市町村数	—	—	—	—	692	715	728	747	19	
	構成割合	—	—	—	—	39.8%	41.2%	41.9%	43.0%	1.1%	
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	市町村数	708	—	—	—	—	—	—	—	—	
	構成割合	40.7%	—	—	—	—	—	—	—	—	
マニュアルの作成	市町村数	—	549	586	621	657	667	663	677	14	
	構成割合	—	31.6%	33.7%	35.8%	37.8%	38.4%	38.2%	39.0%	0.8%	
業務指針の作成	市町村数	—	366	370	389	404	406	409	420	11	
	構成割合	—	21.1%	21.3%	22.4%	23.3%	23.4%	23.5%	24.2%	0.6%	
対応フロー図の作成	市町村数	—	639	662	717	738	738	737	752	15	
	構成割合	—	36.8%	38.1%	41.3%	42.5%	42.5%	42.4%	43.3%	0.9%	
事例集の作成	市町村数	—	68	85	110	104	107	103	105	2	
	構成割合	—	3.9%	4.9%	6.3%	6.0%	6.2%	5.9%	6.0%	0.1%	
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない、例えば「保育所」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	市町村数	548	591	651	704	746	769	824	845	21	
	構成割合	31.5%	34.0%	37.5%	40.5%	42.9%	44.3%	47.4%	48.6%	1.2%	
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	—	397	432	465	500	501	517	538	21	
	構成割合	—	22.8%	24.9%	26.8%	28.8%	28.8%	29.8%	31.0%	1.2%	
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	—	365	406	447	484	487	512	524	12	
	構成割合	—	21.0%	23.4%	25.7%	27.9%	28.0%	29.5%	30.2%	0.7%	
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	—	267	312	344	368	362	384	395	11	
	構成割合	—	15.4%	18.0%	19.8%	21.2%	20.8%	22.1%	22.7%	0.6%	
官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	—	271	309	361	385	387	402	407	5	
	構成割合	—	15.6%	17.8%	20.8%	22.2%	22.3%	23.1%	23.4%	0.3%	
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	市町村数	577	607	715	752	775	502	415	444	29	
	構成割合	33.2%	34.9%	41.2%	43.3%	44.6%	28.9%	23.9%	25.6%	1.7%	

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため、平成24年度、平成25年度の母数は1,738。平成26年度以降の母数は1,737。赤字部分は調査票の改定により前年度までと傾向が変更となった項目。

(2) 都道府県

【障害者権利擁護センターの設置状況】

		平成								令和 元	差 R01- H30
		24	25	26	27	28	29	30			
障害者権利擁護センターの設置状況	直営のみ	都道府県数	29	31	30	30	29	30	30	30	0
		構成割合	61.7%	66.0%	63.8%	63.8%	61.7%	63.8%	63.8%	63.8%	0.0%
	委託のみ	都道府県数	9	8	11	10	10	10	11	12	1
		構成割合	19.1%	17.0%	23.4%	21.3%	21.3%	21.3%	23.4%	25.5%	2.1%
	直営と委託の両方	都道府県数	9	8	6	7	8	7	6	5	-1
		構成割合	19.1%	17.0%	12.8%	14.9%	17.0%	14.9%	12.8%	10.6%	-2.1%

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

【都道府県における体制整備等に関する状況 経年比較 ※「実施済み」のみ】

		平成								令和 元	差 R01- H30
		24	25	26	27	28	29	30			
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	都道府県数	46	46	47	47	47	47	47	47	0	
	構成割合	97.9%	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	都道府県数	26	27	28	28	29	31	32	33	1	
	構成割合	55.3%	57.4%	59.6%	59.6%	61.7%	66.0%	68.1%	70.2%	2.1%	
障害者権利擁護センター等関係者への障害者虐待防止に関する研修	都道府県数	46	46	47	47	47	47	46	46	0	
	構成割合	97.9%	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	97.9%	97.9%	0.0%	
障害者虐待防止について、講演会や都道府県広報紙等による、住民への啓発活動	都道府県数	39	38	35	35	36	33	34	32	-2	
	構成割合	83.0%	80.9%	74.5%	74.5%	76.6%	70.2%	72.3%	68.1%	-4.3%	
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	都道府県数	46	47	46	47	47	45	45	45	0	
	構成割合	97.9%	100.0%	97.9%	100.0%	100.0%	95.7%	95.7%	95.7%	0.0%	
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	都道府県数	—	3	0	5	6	6	6	7	1	
	構成割合	—	6.4%	0.0%	10.6%	12.8%	12.8%	12.8%	14.9%	2.1%	
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組（新たなネットワーク構築に限らず既存の協議会等の組織、ネットワークを活用している場合も含む。）	都道府県数	36	33	33	35	34	31	30	30	0	
	構成割合	76.6%	70.2%	70.2%	74.5%	72.3%	66.0%	63.8%	63.8%	0.0%	
都道府県警と障害者虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	都道府県数	28	30	28	30	31	30	30	28	-2	
	構成割合	59.6%	63.8%	59.6%	63.8%	66.0%	63.8%	63.8%	59.6%	-4.3%	
都道府県労働局との障害者虐待に関する予防、対応手順、連携に関する協議	都道府県数	43	45	46	44	41	39	38	37	-1	
	構成割合	91.5%	95.7%	97.9%	93.6%	87.2%	83.0%	80.9%	78.7%	-2.1%	
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための市区町村、関係機関との事前の調整	都道府県数	21	19	19	20	18	16	16	14	-2	
	構成割合	44.7%	40.4%	40.4%	42.6%	38.3%	34.0%	34.0%	29.8%	-4.3%	
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者に関する問題及び養護者に対する支援に関する相談対応及び相談を行う機関の紹介を行える体制の整備	都道府県数	38	40	42	42	44	43	43	42	-1	
	構成割合	80.9%	85.1%	89.4%	89.4%	93.6%	91.5%	91.5%	89.4%	-2.1%	
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行える体制の整備	都道府県数	41	40	43	44	44	45	46	46	0	
	構成割合	87.2%	85.1%	91.5%	93.6%	93.6%	95.7%	97.9%	97.9%	0.0%	
権利擁護センターによる障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報の収集、分析及び提供	都道府県数	33	30	33	34	33	34	36	36	0	
	構成割合	70.2%	63.8%	70.2%	72.3%	70.2%	72.3%	76.6%	76.6%	0.0%	
本調査年度中において、養護者虐待、施設従事者虐待を問わず、重篤事案に対する検証委員会が設置された件数	都道府県数	—	—	—	—	—	—	2	1	-1	
	構成割合	—	—	—	—	—	—	4.3%	2.1%	-2.1%	
虐待事例の調査、対応、検証等（個別ケース会議）における専門職の参加	都道府県数	—	24	27	29	31	28	26	23	-3	
	構成割合	—	51.1%	57.4%	61.7%	66.0%	59.6%	55.3%	48.9%	-6.4%	
	都道府県数	—	23	23	24	25	23	20	18	-2	
	構成割合	—	48.9%	48.9%	51.1%	53.2%	48.9%	42.6%	38.3%	-4.3%	
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	都道府県数	30	—	—	—	—	—	—	—	—	
	構成割合	63.8%	—	—	—	—	—	—	—	—	
	マニュアルの作成	都道府県数	—	22	25	25	25	25	28	26	-2
		構成割合	—	46.8%	53.2%	53.2%	53.2%	53.2%	59.6%	55.3%	-4.3%
	業務指針の作成	都道府県数	—	17	16	17	16	15	17	17	0
		構成割合	—	36.2%	34.0%	36.2%	34.0%	31.9%	36.2%	36.2%	0.0%
	対応フロー図の作成	都道府県数	—	31	29	28	33	34	31	30	-1
		構成割合	—	66.0%	61.7%	59.6%	70.2%	72.3%	66.0%	63.8%	-2.1%
	事例集の作成	都道府県数	—	7	9	13	16	16	15	15	0
		構成割合	—	14.9%	19.1%	27.7%	34.0%	34.0%	31.9%	31.9%	0.0%
障害者虐待防止法に定める障害者虐待以外、例えば「保育所」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	都道府県数	25	22	24	27	26	29	28	29	1	
	構成割合	53.2%	46.8%	51.1%	57.4%	55.3%	61.7%	59.6%	61.7%	2.1%	
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	—	11	12	13	12	12	11	13	2	
	構成割合	—	23.4%	25.5%	27.7%	25.5%	25.5%	23.4%	27.7%	4.3%	
	都道府県数	—	15	14	15	14	16	14	16	2	
	構成割合	—	31.9%	29.8%	31.9%	29.8%	34.0%	29.8%	34.0%	4.3%	
	都道府県数	—	13	12	14	13	15	13	15	2	
	構成割合	—	27.7%	25.5%	29.8%	27.7%	31.9%	27.7%	31.9%	4.3%	
官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	—	10	10	12	12	14	12	14	2	
	構成割合	—	21.3%	21.3%	25.5%	25.5%	29.8%	25.5%	29.8%	4.3%	

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。赤字部分は調査票の改定により前年度までと傾向が変更となった項目。

### 参考資料3 平成27年度～令和元年度の5ヶ年の調査結果を用いた集計

ここでは、養護者虐待に関する平成27年度から令和元年度の5ヶ年分のデータを用いて養護者虐待に関する「被虐待者の基本属性別有意差分析」のクロス集計を行った。

集計結果表を以下に示す。

被虐待者の基本属性別有意差分析（その1 性別・年齢別）※5カ年データ

型	全体	性別			年齢									
		男性	女性	有意差	中学生以下	15～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	有意差		
全体	8029	2916	5113		83	596	1690	1326	1758	1567	1000			
	100%	100%	100%		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%			
虐待の類型	身体的虐待	4992 62.2%	1666 57.1%	3326 65.0%	***	50 60.2%	344 57.7%	939 55.6%	820 61.8%	1136 64.6%	1022 65.2%	676 67.6%	***	
	性的虐待	318 4.0%	13 0.4%	305 6.0%	***	4 4.8%	64 10.7%	105 6.2%	64 4.8%	47 2.7%	23 1.5%	11 1.1%	(***)	
	心理的虐待	2467 30.7%	853 29.3%	1614 31.6%	*	23 27.7%	196 32.9%	540 32.0%	420 31.7%	537 30.5%	465 29.7%	283 28.3%		
	放棄、放置(ネグレクト)	1236 15.4%	576 19.8%	660 12.9%	***	25 30.1%	139 23.3%	253 15.0%	171 12.9%	261 14.8%	227 14.5%	159 15.9%	***	
	経済的虐待	1820 22.7%	794 27.2%	1026 20.1%	***	0 0.0%	73 12.2%	474 28.0%	295 22.2%	354 20.1%	386 24.6%	237 23.7%	***	
虐待者の続柄	父	2113 26.3%	994 34.1%	1119 21.9%	***	36 43.4%	262 44.0%	625 37.0%	473 35.7%	488 27.8%	191 12.2%	38 3.8%	***	
	母	2045 25.5%	819 28.1%	1226 24.0%	***	51 61.4%	297 49.8%	747 44.2%	401 30.2%	351 20.0%	161 10.3%	34 3.4%	***	
	夫	1129 14.1%	29 1.0%	1100 21.5%		0 0.0%	0 0.0%	83 4.9%	164 12.4%	339 19.3%	328 20.9%	215 21.5%	***	
	妻	187 2.3%	178 6.1%	9 0.2%		0 0.0%	1 0.2%	5 0.3%	10 0.8%	49 2.8%	73 4.7%	49 4.9%	(***)	
	息子	367 4.6%	74 2.5%	289 5.7%	***	0 0.0%	0 0.0%	2 0.1%	3 0.2%	37 2.1%	151 9.6%	169 16.9%	(***)	
	娘	160 2.0%	21 0.7%	137 2.7%	***	0 0.0%	0 0.0%	3 0.2%	1 0.1%	20 1.1%	70 4.5%	64 6.4%	(***)	
	息子の配偶者(嫁)	15 0.2%	3 0.1%	12 0.2%		0 0.0%	0 0.0%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	11 1.1%	(***)	
	娘の配偶者(婿)	11 0.1%	2 0.1%	9 0.2%		0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.1%	9 0.9%	(***)	
	兄弟	1158 14.4%	521 17.9%	626 12.2%	***	1 1.2%	35 5.9%	131 7.8%	143 10.8%	272 15.5%	331 21.1%	233 23.3%	***	
	姉妹	494 6.2%	186 6.4%	301 5.9%		0 0.0%	11 1.8%	55 3.3%	62 4.7%	134 7.6%	141 9.0%	83 8.3%	***	
	祖父	27 0.3%	8 0.3%	19 0.4%		3 3.6%	8 1.3%	14 0.8%	2 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	(***)
	祖母	36 0.4%	13 0.4%	23 0.4%		0 0.0%	6 1.0%	21 1.2%	4 0.3%	1 0.1%	2 0.1%	2 0.2%	2 0.2%	(***)
	その他	1111 13.8%	369 12.7%	666 13.0%		6 7.2%	47 7.9%	202 12.0%	198 14.9%	211 12.0%	218 13.9%	150 15.0%	***	
	不明	13 0.16%	2 0.07%	11 0.22%		0 0.00%	1 0.17%	1 0.06%	4 0.30%	4 0.23%	1 0.06%	2 0.20%		
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	1630 20.3%	605 20.7%	1013 19.8%		12 14.5%	87 14.6%	297 17.6%	272 20.5%	356 20.3%	345 22.0%	249 24.9%	***	
	虐待者の知識や情報の不足	1896 23.6%	708 24.3%	1150 22.5%		24 28.9%	138 23.2%	391 23.1%	336 25.3%	415 23.6%	324 20.7%	228 22.8%		
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	669 8.3%	221 7.6%	445 8.7%		5 6.0%	42 7.0%	157 9.3%	113 8.5%	149 8.5%	110 7.0%	88 8.8%		
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	1353 16.9%	539 18.5%	795 15.5%	***	13 15.7%	80 13.4%	263 15.6%	233 17.6%	295 16.8%	251 16.0%	199 19.9%	*	
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	628 7.8%	223 7.6%	402 7.9%		2 2.4%	75 12.6%	146 8.6%	105 7.9%	116 6.6%	112 7.1%	69 6.9%	***	
	虐待者が虐待と認識していない	3579 44.6%	1345 46.1%	2152 42.1%	***	28 33.7%	290 48.7%	788 46.6%	621 46.8%	746 42.4%	633 40.4%	390 39.0%	***	
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	1254 15.6%	391 13.4%	856 16.7%	***	21 25.3%	110 18.5%	278 16.4%	156 11.8%	269 15.3%	246 15.7%	167 16.7%	***	
	虐待者側のその他の要因	879 10.9%	335 11.5%	534 10.4%		6 7.2%	55 9.2%	157 9.3%	131 9.9%	216 12.3%	197 12.6%	106 10.6%	*	
被虐待者側の要因	被虐待者の介護度や支援度の高さ	2055 25.6%	772 26.5%	1281 25.1%		21 25.3%	117 19.6%	400 23.7%	334 25.2%	462 26.3%	413 26.4%	303 30.3%	***	
	被虐待者の行動障害	1269 15.8%	565 19.4%	704 13.8%	***	23 27.7%	109 18.3%	316 18.7%	231 17.4%	281 16.0%	188 12.0%	121 12.1%	***	
	被虐待者側のその他の要因	1155 14.4%	365 12.5%	786 15.4%	***	10 12.0%	74 12.4%	221 13.1%	194 14.6%	260 14.8%	259 16.5%	131 13.1%		
家庭環境	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	3620 45.1%	1244 42.7%	2355 46.1%	**	18 21.7%	278 46.6%	729 43.1%	602 45.4%	798 45.4%	721 46.0%	450 45.0%	**	
	家庭における経済的困窮(経済的問題)	1626 20.3%	658 22.6%	958 18.7%	***	9 10.8%	106 17.8%	420 24.9%	268 20.2%	319 18.1%	307 19.6%	184 18.4%	***	
	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	1134 14.1%	402 13.8%	729 14.3%		14 16.9%	94 15.8%	247 14.6%	191 14.4%	242 13.8%	214 13.7%	129 12.9%		
	家庭におけるその他の要因	522 6.5%	191 6.6%	327 6.4%		17 20.5%	48 8.1%	101 6.0%	71 5.4%	132 7.5%	88 5.6%	59 5.9%	***	

※有意差：期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には( )で表示

被虐待者の基本属性別有意差分析（その2 障害種別）※5カ年データ

	全体	身体障害			知的障害			精神障害(発達障害を除く)			発達障害			難病等		
		該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差
全体	8029 100%	1681 100%	6348 100%		4256 100%	3773 100%		2781 100%	5248 100%		210 100%	7819 100%		93 100%	7936 100%	
虐待の種類	身体的虐待	4992 62.2%	1058 62.9%	3934 62.0%		2483 58.3%	2509 66.5%	***	1855 66.7%	3137 59.8%	***	124 59.0%	4868 62.3%		60 64.5%	4932 62.1%
	性的虐待	318 4.0%	28 1.7%	290 4.6%	***	236 5.5%	82 2.2%	***	77 2.8%	241 4.6%	***	5 2.4%	313 4.0%		1 1.1%	317 4.0%
	心理的虐待	2467 30.7%	498 29.6%	1969 31.0%		1147 27.0%	1320 35.0%	***	982 35.3%	1485 28.3%	***	108 51.4%	2359 30.2%	***	36 38.7%	2431 30.6%
	放棄、放置(ネグレクト)	1236 15.4%	348 20.7%	888 14.0%	***	747 17.6%	489 13.0%	***	308 11.1%	928 17.7%	***	26 12.4%	1210 15.5%		25 26.9%	1211 15.3%
	経済的虐待	1820 22.7%	348 20.7%	1472 23.2%	*	1147 27.0%	673 17.8%	***	510 18.3%	1310 25.0%	***	27 12.9%	1793 22.9%	***	13 14.0%	1807 22.8%
虐待者の続柄	父	2113 26.3%	345 20.5%	1768 27.9%	***	1372 32.2%	741 19.6%	***	589 21.2%	1524 29.0%	***	93 44.3%	2020 25.8%	***	11 11.8%	2102 26.5%
	母	2045 25.5%	420 25.0%	1625 25.6%		1452 34.1%	593 15.7%	***	461 16.6%	1584 30.2%	***	65 31.0%	1980 25.3%		16 17.2%	2029 25.6%
	夫	1129 14.1%	270 16.1%	859 13.5%	**	206 4.8%	923 24.5%	***	665 23.9%	464 8.8%	***	18 8.6%	1111 14.2%	*	33 35.5%	1096 13.8%
	妻	187 2.3%	92 5.5%	95 1.5%	***	11 0.3%	176 4.7%	***	83 3.0%	104 2.0%	**	3 1.4%	184 2.4%		10 10.8%	177 2.2%
	息子	367 4.6%	119 7.1%	248 3.9%	***	42 1.0%	325 8.6%	***	203 7.3%	164 3.1%	***	3 1.4%	364 4.7%	*	9 9.7%	358 4.5%
	娘	160 2.0%	60 3.6%	100 1.6%	***	20 0.5%	140 3.7%	***	86 3.1%	74 1.4%	***	2 1.0%	158 2.0%		4 4.3%	156 2.0%
	息子の配偶者(嫁)	15 0.2%	6 0.4%	9 0.1%		3 0.1%	12 0.3%	*	4 0.1%	11 0.2%		0 0.0%	15 0.2%		1 1.1%	14 0.2%
	娘の配偶者(婿)	11 0.1%	6 0.4%	5 0.1%	(**)	0 0.0%	11 0.3%	***	5 0.2%	6 0.1%		0 0.0%	11 0.1%		0 0.0%	11 0.1%
	兄弟	1158 14.4%	211 12.6%	947 14.9%	*	648 15.2%	510 13.5%	*	423 15.2%	735 14.0%		16 7.6%	1142 14.6%	**	5 5.4%	1153 14.5%
	姉妹	494 6.2%	121 7.2%	373 5.9%	*	300 7.0%	194 5.1%	***	134 4.8%	360 6.9%	***	5 2.4%	489 6.3%	*	6 6.5%	488 6.1%
	祖父	27 0.3%	2 0.1%	25 0.4%		21 0.5%	6 0.2%	**	7 0.3%	20 0.4%		1 0.5%	26 0.3%		0 0.0%	27 0.3%
	祖母	36 0.4%	3 0.2%	33 0.5%		30 0.7%	6 0.2%	***	4 0.1%	32 0.6%	**	2 1.0%	34 0.4%		0 0.0%	36 0.5%
	その他	1111 13.8%	165 9.8%	946 14.9%	***	594 14.0%	517 13.7%		334 12.0%	777 14.8%	***	24 11.4%	1087 13.9%		7 7.5%	1104 13.9%
	不明	13 0.16%	5 0.30%	8 0.13%		6 0.14%	7 0.19%		2 0.07%	11 0.21%		0 0.00%	13 0.17%		0 0.00%	13 0.16%
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	1630 20.3%	456 27.1%	1174 18.5%	***	870 20.4%	760 20.1%		513 18.4%	1117 21.3%	**	38 18.1%	1592 20.4%		34 36.6%	1596 20.1%
	虐待者の知識や情報の不足	1896 23.6%	324 19.3%	1572 24.8%	***	1054 24.8%	842 22.3%	**	645 23.2%	1251 23.8%		60 28.6%	1836 23.5%		22 23.7%	1874 23.6%
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	669 8.3%	137 8.1%	532 8.4%		353 8.3%	316 8.4%		237 8.5%	432 8.2%		9 4.3%	660 8.4%	*	6 6.5%	663 8.4%
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	1353 16.9%	324 19.3%	1029 16.2%	**	744 17.5%	609 16.1%		437 15.7%	916 17.5%		43 20.5%	1310 16.8%		36 38.7%	1317 16.6%
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	628 7.8%	133 7.9%	495 7.8%		369 8.7%	259 6.9%	**	194 7.0%	434 8.3%	*	12 5.7%	616 7.9%		5 5.4%	623 7.9%
	虐待者が虐待と認識していない	3579 44.6%	697 41.5%	2882 45.4%	**	2038 47.9%	1541 40.8%	***	1100 39.6%	2479 47.2%	***	97 46.2%	3482 44.5%		38 40.9%	3541 44.6%
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	1254 15.6%	237 14.1%	1017 16.0%		653 15.3%	601 15.9%		481 17.3%	773 14.7%	**	36 17.1%	1218 15.6%		15 16.1%	1239 15.6%
	虐待者側のその他の要因	879 10.9%	208 12.4%	671 10.6%	*	477 11.2%	402 10.7%		297 10.7%	582 11.1%		22 10.5%	857 11.0%		14 15.1%	865 10.9%
被虐待者側の要因	被虐待者の介護度や支援度の高さ	2055 25.6%	618 36.8%	1437 22.6%	***	1121 26.3%	934 24.8%		619 22.3%	1436 27.4%	***	48 22.9%	2007 25.7%		44 47.3%	2011 25.3%
	被虐待者の行動障害	1269 15.8%	175 10.4%	1094 17.2%	***	841 19.8%	428 11.3%	***	393 14.1%	876 16.7%	**	46 21.9%	1223 15.6%	*	4 4.3%	1265 15.9%
	被虐待者側のその他の要因	1155 14.4%	216 12.8%	939 14.8%	*	514 12.1%	641 17.0%	***	479 17.2%	676 12.9%	***	41 19.5%	1114 14.2%	*	16 17.2%	1139 14.4%
家庭環境	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	3620 45.1%	760 45.2%	2860 45.1%		1684 39.6%	1936 51.3%	***	1410 50.7%	2210 42.1%	***	112 53.3%	3508 44.9%	*	37 39.8%	3583 45.1%
	家庭における経済的困窮(経済的問題)	1626 20.3%	319 19.0%	1307 20.6%		966 22.7%	660 17.5%	***	508 18.3%	1118 21.3%	**	29 13.8%	1597 20.4%	*	21 22.6%	1605 20.2%
	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	1134 14.1%	200 11.9%	934 14.7%	**	713 16.8%	421 11.2%	***	348 12.5%	786 15.0%	**	34 16.2%	1100 14.1%		14 15.1%	1120 14.1%
	家庭におけるその他の要因	522 6.5%	114 6.8%	408 6.4%		303 7.1%	219 5.8%	*	171 6.1%	351 6.7%		21 10.0%	501 6.4%	*	7 7.5%	515 6.5%

※有意差、期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には( )で表示

被虐待者の基本属性別有意差分析（その3 行動障害の有無別）※5カ年データ

	全体	行動障害						
		強い行動障害がある(区分3、行動関連項目8点以上)	認定調査を受けてはいるが、①と同程度の行動障害がある	行動障害がある(①、②に該当しない程度の行動障害)	行動障害がない	行動障害の有無不明	有意差	
全体	8029 100%	890 100%	133 100%	1230 100%	5481 100%	295 100%		
虐待の類型	身体的虐待	4992 62.2%	615 69.1%	83 62.4%	829 67.4%	3267 59.6%	198 67.1%	***
	性的虐待	318 4.0%	23 2.6%	1 0.8%	51 4.1%	230 4.2%	13 4.4%	
	心理的虐待	2467 30.7%	187 21.0%	26 19.5%	370 30.1%	1820 33.2%	64 21.7%	***
	放棄、放置(ネグレクト)	1236 15.4%	173 19.4%	38 28.6%	197 16.0%	796 14.5%	32 10.8%	***
	経済的虐待	1820 22.7%	141 15.8%	24 18.0%	228 18.5%	1368 25.0%	59 20.0%	***
虐待者の続柄	父	2113 26.3%	320 36.0%	39 29.3%	380 30.9%	1317 24.0%	57 19.3%	***
	母	2045 25.5%	332 37.3%	43 32.3%	349 28.4%	1270 23.2%	51 17.3%	***
	夫	1129 14.1%	31 3.5%	9 6.8%	154 12.5%	874 15.9%	61 20.7%	***
	妻	187 2.3%	6 0.7%	1 0.8%	15 1.2%	158 2.9%	7 2.4%	(***)
	息子	367 4.6%	7 0.8%	3 2.3%	43 3.5%	293 5.3%	17 5.8%	***
	娘	160 2.0%	1 0.1%	2 1.5%	19 1.5%	126 2.3%	10 3.4%	(***)
	息子の配偶者(嫁)	15 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	3 0.2%	11 0.2%	1 0.3%	
	娘の配偶者(婿)	11 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.1%	10 0.2%	0 0.0%	
	兄弟	1158 14.4%	135 15.2%	19 14.3%	169 13.7%	786 14.3%	38 12.9%	
	姉妹	494 6.2%	50 5.6%	13 9.8%	80 6.5%	327 6.0%	17 5.8%	
	祖父	27 0.3%	4 0.4%	1 0.8%	2 0.2%	19 0.3%	1 0.3%	
	祖母	36 0.4%	9 1.0%	1 0.8%	5 0.4%	20 0.4%	1 0.3%	
	その他	1111 13.8%	73 8.2%	22 16.5%	135 11.0%	754 13.8%	51 17.3%	***
	不明	13 0.16%	3 0.34%	0 0.00%	2 0.16%	8 0.15%	0 0.00%	
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	1630 20.3%	313 35.2%	44 33.1%	318 25.9%	910 16.6%	33 11.2%	***
	虐待者の知識や情報の不足	1896 23.6%	242 27.2%	52 39.1%	367 29.8%	1145 20.9%	52 17.6%	***
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	669 8.3%	60 6.7%	6 4.5%	80 6.5%	500 9.1%	20 6.8%	**
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	1353 16.9%	244 27.4%	35 26.3%	298 24.2%	728 13.3%	29 9.8%	***
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	628 7.8%	85 9.6%	11 8.3%	112 9.1%	400 7.3%	17 5.8%	*
	虐待者が虐待と認識していない	3579 44.6%	360 40.4%	64 48.1%	529 43.0%	2449 44.7%	95 32.2%	***
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	1254 15.6%	124 13.9%	19 14.3%	194 15.8%	884 16.1%	26 8.8%	**
	虐待者側のその他の要因	879 10.9%	83 9.3%	12 9.0%	117 9.5%	558 10.2%	99 33.6%	***
	被虐待者側の要因	被虐待者の介護度や支援度の高さ	2055 25.6%	350 39.3%	48 36.1%	307 25.0%	1299 23.7%	49 16.6%
被虐待者の行動障害		1269 15.8%	492 55.3%	82 61.7%	520 42.3%	166 3.0%	9 3.1%	***
被虐待者側のその他の要因		1155 14.4%	42 4.7%	5 3.8%	122 9.9%	884 16.1%	98 33.2%	***
家庭環境	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	3620 45.1%	340 38.2%	67 50.4%	555 45.1%	2531 46.2%	106 35.9%	***
	家庭における経済的困窮(経済的問題)	1626 20.3%	151 17.0%	25 18.8%	256 20.8%	1137 20.7%	47 15.9%	*
	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	1134 14.1%	145 16.3%	18 13.5%	212 17.2%	726 13.2%	30 10.2%	***
	家庭におけるその他の要因	522 6.5%	79 8.9%	6 4.5%	68 5.5%	296 5.4%	69 23.4%	***

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には( )で表示

令和2年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」調査研究事業

令和2年度  
「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」調査研究事業  
報告書

令和3（2021）年 3月

一般財団法人 日本総合研究所